

平成27年2月第1回人吉市議会臨時会会議録

平成27年2月12日 木曜日

1. 議事日程

平成27年2月12日 午後2時 開会

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 市庁舎建設に関する特別委員会委員の定数の変更について
 - 日程第4 市庁舎建設に関する特別委員会副委員長の互選について
 - 日程第5 人吉球磨広域行政組合議会議員の補欠選挙
 - 日程第6 議第1号 工事請負契約の締結について
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員 (17名)

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	信	孝	君					
副	市	長	坂	崎	博	憲	君				
監	査	委	員	篠	崎	國	博	君			
教	育	長	末	次	美	代	君				
総	務	部	長	中	村	則	明	君			
市	民	部	長	中	村	明	公	君			
健	康	福	祉	部	長	松	岡	誠	也	君	
経	済	部	長	松	田	知	良	君			
建	設	部	長	田	中	幸	輔	君			
総	務	部	次	長	迫	田	浩	二	君		
市	民	部	次	長	加	賀	邦	保	君		
健	康	福	祉	部	次	長	中	川	一	水	君
経	済	部	次	長	大	淵	修	君			
経	済	部	次	長	廣	田	五	浩	君		
建	設	部	次	長	山	田	巧	君			
建	設	部	次	長	木	村	秀	敏	君		
総	務	課	長	溝	口	尚	也	君			
企	画	財	政	課	長	告	吉	眞	二	郎	君
自	治	振	興	課	長	小	澤	洋	之	君	
会	計	管	理	者	椎	葉	幹	夫	君		
水	道	局	長	東	俊	宏	君				
水	道	局	次	長	愛	甲	泰	士	君		
上	水	道	課	長	那	須	義	徳	君		
教	育	部	長	井	上	祐	太	君			
教	育	部	次	長	今	村	修	君			
教	育	部	次	長	東	和	人	君			
農	業	委	員	会	舟	戸	幸	弘	君		
事	務	局	長								

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤	池	謙	介	君
次	長	山	本	繁	美	君

庶務係長 椎葉千恵君
書 記 白坂禎敏君

午後2時 開会

○議長（永山芳宏君） 皆さん、こんにちは。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成27年2月第1回人吉市議会臨時会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、松岡隼人議員から、2月9日付で一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可いたしましたので、会議規則第94条第2項の規定により報告いたします。

日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、本日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。平成27年2月第1回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日午後1時30分から議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告申し上げます。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議することにいたしております。

また、松岡隼人議員の辞職に伴いまして、市庁舎建設委員会に関する特別委員会の委員定数の変更についての採決を行い、同委員会副委員長の互選及び人吉球磨広域行政組合議会議員の補欠選挙を行うこととしておりますので、よろしく御願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に13番、村上恵一議員、14番、田中哲議員を指名いたします。

日程第3 市庁舎建設に関する特別委員会委員の定数の変更について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、市庁舎建設に関する特別委員会委員の定数の変更についてを議題といたします。

本件は、松岡隼人議員の議員辞職に伴いまして、市庁舎建設に関する特別委員会委員に欠員が生じたので、委員会条例第5条第2項の規定により、委員の定数を現在の9名から8名に変更するものであります。

お諮りいたします。市庁舎建設に関する特別委員会委員の定数を8名にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、市庁舎建設に関する特別委員会委員の定数を8名とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第4 市庁舎建設に関する特別委員会副委員長の互選について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、市庁舎建設に関する特別委員会副委員長の互選についてを議題といたします。

本件は、松岡隼人議員の議員辞職に伴いまして、市庁舎建設に関する特別委員会副委員長が欠員となりましたので、委員会条例第7条第2項の規定により、市庁舎建設に関する特別委員会副委員長の互選がなされております。つきましては、その結果を御報告いたします。

市庁舎建設に関する特別委員会副委員長に西信八郎議員。

以上です。

日程第5 人吉球磨広域行政組合議会議員の補欠選挙

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、人吉球磨広域行政組合議会議員の補欠選挙を議題といたします。

本件は、松岡隼人議員の議員辞職に伴いまして、人吉球磨広域行政組合議会議員の人吉市選出議員に欠員が生じたので、補充するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により

指名推選によることとし、議長において指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によるものとし、議長において指名することに決定いたしました。

人吉球磨広域行政組合議会議員に大塚則男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大塚則男議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、人吉球磨広域行政組合議会議員に大塚則男議員が当選されました。

ただいま当選されました大塚則男議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第6 議第1号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第6、議第1号を議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日は、第1回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

早速ではございますが、御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

議第1号工事請負契約の締結についての案件は、人吉中核工業用地調整池改築工事につきまして、指名競争入札の結果、味岡・双栄建設工事共同企業体が2億1,654万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結することにつきまして議会の御議決をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第1号について、質疑はありますか。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番、平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 議第1号工事請負契約の締結についてということで、指名競争入札による契約において、味岡・双栄建設工事共同企業体さんが落札されたとのこと。ほかに指名競争入札に参加された企業体を教えていただきたいのですが、その質問です。

○総務部長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。それではお答えいたします。

今回の指名競争入札につきましては、共同企業体、JVで行っております。ですから、J

Vの組み合わせの企業体で報告いたします。

味岡・双栄建設工事共同企業体が落札をされております。ほかに三和・岩井建設工事共同企業体、光進・速永建設工事共同企業体、丸昭・山王建設工事共同企業体、以上四つの企業体で入札を行っております。

以上、お答えいたします。

○5番（平田清吉君） 以上です。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案可決確定いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成27年2月第1回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 村 上 恵 一

人吉市議会議員 田 中 哲

平成27年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成27年2月24日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成27年2月24日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第2号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議第3号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議第4号 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第5号 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議第6号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議第7号 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第8号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議第9号 平成27年度人吉市一般会計予算
- 日程第11 議第10号 平成27年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第12 議第11号 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第12号 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第13号 平成27年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第15 議第14号 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第16 議第15号 平成27年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第17 議第16号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第17号 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第19 議第18号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第20 議第19号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第20号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第21号 人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議第22号 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の制定について
- 日程第24 議第23号 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第24号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第26 議第25号 人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 議第26号 人吉市学校林条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議第27号 人吉市教育支援委員会設置条例の制定について
- 日程第29 議第28号 人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について
- 日程第30 議第29号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第30号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第32 議第31号 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第33 議第32号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第33号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 議第35号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

1番	宮 崎	保 君
2番	高 瀬	堅 一 君
3番	村 口	隆 君
4番	大 塚	則 男 君
5番	平 田	清 吉 君
6番	犬 童	利 夫 君
8番	井 上	光 浩 君
9番	豊 永	貞 夫 君
10番	川 野	精 一 君
11番	笹 山	欣 悟 君

12番	西	信八郎	君
13番	村上	恵一	君
14番	田中	哲	君
15番	仲村	勝治	君
16番	三倉	美千子	君
17番	森口	勝之	君
18番	永山	芳宏	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君
副市	長	坂崎	博憲	君
監査	委員	篠崎	國博	君
教育	長	末次	美代	君
総務	部長	中村	則明	君
市民	部長	中村	明公	君
健康福祉	部長	松岡	誠也	君
経済	部長	松田	知良	君
建設	部長	田中	幸輔	君
総務	部次長	迫田	浩二	君
市民	部次長	加賀	邦保	君
健康福祉	部次長	中川	一水	君
経済	部次長	大淵	修	君
経済	部次長	廣田	五浩	君
建設	部次長	山田	巧	君
建設	部次長	木村	秀敏	君
総務	課長	溝口	尚也	君
企画財政	課長	告吉	眞二郎	君
自治振興	課長	小澤	洋之	君
会計	管理者	椎葉	幹夫	君
水道	局長	東	俊宏	君
水道	局次長	愛甲	泰士	君
上水道	課長	那須	義徳	君
教育	部長	井上	祐太	君

教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
農業委員会 事務局次長	舟戸幸弘君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
次長	山本繁美君
庶務係長	椎葉千恵君
書記	白坂禎敏君

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成27年3月第2回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略させていただき、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただけますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。本件については、去る2月17日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。平成27年3月第2回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月17日に議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日2月24日開会、あす25日午前10時から、治水・防災に関する特別委員会、午後1時30分から市庁舎建設に関する特別委員会、2月26日から3月2日まで休会、3日議案質疑、4日、5日一般質問、6日一般質問及び委員会付託、7日、8日休会、9日予算委員会、10日から12日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、13日予算委員会、14日から17日まで休会、18日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は2月27日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

また、3日の議案質疑の回数は、1議案につき質問席から2回以内ということに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定すること

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に15番、仲村勝治議員、16番、三倉美千子議員を指名いたします。

日程第3 議第2号から日程第36 議第35号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第2号から日程第36、議第35号までの34件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成27年3月第2回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、市政に対する所信を申し述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。若干時間を拝借いたしますが、お許しをいただきたいと存じます。

平成23年5月、私は市民の皆様の温かい御理解と絶大なる御支援を賜り、2期目の市政運営の重責を担わせていただき、本年4月をもちまして、議員各位とともに任期を満了することになります。

私は、2期目の就任時に、1期目同様、市民の声を大切にし、また議会の御判断を仰ぎながら私の政治信条でございます「公平、公明、公正なる、市民に開かれた、市民のための市政運営」に取り組むことをお約束しました。そして、清流球磨川を初めとした豊かな自然と、鎌倉時代から相良氏が700年守ってきた歴史と文化が共存する本市において「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち」を実現するため、平成24年4月に第5次人吉市総合計画をスタートさせました。

総合計画の実施に当たっては、厳しい財政運営が続く中、組織機構の見直しなど行財政改革に積極的に取り組み財政健全化に努め、「最少の経費で最大の効果」を得るべく、六つの戦略のもと、子育て支援、高齢者福祉、農林業、商工業・観光、消防・防災体制、学校教育、歴史・文化、スポーツの充実など、あらゆる施策に全力を傾注してまいりました。特に子供に係る施策につきましては、子ども医療費助成制度の新設や、初めて出産された母親を対象とした子育て講座はなひらく子育て塾の開始などの子育て支援策から、人吉市花まる教室や放課後パワーアップ教室の開講を初め、学校施設整備など学習環境の充実、さらには子ども・子育て相談員による相談体制の確立と、子育てに係る施策を一貫して整備し、将来を担う子供たちの子育て環境を大きく前進させることができたものと存じております。

また、国政におきましては、平成24年12月、政権が民主党から自民党に移り、安倍政権のもと、長引くデフレからの早期脱却と日本経済再生のための新たな経済政策に加え、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンが目指す将来の方向性である、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、いわゆる地方創生の取り組みが進められようとしております。

私は、「農業で食べられるまち」、「観光で食べられるまち」、「企業誘致」を何としても実現するために、これまで国会議員の皆様や各省庁の幹部職員、会社経営者の方など多くの方々にお会いし、相談するとともに御助言などをいただきましたが、最終的に私たちが誇れるものは、このまちの歴史、文化、自然に育まれた人情と風土であるとの思いに至りました。そこで、職員とともに、この2年間、地域の資源を生かした施策をさまざまな観点から検討を重ねてまいりましたが、先月22日、国の地方創生事業の一環である地域再生計画の第1号として、本市の地域資源とハラルに関する取り組みを合わせた事業が認定されました。

さらに今月12日には、鹿児島県に本社がある株式会社カミチクと、人吉中核工業用地へのハラル専用食肉センターを含む食品加工施設の進出について、覚書の調印を行いまして、念願であった本市の経済活性化に向けた三本柱をいよいよ本格的に実現する環境を整えることができたところでございます。

平成20年9月、蒲島熊本県知事と私は、それぞれの見解として、「川辺川ダム計画の白紙撤回を」という表明を行いました。この表明は、その後の球磨川水系の治水対策につきまして、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討するという流れとなり、平成21年から「ダムによらない治水を検討する場」において協議を行うこととなりました。

去る2月3日に開催されました第12回の会議では、国、熊本県から6年に及んだ協議の場を終了すること、今後は、新たな協議会において議論を続けることが提案され、流域市町村は了承をいたしました。治水対策の協議は新たなステージに進むこととなりますが、国、熊本県において、新設ダムを除くこれまで検討してこなかった対策を含め、考えられる対策を検討していくということが表明されましたことは、引き続き、ダムによらないハード、ソフト対策の両面から現実的な治水対策が協議されるものと評価するとともに、その実現に向け、国、熊本県、流域市町村と連携を図ってまいりたいと存じております。

人吉球磨におきましては、球磨郡9町村との連携を深め、郡市一体的発展を目指して中心都市としての役割を担うこととし、人吉球磨定住自立圏形成協定の締結やスマートインターチェンジ整備、さらには地域活性化として、くま川鉄道における観光列車田園シンフォニーの運行開始、広域観光の充実などにも着手してありまして、人吉球磨全体の地域振興や住民福祉の向上への新たな一步を踏み出すことができたものと存じております。

今議会は、今期最後の市議会定例会でございますので、これまで議員各位並びに市民の皆様とともに取り組んでまいりました市政の軌跡を総括して申し上げてみたいと存じます。

本市は、平成23年度に市制施行70周年を迎え、これまで歩んできた70年を振り返り、さらに飛躍、発展していくことを目指し「過去を温めて新しきを知る」をテーマに掲げ、各種記念事業を進めてまいりました。

その中で、人吉球磨の自然環境、相良700年の歴史遺産や文化、さらには、肥薩線を初めとした産業遺産群を大切に守り抜き、後世へ受け渡していくこと、そして、本市の将来を託す次世代を担う人材を育てていくことこそが、私たちに課せられた最も重要な責務であるとの思いを新たにした次第でございました。

私が就任した平成19年から始めました、市長と語ろうひとよし、“かがやき”づくりトークでございますが、引き続き、各町内にお伺いし、毎年開催してまいりました。市民の皆様は市政に対する理解を深めていただくため、私から直接市の現状を説明し、意見交換をしてまいりましたが、対話を通じ、市民の皆様と協働でまちづくりを進めていく原点として開催できたものと存じます。

財政改革関係でございますが、1期目に引き続き、2期目の任期中の市長給与の20%削減を実施してまいりました。また、市職員につきましては、新定員適正化計画を策定し、新たな組織機構改革により機動性の高い組織づくりを行うことで、市職員の総人件費削減にも努めてまいりました。定員適正化については、計画を上回るペースで進んでおり、2期目の任期としましては、職員数11人、約3.2%の削減となる見込みでございます。これにより職員給与費も単年度決算の比較で、約9,400万円の削減となっております。行政サービスの向上及び職員の就労環境の改善を図りながら、着実に定員適正化と経費削減を実行してきたところでございます。

補助金の見直しとしましては、平成25年度に、平成23年度に実施しました人吉市補助金審査委員会で1年見直しと判断されたもの及び平成24年度に新規補助金として支出がなされたもの合計29件に対し、審査を実施し、提言をいただいております。

提言は、各団体とのヒアリングを通して、補助金の公益性、必要性、有効性、補完性といった四原則を基本とし、慎重に評価、審査を行い作成されておりました。市におきましては、その提言内容を、平成26年度予算へ反映いたしたところでございます。

行政改革関係でございますが、平成25年4月に第5次人吉市行政改革大綱を策定いたしました。今回は、第5次人吉市総合計画の推進と期間を同じくし、これを側面から支え、総合計画が目指す将来都市像の実現に向け、スピードと柔軟性を持って、社会情勢の変化に対応できる行政経営システムの構築を図り、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政の推進を図る具体的な改革の道筋を示すことを目的としております。

また、市民ニーズの多様化に迅速かつ的確に対応するため、職員としての基本姿勢を心構えとし、三つの重点項目を柱として位置づけ、23の具体的な取組項目を、平成31年度まで毎年見直しを行いながら、計画的に推進していかなければならないと存じます。

庁舎移転建設関係でございますが、新市庁舎の移転建設を進めるに当たり、新市庁舎の目指す基本理念と基本方針、これらを踏まえて求められる機能や床面積といった規模等について、人吉市庁舎等移転建設審議会で慎重に審議を重ねていただきましたが、今回、その方向性を示した答申書（案）と基本構想（案）を市民の皆様に公開し、1月19日から2月17日の期間、パブリックコメントとして御意見を募集したところでございます。

パブリックコメントの結果につきましては、市庁舎建設に関する特別委員会に御提示させていただくとともに、今後の基本設計や実施設計などの策定に活用させていただくこととしております。

窓口等の市民サービス機能の向上を初め市民の生命と財産を守るための災害・防災対策拠点機能を備える新市庁舎の移転建設に対して、今後も引き続き、議員各位さらには市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

地域再生計画関連でございますが、安倍政権が掲げる地方創生の一環として、昨年秋の臨時国会で成立した「改正地域再生法」に基づく「地域再生計画」に、本市の取り組みが第1号として認定され、去る1月22日、総理大臣官邸で認定書授与式が行われ、安倍内閣総理大臣から認定書を授与されました。

認定された計画は、「地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画」でございます。昨年5月の地域活性化モデルケースの選定に始まり、8月に実施されました関係省庁の課長級で構成される政策対応チームによる総合コンサルティングなどを経て、今回、地方創生の先駆けとして、全国の他の自治体をリードしていくモデル自治体としての期待を込められて第1号認定をいただいたところでございます。また、認定に際し、国からあらゆる方策を使って全力で応援していくといった心強いお言葉も賜ったところであり、今後、地域再生戦略交付金を初めとした財政上の支援措置や規制緩和など重層的な支援を受けることで、この計画の実施がより現実味を帯びてまいるものと存じます。

この地域再生計画の取り組みを、今後、本市が策定する「地方版総合戦略」における地域の特性を生かした重要施策の一つとして位置づけ、特に安定した雇用の創出を最大限の目標として、スピード感を持って具体的な成果を導き出していく所存でございます。

地理空間情報技術関連についてでございますが、地理空間情報技術を防災に活用する実証事業として、去る1月25日、大雨による土砂災害が発生したと想定し、本市と鹿児島県伊佐市及び湧水町の広範囲で防災訓練を実施しました。

この事業は、総務省の委託を受けたG空間シティ構築事業の一環として、九州G空間情報実践協議会の構成団体が産学官連携して実施するもので、延べ120人の住民の皆様を初め消防団の関係者の方々に参加いただきました。

訓練概要は、実証事業で開発した参加型情報収集システムを活用し、スマートフォンやタブレットで撮影された災害現場の画像を災害対策本部に送信することで、災害箇所と画像投

稿者の位置情報がリアルタイムに集約され、住民がそのシステムを活用することで災害箇所を把握し、安全な避難箇所を確保するというもので、災害対策本部と住民が情報を共有することで、災害時における初動態勢の迅速化などを体験していただいたところでございます。また、要支援者の方々を対象に避難所へ向かう車両に災害の箇所を回避できるルートを表示する端末を設置することで、住民の安否確認や早期避難誘導が可能となる取り組みも体験していただきました。

今月8日には、球磨川右岸の浸水被害を想定した防災訓練を、下青井町ほか3町内を訓練エリアに設定し、延べ100人の住民の皆様にご参加いただき実施したところでございます。

訓練に参加いただいた皆様には、地理空間情報技術の防災活用を通して、地理空間情報技術が私たちの生活を安全で豊かなものにする可能性を体感し、あわせて御理解いただくことができたものと存じております。

訓練で得られた成果や問題点などについては、協議会においてさらに検討を行い、災害時における「人的災害ゼロ」を目指し、地理空間情報技術を防災に活用する新たな仕組みの構築に努めてまいりたいと存じます。

治水関係でございますが、球磨川水系の治水対策を国、熊本県及び流域市町村で協議する「ダムによらない治水を検討する場」において、これまで12回の会議を重ね、現時点で現実的な対策を最大限積み上げてまいりました。しかしながら、これらの対策を実施することによって達成可能な治水安全度は、全国の直轄管理区間の河川整備計画の目標と比較して、低い水準にとどまるとの結果となっております。市といたしましては、これまで国、県に対し、ハード、ソフト両面からの治水対策を進めていただくよう強く要望し、特にハード面に依存した治水対策だけでなく、ソフト面の意識の向上も兼ね備えた災害に対する住民の防災安全度の意識の高さが重要であることを主張してまいりました。

今月3日に開催されました、第12回の会議におきまして、国、熊本県及び流域市町村は、6年に及んだ「ダムによらない治水を検討する場」での協議を一旦終了することを確認いたしました。今後は、球磨川における中期的に必要な治水安全度を確保するための治水対策について、新たな協議会においてこれまで検討してこなかった対策も含め、網羅的に検討していくことが国、熊本県から示されております。

市といたしましては、これまで積み上げた現実的な治水対策については、スピード感を持って着実に実施していただき、新たな協議会においても、遅延なく検討を進めていただきたいと存じております。

今後も引き続き、国、熊本県、流域市町村と新たな協議の場において議論を重ね、協力、連携を図りながら、治水安全度、地域防災力を高める努力を続けてまいりたいと存じます。

定住自立圏構想関係でございますが、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有することなどを明らかにするため、平成26年3月に、中心市宣言を行い

ました。その後、人吉球磨の枠組みにより、この構想における具体的な連携策を検討してまいりましたが、去る1月14日、球磨郡9町村と人吉球磨定住自立圏形成協定を締結したところでございます。

現在、7月からそれぞれの政策分野で連携した取り組みの開始を目指して、「人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めておりまして、今後、人吉球磨一体となって圏域全体の地域振興に取り組んでまいり所存でございます。

公共交通関係でございますが、人吉球磨地域公共交通活性化協議会では、平成21年度に公共交通サービスの平準化及び持続可能な公共交通体系を構築することを目的として策定した地域公共交通総合連携計画に基づき、現在、整備を進めているところでございます。平成23年度に駅やバス停におけるアクセス機能を強化するため、人吉インターチェンジバス待合所の整備・機能強化を行い、安全性及び事業効率化のため、老朽化している鉄道車両の更新として、平成26年度にはくま川鉄道に新車両田園シンフォニーの導入が完了いたしております。

また、本市におきましては、平成22年10月からの豆バスの運行、平成24年10月から予約型乗合タクシーの導入を行っておりまして、今後も、運行実績や地域のニーズを踏まえ、将来的に持続可能な公共交通となるよう改善していくことが必要と存じているところでございます。

国においては、平成26年11月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が施行され、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のために、地方公共団体が中心となって関係者との合意のもと、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通を形成することの重要性が示されました。これに伴い、従来の「地域公共交通総合連携計画」から、新たに「地域公共交通網形成計画」を策定するよう制度が改められております。

これを受けまして、人吉球磨地域公共交通活性化協議会では、平成27年度に人吉球磨地域の地域公共交通網形成計画を策定することとされており、本市におきましても、次年度以降その基本方針を踏まえ、より地域の実情に合った人吉市地域公共交通網形成計画を策定し、市内公共交通政策の抜本的な見直しに取り組んでまいり所存でございます。

肥薩線世界遺産関係でございますが、肥薩線でのD51蒸気機関車復活運行と同線の世界遺産登録を目指し、平成23年8月に「肥薩線を未来へつなぐ協議会」を発足し、現在、3県14市町村で構成し活動を行っております。D51蒸気機関車復活運行につきましては署名活動を行っており、現在のところ7,813人に御賛同いただいているところでございます。世界遺産登録を目指した取り組みとしましては、肥薩線の歴史や背景に加え、木造駅舎、トンネル、橋梁など現在確認できている245の鉄道関連施設について、文献調査、現地調査をもとに、校正や史実の補完などを文化財保存計画協会に委託し、肥薩線の概要版を作成しております。まだ、広く頒布するものではございませんが、協議会加盟自治体との情報の共有に寄与する

ものと存じております。そのほか、シンポジウムや講演会などの開催や、関係団体の祭りや行事への後援などを通じて、肥薩線世界遺産登録に向けた普及啓発に努めているところでございます。

また、90年の歴史を持つ旧湯前線、現在のくま川鉄道の駅舎や橋梁など19施設につきまして、昨年12月に国の有形文化財に登録されました。田園シンフォニーの導入で話題のくま川鉄道に、歴史的な価値も加わり、鉄道施設の保存と活用両面の取り組みから広域的な観光資源としても新たな展開ができるものと期待しているところでございます。

これらの地域鉄道の価値を共有し、文化遺産の保護に協力する機運を醸成させることによって、地域資源を未来へ継承していくサイクルの確立を目指すため、その推進運動の拠点、ガイダンス施設として人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868の建設に取り組んでまいりました。この3月には建築工事が完了する見込みでございまして、5月中のオープンに向けて外構工事、内部展示等につきましても準備を進めているところでございます。

防災関係でございしますが、平成24年度から整備を進めてまいりました防災行政無線につきましては、第1期整備といたしまして、市役所本庁舎に基地局、高塚山に中継局を整備し、同報系の屋外拡声子局を市内64カ所に設置いたしました。また、移動系の半固定型無線機を公共施設や市内の医療機関など25カ所に設置し、平成25年4月1日から運用を開始しているところでございます。

平成25年度には第2期整備として、屋外拡声子局を26カ所追加し、屋外拡声子局を補完する形で屋内でも情報を受信することができる戸別受信機を、土砂災害の恐れのある山間部の地域などに248台設置いたしました。また、災害時に現場に持ち運んで使用できる携帯型無線機90台を災害対策本部と支部、消防団に、携帯型と同様の機能を持つ車載型無線機28台を市公用車や消防団積載車に配備いたしております。

防災行政無線を整備したことにより、災害時における市民の皆様への緊急情報の発信や、災害現場におけるより確実な情報伝達と、災害に強い通信ネットワークを構築することができたところでございます。

全国的に問題となっている空き家対策関係でございしますが、危険な状態で放置されている空き家に関し、市民へ危害を及ぼすことを未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、平成25年1月、熊本県では初めてとなる人吉市廃屋対策条例を施行いたしました。

条例施行後、町内会長や市民の皆様方から廃屋に関する情報が寄せられるようになり、中には、所有者により自主的に解体された事例や、市の住宅リフォーム促進事業を活用して解体される事例も出てきておりまして、その効果があらわれてきているところでございます。

少子高齢化や人口の減少が進む中、今後も老朽化し、廃屋となる空き家が増加するものと予想されます。地震や台風による倒壊の危険性に加え、防犯、環境、景観の面からも対策を

求める声が寄せられており、今後も市民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、人吉市廃屋対策条例に基づき、所有者に対し助言などを行い、危険な状態で放置されている廃屋の解消に取り組んでまいりたいと存じます。

市民相談関係でございますが、近年、消費者トラブルを含む生活相談は複雑多岐にわたっており、本市においても不審な電話や訪問による詐欺的被害が発生しております。人吉市消費生活センターでは、特に消費者被害に遭いやすいハイリスク消費者と言われる高齢者を守るため、町内会や、民生委員・児童委員などの皆様と連携を図り、出前講座により身近な問題として注意喚起を行い、また、消費生活センターだよりなどを活用し、必要な情報を発信し、被害の未然防止に努めてまいりました。

平成26年度には、球磨郡9町村と消費生活相談業務の協定を締結し、9町村の住民の方々の相談もお受けしてございまして、人吉球磨地域の安全・安心を守る消費生活相談の中核拠点としての役割も果たしているところでございます。

納税関係でございますが、平成25年4月からコンビニエンスストアでの市税等の納付を開始してございまして、納税者の皆様にとりましては、納付方法の選択肢が拡大され、休日及び24時間の納付ができるなど利便性が向上したものと存じます。

平成25年度の市税等の収納実績を見ますと、市県民税を初め税関係の全納付書件数14万1,214件の13.4%に当たる1万8,914件のコンビニ納付の利用がっており、またこのうち、金融機関の利用時間外での利用は、54.5%の1万299件となっております。平成26年度におきましては、12月末現在で2万172件の利用と前年度の実績を上回っており、コンビニ収納を開始したことで、納税者の利便性に配慮した納税環境を整備できたものと存じております。

環境関係でございますが、私たちは、ふるさと人吉において、先人たちが残した豊かな自然環境と脈々と続く歴史文化の恩恵を受け生活をしておりますが、この美しい自然と歴史を次世代に引き継いでいくことは、市民みんなの共通した願いであると存じております。そこで、平成25年3月、本市の目指す環境像を「自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよし」として、人吉市環境基本条例を制定し、平成26年3月には、その実現に向けて、市民の皆様及び事業者の方々と市が一体となって、本市の環境を守っていくための約束事を定めた人吉市生活環境保全美化条例を制定し、同年9月には、行動計画となる人吉市環境基本計画を策定したところでございます。今後は、目指す環境像の実現に向け、市民の皆様と力を合わせてまいりたいと存じております。

ごみ減量の取り組みとしましては、平成23年度からごみ減量大作戦を実施しており、レジ袋有料化や指定ごみ袋の値下げを行い、平成25年11月には「人吉ごみを出しま宣言」により、生ごみの3切る運動などを推進してまいりました。その成果としまして、平成22年度と平成25年度を比較しますと、ごみ総排出量の約2%の263トンのごみ減量となっており、平成26年度もごみ減量見える化事業を実施しておりますので、さらにごみ減量が推進されるものと

期待しているところでございます。

地域福祉関係でございますが、平成23年度から取り組んでまいりました向こう三軒両隣による声かけネットワークの組織化につきましては、民生委員・児童委員を初め高齢者相談員、シルバーヘルパーなどの福祉関係者が中心となり、各町内会において声かけ等の見守りネットワークの構築が進められております。また、町内会単位で作成していただく避難行動要支援者支え合いマップにつきましても、本年1月末現在、26町内会で作成されるなど、災害時における支え合い体制が整備されているところでございます。市としましては、安全・安心な地域づくりとして地域における支え合いの輪が広がりますよう、引き続き、町内会に対し出前講座など必要な支援を実施してまいりたいと存じます。

なお、社会福祉法に基づき、平成22年度に策定しました人吉市地域福祉計画につきましては、5カ年の計画期間が終了することから、現在、平成27年度から取り組む次期計画の策定作業を進めているところでございます。第1次計画に掲げました自助、共助、公助による助け合いの強化を踏まえ、第2次計画では、市や人吉市社会福祉協議会が担う役割とともに、自分自身や家族、そして地域の中で実践していただく取組内容を明確に盛り込み、地域福祉のさらなる推進につながる指針を定めることといたしております。

障がい福祉関係でございますが、自殺予防対策につきましては、平成23年度から、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き必要な支援につなぐという地域の中の見守り人、いわゆるゲートキーパーの養成研修会を開催しております。現在まで約200人の方々に受講いただき、それぞれの地域でひとり暮らしの方や悩みを持つ方に対し、温かく寄り添いながら見守るなどの活動を行っていただいております。今後も、研修会を通して支援の輪を広げてまいりたいと存じます。

また、平成20年に策定しております人吉市障がい者計画につきましては、現在、国の第3次障害者基本計画や平成25年に施行されました障害者総合支援法に沿った内容とするため見直しを進めております。この計画に基づく、具体的な事業を進めるための活動計画につきましても、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします第4期人吉市障がい福祉計画として策定作業を進めているところでございます。

児童福祉関係でございますが、子供の医療費助成につきましては、平成26年7月から、助成対象者をこれまでの小学校就学前の幼児から中学3年生までの生徒に拡大し、名称も子ども医療費助成事業として開始したところでございます。小中学生の子供を持つ保護者の皆様には、若干の一部自己負担をしていただきますが、子供の健康保持と健全なる育成を図るとともに、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減に大きく寄与するものと存じております。

子育て支援につきましては、平成21年度に策定しました人吉市次世代育成支援行動計画により、市の総合的な子育て支援策を推進するとともに、計画的な環境整備を進めてまいりました。平成25年度には、保護者の多様なニーズに応えるべく、ひまわり保育園が新たに県の

認可を受け、本市で初めて夜間保育を開設いたしました。これにより認可保育園は13カ所となり、就労環境を支える保育施設の充実を図り、安心して子育てができる環境を整備いたしました。

平成26年4月に施行しました人吉市子ども・子育て基本条例では、改めて、人吉の子供一人一人が、かけがえのない人吉の宝物であり、地域ぐるみで関係者それぞれが力を合わせ、役割を果たし、子供が心身ともに健やかに生きる権利を守るべく、宣言したところでございます。その対策の一つとして、子ども・子育て相談員を福祉事務所に2人、教育部に1人配置し、児童虐待やいじめを初めとするあらゆる子育ての悩みについて対応を行うため、相談支援体制の充実を図っております。

また、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から子育て支援のための施策を総合的に推進するため、現在、人吉市子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。

生活困窮者対策についてでございますが、これまで、制度の狭間に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、生活保護に至る前に早期に自立につながるよう支援を強化するため、本年4月から生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、本市におきましても、事業実施に向け、現在準備を進めているところでございます。

生活困窮者の状況は、失業、多重債務、心身の障がいなどさまざまであり、また多くの方々が複合的な課題を抱えています。市では、庁内の関係各課との連携体制を強化し、関係機関や地域の方々とのネットワークの強化を図りながら、就労その他あらゆる問題に対し行う自立相談支援や住宅確保に係る支援、学習支援など、包括的な支援体制を構築し、生活困窮者に対し早期自立に向けた支援を行うこととしております。

高齢者福祉関係でございますが、長年の懸案事項でありました老朽化した老人福祉センターの改修につきまして、地域活性化交付金事業など国の補助金を有効に活用し、平成23年度から3カ年にわたりまして施設の改修を行うことができました。

改修につきましては、利用者の利便性及び快適性の観点から、温泉の温度調節設備の導入や温水洗浄便座付きの洋式トイレの設置を、また、施設の安全性、環境面として、基礎の強化による耐震化などの大規模改修や太陽光発電設備、省エネ空調設備などの導入を行っております。利用者の皆様には、今後、憩いの場及び健康づくり、介護予防の拠点として活用いただけるものと存じます。

高齢者の尊厳保持と介護予防の充実の施策についてでございますが、地域包括ケアの実現のため中心的な役割を担うべく、平成18年度に設置しました地域包括支援センターでは、高齢者のための総合窓口として、夜間・休日を問わず総合相談支援や権利擁護事業、介護予防ケアマネジメントなどさまざまな事業に取り組んでまいりました。

平成25年4月には、市民の皆様には、より一層の親しみとわかりやすさを持ち、御利用いた

だけのよう、元気・長生きセンターとして、高齢者の方が気軽に相談いただけるよう積極的かつ継続的に周知を行うとともに、さまざまな悩み事や困り事の解消・解決に向け、専門知識を持った職員が相談に応じ、関係機関と連携し包括的な支援を行うなど、体制・機能の充実強化に努めてきたところでございます。

介護予防事業でございますが、少子高齢化が進む中、高齢者の皆様が介護認定を受けることなく、できるだけ地域で健やかに過ごしていただくことは、極めて重要なことであると認識しているところでございます。これまで温泉施設などを利用したデイサービス事業やデイサロン事業を実施し、身体の運動機能の維持改善などの取り組みに成果があらわれ始めておりますが、さらに多くの方に参加していただくため、コミュニティセンターや町内公民館など、より身近な場所での開催や、参加が少ない男性に特化した介護予防教室を計画するなど、介護予防事業の効果的かつ効率的な実施に取り組んできたところでございます。

認知症対策につきましては、その一つの取り組みとして、平成23年度から各校区において、認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施しております。訓練では、参加者に事前に認知症を正しく理解していただくための研修を受けていただき、実際に声かけから保護に至るまでの一連の流れを体験していただきました。認知症になられた方が住みなれた地域で安心して生活を続けるためには、家族を初め地域の方々の理解や見守り、温かい支援が不可欠であり、この訓練を通し、各校区においてみんなで認知症の方を見守り支え合う仕組みづくりに踏み出すことができたものと存じております。

また、これと呼応する形で65歳以上の方々にSOSキーホルダーの無料配布を行い、これまでに「4,000人」の方に登録をいただいております。このキーホルダーを身につけておきますと、万が一の際、身元の確認や迅速かつ的確な対応を受けることができ、これまでも幸い大事に至らなかった事例が複数発生しているところでございます。

SOSキーホルダーの活用については、警察、消防、医療機関など関係機関にも普及し、地域で高齢者の安全・安心を確保する施策として大いに期待されておまして、高齢者の皆様におかれましても、ぜひ登録をいただきたいと存じます。

介護保険関係でございますが、高齢者人口の増加とともに、要介護等認定者数は年々ふえ、また、認知症高齢者やひとり暮らし及び高齢者のみの世帯も増加しております。このような中、高齢者が高齢者を介護する老老介護、介護放棄あるいは介護のための離職など、介護に起因する多くの問題が全国各地で発生しております。

本市では、このような問題も視野に入れ、これまで要介護の方々が個人の尊厳を保ち身体の状況に応じた多様なサービスを安心して受けることができるよう、他市に先駆けて、グループホーム、小規模特別養護老人ホームといった施設・居住系サービスなどの介護基盤の整備を進めてまいりました。その結果、家族や介護者にとりましても、介護負担が軽減し、安心して自己の生活が継続できる環境づくりにもつながっているものと存じております。また、

介護サービスが充実することにより、介護保険関連施設で働く人や施設の消費活動も生まれ、雇用の創出など地域経済の活性化にも寄与しているところでございます。

しかしながら、今後も高齢化が進む中、団塊の世代の皆様が75歳以上になられる平成37年を見据え、第6期介護保険事業計画・老人福祉計画を定めまして、高齢者の方々が、介護が必要な状態になっても、人生の最後まで可能な限り住みなれた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」の実現を目指して、地域包括ケアシステムの構築をさらに推進してまいり所存でございます。

母子保健事業でございますが、妊娠期から就学に至るまで一貫した子育て支援の取り組みを進めるため、これまで乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、育児相談、5歳児健康相談を実施してまいりました。平成25年度からは、初めて出産された母親を対象とした子育て講座はなひらく子育て塾を開催し、子育てに関する知識の習得、親としての意識づくりや母親同士の仲間づくりを進めているところでございます。子供への接し方や遊び方などを伝える親子ふれあい教室についても、多くの親子に参加をいただいていることから、回数をふやして開催しております。

また、生活に困り感のある子供への早期対応を進めるため、平成26年度から心理判定員を配置し、発達相談の体制を強化したほか、熊本県、球磨郡町村、人吉医療センターと連携し、平成26年10月から新たに人吉医療センターに小児発達外来が開設されております。今後は、地域の小児科医、精神科医との勉強会を開催するなど、人吉球磨圏域での小児発達医療体制の整備を進めることとしております。

健康づくりについてでございますが、従来の特定健診と後期高齢者健診を「基本健診」へ、各種がん検診を「追加検診」として位置づけ、市民の皆様がより受診しやすい「市民健診」へと大きく見直しを行い、平成24年度から実施いたしております。その成果としまして、特定健診の受診率は、平成23年度の32.5%から平成25年度の40.1%へと上昇し、がん検診においても受診率が伸びるなど、市民健診を受診することで、市民の健康づくりに対する意識の高揚に大きくつながっているものと存じております。

また、年々増加傾向にあります医療費や介護給付費など社会保障費の上昇を抑えるためにも、若い世代からの生活習慣を改善していくことが重要な課題であると認識しております。そのための基本計画としまして、「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまち ひとよし」を目指して、平成23年3月に人吉市健康増進計画・食育推進計画を策定し、平成26年度からは第2期計画へと進み、生活習慣病に着目した健康づくりに取り組んできたところでございます。

農政関係でございますが、農家が将来に向け明るい展望を持って営農していける地域の再生を行うために、人吉市農業委員会、球磨地域農業協同組合と連携し、球磨地域振興局の協力も得ながら「人吉市 人・農地プラン」の策定のため、農家の皆様と地域ごとの課題につ

いて話し合いを進めてまいりました。そのことにより機運が高まった中神町大柿地区におかれましては、新しく集落営農組織を立ち上げられ、ほかの地域におきましても組織形成に向けた話し合いが重ねられているところでございます。

地産他商関係でございますが、「農業で食べられるまち」を実現するために、平成24年度に人吉商工会議所、球磨地域農業協同組合、「人吉物産協会」、球磨焼酎酒造組合、球磨酪農農業協同組合、人吉温泉観光協会と本市が横断的に人吉のPRに取り組むための組織として、人吉ブランド化実行委員会を設立いたしております。実行委員会では、農産物を初めさまざまな商品の販路として、距離的にも近い関西圏が重要と考え、これまでの東京圏開催から「人吉球磨の味めぐり in 大阪せんちゅうパル」として大阪府豊中市において平成25年度から2カ年開催しております。また、福岡県においても平成25年9月から継続して3回開催しており、リピーターもふえ、多くのお客様の目に触れ、手に取って買っていただくことで、農産物を含めた物産の販売促進と本市の知名度アップにつながったものと存じます。

今後も、人吉ブランド化実行委員会におきましては、新たな場所での開催や、より魅力的な内容へと工夫を凝らし、人吉の認知度を上げ、地産他商につなげるための農産物や物産販売の販路拡大に努めていただきたいと存じます。

健康を基軸とした農産物の生産振興、販売促進への取り組みとして、農事組合法人人吉きこの生産組合において、平成23年度から国産キクラゲの菌床栽培が開始され、4年が経過しました。この間、生産を進める上でさまざまな問題に直面されてこられましたが、関係各位の御協力、そして組合員の皆様方の御努力により、平成26年度におきましては目標を大幅に超える生産量を確保されたようでございます。

これまでの御苦勞に感謝申し上げるとともに、今後の経営安定化に向け、組合員の皆様の一一致結束した御努力をお願い申し上げる次第でございます。

畜産振興関係でございますが、畜産農家は全国的に高齢化し、繁殖農家戸数が減少しております。また、口蹄疫発生や東日本大震災の影響もあり、子牛の上場頭数が減少し、子牛の価格が高騰しておりまして、本市の畜産業、とりわけ繁殖農家においては、繁殖用子牛の購入に大変な負担を強いられている状況にあります。そのため、本市では、子牛購入に係る負担を軽減するため、平成26年度に人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金を創設いたしました。今後、この基金を積極的に活用いただくことで、本市の伝統ある畜産業の経営安定とさらなる発展に期待するところでございます。

川辺川総合土地改良事業でございますが、昨年7月から2カ月にわたり市内全ての受益地の関係者を対象に説明会を開催し、本事業のこれまでの経過や既設導水路活用案を断念せざるを得なくなった理由、新たな水源を個別に検討していくことなどを説明し、水田農家の皆様方の御意見、御要望をお聞きしたところでございます。集約した御意見につきましては、現在、九州農政局、熊本県、関係6市町村で組織する行政連絡会議で協議を重ね、対応を検討

しているところでございます。

現在の本市の取り組みとしましては、かんがい排水事業を廃止、農地造成事業及び区画整理事業は計画変更とする法手続に向けた正確な状況把握のため、九州農政局から受益者整理委託事業を受け、受益者の住所、氏名の確認を行っているところでございます。

また、九州農政局では、上原田地区に新たな水源を確保するために、地下水水源調査が実施されております。

今後は、事業の廃止や計画変更のための法手続と水源確保をあわせて進めていくこととなりますが、水を待つ農家へ一日も早く水を届けられるよう国、熊本県と協議を重ね、引き続き努力をしてまいりたいと存じます。

農業施設関係でございますが、多面的機能支払交付金事業として、農道の草刈りや水路の泥上げなどの保全活動、農業用施設の軽微な補修、植栽活動による景観形成などの地域資源の質的向上を図るため、3保全隊と本年度新たにひとよし土地改良区を事務局として10地区で構成する広域組織を立ち上げ、農振地面積約526ヘクタールで共同活動に取り組むことになりました。今後も保全隊の活動を支援し、農地環境保全に努めてまいりたいと存じます。

有害鳥獣被害対策でございますが、有害鳥獣による農作物への被害は、農家の経営に深刻な影響を及ぼしております。そのため、有害鳥獣の捕獲や、電気柵設置による農地への有害鳥獣侵入の防止を進めておまして、現在、電気柵の設置受益農地面積も約170ヘクタールに拡大しております。今後も、電気柵の設置拡大など計画的な対策を進め、農作物の保護に努めてまいりたいと存じます。

労働雇用関係でございますが、平成20年のいわゆるリーマンショックに端を発しました世界的な経済不況につきましては、国内、特に地方においても経済、雇用問題等に深刻かつ多大な影響を及ぼしたところでございます。

そのような中、雇用対策として、平成21年度から平成25年度まで、ふるさと雇用再生特別基金事業並びに緊急雇用創出基金事業を実施したところでございますが、この事業により、5年間で約650人の雇用を確保できましたことは、本市における雇用の創出並びに地域経済に対し、効果があったものと存じております。

昨今の雇用情勢はやや上向き傾向にあると言われておりますが、都市部に対し、地方の雇用情勢はまだ回復途上にあると感じておりますので、今後も関係機関と連携を図り、地域雇用の創出に努めてまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、中心市街地活性化につきましては、現在、その基本コンセプトを「城下町の風情」と定め、にぎわいの創出に向けたまちづくりを進めているところでございます。

市では、平成25年度に人吉市商店街活性化事業補助金を改正し、空き店舗の開業支援や既設家屋の改装等、事業内容の拡充を図ったところでございます。その中でも、「城下町の風

情」を具現化するため既設家屋の修景等への助成を実施しており、現在は、人吉グランドデザインのデザインプランに沿った町並み景観を整備するため、日よけやのれんによる、統一感のある景観づくりを推進しているところでございます。

また、きじ馬スタンプ協同組合や東・西九日町商店街振興組合など、民間の方々を中心となり、くま川軽トラックさんぽ市や人吉ふれあい100円商店街などの事業が実施されており、にぎわいとお客様の回遊性の創出に向け、各店舗の工夫した取り組みが行われているところでございます。

物産振興関係でございますが、これまで人吉物産振興協会や熊本県物産振興協議会を初めとする各団体と共同し、本市の特産品、物産品などの販路拡大に努めてまいりました。活動としましては、民謡民舞九州地区大会やひとよし春風マラソンなどの地元催事のほか、東京都や大阪府、広島県など九州外の大都市への出展や、福岡市のJR博多駅での球磨焼酎バーの実施など、県外の大規模都市圏をターゲットとした宣伝活動や販売・商談事業を積極的に展開してきたところでございます。また、八代市や水俣市などの県南地域と連携し、中国などの東アジア圏域をターゲットとした物産販売の実証事業も実施しております。

企業誘致関係でございますが、少子化の進行と県外への若年労働者の流出が顕著となっている中、新たな雇用の場を確保し、若者を定住させ、圏外流出に歯どめをかけるために、新たに企業誘致を図ることは、重要な課題となっております。

私自身もその重要性を十分認識し、これまで企業誘致を推進するため、上漆田町に人吉中核工業用地の環境整備を図り、東京都を初め、あらゆるところへ、みずからトップセールスによる誘致に努めてまいりましたが、リーマンショック以降、企業の事業展開が海外へシフトしていくなど、地方都市においては、依然厳しい状況が続き、本市への企業誘致に結びつけることができないままです。

そこで、市長就任2期目では、視点を変え、地域資源を改めて見直し、この地域には何があるのか、何ができるのかということを考え、地域の強み、特色を生かした提案型の企業誘致活動ができないかと考えたところでございます。

その中で、本市を含め、熊本、鹿児島、宮崎の3県は、全国有数の畜産、農業県であり、また、日本初のインドネシアとトルコのハラール認証を受けたゼンカイミート株式会社が隣接地域に存在する地域の特色と、世界人口の4分の1を占め、約16億の人口を有すると言われるイスラム圏の中でも、特に成長が目覚ましい東南アジア諸国を中心とした「ハラール市場」と世界の動向に着目いたしました。

ハラールに関する取り組みは、地域活性化を図る観点から、国へ「人吉ハラール促進区をコアとした地域産直・広域ネットワーク及びツーリズム構築事業」として提案し、地域活性化モデルケースとして採択され、さらには本年1月、国が重要課題に掲げる、地域創生に向けた地域再生計画として認定を受け、今後、国の大きな後押しを受けて事業を推進すること

になっております。

ハラール関係の企業誘致につきましても、これらの取り組みと並行し誘致活動を進めてまいりましたが、今年12日、ハラール事業の核となるハラール専用食肉センターを含む食品加工施設の進出について、鹿児島県に本社がある株式会社カミチクと覚書の調印を行ったところでございます。

今後、施設の規模や投資額などにつきまして協議してまいります。まずは、本市としましては、その受け皿となる用地の提供に、最速、最善を尽くすこととし、造成工事期間を約1年と見込み、平成27年度内の竣工を目指してまいりたいと存じます。

このハラールを核にした事業を、この地域に生まれた「青い鳥」として育み、ハラール専用の食品加工供給基地、いわゆる「セントラルキッチン」の形成を図るべく、国、熊本県、関係機関の協力を賜りながら、中核工業用地への関連企業の集積を強力に推進してまいりたいと存じているところでございます。

観光振興関係でございますが、「観光で食べられるまち」の実現に向けて、これまで本市の最大の強みであります「おもてなしの心」で観光客をお迎えし、地域経済の活性化に努めてまいりました。また、市民の皆様や人吉温泉観光協会を初めとする民間団体と行政が一丸となって、第一級の観光地を目指し、さまざまな魅力ある観光事業の推進にも全力を傾注してきたところでございます。

相良700年の歳月に育まれた本市の歴史と伝統文化を受け継ぐ「日本百名城人吉お城まつり」は、市民総参加のもと、子供から大人まで楽しめる郷土色のある地域イベントとして、平成20年度から毎年ゴールデンウィークに開催しております。来場者数も年々増加しております。市内小学生の鉦叩き少年隊による入城のオープニングや地元高校生の協力によるスタンプラリー、一般の方の武者行列や、みこしなどの町なかパレードは、回を重ねるごとに充実し、また、人吉ならではの催事として、新たに球磨川河畔で流鏝舟（やぶさね）を実施するなどさまざまな催しを通して、皆様に愛され親しまれる人吉の祭りとなっております。

町なかイベント「じゅぐりっと博覧会」につきましては、平成21年度から継続して実施しております。多彩なイベント情報を掲載したじゅぐりっと新聞を手にして、市内を散策しながら催しイベントを楽しむなど、市民の方々や観光客の皆様方に定着してきたものと存じております。平成25年度からは秋の開催に一本化して内容の充実を図り、市民の皆様とともに官民一体となって本市を訪れるお客様をおもてなしの心を持ってお迎えし、人吉の特色にさらに創意工夫を重ね、地域活性化に貢献するイベントを企画してきたところでございます。

人吉球磨における広域観光につきましては、それぞれの市町村が交流人口をふやし地域経済を活性化させるためには、人吉球磨が一つになった周遊滞在型観光事業の実施が不可欠でございます。その対策として、平成25年度に人吉球磨広域行政組合に広域観光課が発足し、市町村連携の中心的役割を担い、広域観光の事業を推進することとなり、現在、相良三十三

観音めぐりウォーキング大会を初め地域資源の掘り起こしと連携、スマートフォンなどを活用した情報発信に取り組んでおります。平成27年度からは、人吉球磨は、ひなまつりや、人吉球磨は、銭湯開始などの広域観光事業の実施主体である「ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会」の事務局を、本市から人吉球磨広域行政組合に移管しまして、さらなる広域連携体制のもとで広域観光を推進してまいり所存でございます。

人吉クラフトパーク石野公園でございますが、平成元年の開園から25年が経過し、施設の経年劣化による改修や都市公園機能の充実、見直しが必要な状況でございます。平成24年度に人吉クラフトパーク石野公園活性化基本計画を策定いたしております。石野公園の将来像を「四季折々の魅力にあふれ、人とモノと文化が集う場所をめざして」と定め、緊急性、安全性、効率性を勘案し、公園環境整備に計画的に取り組むこととし、これまで新たな遊具設置や石畳改修を実施しております。また、伝統文化工芸館の利活用につきましては、本年度に展示館活用検討会を設置いたしまして、目指すべき姿を「南九州の美術館～地域文化の発信～」と位置づけ、現在、人吉美術協会や人吉文化協会及び関係者の皆様方に検討いただき、平成27年度から実証事業を展開する中で、地域の拠点性を生かした有効活用を進めてまいりたいと存じます。

球磨川下り関係でございますが、第三セクターのくま川下り株式会社では、観光ニーズの多様化、旅行形態の変化などにより乗客数が減少し、平成22年から4年連続の赤字決算を招き、昭和のよき時代から「人吉温泉と球磨川下り」で繁栄した会社経営の歴史の中で、最大の危機、創業以来の試練に直面しました。そのため、会社存続の経営戦略として、平成25年度に人件費の見直しと人員の削減を断行し、平成26年度には郷土の誇りと愛情を持って貴重な地域資源である球磨川下りを後世に残すため、事業再生計画を策定し、施設整備に対し行政支援を受け、抜本的経営改革が進められているところでございます。

事業再生計画の期間は5カ年とし、川下りコース・区間の見直し、人吉発船場の立地・ロケーションの最大限活用など五つの柱を掲げ、現在、再生事業を推進されております。昨年11月にオープンしました人吉地産健康食堂くまがわマルシェは、連日、多くの市民の皆様と観光客にお越しいただき、新たな観光拠点となるものと期待しているところでございます。また、来る3月1日の川開きから人吉発船場の拠点性の向上を図るため、新たな川下りコースの導入も決定しておりますので、本市としましても市民並びに観光客の皆様へ愛され親しまれる川下りの運航を目指して、今後とも再生計画に基づく事業推進を支援してまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、本市が管理する2メートル以上の橋梁291橋につきましては、平成22年度に作成しました人吉市橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕及び改修を進めているところでございます。

平成24年度以降の進捗につきましては、鹿目川にかかる小股橋上部工架替工事を初め中原

跨線橋、鶴田橋、染戸橋の修繕を計画的に実施しておりまして、平成26年度からは、球磨川にかかる水ノ手橋の補修工事を実施し、平成27年度の工事完了を目指しているところでございます。

道路改良につきましては、社会資本整備総合交付金事業を積極的に活用し整備を進めておりまして、長年地域の方々が改良を待ち望んでいた市道岩本中神線の改良工事が平成24年度に完了しております。そのほか、市道中青井第1号線、市道大塚桑木津留線などの生活関連道路におきましても、舗装工事、改良工事が完了いたしております。

市営住宅関係でございますが、昭和50年前後に集中して建設された市営住宅が更新時期を迎えていることから、既存ストック住宅の効率的かつ有効な更新と費用の縮減につなげていくため、平成23年度に公営住宅等長寿命化計画を策定いたしております。この計画に基づき、修繕及び改善が必要と判定された市営住宅につきまして、外壁や屋上防水の改修、浄化槽や給水設備の整備を計画的に進めることとし、これまで、立野団地や門前団地などの外壁改修工事、笹栗山団地や蟹作団地などの屋上防水改修工事、西瀬団地の浄化槽改修工事、前田団地の給水設備改修工事などを実施しております。

そのほか、階段手すりの設置や団地内遊園の遊具の整備、各住戸の修繕を行うなど、安心して暮らせる居住環境の維持に努めているところでございます。

住宅リフォーム促進事業につきましては、平成24年度から個人所有の既存住宅を対象に、機能維持、居住環境の整備及び性能向上を図るための改修費用の一部を助成しております。これまでに172件の申請があり、毎年予算額に達している状況から、市民の皆様の安全・安心で快適な生活環境づくりを進めるという目的を十分果たしてきたものと存じております。また、平成25年度からは、補助金の一部をきじ馬スタンプ協同組合加盟店で使用できる商品券として交付しており、間接的に地域経済の活性化にも寄与しているところであります。

さらに戸建木造住宅耐震改修事業としまして、個人の戸建木造住宅の耐震診断及び改修に対し助成を行っているところでございます。

都市計画関係でございますが、鍛冶屋町通りにおきましては、国の事業を活用し、地域住民の皆様のお協力を得まして、平成16年度以降、街なみ環境整備事業を実施してきたところでございます。平成25年度までの事業の成果としましては、10件の民家修景助成事業並びに通路の整備や案内板等の設置による景観整備を進めるとともに、小公園用地取得を行ったところでございます。平成26年度は、既存の石倉を利用した小さな美術館建設を含めた小公園の整備に着手し、現在、3月末の竣工を目指し工事を進めているところでございます。

平成27年度は、本事業の最終年度となっておりますので、引き続き地域の皆様のお協力をいただきながら事業の推進を図り、当地域の歴史・文化を生かした景観形成と人と人とが交流する町並みづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

公園事業につきましては、平成23年度に策定した人吉市都市公園施設長寿命化計画に基づ

き、子供や高齢者を初め誰もが安全で安心して利用できる都市公園を目指し、計画的に整備を進めることといたしております。平成24年度から、国の補助事業を活用し、村山公園内の東屋、便益施設などの改修や、石野公園内の老朽化した遊具施設の更新を行うなど、市民の憩いの場として安心して過ごせる公園整備に努めてきたところでございます。

街路事業につきましては、平成24年度に都市計画道路下林願成寺線の事業認可を受け、人吉インターチェンジから通称フルーティロード交差点付近までの整備を行うため、平成25年度から用地取得に取り組んでいるところでございます。今後の計画としましては、平成27年度も引き続き用地取得に努め、平成29年度から平成30年度にかけて、車道工事など本格的な工事を行う予定としておりますが、一定区間の用地取得が早期にできました場合は、歩道などの工事を先行して行い、歩行者の通行の安全を確保したいと存じます。

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する重要な都市施設であり、今後も、都市の健全な発展のため、継続的に整備を進めることといたしております。

スマートインターチェンジ整備事業関係でございますが、平成25年7月にスマートインターチェンジ整備準備室を設置し、事業実施に向けて準備を進めてまいりましたところ、昨年8月、国土交通大臣から連結許可をいただいたところでございます。その後、西日本高速道路株式会社と協定の締結をいたしまして、現在、西日本高速道路株式会社においては、地形測量、地質調査業務及び実施設計業務を、本市におきましては、用地測量業務及び文化財試掘調査業務を行っており、平成27年度は、用地取得に着手することとしております。

今後は、平成31年度中の開通を目指して、事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時39分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） まず、訂正からお願いいたします。

10ページでございます。SOSキーホルダーの部分でございますが、約4,000人と申し上げなければならないところを、約を抜かして4,000人と申し上げたそうでございます。

次に、11ページでございます。最後の行、物産振興協会と申し上げなければならないところを物産協会と申し上げたそうでございます。訂正をお願いいたします。

それでは、引き続き、提案をさせていただきたいと思っております。

教育委員会制度の改正でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されます。今回の制度改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機

管理体制の構築、首長との連携強化を図り、あわせて地方に対する国の関与の見直しを図るなどとされており、60年ぶりの大きな制度改革となっております。改正の具体的な内容としては、「教育委員長と教育長を一体化した新教育長」「首長が主宰し、教育行政を協議する総合教育会議」「教育目標や施策の根本的な方針を定めた教育大綱の策定」などがございます。

教育振興基本計画でございますが、第5次人吉市総合計画のまちづくりの理念のもと、どのように教育の振興を図るのか、その道筋を明らかにするために、平成25年3月、人吉市教育振興基本計画を策定いたしました。計画期間は、平成28年度までの4年間とし、市民一人一人が学ぶ意欲を養うことで、将来の夢や希望に向かってみずからの可能性を高め、人間力、人としての生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指すことといたしております。

学校の統廃合についてでございますが、これまで休校としておりました西瀬小学校鹿目分校、田野小学校、矢岳小学校の3校を、平成26年3月末をもちまして廃校とさせていただきました。歴史と伝統ある小学校を廃校にすることは、少子化、さらには学校教育を取り巻く環境を考慮しましたとき、将来、避けては通れない課題であり、本市にとりましても苦渋の選択ではございましたが、3校を、同時廃校とさせていただいたところでございます。廃校後の有効活用につきましては、西瀬小学校鹿目分校は西瀬校区公民館の分館として生まれ変わり、田野小学校は地元の意向を踏まえ、地域の活性化につながるような利活用策を検討中でございます。なお、矢岳小学校につきましては、地域コミュニティの活動基盤が岳寿館に移っておりますので、現在のところ有効活用は不可能と判断、適切な時期に施設の解体を計画しているところでございます。

学校施設整備につきましては、平成19年度に耐震2次診断を行い、耐震補強が必要となった5校の耐震改修工事を国の安全・安心な学校づくり交付金を活用し計画的に取り組み、平成25年度を持って全ての学校の耐震化が完了いたしました。また、国の経済対策の一環として、学校施設環境改善交付金事業の採択を受け、平成25年度から2カ年にわたり、小学校5校の給水設備と小中学校4校のプール改築工事を実施し、安全・安心かつ快適な学習環境の整備を図ったところでございます。

学校教育関係でございますが、児童の基礎学力の定着と向上を図るため、平成23年度から「放課後パワーアップ教室」「夏休みパワーアップ教室」を開講しております。受講した児童一人一人は、学ぶことでわかる喜びや達成感を味わうだけでなく、勉強をこつこつと頑張ることの大切さを実感するなど、学習意欲及び学力の向上につながったものと確信しております。事業の実施に当たり御協力いただきました学習サポーターの皆様にお礼を申し上げたいと存じます。また、平成25年度から開講いたしました「人吉市花まる教室」では、ユニークな学習方法が子供たちに受け入れられ、毎回活気のある授業が展開されてお

ます。論理的思考力や創造力を育む取り組みとして進めているところでございますが、学習の過程において、出題された問題に真剣に積極的に向き合い、そして、自分の言葉で元気に発表するなど、伸び伸びと学習に取り組む児童の姿が見てとれ、大変頼もしく感じているところでございます。

中学生を対象とした志の教育につきましては、人間形成のため最も多くの知識と教養を吸収できる中学生に対し、心に響き、自分自身を真剣に見詰め、自己の可能性を広げる機会として実施することは、大変重要であると存じております。平成26年度は、6月に第一中学校におきまして、元九州大学総長の梶山千里先生による講演会を開催、第二中学校におきましては、今月20日に教育プロレスを実施したところでございます。

多感な時期を過ごす中学生にとって、多くの先輩方から経験に基づいた人生の道しるべとなる教えをいただくことは、大変意義深いことであると存じます。生徒たちが感情を正しく導き、公正な判断力を養い、胸の中に眠っている自我を目覚めさせ、静かなる心に火をともし、将来への活路を見出してくれることを期待するとともに、充実した学校生活を送ってほしいと願っております。

いじめ防止対策関係でございますが、全国で起きているいじめが原因と見られる痛ましい事件を目にするたび、いじめ防止に向けた対策の必要性を強く認識してきたところでございます。本市では、いじめ防止対策推進法の施行を受け、昨年3月に人吉市いじめ防止基本方針を策定、今月にはいじめ問題対策連絡協議会を設置いたしました。協議会では、いじめ問題に関するさまざまな機関及び団体の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめ事案への対処などを行うことといたしております。

また、人吉市子ども・子育て基本条例に基づき、昨年4月から「子ども・子育て相談室」を開設してありまして、人吉っ子アドバイザーや福祉事務所、関係機関と連携し、子育てに係る相談の充実強化に取り組んでいるところでございます。

平成26年度から実施を計画しておりました小中学校における児童・生徒の虫歯予防の取り組みでございますが、むし歯予防うがいを昨年11月から試行し、本年1月に市内全小中学校において本格的に実施いたしております。

開始当初の希望者数は、全体の8割を超える2,257人となっております。今後もより多くの児童・生徒がむし歯予防うがいに取り組み、みずからの歯と口の健康を維持することで、一人一人が丈夫な体をつくれるようサポートするとともに、本事業の成果などについても関係機関と協議を行い、しっかりと検証してまいりたいと存じております。

学校給食関係でございますが、平成23年4月から民間委託しました第2期の学校給食調理業務は、本年3月31日をもって、委託契約期間が満了となりますことから、第3期の業者選定を行うために、プロポーザル方式によりまして公募を行いました。県内外から2社が応募され、人吉市学校給食調理業務委託業者選定委員会における厳正な審査の結果、南国フ

ーズサービス株式会社が平成27年度から平成30年度までの学校給食調理業務を行うことになりました。選定作業に携わっていただきました委員の皆様には、心から感謝申し上げる次第でございます。

社会教育関係でございますが、平成24年度に、地域住民の新たな生涯学習の機会として、ひとよし花まる学園大学を開講、また、高校生を対象にした十代未来塾も出前講座として開催しておりまして、大学のない町へ大学をというテーマのもと、今後も豊かで、質の高い生涯学習環境の創出に努めてまいります。

そのほか、一昨年に第40回熊本県PTA研究大会を、昨年は第43回熊本県人権教育研究大会が本市で盛大に開催されております。両大会とも人吉スポーツパレスを会場にした3,000人規模の集会であり、多くの県民の皆様を本地域の誇れるおもてなしの心と、教育への熱意、さらにはあらゆる差別を許さないという決意を持ってお迎えできたものと存じます。

子供たちの学びの場として、平成26年度から人吉型サマースクール人吉市草木山川学校を開校いたしました。夏休み期間を利用して実施した万江川での川遊びには、人吉市花まる教室に通う小学2年生約90人の児童が参加し、豊かな自然の中での遊びを満喫しておりました。参加した児童や保護者からは多くの喜びの声が寄せられておりまして、予想を超える反響に自然体験学習の重要性を再認識したところでございます。3月には春休みを利用し、田野高原でのアウトドアスクールを開催する予定としております。今後も、四季を通した人吉型野外スクール草木山川学校を展開し、子供たちが人吉の自然の豊かさや美しさに触れ、ふるさとを体感し成長する機会として、野外教育の充実に努めてまいりたいと存じます。

子供たちをインターネット社会から守る取り組みにつきましては、昨年7月、子供たちが携帯電話、スマートフォン、インターネットを使用する上でのルールとして、「人吉市子どもを守る五つの宣言」が策定されました。また、11月には、「人吉市青少年育成連絡協議会」を中心に、この宣言を各家庭の取り組みから市民の総力を挙げた地域の取り組みに拡大するため、カルチャーパレス大ホールにおいて「インターネット依存社会から子どもたちを守る市民大会」が開催されております。宣言づくりから大会開催に御尽力いただきました保護者の皆様を初め関係者の方々に、改めましてお礼を申し上げたいと存じます。

本市におきまして、昨年5月に発生しました女子高校生の痛ましい事件は、市民の方々に大きな衝撃をもたらしました。今後も、さらに市民の皆様と力を合わせ子供たちの安全を守る活動を推進してまいることをお約束するとともに、この場をおかりして、改めまして御冥福をお祈り申し上げます。

スポーツ振興関係でございますが、毎年開催しておりますひとよし春風マラソンも本年度で12回目を数え、3年連続で6,000人を超える市民ランナーにエントリーをいただくなど、全国で増加傾向にあるシティマラソンの中でも、家族ぐるみで参加し楽しめる「家族と走る、家族が応援する」マラソン大会としての地位を築きつつあるものと評価をしているところで

ございます。一方、おどんな日本一武道大会につきましても、子供たちが日ごろの成果を競い合うことで心身ともに成長する大会として歩み始めております。また、平成26年9月には、長崎がんばらんば国体のカヌーワイルドウォーターとスラロームの競技会場として、球磨川を舞台に各県代表選手たちの熱戦が繰り広げられ、多くの感動が生まれました。

スポーツは、参加するスポーツ、見て応援するスポーツと、今や世界共有の人類の文化であり、スポーツの力は、人と人をつなぎ、ともに地域に生きる喜びを広げ、そして何よりも人生を豊かで充実したものに導いてくれます。

本市におきましては、「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるスポーツ都市ひとよし」を目指す姿として、あらゆる市民に応じたスポーツ活動の推進、市民誰もが参画できる地域のスポーツ環境の整備、競技力の向上とトップアスリートの育成、スポーツ活動の基盤づくりという四つの基本施策による、人吉市スポーツ推進基本計画を策定いたしました。計画期間を平成27年度から平成31年度と定め、今後、本市のスポーツ環境づくり、市民の健康増進に取り組んでまいりたい所存でございます。

平成25年10月、本市の名誉市民でプロ野球読売巨人軍の選手、監督として御活躍されました川上哲治氏が御逝去され、その訃報は、巨星落つとして全国を駆けめぐり、人吉市民を初め全国の多くの人々に衝撃を与えました。

市におきましては、追悼事業として、昨年2月に川上哲治氏追悼記念展を開催し、3月23日には川上哲治記念球場におきまして、追悼記念式典をとり行わせていただきました。戦後、プロ野球を国民的スポーツに育て上げ、野球の神様とたたえられた川上哲治氏を、郷土の偉人として誇りを持ち後世に伝えていくことは本市の責務であり、現在、御遺族の御意向に従い、川上哲治記念球場に新たな展示コーナーを設け、その功績を多くの人に触れていただいております。川上哲治氏の数々の偉業に対し、心から尊敬と感謝を捧げ、改めまして御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

文化財関係でございますが、史跡人吉城跡につきまして、平成24年度から大手門南側の整備に着手し、陥没により崩壊が懸念されていた石垣の修復と排水溝及び周辺の整備を行っているところでございます。また、老朽化した相良神社東側の公衆トイレにつきましては、人吉城跡の景観や環境に配慮し、平成25年度に林間学校跡に移転・新築いたしました。今後も人吉市民の心のよりどころで本市のシンボルである人吉城跡の適切な保存管理と整備活用を図ってまいりたいと存じております。

熊本県内における国・県指定重要文化財の社寺建造物の8割を超える文化財が残る人吉球磨地域におきまして、平成24年9月、熊本県、10市町村、人吉球磨広域行政組合と連携して球磨地域文化財広域連携協議会を設置し、昨年7月その活動の指針となる球磨地域文化財広域連携マスタープランを策定いたしました。今後は、マスタープランに基づき、文化財を護る、育む、魅せるという三つの観点から、点在する古社寺等の文化財の広域的な保存・活用

を推進することといたしております。また、この取り組みをさらに進めることによって、相良氏が700年にわたり統治してきた歴史的な特異性と醸成された豊かな精神文化を合わせて、日本遺産認定に押し上げてまいりたいと存じております。地域住民の皆様の御理解と御協力を、心からお願い申し上げる次第でございます。

人吉城歴史館特別展でございますが、地域に眠る歴史資源に焦点を当てた相良家菩提寺であった願成寺の宝物展や明治・大正時代の人吉七町をテーマとした引札・絵葉書の展示のほか、音楽家犬童球溪先生やジュグリット先生こと一井正典氏、人吉藩家老相良清兵衛など地域の偉人展も開催してきたところでございます。今後も、人吉球磨の歴史文化の発信拠点を目指し、さまざまな活動に取り組んでまいり所存でございます。

お庭御覧につきましては、平成23年度に日本を代表する作庭家野村勘治氏を講師にお迎えし開催した「緑のリレーフォーラム」を契機として、市内に眠る庭園に光を当て、その価値や特徴を明らかにし、歴史遺産としての評価を行い、新たな観光資源として活用することを目的として実施しております。平成25年度には、これらの庭園をめぐる三つの周遊コースを設定しておりまして、現在、多くの皆様に人吉の庭園文化を散策いただいているところでございます。

カルチャーパレス関係でございますが、大規模改修につきましては、市への移管後、文化庁芸術活動支援員派遣事業の指定を受け、専門家を招聘して改修構想の策定を行い、年次計画のもとに順次取り組んでまいりました。これまで、平成25年度に、大ホールの舞台機構や照明設備の一部、非常用自家発電設備や館内のトイレの改修工事を行い、平成26年度には、小ホールの舞台機構設備、舞台照明設備の改修工事を実施いたしております。

文化振興関係でございますが、犬童球溪顕彰音楽祭、人吉球磨総合美展につきましては、60年以上続く本市の文化振興を支えるイベントとして、関係者の皆様方と一緒に工夫を重ね開催してきたところでございます。また、平成26年度には「くまもと子ども芸術祭2014 in 人吉」が開催されておりまして、人吉球磨の郷土芸能、伝統文化を本市の子供たちが披露し、世代を超えて地域文化が継承されていくことを県内外に発信することができたものと存じます。

自主文化事業につきましては、平成24年度と平成26年度の2回にわたって、人間国宝6代・山勢松韻先生をお迎えし、箏曲人吉公演を開催いたしました。御来場いただいた皆様には、箏曲の奥行き深い演奏により日本の伝統文化にじかに触れ合うことができたものと存じております。

図書館関係でございますが、平成21年度に導入した図書館インターネット蔵書検索システムは、自宅からの図書資料及び貸し出し情報の検索が可能であり、利用者に有効活用されているところでございます。また、自主学習者を支援するため、学習会場の利用を従来の土日・祝日から平日も利用できるよう学習環境の整備を図り、多くの方々に御利用いただい

おります。さらに平成24年度には、第2次子ども読書活動推進計画を策定しておりまして、学校、幼稚園、保育園、関係機関と連携を図りながら、子供たちが読書を通じて読解力や想像力など、さまざまな力を身につけることができるよう、読書活動を推進しているところでございます。

上水道事業関係でございますが、平成23年度以降の4年間で給水戸数は50戸余り増加し、平成26年度末で1万5,740戸ほどに達する見込みでございます。水道施設の整備関係につきましては、人吉市水道ビジョンの事業計画に基づき、水道管路の耐震化及び老朽管更新事業を実施してまいりました。茂々野水源地から原城配水池までの送水管改良工事につきましては、漆田地区の一部を平成22年度から着手いたしまして、平成25年度に竣工し、平成26年度からは、蟹作地区の整備に着手しているところでございます。また、上戸越地区の一部拡張事業につきましては、落地区の配水管布設工事を平成24年度に完了したところでございます。

給水収益につきましては、少子高齢化による人口減少、節水機器などの普及に伴い、毎年減少している状況でございます。しかしながら、標準家庭で使用される水道料金は、現在も県下14市におきまして、最も安い料金となっております。今後も、人吉市水道ビジョンにおける基本計画、水道施設更新計画、財政計画に基づき、水道事業の経営安定化を図り、低廉で清浄かつおいしい水を提供できますよう努めてまいり所存でございます。

公共下水道事業関係でございますが、平成24年度から進めてまいりました公共下水道全体計画の見直しにつきましては、人口減少、社会情勢の変化などを踏まえ、昨年7月に計画変更を行ったところでございます。現在の事業認可区域1,029ヘクタールにつきましては、整備がほぼ完了しており、平成25年度末の普及率は73.2%となっております。本市の下水道事業は、昭和49年の事業着手以来40年以上経過し施設の老朽化も見られ、終末処理場人吉浄水苑におきましては、第2期改築更新計画に基づき、汚泥処理設備及び電気設備等の改築工事を実施してまいりました。また、管路におきましても、長寿命化計画に基づき、管渠やマンホールふたの更新を鋭意進めているところでございます。

また、下水道事業の経営基盤強化につきましては、健全かつ持続可能な下水道経営を目指して、公営企業会計導入に向けた準備を進めてまいりましたが、平成27年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することとしております。

次に浄化槽関係でございますが、現在、国の循環型社会形成交付金事業を活用し、平成23年度から27年度までの計画で設置整備を進めております。また、平成24年度からは、従来の国、県の補助制度に上乗せ補助を実施しており、その効果もあって、設置基数も順調に増加し、下水道事業と浄化槽設置の両面から生活排水処理に対応することで、住環境の改善及び公共用水域の水質保全に努めているところでございます。

以上、過去4年間にわたる主な市政の総括的な御報告を申し上げます。このほかにも多くの事業を実施してまいりまして、全てを御報告することはできませんでしたが、財政状況

が大変厳しい4年間に、このように市政を担当することができましたのも、関係御当局並びに議員各位の格別の御高配と御支援、さらには、市職員全員の献身的な努力と市民各位の御理解、御協力のたまものでございます。

この場をかりまして、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。

次に、国が定めました平成27年度の地方財政計画について、その概要を申し上げます。

国の平成27年度予算につきましては、昨年12月14日投開票の衆議院議員選挙の影響もあり編成作業がおくれ、2年ぶりの越年作業となり、ようやく今月12日に国会へ提出がなされたところでございます。国の平成27年度予算の基本方針は、「経済再生と財政健全化の両立」を目指すもので、平成26年度の補正予算による経済対策や法人税減税を柱とする成長戦略とあわせ、日本の国力の源泉でもある強い経済を再生するとともに、「経済の好循環」を確かなものとし全国津々浦々にまで景気回復の実感を行き渡らせることができるよう取り組むとされています。また、若者が、将来に夢や希望を持つことができる、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を進めることにより、元気で豊かな地方の創生にも全力を挙げて取り組むとされております。そのための対策として、地方の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、地方創生の取り組みに要する経費について、地方財政計画の歳出に1兆円が計上されるなど、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、約1兆2,000億円、前年比2.0%の増が確保される見通しとなったところでございます。

このような基本方針のもとで策定されました平成27年度の地方財政計画でございますが、地方交付税は、平成26年度に比べ約1,307億円、0.8%の減の16兆7,548億円とされております。また、地方交付税の財源不足を国と地方で折半する臨時財政対策債は、税収等の増収に伴う一般財源総額の確保により、19.9%の減とされているところでございます。

そのほかの地方財源といたしましては、地方税が7.1%の増、地方譲与税が2.6%の減とされているところでございます。

本市の平成27年度の財政見込みでございますが、国が進めております経済対策等の効果ははっきりとは見受けられないところではございますが、市税のうち個人及び法人の市民税につきましては、所得や業績が幾分回復傾向にあり、増収の見通しとなっているところでございます。また、固定資産税につきましては、3年に一度の評価がえの年となっており、平成26年度当初予算と比較いたしまして、約4,300万円の減収を見込んでいるところでございます。

さらには、地方消費税交付金につきましては、消費税増税に伴う交付金の増額を期待していたところですが、地方財政計画で見込まれましたような交付にまでは至っておらず、平成27年度においては、所要一般財源の確保に相当な困難を要し、厳しい財政運営になるのではないかと大変危惧しているところでございます。

このように、厳しい財政状況ではございますが、平成27年度も前年度に引き続き、国の施策と歩調を合わせるとともに、地方の実情に応じたきめ細やかな施策「地方創生」に積極的に取り組むことで、市民の皆様が健康で笑顔で暮らせるまちを実践してまいりたいと存じます。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

引き続き、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるもののほか、単独事業などの補正を行うものでございます。また、新市庁舎移転建設のための財源といたしまして、人吉市土地開発基金を廃止し、うち現金部分につきましては、人吉市庁舎建設等基金の財源として2億6,000万円を積み立てることとしております。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ6,645万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億5,499万円とするものでございます。

議第3号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出にそれぞれ1億5,305万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億7,491万2,000円とするものでございます。

議第4号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出をそれぞれ1,655万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,569万1,000円とするものでございます。

議第5号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ2億623万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億3,776万5,000円とするものでございます。

議第6号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ505万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,722万4,000円とするものでございます。

議第7号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第4号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を513万5,000円減額し、収入総額を5億6,719万6,000円といたしております。

議第8号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ5,547万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,814万6,000円とするものでございます。

議第9号平成27年度人吉市一般会計予算案について御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、平成26年度当初予算に比べ、約3,400万円の減を見込んでいるところでございます。先ほども述べたところではございますが、個人及び法人の市民税は、所得及び業績が幾分回復傾向にあることから全体的に増収の見通しであり、平成26年度当初予算に比べ約4,500万円の増を見込んでいるところでございます。固定資産税につきましては、平成27年度が3年に一度の評価がえの年となっており、土地、家屋、償却資産全体で平成26年度当初予算に比べ約4,300万円の減収を見込んでいるところでございます。また、たばこ税につきましては、消費税増税に伴い販売価格の値上がり等の影響もあり、平成26年度当初予算に比べ約2,500万円の減収を見込んでいるところでございます。市税の総額といたしましては、本年度の最終補正予算との比較では、約8,600万円の減を見込んでいるところでございます。

地方消費税交付金でございますが、平成26年4月から実施をされております消費税率の8%への引き上げに伴い、5%時に1%分でありました交付金が、8%の場合は1.7%分となっているところでございますが、国全体における個人消費が大幅に落ち込んでおり、平成27年度当初予算におきましては、平成26年度の最終交付見込み額を参考とし、約1億900万円の減の4億2,400万円を見込んでいるところでございます。

地方交付税でございますが、地方財政計画において、交付総額で0.8%の減、1,307億円程度の減とされるところでございます。そのうち普通交付税につきましては、決して過大な見積もりとならないよう慎重に判断をする必要があることから、平成26年度交付決定額に地方財政計画の伸びを勘案し計上しているところでございます。また、特別交付税及び臨時財政対策債につきましては、平成26年度の最終見込み額及び決定額を勘案し、予算を計上しているところでございます。

次に、歳出でございますが、平成27年度は骨格予算で編成を行い、投資的経費につきましては、継続事業、緊急を要する事業のみを計上いたしております。安定した市民生活に不可欠な社会保障関係経費につきましては、必要な予算を計上いたしております。なお、社会保障関係経費などの伸びに伴う財源不足を補うために、財政調整基金などの取り崩しにて対応いたしております。

歳入歳出予算の総額は、144億5,895万5,000円で、平成26年度当初予算と比較いたしますと1.5%の減となっております。

議第10号平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ172万4,000円といたしております。

議第11号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億1,911万4,000円といたしております。

議第12号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,971万9,000円といたしております。

議第13号平成27年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,395万6,000円といたしております。

議第14号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,017万2,000円といたしております。

議第15号平成27年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億5,580万5,000円を計上し、支出では、水道事業費用5億3,698万1,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,000万3,000円を計上し、支出を2億5,928万3,000円といたしております。

議第16号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に下水道事業収益11億6,795万9,000円を計上し、支出では、下水道事業費用11億5,663万6,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に1億8,311万1,000円を計上し、支出を6億4,496万3,000円といたしております。

議第17号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21万円といたしております。

議第18号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,708万6,000円といたしております。

議第19号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正案は、部分休業をすることができ職員の範囲の変更等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第20号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案は、職員の病気休暇について、結核性疾患に係る特例を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第21号人吉市土地開発基金条例を廃止する条例案は、土地開発基金として所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものでございます。

議第22号人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例案は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第23号人吉市消防団条例の一部改正案は、機能別消防団員の増員に伴い、団員の定数等を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第24号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例を整理するため、条例を廃止及び一部改正するものでございます。

議第25号人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第26号人吉市学校林条例を廃止する条例案は、学校林として所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものでございます。

議第27号人吉市教育支援委員会設置条例案は、教育上特別な配慮が必要な児童及び生徒に対し、適正な就学指導及び教育支援を行うことについて、教育委員会の諮問機関として人吉市教育支援委員会を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第28号人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例案は、食物アレルギー対応の学校給食の調理等を行うことに伴い、教育委員会の附属機関として人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第29号人吉市介護保険条例の一部改正案は、介護保険法第129条の規定による第1号被保険者の保険料の改定等を行うため及び同法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等について事業開始の猶予期間を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第30号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正等に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第31号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正等に伴い、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議第32号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第33号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第34号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、松川勲氏の任期が本年3月31日をもって満了となることに伴い、後任として、多武芳美氏を任命することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

「議第33号」公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、「中島佑

一」氏の任期が本年3月31日で満了となりますので、同氏を再任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。
御清聴まことにありがとうございました。

失礼しました。一番最後は「議第35号」と申し上げなければならないのを「33号」と申し上げたそうでございます。御訂正をお願いいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ただいまの市長の施政方針の中で、1点だけちょっと確認しておきたいと思っております。

20ページであります。20ページの後ろのほうから8行目のところなんですけど、「また11月には、人吉市青少年育成連絡協議会を中心に」というような表現が書かれてあります。この人吉市青少年育成連絡協議会というふうな組織はあるのかどうか、これについては確認をしたいと思っております。

といいますのは、人吉市青少年市民育成会議及び人吉市PTA連絡協議会との共催においてこの市民大会は開催をしたと思っておりますので、こういった議会の場でもありますので、組織の正式名称については、公平を期すると思っておりますので、この連絡協議会があるのかどうか、その辺を確認をして、お願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（永山芳宏君） 暫時休憩いたします。

午後0時28分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで執行部より発言の申し出がっておりますので、許可いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） 発言の訂正をお願いいたします。

施政方針20ページの後ろから8行目の部分でございますが、「人吉市青少年育成連絡協議会を中心に」という部分を「人吉市青少年育成市民会議と人吉市PTA連絡協議会を中心に」という表現に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

また、28ページの後ろから6行目の部分で、「中島佑一氏」のお名前に誤りがございまして、発音はユウイチ氏でございますが、ユウイチ氏のにんべんをしめすへんに訂正をお願いいたします。個人と団体のお名前を誤って申し上げ、大変失礼をいたしました。心よりおわ

び申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの訂正については、御了承いただきますようお願いいたします。

執行部に申し上げます。議場で報告・配付されます資料につきましては、内容を十分精査・確認の上、配付されますよう御注意願います。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）並びに議第9号平成27年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

多少長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

まず、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）でございます。今回の補正予算は、国・県の補助事業などの決定による事業費の確定や、最終見込みが主なものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

6ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正は、追加の20件でございます。3款民生費、2項児童福祉費、保育所等緊急整備事業は、保育園の改築事業に対する補助金でございますが、建築確認申請等に不測の日数を要されましたことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。8款土木費、1項土木管理費の要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業が、一定規模以上の民間建築物の耐震診断義務化による耐震診断費用に対する補助金でございますが、耐震性能評価を実施する第三者機関への評価申請が集中し、本市分の年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業、人吉矢岳線は、道路補修工事でございますが、着工時期に関する地元町内や関係者との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。下林北願成寺線は、用地測量設計業務委託でございますが、水利組合等、関係機関との協議に不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難となったため、繰り越すものでございます。矢黒下戸越線は、用地測量設計業務委託でございますが、工事に伴う交通規制等についての関係機関との協議や工法の検討に不測の日数を要しましたことから年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。地方道路等整備事業、瓦屋地内第1号線用地取得費は、用地交渉等に不測の日数を要し年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。人吉・球磨スマートIC整備事業は、用地測量設計業務委託でございますが、国土交通省からの高速道路連結許可に不測の日数を要し年度内完

了が困難となったため繰り越すものでございます。人吉球磨広域行政組合受託事業、東間赤池線は、離合箇所設置工事でございますが、工事の発注がおくれたことから年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業、七地跨道橋補修事業及び願成寺跨道橋補修事業は、詳細設計業務委託でございますが、高速道路をまたぐ橋梁でございますことから、関係機関との協議に不測の日数を要し年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。鶴田橋外27橋補修事業は、詳細設計業務委託でございますが、地元町内及び関係機関との協議に不測の日数を要し年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。曙橋外4橋補修事業は、補修工事でございますが、河川管理者である県や関係機関との河川協議に不測の日数を要し工事の発注がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。4項都市計画費、社会資本整備総合交付金事業、石野公園施設改築事業は、改築工事でございますが、関係者との設計協議に不測の日数を要し工事の発注がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。下林願成寺線は、用地補償費及び歩道新設工事でございますが、用地及び補償物件の移転交渉に不測の日数を要しまして年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。

10款教育費、2項小学校費、中原小学校体育館倉庫設置事業は、工事費でございますが、学校との協議に不測の日数を要し発注がおくれ、資材の調達に日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業は、全小学校体育館の照明器具等耐震点検委託でございますが、学校行事を考慮しながらの調査となり、日数を要しましたことから年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

3項中学校費、中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業も小学校と同じ理由により繰り越すものでございます。第二中学校給水設備改修事業は、設計業務委託でございますが、学校規模が大きく、学校と協議しながらの調査となり、日数を要しましたことから年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

5項社会教育費、カルチャーパレス改修事業は、非常用電源装置充電器改修及び蓄電池取りかえ工事でございますが、特殊な装置のため、機器の調達に日数を要しますことから年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費の現年発生補助、道路橋梁災害復旧事業は、下戸越旧県道線の災害復旧工事でございますが、河川管理者である県との河川協議や復旧工法の検討に不測の日数を要し工事の発注がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為補正の変更につきましては、土地情報管理システムリース料及び家屋評価システムリース料は、入札によるリース料の確定、第

3次戸籍電算システム機器使用料は、一部を平成27年度当初予算に計上いたしますことから、限度額を変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表の地方債の補正の変更でございますが、県営事業負担金債から現年発生補助災害復旧事業債までの11件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

次に、地方債補正の廃止でございますが、農業基盤整備事業債は、事業の財源を起債からがんばる地域交付金に変更しましたことにより廃止するものでございます。

12ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款市税、1項市民税から3項軽自動車税までは、いずれも滞納繰越分の最終調定見込みにより増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。4項市たばこ税2,576万2,000円の減額補正は、消費税率引き上げによる買い控えの影響が大きいと思われ、最終調定見込みにより減額するものでございます。5項入湯税及び6項都市計画税は、滞納繰越分の最終調定見込みにより増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。6款、1項、1目地方消費税交付金1億962万3,000円の減額補正は、当初予算では地方財政計画に基づき予算計上しておりましたが、消費税率引き上げの影響から消費が冷え込み、想定していたほどの交付が見込めないため、減額するものでございます。

15ページまでを省略いたしまして、16ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,985万4,000円の増額は、自立支援給付費負担金や17ページの3節生活保護費負担金の医療扶助費等負担金の増などによるものでございまして、扶助費などの最終見込みによる補正でございます。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金7,387万7,000円の減額は、対象者の確定に伴う臨時福祉給付金支給事業費補助金の減額による補正が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。4目土木費国庫補助金1億5,507万2,000円の減額は、社会資本整備総合交付金事業の事業費の内示によるものでございます。

19ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金143万8,000円の増額は、国庫負担金と同じく技術支援給付費負担金の増や扶助費などの最終見込みによる補正でございます。

20ページをお願いいたします。2項県補助金、1目総務費県補助金、627万2,000円の増額は、地方バス運行等特別対策補助金に対する生活交通維持・活性化総合交付金の増などによるものでございます。2目民生費県補助金から21ページの6目教育費県補助金までの補正は、補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるものでございます。

22ページをお願いいたします。3項委託金、1目総務費委託金206万5,000円の減額は、衆議院選挙費委託金の減などが主なものでございます。

23ページをお願いいたします。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,133万9,000円の増額補正は、里道や水路等の用途廃止に伴う土地売払収入や市有林などの立木売払収入によるものでございます。

24ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金43万5,000円の増額は、古都人吉応援団寄附金として13件、うち2法人から寄附をいただいたものでございます。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,999万9,000円の増額は地方消費税交付金の減額補正に伴い、財源調整のため1億円の繰り入れをするため増額するものでございます。6目土地開発基金繰入金2億5,941万3,000円の増額は、基金廃止に伴い、現金預金分を人吉市庁舎建設等基金へ積み立てるため一般会計へ繰り入れるものでございます。

25ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入1,406万6,000円の増額補正は、1節総務費雑入の熊本県市町村振興協会交付金や2節民生費雑入の生活保護費返還金、26ページの3節衛生費雑入の資源の日廃品回収代及び5節農林水産業費雑入、国有林の分収林分配金などの増が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。21款市債は第4表地方債補正で御説明いたしましたので説明を省略させていただきます。

次に、歳出でございますが、28ページをお願いいたします。なお、各款項目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,485万1,000円の増額補正は、29ページの3節職員手当等の退職手当が希望退職者等の増、19節負担金、補助及び交付金の人吉地方バス運行等特別対策補助金や人吉市くま川鉄道経営安定化補助金が主なものでございます。

30ページを省略いたしまして、31ページ、32ページをお願いいたします。4項選挙費につきましては、経費の確定に伴うものでございますが、県議会議員選挙費につきましては、一部経費を平成27年度当初予算に計上しましたことにより減額するものでございます。

33ページを省略いたしまして、34ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億451万3,000円の減額は、35ページ、19節負担金、補助及び交付金の臨時福祉給付金や28節繰出金のうち、介護給付費の減に伴う介護保険特別会計繰出金などの減が主なものでございます。2目心身障害者福祉費152万円の減額補正は、20節扶助費の就労継続支援給付費などの増はございますが、障害者医療費の減が主なものでございます。

36ページから37ページを省略いたしまして、38ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費4,969万6,000円の増額補正は、生活保護費のうち、医療扶助の増が主な要因でございます。

39ページを省略いたしまして、40ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費300万9,000円の減額補正は交付金の辞退者が出ました青年就農給付金事業交付金の減が主なものでございます。

41ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費616万5,000円の減額は、市有林整備事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、42ページから45ページにわたります8款土木費につきましては、主に補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるものなどでございます。

45ページの9款、1項消防費、3目消防施設費1,720万3,000円の減額は、防火水槽築造工事などの事業費確定に伴う減が主なものでございます。

47ページから48ページまでを省略いたしまして、49ページをお願いいたします。10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費195万4,000円の減額は、長崎県からの特設カヌー競技場等の整備事業費が確定いたしましたことから減額するものでございます。

50ページをお願いいたします。12款、1項公債費、2目利子1,496万1,000円の減額は、過去に借り入れた起債の借入利率の見直しにより支払い利子が減となりましたことから減額するものでございます。13款諸支出金、2項基金費につきましては、基金運用利息などの積み立てが主なものでございますが、3目人吉市庁舎建設等基金費は、運用利息に任意積立金として今年度末をもって廃止いたします土地開発基金の資産のうち、現金預金分を加え2億6,000万円に増額いたしております。

51ページをお願いいたします。14款予備費を6,271万6,000円増額補正をいたしております。

以上で議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）についての補足説明を終わります。

続きまして、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

平成27年度の当初予算は、骨格予算の編成方針から、継続事業を除く新規の投資的経費などを計上しておりませんので、対前年度に比べ1.5%の減となっております。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により、第3条の地方債につきましては、第3表地方債によりそれぞれ御説明いたします。第4条の一時借入金につきましては、最高限度額を20億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

7ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございますが、第4次電算システム導入事業機器使用料は、住民基本台帳システムなどで使用している端末が老朽化し、更新するため使用料の債務負担を設定するものでございます。後期高齢者医療システムパッケージ使用料は、システムを更新するため、使用料の債務負担を設定するものでございます。固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料及び固定資産土地評価システム業務委託料は、次回平成30年度の評価がえに備え、委託料の債務負担を設定するものでございまして、3カ年の期間及び限度額を定めるものでございます。第3次戸籍電算システム機器使用料は、戸籍シス

テムの更新に伴い、使用している端末等の機器も更新するため、使用料の債務負担を設定するものでございます。健康管理システムリース料は、健診などで使用するシステムを更新するため、リース料の債務負担を設定するものでございます。図書管理システムリース料は、図書館の図書管理システムを更新するため、リース料の債務負担を設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表の地方債でございますが、臨時財政対策債は、平成27年度地方財政計画の概要に従い、前年度並みを見込んでいるところでございます。次の県営事業負担金債から学校給食センター改修事業債までの7件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございます。地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして主なものを事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、1款市税、1項市民税のうち、1目個人が11億7,319万5,000円で、前年度に比べ969万9,000円の増となっております。これは主に所得割の増でございます。景気回復の波及効果がわずかに見込まれることから増収を見込んでおります。2目法人が3億629万5,000円で、前年度に比べ3,490万4,000円の増となっております。これは個人と同じく景気回復の波及効果が見込まれますことから、法人所得の増が見込まれ、増収を見込んでおります。「2款、1項固定資産税」が14億8,452万4,000円で、前年度に比べ4,268万1,000円の減となっております。これは現年課税分につきましては、土地家屋が3年ごとの評価見直しの年度となりますので、減収の見込みでございます。

12ページをお願いいたします。4項、1目市たばこ税は、2億8,271万5,000円で、前年度に比べ、平成26年度最終補正と同様に2,529万3,000円の減となっております。これは消費税率引き上げによる買い控えの影響が大きいと思われ、減収の見込みでございます。

13ページをお願いいたします。6項、1目都市計画税が1億8,045万3,000円で、前年度に比べ830万5,000円の減となっております。これも3年ごとの評価見直しによる減収の見込みでございます。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税3,790万円から15ページ上段の5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金130万円につきましても、27年度地方財政計画の伸びを勘案して計上いたしております。6款、1項、1目地方消費税交付金が4億2,400万円で、前年度に比べ1億962万3,000円の減となっております。これは消費税率引き上げ後の消費の冷え込みが続いておりますことから、平成26年度最終補正でも減額いたしましたように、平成26年度の最終見込み額で計上いたしております。

16ページをお願いいたします。10款地方交付税は47億9,000万円で、前年度と比較し6,000万円の増といたしております。これは定住自立圏構想における事業費の特別交付税算入分の

見込み額を計上したことによるものでございます。地方交付税は、27年度地方財政計画におきまして前年度から国全体で1,307億円の減額、前年度比0.8%の減とされておりますが、普通交付税は平成26年度交付税実績を勘案しながら前年度当初と同額を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金のうち1目民生費負担金1億6,566万円は、前年度に比べ9,151万3,000円の減となっております。これは特定教育・保育施設等利用者負担金の減が主なものでございまして、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、認可保育園のうち、認定こども園へ移行した園の利用者負担金を認定こども園が直接徴収し、収入とすることになったことが主な要因でございます。2目衛生費負担金831万5,000円は新規となっております。これは、病院群輪番制病院運営事業外2事業が平成27年度は本市が事務局の当番となりますので、球磨郡の町村から事業費負担金を受け入れるものでございます。

18ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料285万7,000円は、前年度に比べ271万5,000円の増となっております。これは2節人吉鉄道ミュージアム使用料のミニトレイン乗車料の予算計上が主な要因でございます。

19ページをお願いいたします。8目教育使用料2,549万円は、前年度に比べ391万9,000円の減となっております。これはカルチャーパレス使用料の減が主なものでございまして、改修工事期間中のホール使用が見込めないため減額したことが主な要因でございます。

20ページを省略いたしまして、21ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金18億5,624万2,000円は、前年度に比べ3,517万9,000円の増となっております。これは自立支援給付費負担金や子ども・子育て支援新制度施行に伴う子どものための教育・保育給付費負担金などの増が主な要因でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,480万9,000円が新規となっております。これは社会保障・税番号制度導入に伴う福祉、医療、介護などの電算システムの改修費用に対して交付される補助金でございます。

22ページをお願いいたします。2目民生費国庫補助金3,571万1,000円は、前年度に比べ2億3,371万2,000円の大幅な減となっております。これは消費税率引き上げによる低所得者対策の臨時福祉給付金支給事業や子育て世帯への影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付事業の終了に伴う補助金の減が主な要因でございます。4目土木費国庫補助金4億3,656万6,000円は、前年度に比べ413万7,000円の増となっております。これは継続事業でございます水ノ手橋改修事業や市営住宅鶴田団地外壁改修事業などに対する社会資本整備総合交付金を計上したことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。6目災害復旧費国庫補助金861万円は新規となっております。これは、人吉城跡三の丸南側斜面崩落の災害復旧事業に対して交付される補助金でございます。

24ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金7億9,028万8,000円は、前年度に比べ4,030万3,000円の増となっております。これは国庫負担金と同じく自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金などの増額が主な要因でございます。2項県補助金、2目民生費県補助金9,709万1,000円は、前年度に比べ1,036万4,000円の減となっております。これは保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金が子ども・子育て支援新制度施行に伴い、県負担金へ変更になりますことや、生活保護の緊急雇用創出市町村補助金の減額が主な要因でございます。

25ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金7,518万3,000円は、前年度に比べ1,586万4,000円の増となっておりますが、これは26ページの農地周りの水路・農道等補修などの活動に対する多面的機能支払交付金事業費補助金は、これまで国・県の補助金は直接事業主体に交付されておりましたが、平成27年度から市を通じて交付されることとなりましたことが増額の主な要因でございます。

27ページをお願いいたします。3項委託金、1目総務費委託金8,942万3,000円は、前年度に比べ3,579万5,000円の増となっております。これは県知事及び県議会議員選挙費委託金や国勢調査費委託金などの増が主なものでございます。

28ページを省略いたしまして、29ページをお願いいたします。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,300万1,000円は、前年度に比べ1,111万5,000円の減となっております。これは市有林間伐に伴う立木売払収入の減が主なものでございます。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金500万1,000円は、前年度に比べ499万9,000円の増となっております。これはふるさと納税者に対し特典等を付与することにより寄附額の増を見込んだものでございます。

31ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億円及び3目減債基金繰入金2億円は財政調整のため計上いたしております。なお、地域の元気づくり基金繰入金につきましては、基金廃止に伴い、廃目とするものでございます。

33ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入1億385万2,000円は、前年度に比べ2,324万7,000円の増となっております。これは人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会から事業費負担金の増などによるものでございまして、35ページの7節土木費雑入の事業費負担金と、同じく9節教育費雑入のスマートインターチェンジ整備地の遺跡埋蔵文化財発掘調査等の受託事業に対する負担金でございます。21款市債につきましては、第3表で御説明いたしましたので省略させていただきます。

37ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、1款、1項、1目議会費が2億1,553万8,000円で、前年度に比べ1,222万9,000円の増となっております。増額の要因としましては、38ページ、19節負担金、補助及び交付金の市議会議員共済会給付費負担金の負担率が前年度に比べ高くなったことによる負担金の増が主なものでございます。

39ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が7億2,051万2,000円で、前年度に比べ8,892万6,000円の減となっております。主な減額の要因としましては、40ページの「3款」職員手当等のうち、退職手当の減でございまして、26年度当初予算においては定年退職者8名分の退職手当を計上しておりましたが、27年度は特別職分と定年退職者3名分を計上いたしております。なお、鉄道ミュージアム関連の予算は、平成26年度にはこの目に計上しておりましたが、平成27年度は、管理等に要する経費を新しい目を設けて予算計上いたしております。

少し飛びまして46ページをお願いいたします。7目企画費5,256万5,000円は、前年度に比べ524万7,000円の減となっております。これは47ページの19節負担金、補助及び交付金のうち、人吉球磨広域行政組合負担金が人件費の減により減額となったことが主な要因でございます。また、平成27年度は第5次総合計画の後期計画の見直し年度となっておりますので、総合計画策定審議会委員の報酬等の経費を計上いたしております。10目情報管理費が1億5,025万5,000円で、前年度に比べ2,920万円の増となっております。これは48ページの13節委託料のうち、社会保障・税番号制度導入に伴う電算システム改修委託料の増が主なものでございます。

50ページをお願いいたします。13目肥薩線世界遺産推進関連施設費1,827万3,000円は新規となっております。これは、先ほど御説明いたしました鉄道ミュージアム関連の施設管理等に要する経費の予算でございまして、開館イベント経費や施設管理委託料、ミニトレイン運行管理委託料、光熱水費などの経費を計上いたしております。

51ページをお願いいたします。2項徴税费、1目税務総務費1億8,554万9,000円は、前年度に比べ181万5,000円の増となっております。これは52ページの13節委託料のうち、ふるさと納税の収納や納税者に対する特典等を付与するためのふるさと納税業務委託料などの増が主なものでございます。

56ページをお願いいたします。56ページから61ページにかけましては、県議会議員、市長市議会議員、藍田財産区議会議員及び県知事の各選挙における経費を計上いたしております。

62ページをお願いいたします。5項統計調査費、1目統計調査費1,441万5,000円は、前年度に比べ865万1,000円の増となっております。これは通常の統計調査に加えまして、本年10月1日を基準日として実施予定の国勢調査に必要な経費の増が主なものでございます。

64ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費18億3,494万円は、前年度に比べ1億2,105万9,000円の減となっております。これは消費税引き上げに伴う低所得者層の方を対象とした臨時福祉給付金の終了による給付金の減が主な要因でございまして。

67ページをお願いいたします。2目心身障害者福祉費9億3,810万5,000円は、前年度と比べ4,982万9,000円の増となっております。これは69ページの20節扶助費のうち就労継続支援

給付費や共同生活援助給付費などの増が主なものでございます。3目老人福祉費2,479万2,000円は、前年度に比べ744万9,000円の減となっております。これは緊急通報体制等整備事業と老人趣味の講座運営事業に係る予算を介護保険特別会計に計上したことが主な要因でございます。

71ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,224万4,000円は、前年度に比べ7,396万5,000円の減となっております。これは保育所等処遇改善臨時特例事業費補助金を子ども・子育て支援新制度施行に伴い、2目児童措置費の負担金へ振りかえしましたことと、臨時福祉給付金と同じく消費税引き上げに伴う子育て世帯の方を対象とした子育て世帯臨時特例給付金の終了による給付金の減が主な要因でございます。

73ページをお願いいたします。2目児童措置費21億2,075万5,000円は、前年度に比べ4,058万5,000円の減となっております。これは子ども・子育て支援新制度施行に伴い、認定こども園の利用者負担金が直接認定こども園の収入になりますことによる公費負担金の減と対象者の減少に伴う児童手当の減が主な要因でございます。

74ページをお願いいたします。3項生活保護費、1目生活保護総務費が6,244万4,000円で、前年度に比べ1,514万9,000円の増となっております。これは平成27年度から生活困窮者自立支援制度が施行となりますことから、75ページの13節委託料の自立相談支援事業委託料や19節負担金、補助及び交付金の各事業負担金の増が主な要因でございます。

76ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1億6,790万7,000円は、前年度に比べ1,477万9,000円の増となっております。これは病院群輪番制病院運営事業などが平成27年度は本市が事務局の当番となりますので、77ページの13節委託料の小児初期救急医療推進事業委託料や19節負担金、補助及び交付金の補助金のうち病院群輪番制病院運営事業補助金の増が主な要因でございます。2目予防費8,917万2,000円は、前年度に比べ620万7,000円の増となっております。これは平成26年度補正予算に成人用肺炎球菌予防接種や小児を対象とした水痘予防接種を追加いたしておりまして、その分を当初予算に計上したことが主な要因でございます。

82ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費10億7,054万6,000円は、前年度に比べ9,181万9,000円の減となっております。これは主に、83ページの19節負担金、補助及び交付金のうち、人吉球磨広域行政組合負担金の減によるものでございまして、クリーンプラザのごみ処理経費や同施設の大規模改修事業が一段落しましたことから、関連負担金の減が主なものでございます。

86ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費5,692万1,000円は、前年度に比べ493万7,000円の減となっております。これは平成26年度当初予算に計上いたしました人吉葉たばこ共同乾燥施設整備事業補助金が終了したことが主な要因でございます。

89ページをお願いいたします。5目農地費3,783万5,000円は、前年度に比べ1,542万9,000円の増となっております。これは91ページの19節負担金、補助及び交付金のうち、多面的機能支払交付金事業交付金の増によるものでございまして、農地周りの水路・農道等の補修などの活動に対するこの負担金は、これまで国・県の補助金が直接実施主体に交付されておりましたが、平成27年度からは市を通じて交付されることになったことによるものでございます。2項林業費、2目林業振興費5,315万6,000円は、前年度に比べ172万3,000円の減となっております。これは92ページの13節委託料のうち、市有林の素材生産販売委託料や間伐等委託料の減が主なものでございます。

94ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費1億1,018万3,000円は、前年度並みとしておりますが、95ページの19節負担金、補助及び交付金の補助金のうち、空き店舗を利用した総合支援事業や既設家屋改装等事業、商店街イベント事業などの取り組みに対する人吉市商店街活性化事業補助金1,054万1,000円を増額計上いたしております。

100ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費8,849万1,000円は、前年度に比べ1,113万4,000円の増となっております。これは平成27年度が見直しの年度となっております13節委託料の建築物耐震改修促進計画策定委託料や、102ページの補助金のうち、耐震法の改正に伴いまして一定規模以上の建築物に対して耐震診断が義務化されましたことにより、耐震補強の必要な市内2施設の工事設計費用に対して国の社会資本整備総合交付金や県の補助金を活用し、市費と合わせまして補助する要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金の増が主なものでございます。

103ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、2目道路維持費3,536万2,000円は、前年度に比べ1億4,052万円の減となっております。これは社会資本整備総合交付金事業として取り組みます市道の舗装補修工事費の減が主なものでございます。3目道路新設改良費7,911万6,000円は、前年度に比べ929万8,000円の増となっております。これは人吉・球磨スマートインターチェンジ整備に伴う用地補償費などの増が主なものでございます。

104ページをお願いいたします。5目橋梁新設改良費2億4,868万7,000円は、前年度に比べ7,539万7,000円の増となっております。これは継続事業として取り組みます水ノ手橋の補修工事などの増が主なものでございます。

107ページをお願いいたします。3項住宅費、2目住宅建設費2億4,538万8,000円は、前年度に比べ7,906万8,000円の増となっております。これは継続事業として取り組みます鶴田団地の外壁改修工事などの増が主なものでございます。4項都市計画費、1目都市計画総務費2億1,973万2,000円は、前年度に比べ1,634万6,000円の減となっております。これは鍛冶屋町通りの街なみ環境整備工事の減が主なものでございます。

109ページをお願いいたします。3目公園整備費3,268万6,000円は、前年度に比べ1,900万円の減となっております。これは石野公園施設改築工事の減が主なものでございます。

110ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費4億455万8,000円は、前年度に比べ1,451万6,000円の増となっております。これは人吉下球磨消防組合負担金の増が主なものでございまして、消防救急デジタル無線整備に伴う起債の償還元金に対する負担金の増などによるものでございます。

111ページをお願いいたします。2目非常備消防費5,845万円は、前年度に比べ239万6,000円の増となっております。これは、今議会に提案いたしております消防団条例の一部を改正する条例に基づきます消防団員報酬や消防詰所の改築を計画している消防団、第3分団第1部に対する消防施設整備費補助金の増などによるものでございます。

少し飛びまして120ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費6,387万6,000円は、前年度に比べ3,052万6,000円の増となっております。これは主に教科書改訂に伴いまして、小学校の教師用の指導書及び教材などの購入経費の増によるものでございます。

再び少し飛びまして130ページをお願いいたします。5項社会教育費、5目文化財保護費6,833万2,000円は、前年度に比べ1,013万5,000円の増となっております。これは人吉・球磨スマートインターチェンジ整備予定地が赤池原遺跡にかかり、本年度に確認調査を行った結果、本調査が必要と判断されたため、本調査を実施するものでございまして、発掘作業員の賃金や重機借上料、遺構実測業務委託料などの増が主なものでございます。

132ページをお願いいたします。6目カルチャーパレス費1億277万4,000円は、前年度に比べ9,981万1,000円の減となっております。これはカルチャーパレス施設設備改修工事の減によるものでございまして、平成27年度は大ホールの舞台照明設備改修工事を予定しております。

136ページをお願いいたします。6項保健体育費、2目体育施設費6,652万6,000円は、前年度に比べ779万9,000円の減となっております。これは今年度を実施いたしました長崎国体中川原公園整備事業や弓道場防護フェンス設置工事が終了いたしますことが主な要因でございます。

137ページをお願いいたします。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費1億5,278万5,000円は、781万円の増となっております。これは、食物アレルギー対策として非常勤職員報酬などの経費を計上いたしましたことと、前年度に引き続きまして実施いたします施設設備改修工事の増が主なものでございます。

141ページをお願いいたします。11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費1,230万3,000円は、昨年7月の大雨により発生した人吉城跡三の丸南側斜面の崩落災害復旧事業を補助事業として実施するものでございまして、測量設計委託料や工事費などを計上しております。

143ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費の7目人吉応援団基金費は、

ふるさと納税に伴う寄附金などを積み立てるものでございます。また、9目人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金費は、昨年12月議会でお認めいただきました基金へ原資などを積み立てるものでございます。人吉市土地開発基金費及び人吉市地域の元気づくり基金費につきましては、平成26年度末をもって基金を廃止としますことから廃目とするものでございます。

144ページをお願いいたします。14款予備費に5,452万1,000円を計上いたしております。

大変長くなりましたが、以上で、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算案について補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

失礼します。訂正がございました。款項目の言い違いをしたようでございますので、訂正をお願いいたします。

まず、27年度の一般会計の当初予算の歳入でございまして、固定資産税のところでございますが、「2項、1目固定資産税」と表現しないといけないところを、「2款、1項」というふうに読み上げたそうでございます。訂正をお願いいたします。

同じく27年度の当初予算でございますが、次は歳出でございまして、退職手当の減の説明をしますときに、「3節職員手当等のうち」というふうに御説明しないといけないところを節ではなくて、「3款」というふうに表現したそうでございます。

以上、訂正方、よろしくをお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時43分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（中村明公君）（登壇） それでは、議第11号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,911万4,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

次に、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。国保の予算は、事業運営に要する経費から国庫支出金、交付金等を差し引いた残りを国民健康保険税で賄うという仕組みになっております。したがって、この予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の7,771万円は、国保担当職員の給与、諸手当等の経常事務費、国保団体連合会共同電算委託料が主なものでございます。

17ページから18ページまでは省略をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費と審査支払手数料を合わせ28億736万9,000円を計上しております。

次に、20ページにかけまして、2項高額療養費の3億8,330万4,000円は、高額な医療費につきまして自己負担額が一定の額を超えたときにその超えた分を支給するものでございます。3項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、50人分の2,100万円を計上しております。

21ページをお願いいたします。4項葬祭費は、90件分の180万円でございます。5項移送費に20万円を計上しております。

以上、保険給付費の総額は32億1,369万4,000円となり、歳出全体に占める割合は61.58%でございます。

22ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等は、75歳以上の医療費を保険者として負担するもので、支援金と事務費拠出金を合わせ4億9,111万2,000円を計上しております。4款前期高齢者納付金等は、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整を行う制度による納付金でございまして、事務費拠出金を合わせ82万4,000円を計上しております。

23ページをお願いします。5款老人保健拠出金は省略をさせていただきます。6款介護納付金は2億252万4,000円でございます。介護保険第2号被保険者の保険料に相当いたします。

次の24ページにかけまして、7款共同事業拠出金の11億1,910万3,000円は、県内国保保険者の医療費水準の平準化を図る事業における拠出金でございます。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、25ページにかけての記載になりますが、3,852万7,000円を計上しております。特定健康診査とその結果必要に応じて実施いたします特定保健指導に要する経費でございます。2項保健事業費は、国保団体連合会共同電算処理委託料、鍼灸マッサージ補助交付金等の費用として509万8,000円を計上しております。

次の9款基金積立金から27ページの11款諸支出金までは省略させていただきます。

28ページをお願いいたします。歳出の最後になります。12款予備費は5,983万7,000円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。予算書8ページからになります。1款、1項国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税に7億5,069万9,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税に6,692万4,000円、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた額を計上しております。

国税の総額は、次の9ページになりますが、8億1,762万3,000円、歳入全体に占める割合は15.67%でございます。次の2款使用料及び手数料は省略させていただきます。

次に、10ページにかけまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして8億3,448万5,000円を計上しております。2項国庫補助金は、財政調整交付金に3億5,597万4,000円を計上しております。

次に、11ページにかけまして、4款県支出金、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして2,864万4,000円を計上しております。2項県補助金は、県財政調整交付金に2億4,842万4,000円を計上しております。5款療養給付費等交付金の1億8,984万5,000円は、退職被保険者の医療費に対する交付金でございます。

12ページをお願いします。6款前期高齢者交付金の10億2,165万4,000円は、65歳以上75歳未満の被保険者の医療費を各保険者間で財政調整する制度による交付金でございます。7款共同事業交付金は、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金を合わせまして11億927万8,000円を計上しております。8款財産収入は省略させていただきます。

13ページをお願いします。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は3億2,743万1,000円でございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は存目の1,000円でございます。10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金に2億8,000万円を計上しております。

14ページから15ページは省略させていただきます。

以上、平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案を御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（松岡誠也君）（登壇） 皆さん、こんにちは。議第13号平成27年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、補足説明の前に、27年度から始まります第6期の介護保険事業計画・老人福祉計画につきまして、去る2月3日に介護保険事業計画等策定運営委員会から計画案を答申していただきましたので、その概要を報告させていただきます。

計画期間は平成27年度から平成29年度の3年間でございます。計画の目指す姿といたしまして、総合計画と同様に、「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」を掲げ、「住み慣れた地域で、いきいきと暮らすための地域包括ケアの推進」を目指しているところでございます。

介護給付費は計画期間の3年間の総額を約124億円と見込んでおり、介護保険料の一月当たりの基準額は6,112円となり、第5期の5,895円に比べ、金額で217円、率で3.7%の増となっております。

それでは、予算の説明に入らせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長から説明がございましたの

で省略をさせていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により、主なものを御説明申し上げます。予算の性格上、歳出から説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費に6,989万9,000円を計上いたしております。介護保険関係職員の給料、諸手当等経常的な事務費が主なものでございます。

13ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費166万4,000円は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。3項、1目介護認定審査会費997万5,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬等でございます。

14ページをお願いいたします。2目認定調査等費2,816万4,000円は、訪問調査員の報酬や要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用等でございます。

15ページをお願いいたします。4項、1目趣旨普及費124万2,000円は、介護保険料について市民の皆様に周知、広報するためのリーフレットの作成等に係る費用でございます。5項は省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。2款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成等に係る費用でございます。総額36億3,553万9,000円を計上いたしております。

16ページから17ページにかけてでございますが、2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございます。総額9,036万1,000円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございまして、1億1,900万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。4項その他諸費、1目審査支払手数料393万2,000円は、介護サービス事業所からの保険請求の審査に係る国保連合会へ支払う手数料でございます。

19ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置として、限度額を超えた分について支給をするものでございまして、1億8,116万8,000円を計上いたしております。

3款、4款は省略させていただきます。20ページをお願いいたします。5款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目要支援者向け予防サービス等事業費199万4,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者が利用する通所事業等に係る費用でございます。

21ページをお願いいたします。2目二次予防事業対象者向け予防サービス等事業費2,944

万1,000円は、要支援、要介護になるおそれの高い高齢者に対する通所事業等の介護予防事業に係る費用でございます。3目一次予防事業費2,326万6,000円は、やや虚弱な高齢者に対する通所事業等の介護予防事業に係る費用でございます。

22ページをお願いいたします。4目は省略いたします。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営費等ございまして、2,754万円を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。2目任意事業費1,388万3,000円は、紙おむつなどの介護用品を支給する家族介護支援事業費や緊急通報体制等整備事業委託料などでございます。

25ページ、6款公債費から27ページ、8款予備費までは省略させていただきます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。前に戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます介護給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料で賄う仕組みになっております。介護保険料は3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくことになっておりまして、平成27年度は第6期事業計画の1年目でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、第6期の月額基準額6,112円を算定基礎として、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計しまして、総額7億2,953万2,000円を計上いたしております。2款は省略させていただきます。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、7億2,054万5,000円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための国の交付金でございまして、3億6,511万9,000円を計上いたしております。2目及び3目は、地域支援事業に対する交付金でございまして、2目の介護予防・日常生活支援総合事業に1,312万3,000円、3目の包括的支援事業・任意事業に1,614万2,000円を計上いたしております。4目介護保険事業費補助金は市民後見推進事業に対する補助金でございまして263万円を計上いたしております。4款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1目介護給付費交付金11億2,840万1,000円は、介護給付費等に対する交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金1,469万8,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

8ページをお願いいたします。5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、5億8,920万6,000円を計上しております。2項県補助金は、地域支援事業に対する県の補助金でございまして、1目介護予防・日常生活支援総合事業に656万1,000円、2目包括的支援事業・任意事業に807万1,000円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。6款は省略させていただきます。7款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護給付費に対して、2目は

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に対して、3目は地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業に対して、4目は職員の給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計6億2,740万4,000円を計上いたしております。

10ページの7款、2項から11ページの9款までは説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**経済部長（松田知良君）（登壇）** 皆様、こんにちは。議第18号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。第2条地方債につきましては第2表地方債により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、人吉中核工業用地造成事業に対する地方債でございます。地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。1款財産収入、1項、1目財産運用収入138万2,000円は、共栄精密熊本株式会社と賃貸借契約を締結しております梢山工業団地内H区画の土地貸付収入でございます。

8ページをお願いいたします。5款、1項市債、1目工業用地造成事業債3億1,420万円は、人吉中核工業用地の造成工事等に対する地方債でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費が3億1,462万5,000円で、前年度と比べまして3億1,356万5,000円の増となっております。これは早急に取り組む必要がございます人吉中核工業用地造成に伴う工事請負費等が主なものでございます。

10ページから12ページまでは省略させていただきます。

以上、議第18号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案を御説明申し上げます。なお、本市が先月22日に「地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画」が地方創生の第1号地域再生計画として認定を受けることができましたことから、国が平成26年度補正予算にて予算化をしております地域再生戦略交付金を今回の人吉中核工業用地の造成費用の一部として活用すべく、現在国に申請中でございます。

国の交付決定までのスキームを見ますと、今のところ、交付金の交付決定が今月末と見込まれているところでございまして、国から交付決定がいただけましたならば、市といたしましても早急に今御説明申し上げます平成27年度当初予算を平成26年度補正予算として編成し直し、議会に上程したいと考えているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**水道局長（東 俊宏君）（登壇）** 皆さん、こんにちは。それでは、議第15号平成27年度人

吉市水道事業特別会計予算案及び議第16号平成27年度人吉市下水道事業特別会計予算案につきまして補足説明させていただきます。

初めに、議第15号平成27年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万5,736戸、総給水量369万8,969立方メートル、1日平均給水量1万134立方メートルを予定しております。建設改良工事として、配水管改良工事等を予定しております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第5条企業債でございますが、上水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3ページをお願いいたします。第6条一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。第7条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億3,405万2,000円、交際費5万円でございます。第9条利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金を減債積立金として3,805万5,000円処分することといたしております。第10条たな卸資産の購入限度額を777万6,000円とするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明させていただきます。申しわけございません、19ページをお願いいたします。まず、収入でございますが、第1款水道事業収益を5億5,580万5,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業収益が5億3,291万5,000円で、これは水道料金及び各種手数料等でございます。第2項営業外収益が2,288万7,000円、これは3目長期前受金戻入が主なものでございます。第3項特別利益3,000円は存目でございます。

20ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款水道事業費用を5億3,698万1,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業費用が4億8,704万1,000円で、これは人件費、水源地、配水池等の整備委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。第2項営業外費用は4,743万8,000円、これは主に企業債の支払利息と消費税でございます。第3項特別損失が50万2,000円、これは過年度損益修正損等でございます。第4項予備費は200万円を計上いたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明をいたします。

25ページをお願いいたします。まず、収入でございますが、第1款資本的収入を4,000万3,000円といたしております。内訳は、第1項企業債が4,000万円、第2項工事負担金、第3項固定資産売却及び第4項繰入金は存目でございます。

次に、支出でございますけども、第1款資本的支出を2億5,928万3,000円としております。内訳は、第1項建設改良費が1億7,856万9,000円。これは1目構築物費、1節一般改良工事、26ページをお願いいたします、3節起債対象工事、及び2目機械及び装置費、3目営業設備費でございます。第2項企業債償還金は7,871万4,000円でございます。第3項予備費を200万円といたしております。

それでは、申しわけございません、前に戻りまして、2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足しますので、その補填財源について御説明申し上げます。第4条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,928万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,226万円、当年度分損益勘定留保資金1億6,896万5,000円と繰越利益剰余金処分額3,805万5,000円で補填することといたしております。

引き続きまして、議第16号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。なお、下水道事業特別会計につきましては、平成27年度から公営企業会計へ移行するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量につきましては、接続戸数1万1,600戸、年間総処理水量417万2,000立方メートル、1日平均処理水量1万1,399立方メートルを予定しております。主な建設改良工事として九日町汚水中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事委託を予定いたしております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明をさせていただきます。第4条の2特例的収入及び支出につきまして、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ1億200万円及び4,000万円といたしております。

3ページをお願いいたします。第5条債務負担行為でございますが、人吉市水洗便所等改造資金融資あっせん及び助成金条例に基づき水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金及び九日町汚水中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事委託について債務負担を設定するもので、それぞれ期間と限度額を定めるものでございます。第6条企業債でございますが、公共下水道事業債及び下水道事業債につきまして、起債の限度額、起債の方法、利率、及び償還の方法を定めております。第7条一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

4ページをお願いいたします。第8条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費は職員給与費6,442万8,000円でございます。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から1億3,400万円の補助を受けるものでございます。第11条利益剰余金の処分でございますが、

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填として940万9,000円を処分することといたしております。

第3条収益的収入及び支出の内容につきまして御説明をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。収入でございますが、第1款下水道事業収益を11億6,795万9,000円といたしております。内訳としまして、第1項営業収益7億3,445万2,000円で、これは下水道使用料及び他会計負担金等でございます。第2項営業外収益が4億3,350万4,000円、これは2目他会計補助金及び3目長期前受金戻入が主なものでございます。第3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、22ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款下水道事業費用を11億5,663万6,000円といたしております。内訳といたしましては、第1項営業費用が9億6,758万2,000円で、これは人件費及び人吉浄水苑等の運転管理業務委託料や修繕費、動力費、減価償却費が主なものでございます。

25ページをお願いいたします。第2項営業外費用は1億4,854万9,000円で、これは企業債の支払利息と消費税でございます。第3項特別損失が3,650万5,000円で、これは2目過年度損益修正損、3目その他特別損失等でございます。

26ページをお願いいたします。第4項予備費を400万円といたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明いたします。

27ページをお願いいたします。収入でございますが、第1款資本的収入を1億8,311万1,000円といたしております。内訳は、第1項企業債が1億1,650万円、第2項負担金161万円、第3項補助金6,500万円、第4項固定資産売却は存目でございます。

28ページをお願いいたします。次に、支出でございますが、第1款資本的支出が6億4,496万3,000円といたしております。内訳は、第1項建設改良費が1億8,222万円、これは1目管渠事業費、2目のポンプ場事業費、29ページをお願いいたします。3目処理場事業費でございます。第2項企業債償還金が4億6,174万3,000円でございます。第3項予備費を100万円といたしております。

それでは、前に戻りまして2ページをお願いいたします。第4条の括弧書きでございます資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億6,185万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,160万円、引継金5,000万円、当年度分損益勘定留保資金3億9,084万3,000円及び当年度利益剰余金処分額940万9,000円で補填することといたしております。

以上で議第15号平成27年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第16号平成27年度人吉市下水道事業特別会計予算案について補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 27 分 散会

平成27年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月3日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成27年3月3日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | 議第2号 | 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第2 | 議第3号 | 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 議第4号 | 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議第5号 | 平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第5 | 議第6号 | 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第6 | 議第7号 | 平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議第8号 | 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第8 | 議第9号 | 平成27年度人吉市一般会計予算 |
| 日程第9 | 議第10号 | 平成27年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算 |
| 日程第10 | 議第11号 | 平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議第12号 | 平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議第13号 | 平成27年度人吉市介護保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議第14号 | 平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第15号 | 平成27年度人吉市水道事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第16号 | 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第17号 | 平成27年度人吉市国民宿舎特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第18号 | 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議第19号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第20号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第21号 | 人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第22号 | 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の制定について |
| 日程第22 | 議第23号 | 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議第24号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第24 | 議第25号 | 人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |

- 日程第25 議第26号 人吉市学校林条例を廃止する条例の制定について
- 日程第26 議第27号 人吉市教育支援委員会設置条例の制定について
- 日程第27 議第28号 人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について
- 日程第28 議第29号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第30号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第30 議第31号 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議第32号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第33号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第34 議第35号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 8番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 | 信八郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |

14番 田 中 哲 君
 15番 仲 村 勝 治 君
 16番 三 倉 美千子 君
 17番 森 口 勝 之 君
 18番 永 山 芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会	舟 戸 幸 弘 君

事務局 長

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は議案質疑を行います。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

なお、質疑は一般質問にならないようお願いいたします。

日程第1 議第2号

○議長（永山芳宏君） それでは、これより質疑を行います。

まず、日程第1、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） おはようございます。それでは、議第2号の平成26年度一般会計補正予算であります。質疑を行いたいと思います。

35ページであります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節負担金、補助及び交付金の給付金、臨時福祉給付金の5,719万5,000円の減額であります。臨時福祉給付金については、26年度交付をされたようでありますけれども、かなりの減額になっていきますので、実際の該当者数、それから交付の申請者数にかなりの開きがあつてんじゃないかなと思っています。実際その辺の状況等については、どうだったのかお尋ねをしておきたいと思っています。

それから43ページであります。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の13節委託料であります。人吉・球磨ICの測量設計等委託料、それから交通量推計見直し委託料、道路設計委託料等がかなりの減額で計上されております。なぜ、これだけの減額になったのか説明をいただきたいと思っています。

45ページであります。9款消防費、1項消防費、3目消防施設費の15節工事請負費です。防火水槽築造工事費が500万ほどの減額になっていきます。今回、そういった防火水槽の申請がなかったのかどうか。また、防火水槽等についてはそれぞれの町内に必要かと思いますが、どの程度の規模とか数が必要と判断しておられるのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思っています。

○健康福祉部長（松岡誠也君） おはようございます。それでは、私のほうから35ページの3款、1項、1目のうち、臨時福祉給付金の減額についての御説明をさせていただきます。

まず理由ですけれども、臨時福祉給付金の事業の支給対象者につきましては、まず基準日となる平成26年1月1日現在で人吉市に居住されていた方のうち、平成26年度分の市民税均

等割が課税されていない方となっておりますが、そのうち、子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者となる児童、また生活保護受給者及び課税者に扶養されている方は対象外となります。

課税情報につきましては、御承知のとおり当該年度の6月以降に確定しますことから、当初予算計上時には税務課の試算をもとに、平成26年度の課税者数や課税者の扶養親族など及び非課税者数を試算した上で支給対象見込み者数の見込みを設定したところでございます。また、加算対象者につきましては、その大半を占める老齢基礎年金受給者の数が6月以降にならないと、日本年金機構から受給者データが提供されないため、税務課の平成26年度介護保険料特別徴収者数をもとに算出したところでございます。

その結果、支給対象者に大幅な差異が生じたところでございますが、これは課税状況の見込みに関して、未申告者の数についての把握が困難であること。また、加算対象となる方々につきましても、実際には課税者であったり、課税者に扶養されているというケースが当初の見込みより多かったことから、大幅な差異が生じたのではないかと分析しているところでございます。

人数のほうを具体的に御説明いたします。まず、基礎給付の1万円の支給をした方でございますけれども、当初予算で1万1,601人を予定しておりました。今回の最終補正で8,431人ということになりまして、3,170人の減となっております。それから、加算給付は5,000円加算して合計1万5,000円を払うという方ですけれども、年金の対象者などですが、そちらを当初の予定で1万185人を予定しておりましたが、最終補正で今回5,086人ということで、5,099人の減という数字になっております。その結果、合計して5,719万5,000円の減額という結論になっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○建設部長（田中幸輔君） おはようございます。私のほうから8款、2項、3目、13節の人吉・球磨スマートインターチェンジ関係の委託料の減額につきまして説明いたします。

まず、13節の人吉・球磨スマートIC測量設計等委託料の主な減額の理由でございますけれども、3,799万円の委託料につきましては、高速道路本線及び肥薩線を横断する二つの橋梁につきましては、旧制度要綱では、高速道路の区域内にあっても地方公共団体と会社が折半するというを基本とすると定められておりました。そのため、設計委託料の半分を本市も負担する予定でございました。ところが、6月30日に新制度要綱が施行されまして、今申し上げました条文が削除されましたことによりまして、会社側が全額負担することになり、二つの橋梁の設計委託料を負担する必要がなくなったため、減額するものでございます。

次に、人吉・球磨スマートIC交通量推計見直し委託料につきましては、実施計画書の提出に際し、最新の交通量推計のデータに基づく計画交通量を求められる可能性がござい

ましたため、その分の委託料を計上しておりましたけれども、実際には特に国のほうからそのような要求はございませんでしたので、減額するものでございます。

また、道路設計委託料の減額は、社会資本整備総合交付金事業の交付決定及び入札残によるものでございます。

以上、お答えいたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。私のほうから45ページ、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費の15節工事請負費の防火水槽築造工事510万円の減額につきまして、御説明いたします。

減額の理由としましては、議員の御質問にもありましたとおりに、今年度につきまして町内会、また消防団からの設置要望がございませんでした。例年、1基から2基分の予算を確保しているところでございます。なお、この510万円はおよそ1基分の予算でございます。

また、どれぐらいの防火水槽を望ましい姿として想定しているのかということでございますけれども、現状を御報告します。

まず、消火栓が485カ所ございます。40トンの防火水槽が155基、40トン未満が117基ということで、防火水槽は計の272基でございます。私どもが望ましい数として想定しておりますのは530基でございますので、現在の充足率は51.3%でございます。

なお、防火水槽の設置条件としまして、土地を無償で提供していただくということもございまして、各公民館に設置させてもらうことが多いんですけども、そういう理由もあって、なかなか進まないということもあるかと思えます。ただ、平成27年度につきましては、現段階で2カ所ほど御相談が来ておりますので、そちらのほうの設置のほうに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 臨時福祉給付金の対象者について、かなりの減数という状況が今説明あったんですけども、3,100人とか、5,000人と約半数の減員が生じたというふうな報告がありました。この減数を聞いて、当初の算定の対象者をどういった形で選定しているのか、ちょっと私は疑問に感じたところがあります。課税状況が個人情報等の関係で閲覧できないというふうな話もありましたが、例えば前年度の状況等をもし照らし合わせることができれば、その中である程度対象者に近い対象者が算出できたのかなというふうにちょっと思ったところがあります。そういったことはできなかったのか、1点お尋ねをしておきたいと思えますし、基本的に対象者については、全ての方が申請をされたのか、もしかしたら本人の申請漏れ等があるのか、この辺はちょっとお尋ねを、具体的な数字は求めませんが、状況等についてあと1点だけお尋ねをしておきたいと思っています。

あと、スマートインターチェンジ関係ですが、部長の説明の中で、6月にそういった制度改正の中で、会社側が全額負担になったから減額するんだと、最終的にもう減額されていますが、そういった通知があった段階で補正することはできたのかなとも思っていますが、例えば6月の制度改正ですので、9月もしくは12月の段階で、もうこういった状況で負担する必要はなくなったという条件が判断できた時点で、速やかに議会のほうには補正予算として減額補正を計上すべきじゃなかったのかと、私はちょっと感じたところですが、その辺の考えについてはいかがお考えでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、当初の見積りの人数がどうだったかということでございますが、今回こういった事業は初めてだったということで、関係する税務担当の課とか、そちらのほうといろいろ協議をさせていただきながら準備をしたんですけれども、結果足りなかったらいけないということで、やや余裕を持って見込もうということになりまして、こういう大きな減につながったということは反省しているところでございます。

それから、申請者のほうに漏れがないのかと、漏れなく支給されたかということについてでございますが、まず臨時給付金の事業ということで、申請主義ということになっております。対象となる方へ漏れなく給付するためにチラシの全戸配布、それから広報紙やホームページを通じて制度の概要を周知するとともに、民生委員・児童委員協議会や老人クラブ連合会を初め、各種団体へ出向いて対象見込みとなる方々への周知依頼を行いました。

また、申請書につきましては、支給要件に係る課税状況や老齢基礎年金等の受給者情報を確認次第、随時対象世帯へ郵送をいたしました。また、市内の介護施設や居宅介護施設に対し、サービス利用者への申請勧奨を依頼したほか、民生委員・児童委員や高齢者相談員にも御協力をお願いし、対象者の半数以上と見込まれる高齢者の皆様に対して申請勧奨を行っております。

また、未申請や居所不明の対象者につきましては、地域包括支援センターや社会福祉協議会を通じて在宅要援護者名簿などと照合を行い、申請受付期間内に漏れなく受給できるよう積極的な働きかけを行ったところでございます。

さらに、申請受付期間が設定されていることから、申請書が提出されない方に対しては、電話や通知により、対象者へ直接申請を促してありまして、支給要件を満たす方々に対して、ほぼ給付できたのではないかと捉えているところでございます。

以上、お答えします。

○建設部長（田中幸輔君） お答えいたします。

新制度要綱は6月30日に決まっておりますけれども、連結許可申請というのはその後になりまして、8月8日に連結許可が出ております。その間の時間ということと、それから今回のスマートインターチェンジにつきましては、今年度から始まった事業でございまして、な

なかなか不透明なところがございます。そういう中で、不測の事態といたしますか、いろんなものが出てくる可能性もありましたので、最後まで残させていただいて、最終的な補正という形で落とさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑を終了いたします。

日程第2 議第3号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、議第3号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本件についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第4号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第4号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本件についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第5号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第5号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本件についての質疑を終了いたします。

日程第5 議第6号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、議第6号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第6 議第7号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第6、議第7号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第7 議第8号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第7、議第8号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第8 議第9号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第8、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の当初予算につきましては、骨格予算となっておりますので、1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

18ページであります。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料の2節人吉鉄道ミュージアム使用料であります。今回、5月から鉄道ミュージアムが運用されると思っておりますが、その中でここに乗車料として239万4,000円の計上、それから行政財産使用料として32万円計上されております。この計上の根拠について、お尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

18ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、2節人吉鉄道ミュージアム使用料。まず、乗車料239万4,000円の内訳でございます。算出方法としましては、今議会に議案として提出しております人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868設置条例の中で、1乗車当たり、つまり人吉駅とミュージアムの片道100円としておりまして、

まずそれが基礎になります。1時間当たり3往復の7時間の運行、1回当たり6人の乗車、実際は平日も運行いたしますが、ことし6月から来年の3月までの開館時の土・日・祝日の95日を想定して算出しております。6人掛ける3回、掛けるまた往復ですから2、掛ける1回当たり7人掛ける100円掛ける95というところで239万4,000円の算出をしております。

次に、同じく行政財産使用料32万円の内訳でございますが、行政財産の目的外使用料といたしまして、事務室及び軽食スペースの使用料でございます。合計で32万円でございます。算出方法といたしましては、人吉市行政財産使用料条例に基づき算出した額でございます。しかし、この基本となる評価額もまだ確定しておりませんので、仮に額を設定しての計算でございまして、評価額に100分の7を乗じまして、当該建物の使用させる部分の面積を乗じて、当該建物の延べ面積で割った額でございます。年額でございますが、平成27年度の場合には10月分になりますので、そういった計算をいたしまして、32万円としております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 基本的な算出の基礎を今説明いただきました。かなり詳しい算出をされたようでありますけれども、そういった、例えば1日平均の乗車が6人とか往復回数が1時間当たり3回とか算出されておりますけれども、こういった算出については、例えば類似の施設等を参考にされて、その算出の根拠にされたのかどうか、そこをちょっともう一回確認をさせていただきたいと思っております。

それと、行政財産使用料については10月分ということで、これについては仮の評価額になりますけれども、恐らく金額は変わるかもしれませんが、その行政財産使用料については、毎月の納付なのか、一括、1年分を徴収されるのか、この徴収方法についてはどうなるのか、2点お尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） まず、ミニトレインのほうでございますけれども、類似施設としますと、博多駅の屋上に同じくミニトレインがございまして、かなりにぎわっているところでございます。定員でございますが、大人換算で12名でございます。先ほど申しましたように6名というのが半分乗っていただいた状態で、なおかつ土・日・祝日としておりますので、かなり見込み的には少し低目のところで見ているところでございます。

また、行政財産使用料の具体的な徴収の月であるとか、あるいは半年、年というのは、まだ今後の課題となるところでございます。

以上、お答えいたします。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑を終了いたします。

日程第9 議第10号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第9、議第10号平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第10 議第11号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第10、議第11号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第11 議第12号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第11、議第12号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第13号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第12、議第13号平成27年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第13 議第14号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第13、議第14号平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第14 議第15号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第14、議第15号平成27年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第15 議第16号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、議第16号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第16 議第17号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、議第17号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第17 議第18号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、議第18号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第18 議第19号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、議第19号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本件についての質疑を終了いたします。

日程第19 議第20号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第19、議第20号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本件についての質疑を終了いたします。

日程第20 議第21号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第20、議第21号人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本件についての質疑を終了いたします。

日程第21 議第22号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第21、議第22号人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。
本件についての質疑を終了いたします。

日程第22 議第23号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第22、議第23号人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の条例改正で、第3条定数を512人から559人に訂正をするという
ようなことでの改正もあつてるようではありますが、基本的に消防団におきましては、基本消
防団員と機能別消防団員という2種類の消防団員を規定してあります。

この条例の定数改正の提案があったときに、機能別消防団員が増加しているのではというようなことで、機能別消防団員をふやすためにこういった定数を改正するんだというようなことで、提案理由の説明があっていたと思うんですが、そういったときに、基本的に基本消防団員の定数が恐らく定数に満たしていないんじゃないかなというふうに思っていますけれども、定数に足りない部分を機能別消防団員の人数でカバーする状況になるのかなというふうに、ちょっと危惧するわけなんです。そういったところで、基本消防団員は何人必要なのか、もしくは機能別消防団員は何人必要なのかというふうな基本的な考え方をきちっと示す必要があるのかなと、私はちょっと思ったところであります。

そういったことを考えますと、この定数の考え方について、基本消防団員の定数は何人とする、そして機能別消防団員数を何人とするというふうな分けた定数の設置の方法がいいのかなともちょっと思ったところですが、そういったところの考え方について、また基本消防団員の定数、機能別消防団員の定数の考え方について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

消防団の団員数につきましては、平成8年の組織再編以来、基本団員の数は議員の御質問のとおり減少しているところでございます。現在は、女性消防隊15名、機能別消防団33名、防災サポーター68名、計116名を加えまして、定数の512名を満たしているところでございます。しかしながら、御質問のとおり地域における消防力、防災力の強化のためには、今後も基本団員の確保に積極的に取り組む必要がございますので、この47名の増と申しますのは、基本団員増を想定してのものでございまして、条例定数を559名に増員するものでございます。

現段階での考え方としましては、各部の団員数を一律20名として、団本部を除いて420名というところで積算しているところでございますけれども、防災サポーターに関しましても、現在68名ということで、本来は各町内に1人、もしくは大きい町内には複数必要でございますので、防災サポーターの増も今後は想定するところでございますが、具体的に機能別何名、防災サポーター何名というのは、今具体的に数字の目標は定めていないところでございます。ただ、状況に応じまして、議会のほうに消防団員の定数の増につきましては、御提案をさせていただきたいと存じます。

御質問の団員数、防災サポーターに関しまして、ちょっと繰り返しになりますけれども、今のところ具体的な目標となる数字のほうは今検討というところで、そういう状況でございます。

以上、回答いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 基本的な考え方については理解をしましたが、あと1点ちょっと気に

なったのが、条例を見てみますと、基本消防団員は機能別消防団員以外の全ての団員とすると、機能別消防団員は市長が定める特定の消防事務を処理する団員とするというふうなことで定義されています。ですので、消防団員には基本消防団員と機能別消防団員しか存在しないということになりますよね。防災サポーターと特別に言われましたけれども、防災サポーターの位置づけはどうなるのでしょうか。機能別消防団員に入るのかどうか、その辺の考え方はどうなるのでしょうか、1点確認しておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先ほど、機能別消防団員と防災サポーターと分けて答弁申しましたけれども、防災サポーターも機能別消防団員の一員でございます。さきに、鹿目、田野、矢岳というのを本市におきましては、機能別消防団員ということで位置づけておりましたので、そういう流れの中で答弁をしてしまいました。失礼いたしました。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑を終了いたします。

日程第23 議第24号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第23、議第24号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第24 議第25号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第24、議第25号人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第25 議第26号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第25、議第26号人吉市学校林条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第26 議第27号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第26、議第27号人吉市教育支援委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第27 議第28号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第27、議第28号人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第28 議第29号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第28、議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第29 議第30号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第29、議第30号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第30 議第31号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第30、議第31号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第31 議第32号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第31、議第32号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第32 議第33号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第32、議第33号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第33 議第34号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第33、議第34号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第34 議第35号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第34、議第35号公平委員会委員の選任につき同意を求める

ことについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時49分 散会

平成27年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月4日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成27年3月4日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 仲村 勝治 君
 2. 三倉 美千子 君
 3. 田中 哲 君
 4. 笹山 欣悟 君
 5. 平田 清吉 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第36号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）

議第37号 市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第38号 工事請負契約の締結についての議決の内容の一部変更について

・議事日程のとおり

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----|----|------|
| 1番 | 宮崎 | 保君 |
| 2番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番 | 村口 | 隆君 |
| 4番 | 大塚 | 則男君 |
| 5番 | 平田 | 清吉君 |
| 6番 | 犬童 | 利夫君 |
| 8番 | 井上 | 光浩君 |
| 9番 | 豊永 | 貞夫君 |
| 10番 | 川野 | 精一君 |
| 11番 | 笹山 | 欣悟君 |
| 12番 | 西 | 信八郎君 |
| 13番 | 村上 | 恵一君 |
| 14番 | 田中 | 哲君 |
| 15番 | 仲村 | 勝治君 |

16番 三 倉 美千子 君
17番 森 口 勝 之 君
18番 永 山 芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）、議第37号市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第38号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての3件につきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第36号から議第38号までの3件を日程に追加し、直ちに一括議題といたします。

追加日程 議第36号から議第38号まで

○議長（永山芳宏君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）は、去る2月3日、国において成立いたしました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を盛り込んだ、平成26年度補正予算における補助申請等の追加補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ2億8,163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億3,662万2,000円とするものでございます。

議第37号市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例案は、市役所の位置を変更するため、地方自治法第4条第1項の規定により条例の一部を改正するものでございます。

議第38号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成27年2月第1回人吉市議会臨時会におきまして、契約締結の御議決をいただきました人吉中核工業用地調整池改築工事請負契約の一部変更でございます。これは、本年2月1日に公共工事設計労務単価の改定があり、旧労務単価で積算していました本工事において、新労務単価等を適用し、差額分を増額して変更するもので、契約金額を2億1,654万円から2億1,896万4,135円に変更するものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（中村則明君）（登壇） おはようございます。一般質問前の貴重なお時間を頂戴いたしまして恐縮に存じます。

それでは、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算の内容は、去る2月3日に成立いたしました国の平成26年度第一次補正予算、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応した予算措置でございます。

国の補正予算に対応した事業といたしまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、保育所等整備交付金事業、経営体育成交付金事業及び青年就農給付金事業でございます。補助採択の内定に伴い予算措置をお願いするものでございます。

なお、事業を国の補正予算に対応させることにより、財源的に大変有利なものになっておりまして、補助金等が交付されることに加えまして、補助裏の起債充当率も100%に引き上げられますことから、事業実施に必要な当面の一般財源も通常の補助事業に比べて少額となります。また、起債の元利償還金も50%が普通交付税に算入されることになっております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正の追加につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の地方債の補正の追加につきましては、第3表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正は、追加の5件でございます。今回、補正予算は国の補正予算に対応した事業でございますので、本年度内での事業完了が見込めないため、繰越明許をお願いするものでございます。

次に、第3表の地方債補正の追加の1件につきましては、事業の追加に伴い、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金1億35万2,000円の増額は、保育園の改築事業に対する保育所等整備交付金でございます。6目総務費国庫補助金1億1,980万4,000円の増額は、プレミアム商品券発行事業や住宅リフォーム促進事業など、地域消費喚起・生活支援型事業と総合戦略策定事業やICT活用を利用したまち・ひと・しごとづくり事業など、地方創生先行型事業に対する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金1,137万6,000円の増額は、農家の農業用機械購入に対して交付される経営体育成交付金と、平成27年度交付予定の給付金が前倒して交付される青年就農給付金事業交付金でございます。21款、1項市債、7目民生債5,010万円の増額は、保育所等整備交付金の補助裏の起債でございます。

次に歳出でございますが、8ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、13目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費1億2,802万3,000円の増額は、新しい目を設けまして、消費税率の引き上げによる地方の消費冷え込み対策としての地域消費喚起・生活支援型と、いまだに厳しい地方の雇用情勢の対策としての仕事づくりを創出する地方創生先行型の事業に関する予算を計上いたしております。8節報償費と9節旅費は、人吉市版総合戦略策定のための外部有識者を含む検討部会等に要する経費でございます。また、11節需用費は、主に人吉市版総合戦略のリーフレット等の印刷経費や、地理空間情報技術推進事業におけるサテライトオフィスに係る経費を計上し、12節役務費もサテライトオフィスに係る経費を計上いたしております。13節委託料には、鉄道ミュージアムの管理委託料や人吉市版総合戦略の策定委託料、地理空間情報技術推進事業における新たな検証事業委託料、またプレミアムつき商品券の発行に伴う業務委託料などを計上いたしております。14節使用料及び賃借料は、サテライトオフィスの事務所借り上げ料でございます。15節工事請負費は、公衆無線LANを観光や防災の拠点となる施設数カ所に整備するものでございます。19節の補助金は、商店街活性化事業といたしまして、空き店舗での開業を支援する商店街活性化事業補助金や、9ページの既存の補助金額を拡充する住宅リフォーム促進事業補助金、またプレミアム商品券発行事業などに対する補助金を計上いたしております。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億5,052万8,000円の増額は、平成27年度の補正予算に計上を予定しておりました認可保育園の改築事業に対する補助金を、前倒しして予算計上するものでございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,137万6,000円の増額は、これも平成27年度の補正予算に計上予定でございました農家の農業用機械購入に対して交付する経営体育成交付金と、青年就農給付金事業交付金は、平成27年度に交付予定であった給付金の一部を前倒しして予算計上するものでございます。14款、1項、1目予備費を829万5,000円減額いたしております。

なお、今回の補正予算に計上しております鉄道ミュージアムの管理経費や商店街活性化事業補助金、青年就農給付金事業交付金は、平成27年度当初予算にも計上いたしておりますが、これらの事業に係る国の補助金等につきましては、補助金等の内示が3月末でございますので、内示後の新年度補正予算で減額等の調整を予定しております。

以上で、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）についての補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第36号から議第38号までの3件に対しての質疑は、3月6日金曜日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、15番」と呼ぶ者あ

り)

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） おはようございます。15番、仲村勝治でございます。

通告に従いまして、3期目の最後の議会の一般質問を行います。項目は教育関係でございまして、要旨は2点、一つは通学路の危機管理、もう一つは色覚検査であります。

通学路の危機管理より、通学路の死角対策について質問いたします。

通学路の死角とは、児童・生徒が学ぶために通学する道路で、ある角度から見ることで見えない地点、範囲を言います。インターネットで検索しますと、東淀川警察署からのお知らせであります子ども安全情報には、平成26年4月から6月末までの3カ月の間に、子ども被害情報は強制わいせつ等4件、公然わいせつ7件、痴漢・盗撮等10件、声かけ・不審者情報等が14件など、件数では35件発生しています。この35件を分析しますと、被害場所では道路上が85%、活動状況では登校中31%、下校中35%、学識別では中学生54%、小学生45%、被害時人数では、1人で行動するときが71%とお知らせされています。

人吉市の場合、人吉市の小学校、中学校で死角が多いと考えられますのは、高台に設置されています人吉市立西小学校と人吉市立第二中学校であります。私は、第二中学校の生徒の登校状況を2月24日、午前6時50分より8時までの間、門の前で調査をしました。7時ごろ、生徒を送る保護者の自家用車が最も多くあり、その後、7時40分ごろまで自家用車はぼつぼつと続きました。第二中学校は三つの方向からの通学道路があります。生徒たちは、徒歩または自転車で上林方面と下城本方面から多く登校しており、村山公園のほうからは極端に少ない数の登校でした。村山公園あやめ広場付近の登り口から観蓮寺までの区間は、道路の道幅も狭く、曲がりも多く、崖もあり、のり面の雑草など人の視線を遮る障害物が多くありますので、瓦屋町方面の通学生が極端に少なくなると考えます。この死角の多い通学路から生徒の安全を守るために、どんな対策を立てておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、児童・生徒の通学路の危機管理及び安全確保につきましては、横断歩道や路側帯、路面標示の設置及び補修、防犯灯の設置など、ハード面の整備に加えまして、各学校の教職員やこども王国保安官の皆様による登下校時の見守り、そして交通指導員の皆様方の配置、交通指導車の巡回、そして不審者情報の共有など、ソフト面の充実強化を図り、交通事故防止等防犯対策に、地域や関係機関の御協力をいただきながら、日々取り組んでおるところでございます。

御質問の通学路の死角対策ということでございますが、交通安全の視点から警察署やPTA、教職員、行政等の関係機関の立ち会いのもと、通学路の点検を行い、カーブミラーや歩行者通行帯、これは通称グリーンラインと申し上げておりますが、その設置を順次行っております。また、各学校におきましては、通学路の危険箇所等を記した安心安全マップの作成、

これは学校別につくっておりますけれども、その作成、それから交通安全教室の実施、不審者対策の訓練を行うなど、登下校時の注意を含む安全教育を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 続きまして、通学路の歩道について質問いたします。

下城本方面からの通学道路に沿って、樹木が伐採されています。見通しはよくなっていますが、カーブがありやぶや身を隠す場所があり、防犯上危険な箇所と思います。また、この通学道路全体に歩道がないため、車両が人に接近しやすくなっています。生徒の登校時刻と生徒を送る車両が同じ時刻で重なり、短時間に集中して車両と生徒が集まっていますので、交通事故等の危険もあります。

このような通学道路には歩道が必要ではないかと思いますが、市の考えをお尋ねいたします。

○建設部長（田中幸輔君） おはようございます。お答えいたします。

今、御質問の道路につきましては、桜木団地方面から二中へ上がる道路だというふうに思っていますけれども、この道路は市道城本登校道路線といいまして、主に二中学生の登校道路として利用されている道路でございます。この道路は、市道下城本下林線、桜木団地前の市道を起点といたしまして、市道村山観音道路線、二中の前の市道でございますけれども、これを終点とする延長約590メートルの道路でございます。そのうち、起点から約90メートルが道路幅員約4.5メートルとなっており、その先500メートルにつきましては、道路幅員が約7.5メートルでございますが、歩道は現在設置していないところでございます。

城本登校道路線に歩道が必要ではないかとの御質問でございますけれども、現在の道路幅員におきましては、歩道を設置しますと車道幅員が不足いたしますので、歩道を設置するためには用地買収あるいは補償等のほか、かなりの事業費と時間がかかることから、早急に歩道の設置等を行うことは困難と思われるところでございます。応急的な対策といたしまして、区画線やグリーンラインなどの整備、それから視線誘導標——デリネーターというふうに申しますけれども——の設置などを検討し、対応したいと思っております。また、歩道設置につきましては、教育委員会など関係機関と協議しながら検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 登下校道路の安全各確保については、文部科学省は交通面と防犯面、両方しっかりと、分けて対策を立てておられるようでございます。そして、交通に関しては文科省もよく通達を出していますが、この防犯のほうについては余り出していないと思

います。安全マップまたは保護者の見守り、それに対応するのが関の山ぐらいだろうと思います。

そこで、3番目については、防犯カメラの設置について質問いたします。

人吉新聞の読者の広場に、こども王国保安官の数も活動初期と比べて3分の2と少なくなったと掲載されていました。人吉市立第二中学校は、昭和56年、村山の高台に移設されました。当時の生徒数と現在の生徒数を比較すれば、激減していると思います。第二中学校の校区も人口減少が続き、空き家が目立っています。

例えば、ある町内に100人の人が住んでいたのが、10年後に60人ぐらいになりました。この40人の人が10年間に減った、亡くなったということになりますと、40人分の視線が10年間でなくなったということは、防犯、防災上の危険が大変増加したということになると思います。この40人分を補完するのが防犯カメラであり、防災カメラだと私は思います。防犯カメラを自治体で設置する動きが全国に広がっています。

防犯カメラの設置に、東京都は通学路防犯設備整備補助金交付要綱を平成26年5月23日から施行しました。人吉市は、防犯カメラを通学路の死角に設置する考えはないかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 済みません。3回目の御質問にお答えする前に、1回目、後段のほうで答弁が漏れておりましたので、村山公園付近の登り口から観蓮寺までの区間の防犯対策でございますけれども、そこが漏れておりましたので御答弁させていただきます。

あやめ広場から観蓮寺方面へ上る市道村山観音道路線の死角対策につきましては、通行の妨げになったり、歩行者や運転者の視認性、視認性というのは視覚の視に認識の認と書くそうなんですけれども、その視認性の低下を招いたりするなど、支障になるような樹木、そういうものがある場合にはその伐採、剪定を行うようにしております。ただいま申し上げたのがハード的にそういうふうな死角対策の妨げるものの対策として、教育委員会のほうで各所管の部署をお願いをしているというふうな状況でございます。

以上、1回目の答弁漏れのところを御答弁させていただきます。

それから3回目の、人口減少に伴い、人の目が少なくなった、通学路には防犯カメラの設置が必要ではないかという御質問でございます。お答えいたします。

人口の減少や車社会化、生活スタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い、人々の生活環境も以前に比べまして大きくさま変わりしてきておきまして、それは本市におきましても例外ではございません。仲村議員が御指摘のように、子供たちの通学時間帯におきまして、人の目が少なくなっているようでございます。こうした状況でございますので、本市では、1回目に申し上げましたように、こども王国保安官の皆様、児童・生徒の登下校の見守りを行っていただいたり、各校区の防犯パトロール隊の皆様、巡回をしていただいたりするなど、地域の目をふやす取り組みを行っておるところでございます。

しかしながら、長時間、長期間にわたる人員の確保には限界がございますので、防犯カメラの設置を望む声が上がってくることも将来、これは必然かと存じておるところでございます。防犯カメラは、犯人検挙や犯罪の未然防止に一定の効果があると認められますが、一方でプライバシー保護の観点から、設置場所はもちろん、画像の管理、使用目的の制限など、その運用には配慮すべき事項や課題が多くありまして、不安視する声があるのもまた事実でございます。防犯カメラの運用は、設置者の厳正な管理のもとに行われるべきものであると考えておりますので、これを設置することを検討する際には、県の防犯カメラ運用指針を踏まえながら、警察を初めとする関係機関と協議を行うなど、個人情報の流出やプライバシーの侵害につながらないように、十分に配慮すべきであると考えております。

人間の目と機械の目、防犯カメラの目、この二つの目の存在が交通事故及び犯罪防止効果を高めることは間違いないと考えますが、先ほども申し上げましたように、防犯カメラ設置の効果と課題、それから必要性等についてはさまざまな御意見がございますので、多面的、多角的にとらえ、これは慎重に取り組む必要があると考えております。

今後も皆様方の御意見を拝聴しながら、子供たちが安心して通学できますよう、また地域の安心安全につながりますよう、通学路の安全確保に今後努めてまいりたいと存じておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 今、回答いただきましたが、これ、大阪府の箕面市のインターネットから引き出したものですが、この箕面市は、予算1億5,000万円で総数750台、1小学校当たり50台の規模のカメラを設置して書いてあるんですね。実際では多くの金額で設置する方向で進んでいると思います。防犯カメラの必要性は、今、部長が答えられた効果と課題はあると思いますが、いろんな意見がございますが、全国的に自治体が設置していく、人吉市みたいに防犯カメラにその効果と課題を考えていたら、今の時代は交通と通信の発達物がすごくいいんですね。もう車社会であるし、通信は携帯電話でできますから。それにより、犯罪を犯すほうは短時間で犯罪ができるんですよ。1分間なら1分間で。人の目は持続して、そこを20分も30分も見張りをすることができない。だから、防犯カメラの設置は、この登下校道路については、人吉市も自治体としてぴしっと早く、よその自治体に負けないようにやっぱり設置していくべきではないかと私は考えております。この人吉市の住民が安全安心して笑顔で暮らせるようにと市長は言いますが、笑顔で暮らせるような町にするためには、やっぱり防犯カメラの設置をしていかななくてはならないと考えておりますから、この点はもう要望しておきますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、色覚検査について、入っていきたいと思います。色覚検査の実施について質問いたします。

私は、平成25年12月議会において色覚検査について質問いたしておりますので、色覚の特性についてはよく理解しているつもりでございます。今回の質問は、平成26年4月30日、学校保健安全法施行規則の一部改正がされましたので、市の対応について質問してまいります。

まず、今回の改正がどういった事例があり改正になったのか、事例と改正の内容について伺います。また、施行期日もいつかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

学校保健安全法施行規則の一部改正等は、平成26年4月30日に公布されました。その内容につきましては、大きく分けて三つございます。

まず第1番目に、児童・生徒等の健康診断について、それから第2番目に、職員の健康診断について、それから第3番目に、就学時の健康診断についてでございます。

第1の児童・生徒等の健康診断につきましては、同規則の第6条及び第7条関係の検査項目並びに方法及び技術的な基準の中で、一つ目に座高の検査を必須項目から削除すること。二つ目に寄生虫卵の有無の検査について、これまた必須項目から削除すること。それから三つ目に、四肢、これは体ですね、四肢の状態を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定することとされています。また、第11条関係の保健調査、これは学校で行うんですけれども、保健調査の中で学校医、学校歯科医がより効果的に健康診断を行うため、保健調査の実施時期を小学校入学時及び必要と認めるときから、以前そうだったんですけど改正後は、小学校、中学校及び高等学校及び高等専門学校においては、全学年において、それから幼稚園、大学においては必要と認めるときとすることとされています。要するに、義務教育では必ず全学年しなければならないということになったということでございます。

次に、2番目の職員の健康診断についてでございますが、その方法及び技術的基準の中で、一つ目に血圧の検査の方法について、水銀血圧計以外の血圧計が利用できるように改めたこと、二つ目に胃の検査の方法について、胃部X線検査に加えて、医師が適当と認める方法を新たに認めるよう改めたこととされております。

それから、3番目の就学時健康診断につきましては、予防接種法の一部を改正する法律が平成25年4月1日より施行されたことを受けまして、就学時健康診断の予防接種の欄に、H i B（ヒブ）感染症と肺炎球菌感染症の予防接種を加えたこととされています。

本施行規則改正後の規定の施行期日は、職員の健康診断及び就学時健康診断に係る改正規定につきましては公布の日、それから児童・生徒等の健康診断に係る改正規定等につきましては、平成28年4月1日とされております。

以上が、学校保健安全法施行規則の一部改正の概要でございますが、本通知の中で、その他健康診断の実施に係る留意事項の中で、議員の御質問でございます色覚検査について触れてある部分がございますので、御紹介いたします。

学校における色覚の検査については、平成15年度より児童・生徒等の健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施するものとしたところであるが、児童・生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もあるため、まず1番目に、学校医による健康相談において、児童・生徒や保護者の事前の同意を得て、個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制をまず整えること。二つ目に、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、それから生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を推進すること。特に児童・生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま、不利益を受けることがないように、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があることと記されているようでございます。

なお、今回の改正の通知を受けまして、昨年5月に市教育委員会から市内の小・中学校へ通知し、周知を図っておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 大体わかりましたが、続いて次の質問に入りたいと思います。教職員の研修についてでございます。

私は平成25年12月議会において、色覚問題に関する指導の手引について質問いたしております。教育部長は答弁で、「学校現場への浸透度が低く、活用されていない」という回答だったと記憶しております。今回の改正で、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常についての配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこととなっています。色覚異常に関する正確な知識を持つために、教職員の研修が必要ではないかと思いますが、その研修の必要をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

1回目の御質問でお答えいたしました教職員が理解しておくべき正しい知識につきましては、平成15年度に文部科学省が作成しております色覚に関する指導の資料で詳しく解説がなされております。本資料は、教職員が色覚異常について正しく理解し、学習指導、生徒指導、進路指導等において適切な指導を行うために、学校での指導のあり方を示す資料として作成されたものであり、各学校での積極的な活用が求められております。本資料に記載されております内容につきましては、平成25年12月議会におきまして、仲村議員の御質問にお答えさせていただいたところでございます。

学校での研修等の取り組みにつきましては、先ほど申し上げました通知におきまして周知したところではございますが、今回の御質問を受けまして、さらに教職員全員が色覚異常に

ついて正確な知識を持ち、正しく理解し、色覚異常の児童・生徒に対し、教育上の対応や配慮を行うことができるよう、また学校全体がハード面でもソフト面でも色のバリアフリーを実践できるよう、市内校長会議及び学校保健担当者会等を通じて、さらに周知を図ってまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 色のバリアフリーの周知をよろしく願いいたしまして、次の色覚検査の実施の方法についてお尋ねいたします。

今回の改正では、色覚検査は定期健康診断の必須項目ではないということですが、義務教育期間中の9年間に一度でも受ければ済むようになるのか、また人吉市としては、小学生か、中学生なのか、どの学年で色覚検査を予定するのか。検査までの手順、検査後の体制をどうするのか、実施方法についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、議員には御理解いただいていることと存じますが、重ねて述べさせていただきます。本市の場合、色覚検査は定期健康診断の必須項目から削除されておりますので、全校で一律に行うことはございませんが、教育相談において、本人や保護者の希望を受けて、確実に対応させていただいているところでございます。

1点目の市内の小中学校における保健調査の時期に関する御質問でございますが、今回の学校保健安全施行規則の一部改正により、保健調査を小中学校の全学年で実施することや、色覚検査に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者への周知を図る必要があることとされましたが、本市におきましては、既に現調査は市内の全ての小中学校で毎年実施しておりますし、現在使用しております保健調査票には、色覚に関する項目を設けてございます。このことは、今後も変わらずしっかり対応させていただきたいと存じます。さらに、より一層保護者への周知を図るためにも、例えば就学时健診の際に文書を配布して説明をするなど、健康診断実施前に色覚検査に関する希望調査を行ったりするなど、児童・生徒及び保護者への配慮した具体的な対応を検討してまいりたいと存じます。あわせて、色覚検査等を実施する際には、医師の協力が不可欠でございますので、眼科医や医師会等と事前に十分協議した上で取り組んでまいりたいと存じます。また、色覚に関する悩みや不安につきましては、保健調査だけではなく、教育相談においても把握に努めることは可能でございますし、相談も随時受け付けておるところでございます。そうした機会をふやすことで、児童・生徒の困り感や将来への不安などを取り除くことができると考えております。

2点目の色覚検査に至る手順としましては、これまで申し上げてきましたように、保健調査や教育相談において、本人や保護者の希望があれば眼科医の受診を勧めることを想定しております。なお、眼科での検査実施方法につきましては、教育委員会では把握しておりませ

ん。

いずれにしても、仲村議員から問題提起されました色覚検査に係る諸課題を真摯に受けとめるとともに、保護者や児童・生徒本人が決して誤った理解をすることなく、適切な資料や情報を収集できるような体制づくりに、今後しっかり取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 色覚検査については、公益財団法人日本眼科学会からと、公益社団法人日本眼科医会という法人団体から、要望書が学校保健教育課、これ文部科学省のところに行くんですが学校健康教育課に出されております。この中では、小学校の低学年と中学校1年生に色覚異常の説明文を添えた色覚検査の申込書というのと、希望検査に働きかけていくこと、またそして小学校の低学年での検査が望ましいとされております。という要望書を文部科学省に出してありますので、このことをよく考えられて、人吉市においても今言われた入学時に説明書が出されるそうですから、十分保護者の理解をとって進めていただくようお願いしたいと思います。よろしく願いしておきます。

最後になりますが、任期中の最後の議会で初日の1番という質問者として記念すべき質問でございました。まだまだ勉強不足でございましたが、執行部の御丁寧な回答をいただき、大変ありがたかったと思います。

最後になりますが、田中市長に質問できなかつたのが少し残念と思いますが、機会がございましたらまたしたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）
16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、こんにちは。16番議員の三倉でございます。

3月を迎えましたが、まだ寒い日が続いております。家の周りではフキノトウが芽を出し、梅の花も満開となり、草木は一斉に春めいてまいりました。先ほど、仲村議員が今期最後で終わりとおっしゃいましたけど、私は本当に終わりになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。質問は2項目通告しております。1項目めは市庁舎建設について1点。寄附について。2項目めは市民の声から、生活保護について4点。1点目、本市における生活保護受給者の数及び生活保護受給者の推移について。2点目、生活保護者

の増加につながった要因は何か。3点目、自立、生活保護からの脱却のためにどのような支援を講じているか。4点目、生活保護に至る前の生活困窮者支援策について。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。1回目の質問です。1項目めの市庁舎建設について質問いたします。市庁舎建設費用に対して寄附をする場合、どのような寄附方法があるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） それでは、お答えいたします。

まず、本市に対する寄附金の種類について御説明をさせていただきますと、特定の寄附目的のない寄附金につきましては、市の一般会計予算の中で一般寄附金として受け入れ、活用させていただくことになります。また、特定の寄附目的のある寄附金につきましては、その目的の内容によりまして、例えば総務費寄附金や民生費寄附金、教育費寄附金などとして受け入れ、物品の購入、基金への積み立て、あるいは事業費の一部として活用をさせていただいております。

御質問の庁舎建設費用のための寄附につきましては、特定の寄附目的のある寄附金でございますので、総務費寄附金の総務管理費寄附金、あるいはふるさと納税制度である古都人吉応援団寄附金で寄附していただくことになるかと存じます。なお、寄附金は市の歳入として受け入れた後には、予算に計上をいたしまして、議会の承認を得て庁舎建設事業のために設置しております人吉市庁舎建設等基金へ積み立てることとなります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

それでは2回目の質問をいたします。今、御答弁いただきました総務管理費寄附金とふるさと納税制度である古都人吉応援団寄附金の違いをお知らせください。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

総務管理費寄附金として寄附いただいた場合は、寄附いただいた金額全額を人吉市庁舎建設等基金へ積み立てることとなります。また、ふるさと納税制度でもある古都人吉応援団寄附金として寄附いただいた場合にも、寄附いただいた金額全額を人吉市庁舎建設等基金へ積み立てることとなりますが、平成27年度から本市のふるさと納税制度での寄附金には特典を付与する予定でございますので、得点分を付与する経費が必要になるという違いがございます。

なお、両寄附金とも住民税、市県民税の控除申告による税額控除の違いはなく、同額の税額が控除されますので、その分の個人住民税の税収への影響はございますが、市外の方からの寄附の場合は、お住まいの自治体の住民税からの控除となります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今の説明ですと、総務管理費寄附金として寄附したほうが、寄附を

した金額が市庁舎建設のために全額使われるということですね。

それでは、3回目の質問をいたします。市庁舎建設事業の財源として寄附を募ることで、少しでも財政負担軽減に貢献できると思われませんが、寄附を奨励するような周知、広報など、何か取り組みのお考えはないかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

庁舎建設事業に対して寄附をいただくことは、大変ありがたいことと存じますし、本市財政への負担軽減にもつながると思います。しかしながら、庁舎建設事業の財源は、市民の皆様のご理解を得ながら市全体の予算の中から支出すべきものと思われまので、寄附を募るための積極的な取り組みに関しましては、現在のところは考えていないところでございます。なお、市庁舎の建設が開始となりますと、人吉市庁舎建設等基金の活用はもちろん、ふるさと納税制度での寄附金を積み立てております人吉市応援団基金の一部の活用もお願いできればと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 4回目の質問をいたします。

市庁舎建設に対しての寄附については考えていないということですが、これまでもふるさと納税として多額の寄附を数回されている方もいらっしゃるようです。かなりの金額を寄附していらっしゃいますね。そのような方は、市庁舎建設についてお知りになれば、気持ちよく寄附して下さるのではないかと考えるところです。御一考ください。

これで、市庁舎建設については終わります。

次に、市民の声から、生活保護についてお伺いします。景気に明るい兆しが見えるのは大企業や大都市の一部で、中小企業や地方経済にはまだまだ景気回復の兆しが見えないと感じております。

さて、リーマンショック以降、長引く景気低迷、雇用環境等の悪化により、全国に生活保護の受給世帯がふえ、受給者数は過去最高の210万人を超えたと報道されています。まず、人吉における生活保護受給者数、推移及び国や県との比較についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

本市の生活保護の現状でございますが、平成19年度末では保護世帯数261世帯、保護人員318人でありましたが、生活保護受給者の増加は本市においても例外ではなく、リーマンショック後の平成22年度末では352世帯、483人と急激に増加しました。その後はほぼ横ばいで推移しており、平成27年1月には保護世帯361世帯、保護人員478人となっております。

人口1,000人当たりの被保護者人員の比率を示す保護率につきましては、平成19年度末に8.72パーミルであったものが、平成25年度末には13.55パーミル、さらに平成27年1月には14.04パーミルと推移しており、現在が過去最高の状況にあります。また、国、県との比較

につきましては、直近のデータでございます平成24年度の保護率で見ますと、国が17.0パーミル、県が14.3パーミル、本市が13.8パーミルとなっており、国、県と比べますとやや下回っているという状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、答弁の中でパーミルというのがありますが、これは1,000分のという意味ですよ。

それでは、2回目の質問に入ります。本市においても生活保護受給者数は高どまりの状態にあるとのことでした。増加した要因として、どのようなことが考えられますか。また、本市における生活保護受給世帯の分類についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、全国的に見ましても、急増した大きな要因としまして、平成20年に起こりましたリーマンショックを契機とした世界経済、金融情勢の悪化により、多くの失業者や生活困窮者を生み出し、その結果として生活保護受給者の増加につながったと考えられます。本市も例外ではなく、先ほどお答えしました保護の推移から見ましても、同じくリーマンショックの影響による失業などが大きな要因と考えております。また、生活保護を受けることへの抵抗感が弱まったことも増加の一因になったと考えております。

次に、保護世帯の分類についてでございますが、約42%を高齢者世帯が占めております。その原因としましては、高齢により就労ができなくなり、年金だけでは生活が困窮となることから増加したことに加え、今まで援助してきた親族からの援助が困難になったことなどが考えられます。また、その他の世帯、稼働年齢層は分類上、その他の世帯に含まれますけれども、その他の世帯が約33%と増加が目立っております。これは、人吉球磨の有効求人倍率が県下最低であることが大きな要因であると思われまます。そのほか、傷病者世帯が約13%、障がい者世帯が約10%、母子世帯が約2%となっております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 高齢者世帯、また障がい者や傷病者世帯などの方は、働きたくても働けない方がほとんどじゃないかと考えます。ある意味では、この方たちの増減は景気の動向に余り関係しないのではないかと思います。しかし、働く能力のあるその他の世帯に属する方は、景気の動向により増加してきたと思われまます。今後は、稼働年齢層が含まれるその他の世帯の自立に向けた支援を行うことが大変重要な課題であると考えているところです。

そこで、この働ける能力のある生活保護受給者へ、どのような自立支援策がとられているかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えします。

稼働能力のある生活保護受給者に対しては、生活保護からの脱却を目標としてハローワークと連携し、本人、ケースワーカー、就労促進指導員が一体となって、就労支援プログラムに基づいて支援を行っております。就労支援を行うに当たっては、収入を得ることで生活の安定を図ることが最大の目的ではございますが、人や社会とのつながりを促し、やりがいや達成感を生み出すような取り組みとして実施しております。なお、平成25年度においては、就労支援を行った数は73人でございまして、31人が就労を開始され、うち13人が生活保護からの脱却につながっております。生活保護費で申しますと、約784万円の削減を達成しております。また、生活保護世帯における子供の健全育成を図ることを目的として、学習支援事業を行っております。平成25年度は11名が参加し、そのうち中学3年生と高校3年生の4人全員が希望された高校、大学に合格されております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 生活保護受給者への自立支援に向けた就労支援などがされているということがわかりました。また、保護費の削減にもつながっているとのことでした。今後もより一層進めていただきたいと思います。

さて、生活保護になってからの支援はわかりましたが、実際は保護になる前に対応することが重要と考えます。一昨年、生活困窮者自立支援法が制定され、4月から制度が始まるとされておりますが、現在、人吉市においてはどのような状況にあるかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

平成27年4月から新しい社会保障の仕組みとして、生活困窮者自立支援制度が始まります。この制度は、全国の福祉事務所設置自治体が主体となり、官民協働による地域の支援体制を構築し、保護に至る前の生活困窮者における自立の促進を包括的に実施するものでございます。

事業内容といたしましては、必須事業が2事業でございます。一つ目が、メインとなります自立相談支援事業でございます。これは、生活困窮者に対して広く相談を行う相談窓口を設置し、複合的な課題を抱える相談を受け支援を行うものです。人吉市社会福祉協議会に委託実施を予定しております。二つ目は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対して、家賃相当額を支給して行う住居確保給付金事業で、これは市で直営で行うこととしております。その他、任意事業として四つの事業がございます。就労支援としての就労準備支援事業。住居のない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う一時生活支援事業。家計に関する相談指導などを行う家計相談支援事業。子供の学習支援を行う学習支援事業でございます。いずれも、熊本県及び県内の福祉事務所と共同で実施することといたしております。

なお、生活保護を必要とされる方には、確実に生活保護につなぐよう、今度も努めてまい

りたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 人吉市では、4月の制度改正に向け準備をされているということがよくわかりました。

市民から生活に困っているとの相談をよく受けることがあります。関係課などにつないだりはしていましたが、もっと何らかの支援がないものか対応に苦慮することがあります。4月からは生活困窮者に対し相談支援が充実するとのことで、この制度に大変期待をしているところです。

市民の方からの声なんです、国民年金をずっと何十年も払ってきてるのに、二月に6万、月に3万円しかない。生活保護はもう倍ぐらいあるって、それはおかしいというような意見もありますので、それも知っていただきたいと思います。

今後、生活に困窮する方が少しでも減少し、自立した生活ができるように期待しまして、質問を終わらせていただきます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。早いもので、今期最後の一般質問となりました。私も欠かさず一般質問を続けてまいりましたが、どれほど市民の皆様方の思いを議会に伝えられたかと思うと、自戒するところが大きでございます。

では、今期最後の一般質問は、1点目に川辺川利水問題と、2点目に不登校対策についてを通告しております。それぞれ一般質問の通告書の要旨に沿って質問したいと思います。

1点目の川辺川利水問題についてでございます。この川辺川利水問題につきましては、私も川辺川総合土地改良事業組合から移行いたしました川辺川土地改良事業連絡協議会の副会長の一員として、この問題がなかなか進展しない中で、川辺川利水の今後の方向性について、そしてまた対象農家の方が待ち望んでおられる、農業の命とも言える水が安定的に確保できるのかという不安を感じている者でございます。

先日、上原田大地の対象農家の方と話す機会がございまして、農家の方から、安定的に安価な水が来さえすれば、息子に農業を継がせることができるのだが、これから水がこなければ、農業も私も代で終わりでしょうとの話でございました。何といいましても上原田大地の国営事業は、人吉市の農業のモデル事業として期待されたところでございますので、国営事業が迷走する中では、人吉の農業の将来に不安を感じられる方もおられると思います。

また先般、九州農政局は2008年から休止中の国営川辺川総合土地改良事業（利水事業）につきまして、ほぼ現状の段階で事業を収束し、対象農家の同意を取得、国営事業から撤退することを明らかにしたと新聞報道等にございました。また、今議会冒頭の施政方針の説明で

も、昨年7月から2カ月間にわたり、市内全ての受益地の関係者を対象に説明会を開催し、事業経過や既設導水路活用案を断念せざるを得なくなった理由、新たな水源を個別に検討していくことなどを説明し、水田農家の皆様方の御意見、御要望をお聞きしたとございます。また、集約した意見は、九州農政局、熊本県、関係6市町村で組織する行政連絡会議で協議を重ね、対応を検討していると説明がございました。

そこで1番目に、今回関係6市町村で行ったこの農家の集約した意見は、どのような内容だったのかをお尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** 皆様、こんにちは。お答えいたします。

関係6市町村で昨年7月から8月にかけて行いました説明会の中で出されました農家の皆様方の御意見をまとめますと、農家の高齢化や担い手不足が深刻化する中、水源の確保はもちろんのこと、老朽化した用水路や堰の整備、揚水機場の整備、暗渠排水の整備、ため池の整備といった共通した御要望がございました。特に、人吉市における御意見を要約しますと、下原田地区におきましては、圃場整備が行われてから50年が経過し、排水施設が老朽化し排水不良が生じているので、排水口の整備や暗渠排水の整備、農業用ため池に堆積した土砂の除去について。上原田地区におきましては、農道の舗装や水源として新たな井戸の整備、また今後の農業を担う後継者のために、畑地帯全ての配管設置について、尾崎団地において勾配の修正についてなどの御意見、御要望がございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 2番目の質問に入る前に、その尾崎団地における勾配の修正ということをもう少し丁寧に説明してもらえればと思います。どういうことかという。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

畑地に勾配がついておりまして、雨が降ったとき泥が流れるというか、そういう状況にございましたので、その勾配をできるだけなくすようなことをお願いしたいということでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 2番目に、対象農家からすれば、この意見、要望を集約し、検討している段階で、今回、先般の発表がありましたように、九州農政局のほぼ現状の段階での事業収束という発表が余りにも唐突のように見えますが、今なぜこの事業の収束となったのか、その理由と事業の経過も含めてお尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

まず、農政局が言っております収束という表現は、物事が終了してしまう意味の終わる息と書く終息ではなく、国営事業をまとめおさめる意味での収束でございますことを御理解い

ただきたいと思います。

国営川辺川総合土地改良事業は、球磨川北部の人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村、山江村の6市町村の農地等を対象に、川辺川を水源とした農業利水施設の整備、農地造成及び区画整理を目的に、昭和58年度から開始されました。国営事業につきましては、関係者間のさまざまな調整の結果、平成24年1月に関係6市町村長が既設導水路活用案による事業再開は難しい旨の認識を表明し、それ以降、国、県、関係市町村等で構成する行政連絡会議において検討を重ねてまいりました。平成25年8月の同会議において、川辺川を水源とする国営での一体的な利水計画に伴う施設整備については断念することとし、造成を終えている国営造成農地への水の手当てについては、受益農家の要望等を聞きながら国営事業で対応し、国営造成農地以外の受益地への水の手当ては、受益農家の要望等を聞きながら、確保できる水量などの現地状況に応じ、補助事業で対応することを基本とし、国営事業の収束に向けて取り組みを進めることを確認したところでございます。また、関係6市町村長から国に対して、収束に向けて必要な予算を確保するよう要請し、国は平成26年度の予算を確保し、かんがい排水事業は廃止、農地造成事業と区画整理事業は計画変更を行うために必要な調査等の作業に着手いたしました。

具体的な国の事業としまして、上原田地区におきましては、代替水源としての井戸を試掘し、水源調査を行い、また尾崎団地の農道整備工事の計画等が進められております。あわせて、川辺川土地改良事業連絡協議会及び行政連絡会議等でさらに検討を重ね、農家からの要望、意見を集約し、補助事業を含めこれからの対応方針を検討しているところでございます。また、かんがい排水事業廃止と農地造成、区画整理事業の計画変更のために、3条資格者について、農家基本台帳との照合作業により正確な現況を把握するための整理作業を行い、最終的な同意取得に向けての準備を進めているところでございます。この同意取得は、全体的な事業計画変更に伴い、新たな整備事業に取り組む上で不可欠とされるものでございまして、同意取得により国が本事業から撤退するものではありませんので、農家の皆様方には十分御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの説明で、事業からの撤退ではないということで私も理解したいと思います。

3番目に、この事業で収束する場合の手順はどうなるのかと。この事業を推進するときの対象農家の同意取得も大変だったと聞いておりますが、今回の事業収束へ向けた同意手続はどのくらいの期間をめどに、どこが主体的に同意書を取りまとめられるのかお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

国営事業収束の手順でございますが、まず受益者を対象とした説明会を開き、その後、変更計画概要縦覧、公告を行いまして、最終的に3条資格者の同意取得を行うこととなります。そして、3条資格者の同意を取得した後に、計画変更の決定、縦覧、公告を行い、異議申立期間を設け計画変更の確定となります。この3条資格者同意手続の期間でございますが、今のところ100日間をめぐりにしておりますが、同意取得の進捗状況により変動することも考えられます。また、同意書の取りまとめは九州農政局が主体となり、熊本県と関係6市町村が連携して共同で実施することとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4番目に、原田台地を含め、この国営事業対象地の今後の水の確保はどうなるのか。また、九州農政局は国営事業から事業収束ということでございましたが、今後、水の確保に当たっては年月も要すると思われませんが、全体にこの水が確保されるまで国営事業が担保できるのかということでお尋ねいたします。また、農地造成を含め、国営事業分の農家負担はどうなるのか。また、水の料金は国営並みに設定ができるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

川辺川からの豊富な用水の確保ができなくなりましたので、各市町村の個別水源での対応となってまいります。上原田周辺で用水として確保できる水源は地下水ということになりますので、県営事業で整備した既設井戸1カ所と、計画変更後の対応になりますが、新たに2カ所の井戸を整備し、用水を確保する予定でございます。このうち、国営事業で整備しました尾崎団地への井戸の整備と送水管等施設整備は国営で行われますが、上原田地区の畑地帯の井戸のポンプ設置及び配管等は、県営事業か団体営事業など、対応可能な事業を活用しての整備となる予定でございます。

次に、受益者負担金についての御質問でございますが、最終的な国営の事業内容及び事業費が確定しておりませんので、これにつきましてはどの程度になるのか今のところ不明でございます。また、農家の方が一番心配されている維持管理費につきましても、当初計画しておりました既設導水路活用案による計画の維持管理費にできるだけ近くなるように、行政連絡会議の中で検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 5番目に、現在、上原田台地の国営事業対象地で行われておりますボーリング調査についてはどうだったのか、結果が出ているのか、計画ではいつまで行われるのか。現在稼働している井戸とこのファームポンドで、約10ヘクタール分の水を供給しているとのことですが、上原田地区の対象農家全体を賄うにはどのくらいの水量と井戸

が必要なのかということでお尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

現在、行われております国営による地下水水源調査につきましては、本年1月に着手され、周辺の既存の井戸に干渉しない場所で、耐水層が厚く分布している範囲を選定し、ボーリングを行い、現在約150メートル地点まで掘削したところでございます。今後は、電気探査による水源調査の結果を解析し、揚水量を測定することとなっております。3月中には調査結果が出る予定でございます。

上原田全体を賄うのにどれくらいの水量と井戸が必要かとの御質問でございますが、井戸1本当たり毎分600リットルの水量で約10ヘクタールを賄えるとしたとき、既存の井戸1本と計画中の2本の井戸の計3本で約30ヘクタールが賄われる計算になります。さらに、農地を区画ごとに水使用の時期をずらしながら、水源を有効に使い、計画的な営農を行っていただくことも考えられるかと存じます。いずれにいたしましても、全体面積約100ヘクタールを賄うには厳しいものがあるかと存じますので、今後も農政局や県と一体となり、農家の皆様が満足のできる新たな水源確保を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** 6番目に、今回の九州農政局の国営川辺川総合土地改良事業、いわゆる利水事業の収束発表は、水を待っておられた農家の方々にとりまして、大きな落胆であったのではなかろうかなと思います。また、人吉市で唯一この大型農業のモデル地区を目指した上原田台地の国営事業は、大きな岐路に立たされると私は思っているところでございます。

農業は人吉市の基幹産業であることは、誰もが認めるところでございますが、まずは水あつての農業でございます。そこで、今回の九州農政局の利水事業収束発表に当たり、代替水源を国営でと、地元上原田の関係者の方に説明してこられました田中市長の思いと今後の人吉市の支援についてお尋ねいたします。

○**市長（田中信孝君）** お答えいたします。

平成19年からこの課題には関与させていただいておりまして、田中議員御承知のとおり、さまざまな紆余曲折があったところでございます。要は既設導水路案、この下流の水利権の合口、これが何としてもかなわなかったということが、結果的には今日につながっているというふうに住じているところでございますが、利水事業収束の発表に当たり、市長の思いということでございますが、施政方針でも申し上げましたとおり、平成24年1月に既設導水路活用案を断念することになり、川辺川からの水を積年の思いで待ち望んでこられた農家の皆様方には大変申しわけなく、まことに遺憾に思うところでございます。

今後、一日でも早く農家の皆様方に水を届けられるよう、これからも国や県とともに行政連絡会議の中で十分に検討を重ねてまいりたいと存じているところでございます。また、国

営事業収束に伴う同意取得をこれから進めていくことになるわけですが、それと同時進行という形で、適切な国、県の補助事業を活用し、水源確保に向け井戸の整備や用排水路の整備に取り組んでまいりたいと存じております。さらに、農家の皆様が一番気になるところの負担金の問題ですが、これは、これも行政連絡会議で一貫して国、県に申し上げているところでございます。安くて安定した水を届けることを大前提として、かつて既設導水路活用案で算出しておりました負担額にできるだけ近くなるように、国、県に対してその補助のお願いをあわせて今後も行っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 先般のマスコミによる国営川辺川総合土地改良事業について、ほぼ現状の段階での事業収束、また対象農家の同意書取得後、国営事業からの撤退報道等につきまして、農政局の真意が伝わっていなかったという面もあるようでございます。しかし、人吉市のこの農業のモデルケースとして期待された国営事業は、ほぼ現状の状態で事業収束となるようでございますが、今後、この農業の命ともいえます水の確保、それも国営事業並みの料金が担保されますように、国にも特段の配慮をしていただくとともに、人吉市といたしましても、対象農家の要望をできるだけ酌み取っていただけるように努力していただけるようお願いをしておきます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、2点目の不登校対策についてでございます。

先月、神奈川県川崎市での中学校1年生の痛ましい事件が発生いたしました。伝えられるところによりますと、遊び仲間のグループのいじめが高じた殺人事件だったようでございます。犠牲になった上村遼太君ですか、明るい性格で誰からも好かれる子供であったようでございます。犠牲になった上村遼太君の冥福を祈るとともに、子供を殺されました親御さんの無念さは、思うに余りがあります。報道では、上村遼太君は去年の夏ごろから学校を休みがちだったそうございまして、ことし1月の休み明けから1日も登校していなかったというところでございますが、その間、学校や友達とも携帯電話でやりとりをしていたということでございます。また、顔面に大きなあざをつくったり、友達へも遊び仲間のグループから暴力を受けている話をしていたようでございます。なぜこの上村遼太君が危険なサインを周りに発していたにもかかわらず、学校を含め周りの者が上村遼太君のサインを察することができ

なかったのかと、悔やまれるところでございます。学校側もいろいろ対応はしていたようでございますが、結果的にはこのように痛ましい事件となりました。本当に二度とこういう痛ましい事件が起こらないように願いたいと思っております。

しかしながら、子供たちを取り巻くこの社会情勢、社会環境も急激に変化する中において、今までなかったようなこういう子供たちの事件も発生しております。こういった事件を未然に防ぐ対策というものを早急に検討することが必要でなかろうかなと思っております。田中市長は、今議会の冒頭の所信表明の中で、平成26年4月に施行しました人吉市子ども・子育て基本条例では、改めて人吉市の子供一人一人がかけがえのない人吉市の宝のものであり、地域ぐるみで関係者それぞれが力を合わせ、役割を果たし、子供が心身ともに健やかに生きる権利を守るべく宣言したと述べられました。

そこでまず第一に、今回の悲しいこの川崎市のような事件と類似した事件を未然に防止するに当たっての、人吉市の現在とっておられます対策、教育委員会の対策はどうなっておるのか、その体制とマニュアルについてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましても、不登校及びいじめの未然防止につきましては大きな課題となっております。今回の神奈川県川崎市の事件の背景にいじめがあったことは明らかになりましたものの、捜査はまだ依然継続中でございますので、御質問への答弁は類似事件を未然に防止するというよりも、一般的な不登校、いじめ防止対策という観点から、学校現場、それから教育委員会の順でお答えをさせていただきます。

まず1点目の不登校未然防止の視点からの対策でございます。各学校におきまして不登校対策のマニュアルを作成し、校内組織といたしまして不登校対策委員会等を設置するなど、個々の事例に対しまして不登校の理由、対応策を検討しております。具体的には、不登校状態にある児童・生徒、それから登校しぶりの傾向が見られる児童・生徒に対しまして、学級担任だけではなく、学年主任や不登校対策担当職員、養護教諭、生徒指導担当職員など、さらには管理職、これは教頭先生、校長先生でございますけれども、管理職が一体となって対応に当たっていただいているところでございます。また、教育委員会といたしましては、学校から毎月初めに定例報告といたしまして、前月末までの不登校児童・生徒の状況についての報告を受けております。それを教育委員会会議、小中学校の校長会議、教頭会議におきまして、情報の共有、それから意見交換を行っております。さらに、子ども・子育て相談員、人吉っ子アドバイザーを教育委員会に配置し、きめ細やかな教育相談の実施、また学力の保障を目的とした適応指導教室——これはかがやき教室と申しておりますが——を設置するなど、可能な限りの不登校児童・生徒の支援を行っております。

次に、2点目のいじめ防止の視点からの対策でございます。学校におきましては、いじめ防止マニュアルといたしまして、昨年度、市内全小中学校におきまして、本市の教育委員会

の指導のもと、学校いじめ防止基本方針を作成し、この方針に従い、いじめ問題への対応を行っております。また、学校いじめ対策委員会を設置し、教職員、保護者、地域の方々が連携、協力して、いじめの未然防止や問題解決に当たっているところでございます。地域の方々とは、学校によって違いはございますが、民生委員・児童委員、元町内会長さん、それから校区社協の福祉協議会長さんなどでございます。要は大人がかかわるということが非常に大事だということでございます。また、市教育委員会におきましては、昨年3月に学校いじめ防止基本方針の基本となります人吉市いじめ防止基本方針を策定しております。また、本年2月には教育委員会の附属機関といたしまして、人吉市いじめ問題対策連絡協議会を設置したところでございます。この協議会には、学校、児童相談所、法務局、警察署、民生委員児童委員協議会、福祉課、保健センターなど関係機関が連携して、児童健全育成の視点に立って、いじめにかかわる問題の解決に取り組んでいくこととしております。さらに、万一、児童・生徒の命にかかわるような重大ないじめの事案が発生しました場合には、状況に応じて市長部局に人吉市いじめ調査委員会が設置されるなど、徹底的な原因究明が行われることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2番目に、川崎市の上村遼太君も、1月の連休明けから学校を休んでいたといいますから、いわゆる不登校児童・生徒と呼ばれる生徒ではなかったのかなと思っております。

私たちは、登校拒否するような児童・生徒を不登校と呼んでおりますが、文科省ではその不登校の定義があるそうでございますので、文科省が言うその不登校の定義と理由についてお尋ねいたします。それと、人吉市の不登校児童・生徒への対策、これもお尋ねいたします。また、不登校児童・生徒と言えないまでも、学校を休みがちな児童・生徒に対する対策はどのように行われているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

まず1点目の不登校の定義でございますが、文部科学省が行います調査では、不登校児童・生徒とは、年間30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくとも登校できない状況にある者と定義づけられております。

2点目の不登校の理由といたしましては、嫌がらせをする児童・生徒の存在や教師との人間関係、学校生活上の影響によるもの、遊びや非行によるもの、無気力によるもの、不安など情緒的混乱によるもの、意図的な拒否によるものなどがございまして、さらにこれらのうちの幾つかの理由が重なっている複合型といわれるものがございます。

3点目の不登校対策でございます。まず、不登校状態にある児童・生徒に対しましては、

学校におきましては定期的な電話連絡や家庭訪問、保護者との教育相談、不登校対策委員会での情報共有と対策の協議などが行われております。また、学校等スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども・子育て相談員、人吉っ子アドバイザーが情報を共有し、連携して不登校児童・生徒にかかわることによって、少しでも登校日がふえるように、現在取り組んでいるところでございます。次に、登校渋りの傾向が見られる児童・生徒に対しましては、熊本県教育委員会の取り組みといたしまして、愛の1・2・3運動がございませす。これは、欠席1日目には電話連絡をいたしまして、2日目には家庭訪問を行いまして、そして3日目には先ほど1回目に申しあげましたチームで対応する、そういうものでございませす。不登校の未然防止のためには、登校をしぶり始めた初期段階での対応が大変重要であると言われております。本市の各小中学校におきましても、この愛の1・2・3運動に年間を通して取り組み、新たな不登校音児童・生徒を出さないように努めているところでございませす。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 3番目に、市内の小中学校で不登校児童・生徒に当たる生徒数の推移についてお尋ねいたします。

近年、いじめ等の問題がいろいろクローズアップされまして、子供たちのいじめ等が減少しているのかなと思っているわけでございませす。それらを要因とする不登校を行う児童、それに伴って不登校する児童・生徒は減ってきているのかなと思ひませすが、病気や経済的なものを要因とする不登校児童・生徒は逆にふえているのではないかなと、そのように思ひおひませす。

そこで、人吉市の小中学校でこの不登校児童・生徒数はふえているのか、減っているのか、それとその不登校する児童・生徒の原因の分析は把握されているのかをお尋ねいたします。それと、児童・生徒の全体的生徒数が減ってきている中で、不登校児童・生徒の数が過去と比べて多いのか、少ないのか、判断は難しいものがあるかなと思ひおひませす。人吉市の不登校児童・生徒の全児童数に占める割合はどのくらいでしょうかということをお尋ねいたします。また、熊本県教育委員会の発表では、県平均が0.94%と言われております。人吉市の不登校児童・生徒の割合はどのくらいなのかということでお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほど2回目の質問で、不登校の生徒数につきましては3回目に入れますので、申しわけありません。それを言ったほうがこの質問に真摯にお答えできると思ひませす。申しわけありませんでした。

まず、1点目の不登校児童・生徒の実数でございませすが、毎年4月に文部科学省が行ひおひませす児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によりませすと、過去3年間

の不登校児童・生徒数は、平成23年度が31名、平成24年度が22名、平成25年度は35名となっております。平成26年度、今年度につきましては、各小中学校から不登校に係る定例報告によりますと、1月末現在で34名となっております。

次に、2点目の不登校の推移でございますが、その根拠といたしまして、不登校児童・生徒の出現率がでございます。これは、年度ごとの不登校児童・生徒の実数を、当該年度の児童・生徒の総数で除したものでございます。この出現率から判断いたしますと、平成23年度が1.03%、平成24年度が0.75%、平成25年度が1.25%、平成26年度は1月末現在で1.23%でございます。やや増加傾向が見られるようでございます。

3点目の不登校の原因分析でございますが、学校での本人や保護者との教育相談や、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等を通して、主な理由が把握できている場合もございますが、時間の経過によって不登校の理由が変わる場合も見受けられます。本年度を例にとりますと、不登校児童・生徒、現在平成26年度は1月末現在で34名と申し上げましたが、34名のうち27名が、先ほど御答弁させていただきました複合型、要するに二つ以上の理由がある、そういうもので不登校に陥っていると学校で判断され、報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきまして、私は人吉市のこの不登校児童・生徒は、熊本県の平均と比べて少ないほうかなと思っていたわけでございますが、ただいまの答弁の中にありましたように、平成26年度1月末現在で34人。不登校児童・生徒の出現率で、県平均が先ほど言いましたように0.94%、人吉市が1.23%ということで、県平均より高いという答弁でございました。改めてこの人吉市でも不登校児童・生徒への対策の必要性を認識したところでございます。

ところで近年、山鹿市の不登校生徒への対策が効果を上げているということで注目をされております。この山鹿市の不登校児童・生徒への対策の経緯と現状とその特色についてお尋ねいたします。それと、人吉市でもいろいろ、先ほど言われましたように対策を講じられていると思いますが、人吉市の対策との相違点、どういう対策が参考になると考えておられるのかということでお尋ねをいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、経緯と現状でございます。1月19日付の熊日新聞で取り上げられておりましたが、山鹿市が山鹿方式として独自の不登校対策を本格化させたのは、平成20年度からとのことでございます。現状としましては、山鹿市内における不登校の児童・生徒数は平成25年度で18人、全児童・生徒に占める割合、先ほどから話題に上っております出現率でございますが、0.43%でございました。本市の場合、平成25年度は35人、1.25%と比較しますと、その効果

はあらわれているようでございます。

次に、山鹿方式の特色でございますが、大きく三つあるようでございます。まず一つ目は、教職員の負担軽減を図る、いわゆる校務改革を実施し、教職員の多忙感を解消することによって、子供と向き合う時間が確保されたということでございます。二つ目は、月に1回、不登校対策委員会を実施し、第三者機関等の協力を得ながら、専門分野の知恵を結集して、組織として不登校児童・生徒にかかわっているということでございます。最後に三つ目は、授業に習熟度別授業を導入したり、個別指導の充実を図ったりして、学力の向上に努めているということでございます。

御質問の2点目でございます本市の不登校対策との一番の相違点でございますが、先ほど、三つの特色を申し上げましたが、いずれもその手法は異なりますけれども、本市内九つの小・中学校も同様な取り組みをしているところでございます。大きな相違点は見当たらないのですが、あえて申し上げるならば、本市以上に校務改革に積極的に取り組まれているのでは、要は子供と向き合う時間を確保されているのではということだと思います。

校務改革につきましては、熊本県教育委員会と熊本県立教育センターが中心となって学校改革プロジェクト支援事業を進めており、その手法や成果が公表されているところでございます。本市の学校におきましても、それらのノウハウを参考にしながら、少しでも先生方の負担感や多忙感を軽減し、子供と向き合う時間が確保できるよう努めておりますが、今後は今以上に子供と徹底してかかわる取り組みの山鹿方式も参考にさせていただきながら、さらなる改善を進め、出現率の軽減に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 5番目に、ただいま説明いただきました山鹿方式では職員会議等を減らして、少しでも生徒と向き合う時間をつくる、いわゆる教務改革等に特色があるようございます。また、そのように少しでも生徒と向き合う時間をつくることは生徒と教師の信頼関係を醸成し、不登校だけでなく、学力向上やいじめ対策にもつながるということではないでしょうか。それに、行政とも連携することは、生徒一人一人の家庭事情等に配慮することができ、効果的な対策が打てるものと思っております。

そこで、今回の川崎市の事件への思いと、不登校児童・生徒への問題に効果を上げている山鹿市の対策についての感想、またそれと今後の人吉市の不登校児童・生徒への対策についての3点をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

川崎市での事件は、未来ある中学1年生のとうとい命が奪われた、まことに胸の痛む事件であり、長年中学校に勤務した私自身、大変ショックを受けました。悲惨な事件の犠牲となった男子生徒の御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

本市におきましても、昨年5月に女子高校生がとうとい命を奪われるという、決して忘れてはならない事件が起きました。人吉市の宝、未来の宝である子供たちの教育に携わる者の一人として、自他の命を大切に作る心と実践力を育てることの重要性を改めて実感した次第でございます。

各学校では、命を大切に作る心を育む月間を設け、道徳の時間の充実を図るなど、機会あるごとに児童・生徒に命とは何かを考えさせていただいております。また、昨年7月には5月の事件を受けて、人吉市教育委員会と市内小中学校校長会との共催で命を大切に作る心を育む日を設け、市内全小中学校で公開授業を実施していただきました。学校・家庭・地域が連携して命を大切に作る心を育むこの事業は、市内全小中学校、毎年7月に位置づけ、継続的に実施することとしております。同様な悲しい事件が決してこの人吉の地で起こることがないように、私どもも子供たちのために努めてまいりたいと意を強くいたしました。

山鹿市の対策につきましては、先ほど申し上げました3点を初め、学ぶべき点もたくさんございます。本市におきましても、小中学校の先生方には山鹿市の先生方と同じ気持ちで一人一人の児童・生徒とかかわり、何とか不登校の状況にある児童や生徒が学校に戻れるように、登校を渋る児童・生徒が学校を離れていかないようにと、日々御努力いただいております。今後は、山鹿市の取り組みも十分に参考にさせていただくとともに、あわせて人吉市の先生方の思い、努力も大切にすることはもちろん、教育委員会といたしましても全面的に支援してまいりたいと存じます。

今後の不登校対策についても、これまで同様、学校を中心としてさまざまな関係機関の御協力、御支援をいただきながら、不登校対策を進めてまいり所存でございます。特に、不登校の面でもいじめの面でも、児童・生徒の話や思いをしっかり受けとめることが何よりも重要であると考えます。何らかの理由で、自分の気持ちをうまく表現できない児童や生徒がいるかもしれません。そうした児童・生徒、保護者が安心して相談できるように、学校の相談体制を再点検するとともに、子ども・子育て相談員や人吉っ子アドバイザー等、学校外の相談窓口の充実を図ってまいりたいと存じます。

いじめの問題や不登校の子供たちを前に、なぜもう少し早く気づいてやれなかったのだろうか、ほかの方法はなかったのだろうか、大人たちは悩み、繰り返し無力さを自問します。しかし、大西俊和氏の句「何かあったか子の口笛の淋しい日」ではありませんが、特殊な事例を除けば、やはり気づきとどれだけ子供たちに寄り添えるか、信頼の心をどれだけ通わせることができるのかという愛情と大人たちの覚悟が大きく影響するものと私自身は信じております。そして、長い人生の中で少し立ち往生があったとしても、最近のNHKの連続ドラマで取り上げられた名作「赤毛のアン」のテーマである「曲がり角の先には、きっとよいことが待っている」という一筋の未来への希望みたいなものを子供たちに伝えることも大切にしたいと考えております。

子供たちを取り巻く一連の問題への対応ということでは、一昨年制定をいたしました、先ほど田中議員のほうも挙げられましたけれども、人吉市子ども・子育て基本条例の精神が全てでございまして、市や関係機関、市民が総力をもって子供たちが生き生きと輝き、みんながそれを喜び合える人吉市の実現を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま教育長の答弁をいただきまして、私は以前よりいじめ問題が言われなくなってきておりましたので、当然この不登校児童・生徒も少なくなってきているのではないかなと思ってたわけですが、先ほど来の答弁いただきまして、少しは人吉市の不登校児童・生徒の多さに驚いたところでもございます。

人吉市でも命を大切に作る取り組みとしては、いろいろ対策をとっておられるようでございますし、また先生方もそれぞれ努力されているようでございます。説明いただきました山鹿方式についても、独自の教務改革等に取り組み、不登校児童・生徒に向き合うといった努力が不登校の減少につながっているようでございます。

そこで今後の人吉市の不登校児童・生徒対策を進めるに当たりまして、不登校をする児童・生徒、子供たちは、どこか先生たちと触れ合いたいと、信じてもらいたいと、先ほど述べられましたが、そういう気持ちを持っているものと思っております。今後、不登校児童・生徒の相談体制を再検討すると、そういった中で、ぜひ先生たちが児童・生徒の話や思いを受けとめる時間をつくるためにも、この教務改革も念頭に、ぜひ相談体制の再検討をお願いをしておきたいと思えます。

最後になりますが、3月をもって退任される職員の皆さん方には、長い間大変御苦労さまでございました。今後とも健康に留意されまして、それぞれの立場で市政の発展に寄与していただきますとともに、新しいステージで出発されるよう祈念をいたします。

また、今期で勇退される同僚議員の皆様、来期を目指されます田中市長、そして同僚議員の皆様には、この議場で人吉市の市政発展のために、それぞれの立場でちょうちょうはっしの議論をしたことが思い起こされます。これからもどうぞ体を御自愛いただき、市政発展と、それぞれの市政への思いを十分発揮していただきますように祈念を申し上げます。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。ありがとうございました。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の笹山でございます。温かくなりまして、今一番睡魔が襲ってくる時間帯ではなかろうかなと思っております。いましばらくおつき合いをいただきたいと思います。

3月末日付をもちまして退職されます職員の皆様方におかれましては、長い間公務員とし

ての市政発展のための御奉仕、そして大変御尽力されましたことに対しまして感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。また、私も職員時代からそれぞれの立場で御指導賜りましたことにつきましても、感謝とお礼を申し上げたいと思います。今後は、一市民として健康に留意されまして御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

今期最後の一般質問でありますけれども、私も今期で48回目の一般質問をすることになりました。毎議会、さまざまな課題を取り上げながら市民の声を届けてきたつもりでありますけれども、今後もそういった初心を忘れることなく取り組んでまいりたいと思っているところであります。

今回は、行政区の見直し、整理について、教育委員会制度改革について、ふるさと納税についてと、3項目を通告をいたしました。

初めに、行政区の見直し、整理についてであります。行政区の見直し、整理の問題につきましては、過去にも数名の先輩議員の方が質問されているようであります。行政区を見直しをするということはどういうことでしょうか。これまでに、どのような経過を経て、現在の行政区になっているのか、まずはお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉市は、昭和8年の人吉町と大村の合併、そして昭和17年2月11日の人吉町、藍田村、西瀬村、中原村の1町3村の合併により、市制がスタートしております。

現在の市における行政区域としての町の区域及びその名称でございますが、まず区域につきましては、市制施行以来、地元町内との協議や土地改良事業、区画整理事業等の各事業による町・字の区域の変更の場合を除き、昭和17年に合併した際の区域がそのまま継承されております。変更した例を挙げますと、地元町内や関係機関等との協議を経まして、平成元年11月に上漆田町字大野、下漆田町字大野、大畑町字大野の一部、大畑麓町字大野を含めた、新たに大野町字大野を設定いたしております。

町名につきましては、合併した後、昭和17年6月1日をもって町名の変更がなされているところでございます。例えば、人吉市甲のうち上新を上新町と称したり、人吉市大字間のうち、東間上を東間上町と称するというような変更でございます。

この変更は、当時の地域の名称を〇〇町といった現在の町名に変えるというものでございます。ただ、中には従来から〇〇町、何々町と呼ぶ例もございまして、これはそのまま継承されており、今申し上げました町名の変更の中には入っておりません。このような町は、九日町、五日町、田町、土手町、上原町、中城町など、市内に19町名ございます。したがって、町名は昭和17年の市制施行の際、町名が変更になった町もございしますが、その区域につきましては合併する以前から定められていたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 行政区分と町内会、自治会でありますけども、私は今の答弁を聞いて、若干私自身が混同していたようにちょっと思っているところでもあります。基本的には行政区分が町内会と一緒にのかなというふうな考えもちょっと持ったもんですから、何げなく行政区分イコール町内会というふうな考えの中で、いろんな物事をちょっと考えてきたのかなというふうに思っておりました。

ただ、先ほど答弁ありましたように、やっぱり行政区の町名と自治会の町内会名、これが異なっているという部分については数カ所あるなというようなことは気になっておましたので、そういったところからどうにか見直すことができないのかなと、また見直す必要があるんじゃないかなというようなこともありまして、今回ちょっとこういった通告をしたところでもあります。

ただ、今の答弁を聞く中で、やはり行政区と町内会と、自治会との区別がどこにあるかということをやっぴりきちっと理解をしないと難しい課題かなと、ちょっと感じましたので、その辺をちょっと整理をしておければと思っているところでもあります。行政区と町内会との区別についてどのような違いがあるのか、この点を改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

行政区の区域や名称は、旧町村時代の字をもとに区割りを行っており、第一義的には土地や住居の所在を特定するためにつくられたものでございまして、古くは1889年の市町村制の施行に当たって、当時の地域組織を行政区として残されることが認められ、そのときの呼び名に由来しているものでございます。

一方、町内会の区域や名称でございますが、行政区分上の町の区域や名称と一致することが理想かと存じます。しかし、議員の御質問にもありまして、必ずそうでなければならぬというものでもございませぬし、実際異なる場合もございまして。

町内会の区域というものは地理的な要件のほかに、歴史や文化、また風習など、その地域にしかない連帯感のようなもの、いわゆる地縁による結びつきで線引きがなされているものと存じます。町内会とは、住民相互の親睦を図り、地域における数々の問題を共同で対処し、よりよい環境、充実した生活が営まれるように、お互いに協力し合い運営している任意の住民による組織でございまして、地域と地域住民の共同の問題に対処するのが町内会の役割であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 行政区と町内会の区別、ある程度整理ができたようであります。今の答弁を聞いておまして、私は行政区の見直しという形で通告いたしました。基本的に考えていたのは町内会のことについてどうすればいいのかということの前段として、頭に置いて通告したのかなというふうに思ったところでもあります。この点については、私がそのよう

な理解不足で、このような通告をしたことを大変申しわけなく思っているところでありますが、ただそういった行政区としての基本的な考え、それから町内会としての、自治区としての考えの中でその違いがあるわけですが、そういった答弁聞きますと、どうしても行政区の区割りについてはなかなか変更することが難しいような、土地がついて回りますので、非常に難しいなというふうに今思っています。そういったことでいきますと、やっぱり町内の地縁的なものもどういった形で今後考えていくことが必要なのかなというふうに、ちょっと今思っておりますので、まずはそういった、今、行政区の区割りもありますし、町内会の区割りもきちっと分けてありますが、その中で課題とか、問題点が今どういった形で浮き彫りになっているのか、その辺のところについて、執行部としてどのようにお考えなのかお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、行政区分上の町と町内会の区域や名称は一致することが理想かと存じます。行政区と町内会の区域や名称が異なることにより、市の行政事務に影響はほとんどございません。ただ、住民の方などは、いろいろ戸惑いや不便が生じていると想像しております。新たに人吉市に転入される方につきましては、転入手続の際、市民課の窓口で町内会加入申込書をお渡しいたしております。これは、転入される先の町内会への加入をお願いするものでございます。このとき、行政区と町内会が異なっていると、誤った町内会を紹介することになりますので、行政区と町内会が異なる場合には、あらかじめ町内会からつき合い世帯届を出していただき、住民基本台帳システムの中で修正を加えることとしておりまして、このように行政区と町内会が必ずしも一致しない町内会は、市内に少なからず存在している状況でございます。

以上がこのことに関する課題と問題でございます。以上、お答えいたします（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 行政区と町内会が一致しない町内が少なからず存在しているということでもありますけども、確かに住民の方といいますか、例えば転入されてこられた住民の方にとっては、戸惑いとか、何でだろうかというような不便さを感じられるんじゃないかなというふうに私も実際思います。一番そういった戸惑いを感じている地区といいますのが、私がちょっと考えますと、中原地区の中原校区の中神町の段町内会ではなかろうかなというふうにちょっと思っているところであります。基本的にそういった一つの段町内会という町内会の中に、住居表示からしますと、中神町字段何番地、もしくは下原田町字荒毛何番地、もしくは下原田町字瓜生田何番地というふうな、三つの町名、地名が入っている中で、一つの段町内会というふうな自治区を組織している状況があるんじゃないかなと思っております。そうしますと、いわゆる住所は、例えば荒毛であっても、町内は中神町の段町内に入るというよう

なことで、やっぱりそういった区分けが、本当にどちらの町内に入ればいいのかわからない、そういった戸惑いは一番あるんじゃないかなというふうに思ってるわけなんですね。そういったところでやっぱり何とか、そういった町名とか何かが一緒にすることはできないのだろうかというふうな話も、やっぱりこのごろ聞いているところでもあります。そういったことで、ただ先ほどから言われてますように、町内自治区については、やっぱりいろんな地縁等の結びつきがかなり強い部分があるかと思っておりますので、それぞれやっぱり町内に住んでいらっしゃる方の考え等がそれぞれありますので、なかなかやっぱり難しい部分があるんじゃないかなと思っております。

ただ、私もそういったいろんな意見を聞く中では、やはり今、町内会の組織についても、過渡期的な部分も来ているのかなというふうに思っているところではありますが、執行部のほうにそういった市民とか、例えば町内会嘱託員連合会等が組織してありますけども、そういった組織の中から町内を再編したらどうかとかという意見とか、あるいはそういった要望とか、そういった部分が少なからず出てきているのではと思っておりますけども、その辺については今どのような状況なのでしょう。この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今の御質問で、ちょっと思い出したんですけども、30年前に結婚をしまして、下原田町の瓜生田に家を借りました。つき合いは中神町の段でございまして、今それを議員の質問をお聞きしながら思い出した次第でございます。

お答えいたします。町内会の再編や行政区の見直しに関する要望などは、市と町内会長嘱託員連合会が毎年実施をしております市長との座談会及び校區別市政懇談会の中で、平成21年度に中原校区から1件、平成22年度に西瀬校区から1件、平成26年度は東校区と中原校区から2件提出をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 座談会等の中でも意見や要望とかあっているようでありますけども、今の本当に人口減少とか、少子・高齢化社会、これが進むことによって地域のコミュニティーとか、地域の活動ができない状況に来ているんじゃないかなというふうに思っております。子供会活動にしろ、以前は本当に全ての町内に子供会の組織があってございました。そして子供会活動がそれぞれの全ての町内で行われておりましたけども、もう今では子供がいない町内があったり、もしくは子供の数そのものが少なくて、子供会組織をつくることもできない町内、そういったところの町内が少しずつふえてきているような状況があります。

またもう一つは、その自治会にしても、学校のほうを考えますと、自由校区がありますので、その自由校区の町内においては、例えば東小学校に通う子供がおれば、東間小学校に通う子供がおる。また、西小学校に通う子供がおれば、西瀬小学校に通う子供も、同じ一つの

町内にいるというようなことで、なかなかその一つの町内で通う学校が違いますので、子供の組織もつけれない、もしくはどちらに勧誘すればいいのかわからない、そういったところで勧誘がなかったりとか、そういった問題も出てきている状況があります。ですので、そういったことで、なかなかそういった地域の自治区の中で子供自身も、なかなかコミュニティーがとれない状況も来ている状況がますます激しくなっているんじゃないかなと思っています。

そのように、地域でコミュニティーがとれない状況とか、もしくは町内会として、本当に世帯数が少なくなってきた、例えば町内の役員会等をする、役員を受ける場合も、もうお互いに町内では輪番で、例えば会長さんを引き受けなければならないとか、いろんな問題が出てきて、そういったことでずっと考えてみますと、本当に今ある町内が消滅してしまう、なくなってしまう状況も近い将来考えられるんじゃないかなと。町内そのものがなくなってしまうんじゃないかなと、こう思うわけなんです。そういった中で、やはり今からは、地域のコミュニティーをどれだけやっぱり大事にしながら、かかわりを持っていろんな方策に取り組まなければいけないと思っていますが、そういったところができなくなってくれば、当然、町内をどうにかしなければいけないという問題が出てくると思っています。

そうしますと、町内会を再編をするとか、町内を合併するとか、そういった状況がおのずと必要になってくるんじゃないかなと思っていますけども、このようなことについて、今の段階で執行部としてはどのようにお考えなのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、これから人口の減少や少子化、高齢化が一層進みますことで、従来からの町内会としての活動や、その運営に支障が生じてくる町内もふえてくるのではないかなと考えております。

一方で、地域に対する愛着や古くからその地域に残る歴史、伝統などから行政区の変更はもとより、町内会の合併や再編に踏み出せないところもあるのではないかと考えているところでございます。そのため、町内会の再編につきましては、その住民の親睦や共通の利益、地域自治に基づく自治会としての町内会のあり方を、まずは住民の皆様が議論することが大事であると考えております。その結果、隣接します町内会と合併するのか、または連合体として協力し合って運営するのかが次のステップになっていくものではないかと存じます。

町内会につきましては、平成6年に上永野町町内会と下永野町町内会が合併し、永野町内会が誕生した例もございますし、来年度には同様に、二つの町内会が合併し、新しい町内会が誕生するとも聞いております。市といたしましても、親しみのある、また足腰の強い町内会とするために、町内会長嘱託員連合会の皆様と一緒にそのあり方を研究し、考えていきたいと思っておりますし、町内会の再編に関する助成制度なども、あるいは支援策など

も先例の事例等を参考にしながら研究していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに、住民の親睦とか共通の利益、また地域自治に基づく自治会としての町内のあり方、これについてはやっぱり住民同士が本当に議論する、これが一番重要なことだと思っております。

ただ、そのような中で、先ほども27年度新しい町内会が誕生するというふうなことで答弁もありましたけども、でもなかなかやっぱり住民同士で、その町内会同士の中で、町内会を再編しようとか、合併しようとか、それはやっぱり自分たちの中で意見とか、議論が出てくるのはなかなか難しい状況があるのかなと、きっかけもつukれない状況があるのかなと、ちょっと感じてるところなんですね。当然、行政としての立場はわかりますので、行政がなかなかそこに入ることができないということもわかりますが、そこにやはり行政からちょっとしたヒントの投げかけとか、きっかけづくりのちょっとした提案とか、そういった部分があれば、そういった町内会同士の中で、その議論が進むのかなともちょっと思うところがあります。

ですので、ぜひ今後、そういったことも踏まえていただいて、また本当に今後この人口減少の中で、どういった町内のあり方がふさわしいのか、これも検討していく必要があるかと思っておりますので、ぜひ先ほど言われましたように、いろんな課題を研究していただきながら、このことについては真剣に取り組んでいただきたいというように思っておりますので、そういったところでこの質問については終わっていきたいと思っております。

次に、教育委員会制度の改革についてであります。施政方針で述べてありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されると、そういったことに伴いまして、60年ぶりの大きな制度改正が行われるということになるようであります。改正の趣旨とか、具体的名内容については、項目だけ施政方針の中で述べておられるところでもありますけども、大きな制度改正ということでもありますので、今回、その制度改正について確認をしておいたほうがいいのかということ、通告をしたところでもあります。

そこで、今回の制度改正、制度改革の前に、現行の教育委員会制度における課題と問題点、これをどのように捉えておられるのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思っておりますし、またそういった現行の制度の課題の中で、人吉市の教育委員会としてはどのように考えていらっしゃるのか、この点についてまずお尋ねをしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） まず、私のほうからは現行制度の課題と問題点についてのみお答えさせていただきます。現在の人吉市教育委員会としての考えは、この後、教育長のほうからお答えさせていただきます。

今回の教育制度改革は、議員も御存じのとおり、平成23年に滋賀県の大津市で起こりましたいじめ自死事件をきっかけに、現行の教育委員会制度の見直しが行われたものでございます。これが一つのきっかけになっていた、呼び水になっていたということでございます。

御質問の現行制度の課題と問題点ということでございますが、どちらかといいますと、もう課題がそのまま問題点になっておりますので、もうあわせて御答弁させていただきます。文部科学省によりますと、次のような課題について議論がなされております。一つ目が、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。二つ目が、教育委員会の審議が形骸化している。三つ目が、いじめ等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていない。四つ目が、地域住民の民意が十分に反映されていない。そして最後五つ目が、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるといったことでございます。これが大きな5項目、課題と問題点ということでございます。

以上、お答えいたします。

○教育長（末次美代君） 引き続き御質問にお答えいたします。

先ほど、教育部長から現行制度の課題と問題について述べましたが、それを受けて、人吉市教育委員会としての考えはということで、特に教育委員会の審議という点からは、やはり今後見直していかなければならないという気持ちを私自身持っているのは事実でございますし、教育委員会の形骸化というよりも、恐らく現在のやり方が何十年も続いてきたゆえの会議の硬直化と申しますか、マンネリ化は否めないと思っております。やはりその時々々の教育課題について、委員同士あるいは執行部とのかんかんがくがくの議論があつてこそ、初めて子供を中心に据え、子供たちに寄り添った本市独自の新たな政策が生み出されていくのではと考えるのは、もちろん私だけではなく、委員長も含めたほかの4人の委員さん方も同じでございます。

今回の教育委員会制度改革を通して、私たち教育委員も住民からの負託の責任の重さをいま一度問い直し、御批判があれば真摯に受けとめ、職務を全うしていきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに、責任の所在がはっきりしないとか、形骸化しているとか、迅速な対応ができないとか、そういった課題は本当に、確かに私もいろいろな状況の中から理解はしているところであります。

ただ、そのような中で先ほど言われましたように、大津市の事件をきっかけに今回の現行の教育委員会制度の見直しを行うというふうなことになってきたわけではありますが、そこで今回の改正点のポイントについて、施政方針の中では3点ほど列記してあるように思っておりますが、その改正点について具体的に内容等についてはどうなのか、この点をちょっとお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の地方教育行政法改正のポイントは、まず教育長を教育委員会の主宰者、代表者とするにより、公立学校の管理を中心とする教育行政の責任者としての教育長の立場を一般社会にわかりやすい形で明確化したことが挙げられます。また、地方教育行政における首長の責任もより明確になっております。すなわち、教育長の任免は首長が議会の同意を得て直接行うこととし、任命責任が首長にあることをはっきりさせたこと。教育行政の大綱を首長が教育委員会と協議して定めることとしたこと。首長と教育委員会が協議・調整を行う場として、首長が主宰する総合教育会議を設置したことなどが今回の制度改正の主なものでございます。これにより、首長は住民の意向に応え、教育長の任免、大綱の策定、総合教育会議における協議などを通じて、より積極的に教育行政にかかわることが可能となっております。

一方、執行機関としての教育委員会の位置づけ、これは立ち位置でございますけども、それは維持されておまして、公立学校の管理、教職員の人事、教科書採択、その他教育委員会の所掌事務は引き続き教育委員会の合議に基づいて執行されることとなりますので、教育委員会の政治的中立性、継続性、安定性の確保、教育行政への多様な民意の反映、教育長及び事務局が執行する事務の評価・監視という教育委員会の役割の重要性には何ら変更はないとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） かなり制度が変わるわけなんですけども、その中で一つ気になったのは、教育委員長と教育長は一本化して新教育長をつくると。それに伴って教育行政の責任者としての立場を明確にするということですよ。これについては、確かに今までと違って、その責任の所在が明確になるというようなことで、それについては理解はできるわけなんですけども、ただそういった部分の裏を返してみた場合に、新しい新教育長の権限が強化されることにつながっていくんじゃないかなというふうに、ちょっと危惧するところなんです。今までとは違って、かなりの権限が新教育長に与えられるということを考えますと、権限の強化に若干つながっていくのかなというふうに感じます。

今までの教育委員会制度の中での合議制の中で取り組んできた部分が、かなり先ほども言いますように新教育長に権限が集中するということになりますので、このことについてはどのように考えていらっしゃるのか、これをお尋ねしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の改正により新教育長は、これまでの教育委員長と教育長を一本化した特別職に位置づけられます。これにより、従来の課題であった教育委員会における責任の所在が明確化され、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化されることとなります。また、常勤の教育長が教育委員会の代表者となりますことから、教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が

可能となるなど、教育委員会の活性化が図られることとなります。

しかし、新教育長に委任される事務はこれまでと変わらず、その他の教育委員会で決定される重要事項につきましては、これまで同様、教育委員会の合議によって決定することとなります。教育制度改正だけに特化してみますと、教育委員長と教育長を兼ねる新教育長の権限は今、議員もおっしゃったように強くなっているかのように思いがちでございますが、逆に首長が直接教育長の任命責任を負うこととなりますので、権限というよりも、その職責がこれまで以上に重くなるのではと私どもは考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） あともう1点ちょっとお尋ねしておきたいんですが、そういった今までの教育行政における合議制ですね、合議制におけるレイマンコントロールの考え方。これについてはどうなのかなと、ちょっと気になってます。やはりそういったレイマンコントロールの考え方にも影響があるのかなと思ってますが、その考え方が変わることはないんでしょうか、この点をちょっと聞いておきたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

レイマンコントロールという考え方、教育の専門家でない一般住民の意向を教育行政に反映していくことを言うようでございますが、現行の教育委員会制度では、一般人である非常勤の委員で構成される教育委員会の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行する、いわばレイマンコントロールのもとに運営されております。

今回の改正により、教育行政の責任者としての教育長、新教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外はこれまでと同じように、非常勤の委員で構成する教育委員会の多数決で意思決定を行う仕組み、それはもう従来どおりでございます。また、教育委員の職業等に偏りがないように配慮するとの規定を改正後も維持されますので、教育の専門家でない一般住民の意向を教育行政に反映していくレイマンコントロールの考え方は、改正法施行後も決して変わらないと考えております。また、市長が現在の教育委員は、全て行政、それから民間、それから教育現場から平等に、そういうことで指示を受けております、任命の前の議会へ上程することに関しましては、それからしましても、本市の教育委員会もそれをしっかり遵守していきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 先ほどの教育部長の改正点の答弁の中で、もう1点、地方教育行政における首長の責任、これもより明確になったというように答弁があったように思っています。そういったことで責任が明確になったということであれば、それだけ教育にも関与をして介

入ができる、より強く介入できるというふうに答弁もされましたが、そういったことを考えたときに、首長のそういった教育に対する介入を考えますと、その中で、今うたわれてます政治的中立性がそこで保たれるのかという心配も出てくるわけなんです。その辺のそういった政治的中立性が確保されるのかどうか、この点もやっぱりきちっと確認をしておく必要があろうかと思っております。この点の考えについてはいかがでしょうか。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

今回の改正により、首長が主宰し、首長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置されることとなっております。その目的は、相互の連携を図りつつ、より一層民意に反映した教育行政を推進することにあります。総合教育会議では、教育大綱に関する事、教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整することとなっております。また、この総合教育会議で合意したものについては、これは尊重しなければならないとされております。

議員からの御質問は、このような会議が設置されることにより、一般的に首長のかかわりが強くなるのではないかということでは思っておりますが、本市の場合、これまでも折を見て市長と教育委員会の懇談会を開催してまいりました。話し合われました内容は、本市の教育方針であったり、社会教育の課題、基礎学力の向上などでございます。言うならば、本市では既に総合教育会議に類する内容の懇談会が開催されていたということではございます。土台はでき上がっているということでは思っております。

今回の制度改正により、今後は総合教育会議という形で、より広く、より深く、教育行政の重要な事項について協議・調整していくこととなりますが、先ほど申し上げましたとおり、これまで同様、最終的な執行権限は教育委員会のほうに留保されることとなりますので、政治的な中立性は、これは十分に確保されると考えているところでございます。

60年ぶりの大きな制度改革を行った文部科学省の言葉をかりれば、いかなる制度もそれを十分に生かすことができるかどうかは、この運用に当たる当事者の双肩にかかっており、全国の地方公共団体の首長、議会、教育委員会の関係者には、今回の制度改革の趣旨を十分に理解し、未来を担う子供たちのため、地域住民の意思を的確に反映しつつ地方教育行政の充実・発展のため、一層尽力することを期待するということでございますので、本市教育委員会も制度改革の趣旨を十分に理解し、子供たちのため、本市教育行政の充実・発展に一層努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 最終的には執行権限は教育委員会に留保されるので、政治的中立性は

十分確保されると、留保されるんだというようなことのようにあります。

ただ、やっぱりそういった教育総合会議を首長が主宰をしていくということを考えますと、やはりそこにそれなりの首長の考えが入ってくるのかなと、首長の考え方が全面的に押し出されてくるのかなというようにところもちょっと気にはなるところであります。

ただ、そういった中で、やはり首長におかれては4年ごとの審判を仰ぐということを考えますと、その4年ごとの、その時々々の首長の考えがそこに反映されてくることも、ちょっと考えられるのかなということも、ちょっと思うわけなんです。ただ、そういったことは、絶対あってはならないと私は思っていますが、政治がやっぱり教育に果たす責任というのは、条件整備等によって教育を支えることなのかなというふうに思いますし、政治が教育内容に関与したりとか、ゆがめるようなことは絶対に起こってはいけないことだと思っております。

また、もう一つは、教育内容について介入とか支配はするべきではない、そういったところを思っておりますけども、そういった中で、市長としては今回の改正において、どのように考えていらっしゃるのか、この点も市長のお考えをお聞きしておきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

全国の首長の教育行政にかかわるかかわり方というのは、それぞれ首長によって、ある意味千差万別かなというふうな気もいたしておりますが、これまで私の政策の中で教育委員会に提言をさせていただいたことは、全て社会教育の分野におきまして、例えば放課後ただ塾の実現であったり、さまざまなコミセンにおける文化教室であったりとか、そういうことは提案させていただいたところでございます。教育行政における直接的な私自身の介入というものは、厳に控えさせてきたところでございます。

今回の教育委員会制度改革の直接的な背景というのは、先ほどから教育部長が御説明をしておりますように、いじめ問題等に対する対応や責任の所在の曖昧さに端を発していると。連日テレビ報道をされましたときに、私自身もその当時のことを思い起こしておるところでありますけれども、いかにもまどろっこしいというふうな対応の態度でございました。

戦後間もなくに制定された教育委員会自体のありさまが現状にそぐわなくなったことも大きな要因であると考えております。例えば、横浜市は小中学校合わせて511校でございます。511校を誇る横浜市の教育委員さんも5名、小中学校が1校ずつしかない小さな自治体の教育委員さんも5名と、こういう現実もあるわけでございます。制度に対する違和感が指摘をされていることも印象的でございます。

私は、今回の教育委員会制度改革は、新たなステージの始まりであると、首長のかかわりが強くなったということよりも、首長の最終責任というのが明確になったと、最後の責任は首長がとることが明確になったと、さらに高まったという認識を持っているところでございます。子供たちをめぐるさまざまな事件や問題が日常化し、教育自体のかじ取りも複

雑になってきている現在、政治が教育に介入するということではなく、政治も教育に向かい合わなければならないということではないかと思っております。もちろん一方では、教育の持つ中立性というのは今後も堅守し、個人のイデオロギーや思想信条によって左右されることは絶対に避けていかなければならないと考えているところでございます。

今回の教育委員会制度改革によって、市政全体と同じく民意が首長を通して、教育行政に反映しやすくなると思いますが、それは同時に大きな説明責任も伴うことになると思います。首長のかかわりが強くなる、意向が反映するということは、議会民主制による我が国では選挙民である市民の皆様の責任自体も大変重大になってきているということではなかろうかと思っております。社会全体で子供を育てていくというスローガンが、ある意味制度的にも確立していくと考えれば、総合教育会議の設置、運用を含め、今回の教育委員会改革をよい意味で教育行政のターニングポイントにしていかなければならないと意を強くしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 市長に答弁をいただきましたけれども、ぜひそういった今からの教育制度を考える場合には、やはりそれぞれの、社会教育と学校教育をきちっと振り分けながら、社会教育のあり方については、私は先ほど市長が答弁されましたように、市長のお考えとかなんかはやっぱりきちっと社会教育の中に反映されることは、これはそれぞれの自治体での取り組みになってきますので、非常に重要なことだと思っています。ただ、学校教育に対してはきちっとした中立性は守っていただきたい、そういったことを考えておりますけれども、最後答弁されましたように、やっぱり今回の制度改革を本当にいい意味でのターニングポイントとして取り組むことによって、この人吉市のそういった教育行政がさらに子供たちのためによくなるようになるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういったことで今後も取り組んでいただきたいと思っておりますので、そういったことでお願いをしておきたいと思っております。

以上で、この項目についての質問を終わりたいと思っております。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時38分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それでは、次にふるさと納税について質問していきたいと思っております。

まず初めに、現在まで寄附をされました寄附金の使途別内訳、メニュー等によってそれぞれ寄附がなされていたと思っておりますので、その使途別内訳と、あと活用実績があるのかどうか、

この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（中村明公君） それではお答えいたします。

まず、寄附金の納付実績についてでございますが、平成20年度の制度開始から平成27年2月末まで、89名の皆様から合計169件、1,424万6,677円の寄附をいただいております。用途別内訳は、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業として50万9,000円。将来の地域を担う子供たちを応援する事業として198万円。地域で支え合う健康福祉のまちづくりのための事業として164万円。歴史や文化資源を保存・活用するための事業として63万円。観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業として277万3,377円。その他目的達成のために市長が必要と認める事業として671万4,300円となっております。

次に、寄附金の活用実績についてでございますが、平成22年度に日野熊蔵ドラマ製作委託料の一部として100万円を支出しております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回このふるさと納税を通告しましたが、実は2月18日の人吉新聞に、議案の記者会見があった中で「ふるさと納税にポイント制」という大きな見出しで議案の説明等が掲載されておりました。その中で寄附しやすい環境整備としてポイントカード制度を導入し、品物だけでなく、人吉市に来てもらってサービスや体験にも利用できるものを検討するというふうに書いてありましたものですから、ポイントカード制をどういうふうに取り組んでいくのかなということでもちょっと興味を持ったところでありますので、27年度から取り組むということであれば、具体的にどういったポイントカード制を導入しようとしているのか、これちょっと確認をしたいなということで、通告をしたところでありますが、そこで、このポイントカード制度について具体的にはどのように取り組まれるのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

総務省自治税務局の平成25年度調査結果によりますと、都道府県47団体、市区町村1,742団体のうち、都道府県で23団体、49%。それから市区町村では909団体、52%が特産品等の送付を行っております。本市におきましては、これまで寄附をいただきました皆様に対しましては、その都度、お礼状及び感謝状を送付してまいりましたが、全国各地から電話による特典等についての問い合わせも多く、またひらめき箱での御意見もいただいておりますことから、特典付与制度についても検討を重ねてきたところでございます。

さて、本市で計画している特典制度でございますが、まずは寄附額に応じて地元で生産している米や天然アユ、焼酎、お茶などのほか、メロン、イチゴ、クリなどの季節限定品などを選定し、特産品等を送るものでございます。そして、その次の段階といたしまして、人吉市の魅力を発信することで本市を訪れ、食を味わい、さまざまな体験を楽しんでいただく企

画商品の開発を盛り込んだポイント制度の導入を検討してまいりたいと存じます。しかしながら、特典制度につきましては、近年インターネットやテレビ、書籍等で情報があふれ、競争が過熱ぎみとなっていることから、寄附金が本来無償の供与であることを踏まえ、高額な特産品を送ることなどを自粛するよう国から通知がっております。

そこで、本市といたしましても、ふるさと納税制度の趣旨を尊重しつつ、他市町村の動向も見据えながら、特典制度を活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは寄附額に応じた特産品を送ると、そういったところから始めて、それを検討しながら次の段階として、ポイントカード制度の導入を検討していくというように、ちょっと今受け取ったんですが、それについては具体的なポイントカード制の導入については、まだ白紙の状態であるということなんでしょうか。今後具体的にそういった状況等を踏まえながら、人吉に応じたポイントカード制度を検討していくというようにちょっと私は受け取ったんですけれども、そういったことで今後進めていくということで確認しておいてよろしいんでしょうか。これですね、一点ちょっと確認をしておきたいと思っています。

それともう1点は、今回予算としても356万円ほどの予算が計上されているわけなんです。これが一つはそういったポイントカード制度の取り組みに反映していくのかなともちょっと思っていたもんですから、今回の予算の事業費の計上ですね。これについてはどういったことに使用されるのか。事業費の内訳といいますか、これもちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○市民部長（中村明公君） それではお答えいたします。

ポイントカードというふうに今、表現いただいておりますけれども、いわゆるポイント制度でございます、カードというまでは念頭にないんですけれども、ポイントをどういうふうに使用するかというようなことでございますが、現段階ではいろんな関係先、これを委託する事業体、あるいは地元のいろんな企業、団体、そういったところにも調整がちょっと要りますので、今すぐにはちょっと出発と合わせて取り組むのはちょっと難しいのではないかとこのように思っておりますので、ちょっと時間をかけまして取り組んでいきたいというふうな意味合いで申し上げます。

ちなみに、後からちょっと御紹介いたしますけれども、長崎県平戸市が取り組んでおりますポイント制度ということで、非常にこれは好評を得たんですけれども、長崎県平戸市の場合、寄附額を有効期限なしのポイントに換算する仕組みになっておりまして、そのためのポイントに応じてカタログ特典、これは現物のカタログというよりも、インターネットの中のカタログもあるかもしれませんが、そういったカタログの中から特典を選べると、

そういうような仕組みになっております。よくVISAのワールドプレゼントなんかをやっていますが、ああいった仕組みだというふうにお考えいただければと思います。

それからもう一つやり方としてはあると思うんですけども、例えば、旅行業務とかを取り扱う団体とか企業、そういったところに宿泊とか、あるいは食事とか、体験ツアーとか、そういったものを組み合わせた企画商品、そういったものをつくっていただいて、それを寄附額に応じた何千ポイントとか、何百ポイントとか。それでその中からそのメニューを選んで使っていただくような方法も可能ではないかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、そのポイントを金額に換算するために何かいろんな仕組みが複雑になりますと、それにかかる費用も要ってまいりますので、なるべくシンプルな形で取り組んでいきたいというふうには思っております。今そういう段階でございます。

それから、事業費の内訳でございますが、専門のポータルサイトを利用しまして、本市の物産、観光などの情報提供のためのバナー広告料として97万2,000円。また、ふるさと納税に係る寄附申し込みの受付、管理システムの提供、物産やサービス特典の配送管理、クレーム対応等の業務委託料といたしまして248万6,000円。クレジット決済に対応するための公金支払い業務委託料といたしまして10万6,000円。事業費の合計が356万4,000円というふうになっております。また、歳入につきましては、古都人吉応援団寄附金として500万円を計上いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 失礼しました。私は人吉新聞の掲載の中ではポイントカード制度というふうなことで表記してあったものですから、ポイントカードかなということで話を進めておたわけではありますが、そういった特典制度に取り組むということで、やはりそれぞれの自治体でかなり成果を上げている自治体があるようであります。特に平戸市なんかはかなりの寄附を集めているようでありますけれども、今回、人吉市のほうでそういった特典制度、もしくは最終的にはそういったポイント制度を導入していくというふうなことを今回決めたということであれば、それなりの自治体の状況等を見ながら、かなりその効果があるんだと、効果が期待することができるんだというふうな判断に基づいて、今回取り組まれるのかなというふうに思っております。その効果については、どのように今、判断していらっしゃるのか、この点をお尋ねしておきたいと思っております。

○市民部長（中村明公君） お答えいたします。

ふるさと納税は、応援したい自治体に寄附いたしますと、居住地の税金が軽減される、そういう仕組みになっておまして、地方におきましては、税収の増が見込まれ、さらに特典制度によって物やサービスの需要が喚起され、これによって地域経済への波及効果が期待されるところでございます。

さきに述べました総務省の調査によりますと、特産品を送付することについて、特に問題はないとの回答が5割程度で最も多く、問題はあるが、地方の良識に任せるべきとの回答が都道府県で3割、市区町村で2割、問題があるので規制すべきとの回答はほとんどなかったようでございます。特典制度の効果といたしましては、経済への影響のほか、インターネットのバナー広告等を通じて自治体のPR効果が期待できる。寄附の促進が期待できる。感謝の気持ちを伝えることができる等が考えられます。

新聞報道等にもありますように、平成26年1月から12月までの寄附が全国で一番多かったのが、先ほど申し上げました長崎県平戸市でございます。12億7,884万円で、平成13年に2,175万円だった寄附額が、約60倍に急増しているようでございます。このようなことから、本市におきましても、魅力的な特典や宣伝の方法等により、大きな効果を上げることができるのではないかと考えております。

また、今国会で審議中の税制改正案の中で、ふるさと納税の寄附金控除に係る特例控除の上限が、個人住民税所得割の1割から2割へ拡充され、また申告手を簡素化するためのふるさと納税ワンストップ特例の創設が提案されておまして、今後ますますふるさと納税制度への関心が高まり、特典制度と相まってより多くの寄附金が集まるものと思われまので、制度のPRにこれまで以上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 魅力的な特典とか、あるいは宣伝の方法によって、かなりの成果を上げることができるんじゃないかなというのは、私もそういうふうには思っているところであります。ただ、余りこう加熱し過ぎないようにすることも必要かなと思っています。若干聞いた話によりますと、特典として土地を分けてやるというふうなところで、自治体があって、それについては総務省がやっぱり高額だということでストップをかけたというような事例もちょっとあるように聞いたところであります。そこについては、やはりふるさと納税制度の趣旨はやっぱり十分に理解をすることが必要だと思いますし、十分に理解をしながら制度をきちっとPRして取り組んでいく、これが非常に重要なことだと思っています。

先ほど話がありましたように、ポイント制度の導入については、今後いろいろと研究をされて、取り組みをされると思っていますが、やはりいろんな課題等をきちっと整理をしていただきながら、有効な取り組みになるようお願いをしたいなというふうに思っているところであります。ぜひそういった今回のポイント制、将来にわたって導入されるであろうポイント制については、ぜひ慎重な検討をされながら、有効な取り組みになりますようお願い申し上げます。以上で、一般質問を終わります。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問者の5番議員、平田清

吉でございます。じっくり聞きながら、早く終わりたいと思いますので、いましばらくの間、おつき合いを願いたいと思います。

昨日は、議会終了後所用を済まし、午後3時半ごろ帰宅しますと、母が知人から桜餅をもらったから一緒に食べようかと珍しく差し入れがありました。珍しいこともあるものだなと思ひ外に目をやると、まだ雨が降り続けておりました。だから雨かと、自分で納得の境地に入っていましたが、よくよく考えてみると、昨日は3月3日、ひな祭りの日。市内の商店街はひな祭り一色でした。また、多くの市民の方々の庭先をのぞくと、白色や赤色の梅の花、そして桃色の桃の花などがひな人形を飾り立ててくれているような自然な情景や歴史・文化が見てとれました。本当に人吉市の自然や情景はすばらしいとつくづく感じた昨日でした。やはりこの自然や情景は、未来に永遠に引き継いでいかなければならないと決心を新たにいたしました。

ところで、地方議員の任期は4年間。国会と違って地方議会では、任期途中で市民に民意を問うとして議会が解散されることは余りなく、これまで本市議会においても、議員の任期はほとんど決められた4年間で推移してきたものではないかと推察しております。しかし、時がたつのは早いもので、平成24年4月からの今期市議会議員としての任期も本議会を最後に来月改選されることとなります。そこで、最後の私の今回の一般質問の通告項目は1項目だけで、この選挙改選にかかわる多くの市民の方の疑問の声からの質問です。

それは4年ごとに行われている市政選挙や、県政選挙、及び国政選挙において、選挙法にもうたわれている市民に与えられた選挙権の行使が、現在、投票所での投票行為が行政区により区割りされた強制的なものであり、高齢化率約33%の人吉市において、また車社会の現在にあって投票所の駐車場が狭く、指定投票所での投票がしづらい状態にあるため、投票には行かないとの市民からの声が聞こえているためです。そこで、投票者の指定投票所の投票区割りの見直しはできないのか、これから一般質問をしていきたいと思ひます。

まずは第1回目。現在の人吉市の住民基本台帳人口総数と、選挙人名簿登録者数についてお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） 皆様、こんにちは。それでは、平田議員の御質問に選挙管理委員会事務局からお答えをいたします。

議員お尋ねの住民基本台帳に記載されている人口でございますが、選挙権は要件が日本国民であることというふうになっておりますので、外国人登録者を除いた数でお答えをいたします。それで申し上げますと、平成27年2月末日で3万4,177人でございます。それから、本市選挙人名簿の登録者数でございますけれども、平成27年3月2日現在で2万8,119人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 人吉市の人口は、戦前は3万5,000人で推移したそうですが、戦後開拓事業が活発になり、昭和30年の4万7,877人をピークに、その後は中学校や高校を卒業すると金の卵ともてはやされて、以来、都会への就職が盛んになり、年々人口の減少が続いております。現在も人口の減少に歯どめがかからない状態にあることは、皆さんも御承知かと思えます。

そこで2回目。過去5回の国政選挙及び人吉市議会議員選挙、並びに市長選挙の投票率についてお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、過去5回の国政選挙における本市の投票率でございますが、平成26年12月執行の衆議院議員総選挙が52.8%、平成25年7月執行の参議院議員通常選挙が53.6%、平成24年12月執行の衆議院議員総選挙が60.0%、平成22年7月執行の参議院議員通常選挙が65.7%、平成21年8月執行の衆議院議員総選挙が73.8%でございます。なお、いずれの選挙も選挙区選挙の投票率でございます。小数点第2位の値を四捨五入しております。

それから、人吉市長選挙及び人吉市議会議員一般選挙の投票率についてお答えいたします。平成23年4月執行の選挙が79.5%、平成19年4月執行の選挙が79.9%、平成15年4月執行の選挙が85.0%、平成11年4月執行の選挙が87.0%、平成7年4月執行の選挙が88.5%でございます。なお、投票者数では、人吉市長選挙と人吉市議会議員一般選挙とでは、数名の投票者につきまして差がある年もございますけれども、投票率で計算をいたしますと同じ率でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） お聞きしますと、国政選挙も市議会議員選挙や市長選挙もいずれも投票率は減少傾向にあるものの、国政選挙の投票率は今現在約50%、市議会議員選挙並びに市長選挙の投票率は約80%を維持しているということは、非常に驚いております。このことは、国政選挙や市政選挙の選挙自体を有権者自身が身近に感じているか、また遠くに感じているか。そして、立候補者が身近に存在するか、また遠くに存在するかによって、選挙に対する関心度が左右しているのか。はたまた人吉市の高齢化率が年々高くなってきているため、投票所が遠くに感じるためか。あるいは毎年続いている人口減少によるものなのか。私はいずれも投票率に大きく影響していると思っております。

そこで3回目。過去5回の人吉市議会議員及び市長選挙において、投票率が最も高かった年とその投票率、そしてそのときの投票所の設置数についてお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） お答えいたします。

過去5回の人吉市長選挙及び人吉市議会議員一般選挙におきまして、最も投票率が高かった年は、平成7年に執行されました選挙でございます。全体の投票率が88.5%でござい

た。また、そのときの投票所の数でございますけれども、市内25カ所でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 先ほどの質問で、投票所の設置数というふうに言ってしまいました。設置場所数、そのように回答していただきましたので、ありがとうございます。

続きまして4回目。投票所の設置基準並びに設置場所の選定方法は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、投票所の設置基準でございますけれども、投票所の設置場所につきましては、公職選挙法第39条の投票所は、市役所、町村役場または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けるという条文以外に明文の規定がございません。しかしながら、同法の行政実例では、1投票区につき2以上の投票所を設けてはならないとされております。したがって、投票所を新たに設置する場合は、投票区の区域を変更する（分ける）必要がございます。投票所の区域につきましては、1投票所当たりの有権者数、それから地勢、それから交通の便、その他の事情を考慮しまして、投票事務管理能力の許す範囲におきまして、選挙人の投票の便宜を図って決定すべきものというふうに考えております。

次に、投票所設置場所の選定方法でございますが、選挙人が誰でも投票に行きやすいような場所を、投票区内の選挙人の数に応じて選定する必要がございますので、公共施設または町内公民館などの公共的施設を優先して選定をしております。また、投票所がエレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋にならないように努めて設置をいたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 続きまして5回目。現在の投票所の設置場所数、及び過去5回の市議会議員選挙及び市長選挙の投票所の設置場所数の推移についてお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） お答えいたします。

現在の投票所の設置場所数でございますけれども、25カ所でございます。また、過去5回の市長選挙及び市議会議員一般選挙におきましても、25カ所の投票所を設けて選挙を執行しておりまして、投票所の箇所数の変更はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 続きまして6回目ですが、では投票所の設置場所数が25カ所になったのはいつからなのか、またなぜ25カ所になったのかお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） お答えいたします。

投票所が現在の25カ所となりましたのは、昭和54年2月4日に執行されました第9回熊本県知事選挙からでございます、それ以前は1カ所多い26カ所投票所が設置されておったようでございます。1カ所減少しております投票所ですけれども、段塔町にあったようでございますが、段塔事業所集会所という投票所が減少になっております。御承知のとおり、段塔町の住民の方が非常に減少したことによって、この投票所がなくなったというようなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 続きまして第7回目。現在、行政として市民の選挙権を有効に行使させるための手段、及び方策についてどのように対応されているのかお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） お答えいたします。

公職選挙法第6条におきまして、選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならぬと規定をされております。本市選挙管理委員会では、選挙時におきましては、広報ひとよし、懸垂幕、また広報車による巡回、または街頭での投票の呼びかけなどの啓発活動、それから投票所入場券を御自宅に郵送することにより、選挙の周知を行っております。

投票所におきましては、まだまだ改善すべき点はあるかと存じますが、選挙人が投票しやすい環境をつくるため、スロープ等の設置による段差の解消、土足で投票所に入場できるようシートの設置や歩行に困難がある方のために車椅子を配置する。あるいは夜間におきましては、照明を仮設するなど、投票所の環境を整えているところでございます。

また、選挙が行われていない平時における啓発といたしまして、人吉市明るい選挙推進協議会を運営いたしまして、二十歳を迎え初めて選挙人名簿へ登録される方々へ、選挙人名簿に登録され、次の選挙から投票ができるといった旨を記載したバースデーカードというものを郵送しております。また、成人式におきましては、新成人の方々へ選挙に関する冊子等の配布等も行っておるところでございます。さらに、小中学校の児童・生徒に対しましては、選挙に関心を持ってもらうため、明るい選挙に関するポスターや習字等の作品コンクールの実施を行っております。

議員御指摘の投票率の向上のためには、最終的には市民の方々の政治や選挙に対する意識の向上を待つほかはないというふうに存じますけれども、そのためにも選挙管理委員会のみならず、他の行政機関や民間団体等を含めたあらゆる機関の協力を得て、選挙の啓発に努めていくことが大事であろうというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 市民の選挙権を有効に行使していただくために、いろんな対策がとられていることをうかがい知ることができました。

続きまして、8回目になります。今期4年間の議員活動最後の質問になります。選挙法により、現在二十歳以上で本市在住3カ月以上の市民の全ての皆様に選挙権が与えられているにもかかわらず、国政選挙においては有権者の約50%が、市議会議員選挙及び市長選挙においては、有権者の約80%の人が投票所に足を運び、選挙権を行使されておられます。第3回目の質問のときにも述べましたとおり、投票率には、本市の高齢化率、これが年々高くなっていることが大きく影響し、投票所までの交通手段がなく、わざわざタクシーを使っていくことは考えられず、しかも歩いていける場所に別の投票所があるにもかかわらず、投票所の投票場所を行政区割りにより指定されているがために、選挙投票をいつも断念している市民の方がおられるのは事実であります。

よって、この行政区割りによる投票所の指定がこれまでの投票率の減少を招いている少し大きな要因にもなっていると、私は考えております。本来であれば、交通手段のない高齢者の身になって、投票所を増設すれば投票率の向上が図られるのではないかと思われますが、市議会議員選挙及び市長選挙におきましては、その選挙費用は全て市の負担となるため、無理なように思います。しかし、これからはますます高齢化する有権者の身になって、歩くことができ投票できる有権者の投票所を、ただ単に行政区割りにより指定し、投票させる現在の考え方を、自治会割りに、また町内会割りに見直すことができないか。先ほど笹山議員も行政区割りについて、ちょっと私の出身地であります中神町段地区のことについて質問されておりましたけれども、現在は車社会であり、駐車場が狭く、投票しがたい投票所での投票はしたくないものと思うのが一般的であり、投票率向上を図るための投票区の見直し、及び活用性の高い投票所での有権者の指定変更はできないものかお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） お答えいたします。

投票区の見直しについてでございます。投票区の境界は、議員御指摘のとおり原則行政区の境界に沿って定めております。そのため、現状では地域によっては、投票区の区域や投票所の位置との関係で、決められた投票所より隣接する投票所のほうが近かったり、行きやすかったりする場合がございます。このことが、投票に行きづらい状況をつくり、結果的に投票率に影響を及ぼす原因の一つとなっているかもしれません。しかしながら、議員おっしゃるように、安易に投票所を増設することは、選挙執行経費の増加を招き、投票立会人や事務従事者等の確保が困難になる場合がございます。さらに、行政区の境界と異なった境界を設けますと、投票区の人選を正確に把握することが技術的に困難となりまして、選挙人名簿の管理事務が煩雑になると同時に、その正確性にも重大な影響を及ぼす可能性がございます。選挙管理委員会では、投票における選挙人の利便を図るため、選挙人の居住の状況、投票区域の地形及び交通の利便等地域の特性を十分考慮した上、投票区を決定するとともに、選挙

人が投票しやすい環境を整備することは、非常に重要なことであるというふうに認識をしております。

今後におきましては、投票管理事務能力の向上に努め、他市の状況や国の投票に関する制度の改革を見守りながら、選挙人が投票に行きやすい環境を整備するため、あらゆる方向から改善に努めてまいる必要があるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 多分有権者数の減少のために、投票所が25カ所に設置されているというふうに考えておりますけれども、25カ所設置当初の投票状況と現在の投票状況では、大きく状況も変わってきておりますが、旧態依然として昭和40年ごろから投票所数が25カ所と変わっていないということに非常に驚きました。しかし、平成15年12月議会において、同様な投票区の見直しについての一般質問がなされており、そのときの回答では、町内会の賛意を得ることができましたら、早い時期に見直しをしたいとの回答があり、そのときには、南願成寺地区の市民の方が、北願成寺の公民館投票所から東校の投票所への変更が実施されたということで、多分私が今質問してきました見直しもできるのではないかとというふうに期待しております。

ところで、投票所での投票者の氏名と住所の確認については、パソコンにより管理されており、ソフト管理も職員の方により管理されているものと確信しておりますが、できないとするならば、ソフト管理会社に委託されてソフトを変更されてはいかがでしょうか。

期日前投票や不在者投票、そして指定病院患者の期日前投票など、投票管理が行き届いている面も昨今見られるところから、開票を急ぐ余り、有権者の投票率の向上を図らずしては、有権者の民意は図れないというふうに思います。せっかく市民に与えられました投票権を有効に発揮してもらい、議会に対する関心度や行政に対する関心度を高めていただき、市民みずからの手で我らの町・人吉市のまちづくりに参加してもらいたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時24分 散会

平成27年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成27年3月5日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成27年3月5日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 村 上 恵 一 君
 2. 宮 崎 保 君
 3. 大 塚 則 男 君
 4. 豊 永 貞 夫 君
 5. 西 信八郎 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 8番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 | 信八郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 | 美千子 君 |
| 17番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 | 芳 宏 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞 二 郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君

書 記 白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。13番議員の村上恵一でございます。3月末日をもって退職されます職員の皆様方におかれましては、市政発展と市民幸福向上のために、これまで御尽力されましたことに対しまして、感謝とお礼を申し上げたいと思います。本当にお疲れさまでございました。今後は、一市民として健康に留意され、御活躍いただきますようお願い申し上げます。

ところで、今回、神奈川県川崎市で起こった中1少年殺害事件の報道内容を見て、その不運な運命に涙がとまりませんでした。被害者の上村遼太君は、一昨年の7月まで島根県の隠岐の島に在住していたということです。同じ時期の一昨年7月9日に、私たち市政クラブの6人も、隠岐の島の海士町に視察に行き、先進的な移住促進の取り組みを勉強させていただきました。あの自然豊かな青い海と抜けるような青い空を思い出し、もし上村君がそのままあの島に定住していたならば、とうとい命を失うこともなかっただろうと思うと、残念でなりません。ただただ御冥福をお祈りします。そして、二度とこのような残忍な事件が起こらないことを切に願うばかりです。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は、文学的資源の発掘とアピール、そして会議録検索システムの2項目を通告しております。

そこで、最初に文学的資源の発掘とアピールについての質問でございますが、過去に何度も観光振興につきましては、質問の際に必ずお聞きする内容かと思いますが、過去10年間、郡市への観光客の動向はどこまで調査されているのか。そして、その調査方法、調査内容について、そして調査結果も含めましてお聞きいたします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

観光客の動向調査につきましては、熊本県において毎年観光統計調査が行われております。この調査は、県内地域別の宿泊客、日帰り客などを調査しているもので、過去10年間の観光客数も記載され、毎年熊本県のホームページに掲載されているものでございます。この統計

表作成のため、本市におきましても主要な観光施設に四半期ごとに調査を依頼し、回答をいただいで集計、報告を実施いたしております。この熊本県観光統計調査で、人吉球磨地域の平成16年から平成25年まで10年間の観光客の推移を見ますと、宿泊客数は年ごとに若干の増減はあるものの25万人前後で、ほぼ横ばいで推移しており、日帰り客数は平成16年が250万人で、平成25年は301万人と増加している状況でございます。そのほか、熊本県では人吉球磨地域の観光動態を正確に把握するため、平成21年に人吉球磨地域緊急観光動態調査を実施されております。この調査は、平成23年の九州新幹線全線開業に向け、S L人吉乗客者及び人吉球磨の主要観光スポットを訪れた観光客等を対象に、観光客の年齢や居住地を初め、主な交通手段、人吉球磨地域を訪れた理由、観光スポットの認知度・満足度、食事や宿泊施設に対する評価、旅行の情報源など、多方面からのデータ収集を行い分析されておまして、魅力ある観光づくりをさらに進める基礎資料として活用されております。

一例を挙げますと、S L人吉の乗客のうち、人吉球磨地域で観光される方は約半数で、宿泊する方は15%であること。S L人吉の乗客の旅行形態は家族旅行が最も多いこと。観光スポットを訪れている主な交通手段は自家用車が51.7%と最も多くなっていること。旅行の情報源としては、口コミ、知人の紹介が24.4%、旅行ガイドブックが24%と、合わせて50%近い結果になっていることなどございます。また、人吉球磨広域観光の組織であります旬夏秋冬キャンペーン実行委員会では、平成25年に人吉球磨地域マーケティング調査を実施し、観光関係者へ報告会を開催した後、本市ホームページに調査結果を掲載しているところでございます。そのほか、来訪者アンケートにつきましては、各観光施設などを初め、人吉温泉観光協会のイベントやお城まつりなどの際に、イベント参加者の皆様へ実施されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 宿泊客数、そして日帰り客数ということで調査されているようですが、21年の動態調査は非常に参考になりますね、そこを聞いたかったんですね。最初回答されたときに、ちょっとその辺が足りなかったかなと私は思ったもんですから、再度お聞きし直したような経過でございます。マイカーで来られる方が51%ということですから、圧倒的に多いということになりまして、この方々が何を求めているのかとか、あるいは情報は足りているのかとか、その辺が一番気になる場所なんですけどね。今後はそのような調査もできれば、非常に分析して、今後、戦略的に使えるんじゃないかなというふうに思っております。

今、特にマイカーのお客さん、あるいはJ Rで来られるお客さんもそうなんです、ネット社会になりまして、観光目的地の下調べを必ずやっぱりするんですよ。特にインターネットでする場合が多いと思います、今の場合は。その際に参考にするのが、目的地の観光資源のランキングなんですよ。そのランキングについてどのような位置づけを考えておられ

るのか。なかなか地元の団体で地元の資源をランキングするのは難しいかもしれませんが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

人吉球磨地方には、さまざまな貴重な地域資源があると考えておりますが、議員御質問の観光資源ランキングづけにつきましては、特にそのような形式での調査は実施いたしておりませんし、私どもが知る範囲では、民間データも存じ上げておりません。例えば、国宝であります青井阿蘇神社の来訪者数など、主要な観光施設の中でも圧倒的に多いと考えられますが、単に観光客数だけでランキングを決定できるのか、何をもってランキングとするのか、非常に難しいところであると考え次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 13番。村上恵一議員。

○**13番（村上恵一君）** 確かに先ほども申しましたように、地元の団体が地元のさまざまな観光情報をランキングすることは、なかなかしづらいかないというふうに思っております。しかし、観光情報会社などは既にランキングをされておまして、御存じだと思いますが、ウェブ上で、「人吉、観光、ランキング」で検索すると、ずらっとウェブサイトが出てまいります。まずヤフーで検索した場合は、ヤフー検索自体でトップで一番上にランキングを位置づけております。写真入りですね、画像入りで。そして、次にジャランネット、そしてその次に旅行のクチコミサイトフォートラベルというぐあいに、さまざまなランキングの紹介があるわけでございます。どのサイトでも、ほとんどが青井阿蘇神社は必ずトップクラスでございます。このような情報を旅行者は必ず事前に調べして、マイカーの方は動くんですよ。私も動く場合にはそういうようなことで、住所とか、あるいは電話番号を前もってメモしておきますし、それをナビに入れてずっと動いているというようなことです。時には、例えば観光地に電話番号がない場合がありますから、その場合は住所がわかれば住所を入れて検索して行きます。ですから、観光パンフレットなんかの表示の場合は、必ず、鹿目の滝だったら住所、住所はなかなか難しいかもしれないですけど、この辺だということで番地あたりとか、どここの源兵衛さんだったら何番地と大体わかると思いますので、その辺の情報を入れておくと動きやすいと私は思いますし、以前からこのことはずっと申し述べてるし要望しております。

そのようなことで、マイカーやJRで来られる観光客の皆様に対しての観光情報という提供の視点で、また続いてお聞きするわけなんですけど、私もうちの奥さんと例えばどっかに行ってみようかというときになったときには、事前にウェブサイト調べますし、そしてお薦めのルートはないか見るんですよ。そのようなことをやはり提供するべきであるということの観点から、ルートメニュー化の現況はどのような状況になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

観光のルートメニュー化につきましては、来訪者にさまざまな観光施設等を紹介する上で、希望に沿ったモデルルートを提供することは、滞在・周遊型観光において非常に有効であると存じます。本市におきましては、観光パンフレットに幾つかのモデルルートを掲載しておりまして、また人吉温泉観光協会ではホームページにお薦めのモデルルートや、人力車を利用したモデルルートを掲載されているところでございます。観光ボランティアの人吉観光案内人協会では、わかりやすいモデルコースのパンフレットを作成され、観光客の皆様を御案内いただいているところでございます。また、市内のタクシー会社におきましても、各社で季節感を大切にされたさまざまなモデルコースが設定されております。それぞれの利用状況につきましては把握できませんが、観光案内所では、お客様からタクシー等によるモデルコースの紹介依頼が、週に1回程度あるとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今、お答えいただきましたけれど、パンフレットあるいは観光協会のホームページ、案内人協会、タクシーなどなどということなんですが、昨年も一昨年も青年会議所の方々が何か取り組みされてましたよね。あれもなかなかおもしろい取り組みだなと。ああいうことを進められないかなということも思って、今お聞きしたわけなんですけれども。実は、コースメニュー化につきまして過去にも聞いております。日常的にという段階を考えますと、まだまだ進んでないかなというふうに思うわけでございます。鹿児島市ではわかりやすくメニュー化されておりまして、2時間程度、前後ですね、1時間半とか2時間半とかというようなコンパクトなコースの企画が非常に受けております。

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会、それと鹿児島市経済観光交流部観光プロモーション課、長いですね、観光振興課と一緒にすけども、の共同企画ということでやっております。「ずっと！鹿児島。」という企画なんですけど、全部で46のコースがありまして、私も3年ほど前に経験いたしました。そのときは、いさぶろう・しんぺい号で吉松まで行って、そしてはやとの風に乗りかえて、鹿児島の駅におりてタクシーで移動してというような形で、そのときは西郷隆盛ゆかりの地を歩く～城山周辺コース～で参加しました。このときには私たち4人グループと、別にあと2人の若いアベックがいて、6人で観光案内人の方が、これは1,500円で参加したんですけどね、ずっと詳しく、おもしろおかしく説明して案内してくれるわけなんです。非常にいい旅を経験できたとそのときは思ったわけなんですけども。つまり、このようなコース企画が必要ではないかというふうに思うわけですね。それもプログラム化されて一元化する。窓口が一元化されている。ですから、「人吉、観光、コース」というような検索をすれば、そこはすっとトップに入っていくというような、そういうシステムづくりが必要じゃないかなというふうに思うわけでございます。ぜひ、検討し

ていただきたいというふうに思います。

そこで、これからが今回の質問の目的とする本題に入っていくわけなんですけど、過去に人吉球磨には著名な文人たちが訪れています。この著名な文人たちと当地域とのかかわりをどのように調査されているのか、その内容をお聞きしたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

九州の小京都と呼ばれ、山紫水明な当地域は数多くの著名な文人が訪れ、さまざまな作品を残した地域でございます。そのすばらしい作品や足跡は、官民を問わずさまざまな皆様の御協力により歌碑や句碑などが設置され、継承されているところでございます。

人吉商工会議所では、平成21年から平成23年の3年間、人吉球磨の大切なものを改めて再認識するため、人吉球磨検定が実施されました。その際に手引書として人吉球磨検定公式テキストブックが発行されておりますが、温泉と旅の文人墨客、人吉球磨出身の主な人物紹介、人吉球磨を描いた主な作品、文学碑めぐりといったタイトルで、広く紹介されているところでございます。特に歌人、与謝野晶子につきましては、人吉球磨を訪れた際に17首の歌を残しており、この地域にちなんだ歌が刻まれている歌碑が多数設置されていて、検証の場としてはもちろん、重要な観光素材としてパンフレットなどで御紹介しているところでございます。平成25年にはじゅぐりっと博覧会で、人吉文学碑めぐりとして紹介パンフレットが作成され、人吉市にゆかりのある文人の文学碑めぐりモデルコースも掲載されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 13番。村上恵一議員。

○**13番（村上恵一君）** 今お答えをいただいたような状況で、与謝野晶子氏、鉄幹におかれましては、昭和7年でしたか、8月にこちらのほうに来訪されております。その目的が、東林寺から出た王政復古の石、勤王石ですかね、それを見たいがためにこちらのほうに来られたということでした。その動きを受けてさまざまところに句碑、歌碑ができてますね。東林寺が1番目で、2番目が私たち九日町の恵比寿神社にできたような状況で、今、10数個あるんじゃないでしょうか、これ坂本福治先生から資料をいただいて見たんですけど、これ以外にもまだ多分あるんじゃないかなというふうに思っております。そして、また山頭火の会が、山頭火、これは市のほうで予算づけしましたけれども、既に駅前、そして九日町周辺に案内板、そして記念碑ができております。宮川屋がどこにあったかというのが、非常に位置づけができたからこそできた、進んだのかなというふうに思っております。ちょうど私の九日町の事務所がすぐ近くの場合にあったということで、私も驚いたわけなんですけど、ほかにも地元と言えは上村占魚であるとか、あるいは斎藤茂吉であるとか、新渡戸稲造であるとか、さまざまな方が来られているそうです。河東碧梧桐という方もこちらに来られているということで。

それとまた別の情報なんですけど、金子みすゞもこちらに来てます。これは結婚して来ます。金子みすゞの御主人は人吉出身なんです。宮本啓喜さんという方で、ところがこの宮本さんに、人吉のあらゆる私の知ってる宮本さんにずっと聞き回ったんですけど、なかなか見つかりません。大正時代の後期ですかね、市内で町なかで氷屋さんをやっておったと。酒屋も一時期やっておったと。しかしその息子さんは、長男は飛び出して北九州のほうに行くんですよね。そして、その地で金子みすゞと出会うんです。長門の金子みすゞ記念館に行ったら、いろいろそういう年代別でいろんな情報があるわけなんですけども、正直言って御主人は悪者なんです。最終的には金子みすゞに性病を移して、金子みすゞはそれによって26歳で死ぬわけなんですよね。悪者なんですけども、しかしこちらに来てるんです。1度結婚して。そして半年ほど住んでるようなんです。その半年の間に、多分つくった詩があるんじゃないかなということで、私も3冊ほど持ってるんですけど、過去に買って。金子みすゞファンでございまして。それを、なかなか調べるけど、なかなかわからないと。ぜひ教育部も一緒になって動き出していただきたいなというふうに思っています。これは大きな足跡だと思います。

その辺も含めまして、与謝野晶子、そして山頭火、さまざまな今言った金子みすゞも含めまして、その足跡を、そしてつくった句、詩などを提供する一つの場がないんですよね。ですから、拠点が必要だと私は思っております。そのような拠点が1カ所、あるいは2カ所なのか、あってほしいということなんです。歩いて楽しめる観光、先ほどルートメニュー化を言いましたけれども、その中でひっくるめて打ち出せば、かなり大きな観光資源になるのではないかなというふうに思っているわけでございます。

そのような観点から、まちづくりとの連携を行いながら、横断的なプロジェクトチームを立ち上げて、一大観光資源に育て上げてはいかがでしょうかということで、市長にお聞きいたします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。

文学的資源の発掘とアピールといった視点で申し上げますと、人吉市には明治から昭和にかけて、御指摘のとおり新渡戸稲造、斎藤茂吉、田山花袋、若山牧水、与謝野鉄幹、晶子夫妻、種田山頭火など、全国から数多くの歌人や文人、著名人が人吉球磨地方を訪れていただき、その旅情や足跡を短歌や紀行文などとして残されております。また、郷土においても、作詞作曲家の犬童球溪、作家の小山勝清、俳人の上村占魚を初めとする偉人は、私たちの郷土への誇りと愛情において、市民の心の中に脈々と生き続け、受け継がれているものと存じております。その足跡は歌碑や記念碑などとして残され、市街地にも近年、数多く点在しているところでもございまして、現在も種田山頭火、与謝野晶子、鉄幹御夫妻を初め、愛好家有志の皆様による記念碑等の新たな設置や管理も行われているように存じ上げているところでもございます。

今後、それをつなげていくまちづくりという観光も含めまして、まちづくりということでございますが、平成22年に市民の皆様方とまちづくり交換会の中で、中心市街地を人吉城下町の風情をコンセプトとして位置づけておりまして、市民の皆様とまち歩きを行い、地域資源の確認、掘り起こし、活用といった視点から散策いたしました。その当時の散策、また地域の方々と一緒に歩きますと、全く知らない石碑と申しますか、石仏、石造物、そういうものも市内中心に数多く散在しておりました。そこで、その後、じゅぐりっと博覧会等におきまして、お庭御覧や文学碑めぐりなどを、さまざまな地域資源に光を当てたまち歩き、観光散策のルートづくりが実施されている状況にあると存じております。

まちづくりにつきましては、これまで人吉球磨は、ひなまつりやふれあい百円商店街等への連携、支援、毎月開催されている東西九日町合同会議への参加、さらには人吉温泉観光協会との連携により、中心市街地の活性化を図る事業を推進してまいりました。御指摘のとおり、まちづくりと記念碑めぐり、またはさまざまなお庭御覧も含めました、そしてお寺めぐりも含めて、また蔵めぐりも含めて、さまざまにもう少し有機的につなげていく必要があるのかなど、今御質問をお伺いして感じたところでもございました。したがって、プロジェクトチームに関しましては、新たな組織をまた立ち上げまして、どうしたらそれが有機的につながっていくのか考えてみたいというふうに思っているところでございます。これまでもにぎわい創出に向けた回遊性のある魅力あるまちづくりは、全てに共通した課題と受けとめて取り組んできたところではございますが、議員御提案の文学的資源につきましても、さまざまな観光資源というものも、もう一度鳥瞰図的に見直しをしまして、官民一体となって、この事業をさらに推し進めていきたいというふうに思っておりますので、さらなる連携と協力体制のもと、その発掘と情報発信を行っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 非常に前向きなお考えをお聞きしまして、安心しました。安心したばかりじゃいけないんですけど、アクションを起こさなければいけないというふうに思った次第でございます。

商店街としても何らか、例えば駅前におり立って、そして青井神社に行かれて、例えば鍛冶屋町に抜けるまでの道すがら何らか楽しめるような、そのようなルートづくりも必要であると私たちも感じておりますので、ぜひ実現できるよう、私たちもサポートいたしたいと思っております。

先ほど22年には城下町の風情、それをもとにまちを散策ということで市長言われましたけど、私もそれに参加いたしました。そのときにやはり気づいたのは、路傍に例えば水神さんがあったりとか、あるいは観音院さんに弁財天もあったのかとか、いだてんの神もあったのかとか、そのような今まで知らなかったことが歩くことによって見えてくるわけなんですよ

ね。それを点と点をずっと線で結びつけて、そして面にしていくと。そのような動き、そしてそれをメニュー化して、あんまりたくさん要らないです。鹿児島みたいに40とか30幾つとか、そのくらいのルートメニューを2時間前後歩いて楽しめる観光ということで位置づけして、検索したらここに必ず行き着くというような形でやっておけば、恐らく人はもっともっとやってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上でこの質問は終わります。

続きまして、行政の電子化、会議録検索システムについてでございます。この件につきましては、13年前、何と13年前ですね、平成14年に例規集の電子化とあわせまして、私も一般質問しております。その後、例規集の電子化は実現しておりますが、会議録に関しましてはまだまだの状態でございます。

そこで最初の質問でございます。本市の会議録製本等の現況、冊数とか諸経費ですが、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

本市における1年間の市議会会議録を製本する冊数及び製本費用についてのお尋ねでございますが、議会事務局に確認いたしましたところ、平成25年度までは各定例会ごとに100冊、合計で400冊製本しておられます。金額につきましては、ページ数により毎年多少の増減がございますので、平成25年度の数字で申し上げますと、1年間で126万6,300円とのことでございます。また、平成26年度からは配付先の見直しを行われまして、各定例会ごとに50冊、1年間で200冊とされております。金額は74万9,088円とのことでございます。削減額のほうも申し上げますと、平成25年度と26年度を比較いたしますと、51万7,212円の減となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 25年までは定例会ごとに100冊掛ける4回ということで、126万円ですか、ざっと。26年以降は半分に減らしてということで74万円ということなんですが、非常に記録簿だけの位置づけしかないんですよね。もらっても棚に入れて置いておくだけで、なかなかそれを、例えば、いつごろこの質問が誰かがやってたよなということで探そうと思っても、なかなか探せない。記録簿でしかないような状況なもんですから、何とかならないかなと。それも13年前からもう言っているわけなんですが、過去にも例規集はもう電子化できてますから、例規集の電子化のコスト削減効果、あるいは利便性の向上はどのような効果があらわれているのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

例規集につきましては、電子化する前は1セット2巻を職員一人一人に配付しておりますし

た。当時は合計で500セットございまして、追録に要する費用も年間約700万円前後で推移しておりました。平成18年度からは情報系端末がほぼ全職員に行き渡り、例規検索システムが容易に閲覧可能となったことから、個人に配付しておりました例規集を各課ごとに配付としまして、現在は83セットになっております。なお、現在、年間の費用は追録費用及び例規検索システムの更新費用として約440万円ございまして、電子化する前と比較しますと、約260万円の削減となっております。

電子化しましたことにより利便性が向上した点といたしましては、議員の御質問にもありましたように、検索機能による法令検索の迅速化、条例等の改正時に使用いたします新旧対照表の作成が容易になったことなど、事務処理精度及びスピードの向上が上げられると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） やはり例規集は既に電子化されており、相応の削減効果、そして利便性も非常に向上したと。私もネット上から常にさまざまな条例等を検索することが非常に多いです。便利になったというふうに考えております。

実は、昨年12月に埼玉県三芳町というところに、この会議録に関する視察を行いました。この三芳町は東京から一番近いまち、まちとしては日本で一番東京都に近いですね。不交付団体ということで、すごいまちだなというふうに、いろんなまちづくりに関しても工場誘致、あるいは企業誘致ということで、かなり頑張っておられるまちでございます。そこで、会議録検索システムの説明を伺ったんですけども、本当に短い、20分ぐらいで説明を終わったんですけども、非常にシンプルです。いつでもこれはできるかなというふうに私も、この議会はというふうに思ったわけなんですけども。これはNTT関連の株式会社ぎじろくセンターという会社がありまして、ディスクネットプレミアムというのを使用しているということでございました。ですから、議事録としてもテキスト化されている、電子化されているのであれば、それをサーバーに上げる業務だけで、もうそれは行えるということでございました。データ加工料としましては、これはもう電子化されてますから要らないかなと思うんですけど、1ページ206円、これはもう人吉の場合は既に他の業者でやっているから要らないと思います。検索システムの委託料が、保守料も含めまして1カ月6万4,800円ですから、そんな金額じゃないですね、大した金額じゃないです。恐らく冊数を減らせるんじゃないかなと思います。私たち議員も議事録をもらってついても、なかなか棚に置いてくだけで、記念としてはなりますけども、なかなか見ることはないもんですから、もう冊数は恐らくそれぞれの部で1冊ぐらいで、全体で10冊とかいうぐらいで済むんじゃないかなというふうに思っております。この件に関しては、議会事務局長から答弁をいただきましたんですけど、システム上なかなかそれはできないということで、総務部長からお答えい

ただくこととなりますけれども、ぜひこの会議録の電子化への取り組みを進めていただければというふうに切に願うわけなんです、いかがでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

市議会の会議録をホームページで公開し、検索できるようにしてはどうかということですが、議員御指摘のとおり、情報を積極的に市民の皆様に公開していくことは大変大事なことで存じます。全国的にも、先ほど議員が例を挙げられましたけれども、ホームページで会議録の閲覧のみならず、単語を入力すると検索ができるようになっているところが多数あるようでございます。利用される方の利便性の向上にもつながるものと考えておるところでございます。なお、市議会の会議録の検索システム導入などにつきましては、市議会におかれましても、まずは御議論いただきまして、一定の方向性が決まりましたならば、執行部としましても御一緒に協議を進めさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 全くおっしゃるとおりで、市民への情報公開ということを考えても、ぜひこれは進めていきたい、進めていかなければならない。議会がこのような形で動いているんだと。本当は委員会の会議録といいますか、委員会がこのように激論を交わしているんだということも、表に出していかなければならないと。可視化するべきであるとも思っています。そのようなことを含めまして、今の総務部長のお言葉は、事務局長の代弁と受けとめまして、次期議会にて議論をして検討できればというふうに思っております。

ということで、今回の私の一般質問はこれで終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、おはようございます。中途半端な時間なので、おはようございますと言わせていただきました。1番議員の宮崎保でございます。

今月の11日におきまして東日本大震災から早いもので、もう約4年が経過をしようとしていますけれども、いまだに22万8,863人の方が避難所生活を送られているということが報道されました。その中でも8万1,730人の方が、まだまだ復興のプレハブの仮設住宅で生活をされているということです。その仮設住宅におきましても、カビの発生や雨漏りなど傷みも目立ち、住み続けるにはかなりの修繕費や点検が必要とのこと。私たちは、安心して生活できる環境づくりを一日も早くつくってもらい、一日でも早い復興を願っております。

私たちは何事もなく平穩に当たり前に過ごせることを、いま一度考えてみることも大切ではないでしょうか。

それでは、通告に従いまして、今回は2項目について通告しておりますので、1項目として鉄道ミュージアムの開館について、2項目めとしまして、市民の声より乗合タクシーについて一般質問をさせていただきます。

まず、1回目の質問ですが、鉄道ミュージアムについて今までの取り組みとして、肥薩線を鉄道の世界遺産としての登録に向け、市役所内にも平成24年4月には自治振興課において肥薩線世界遺産推進室を設置され、さまざまな取り組みをされてきたことだと思いますが、この3年間にどのような取り組みをされてきたのかをお聞かせください。1回目を終わります。

○総務部長（中村則明君） 今までの答弁と重なる部分がかかなり多くなりまして、少々お時間を頂戴することになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

本市では、肥薩線を比類なき価値を持つ鉄道遺産と位置づけ、その価値を文化遺産として保護し、また大切な地域資源としても未来へ継承していかなければならないものであると捉えております。一方で、肥薩線は熊本、宮崎、鹿児島の3県をつなぐ路線であり、広域的な活動、協力を必要とすることから、沿線自治体及び球磨郡の非沿線自治体にも賛同をいただき、肥薩線の歴史的及び文化的な価値を検証し、並びにその保存及び活用を図ることにより、肥薩線の未来への継承に寄与し、もって地域の振興に資することを目的として、肥薩線を未来へつなぐ協議会を設立し、活動を行っております。平成23年8月の肥薩線を未来へつなぐ協議会の設立以降、平成24年4月には、自治振興課に議員の御質問の中にもありましたとおりに、肥薩線世界遺産推進室を設け、同協議会の事務局も兼務してございまして、肥薩線の世界遺産登録に向けた肥薩線の歴史的、文化的価値に関する学術調査や、地域住民や観光客等への情報発信、各種団体との連携によるPR活動などを行っているところでございます。

同協議会では、平成24年5月に、世界遺産の産業遺産の審査機関である国際産業遺産保存委員会の事務局長であったスチュワート・スミス氏を人吉市に招き、2日間にかけて肥薩線を視察していただいております。スミス氏は、沿線景観のすばらしさと、100年前のあらゆる施設が現在稼働しており、それらがほぼ完全な形で残っていること、また当時の土木技術のすばらしいことを高く評価されておりました。また、マーケティングにも言及されており、鉄道の市場価値を拡大すること、鉄道に限らず周りにも視野を広げること、国内外にアピールすることによって人々にそういう目で見られることも重要であり、内向きであると自分は見えないが、外向きの視点であることで自分の姿を理解することができるという言葉も残されてございまして、肥薩線の世界遺産登録に向け、大きな示唆をいただいたところでございます。また、スミス氏のほかにも著名な方の視察や講演を開催しておりますが、口をそろえて言われることは、地元の理解と遺産を守ろうとする活動が必要であるということでござい

す。

本市におきましても、平成24年12月に人吉鉄道観光案内人会の活動が、日本ユネスコ協会連盟が未来遺産運動の一環として実施しているプロジェクト未来遺産に登録されております。これは、未来に伝えたい地域の文化、自然遺産を守る市民の活動を応援する取り組みでございまして、人吉鉄道観光案内人会が人吉駅の機関庫や転車台などの案内や、小中学校での出前講座といった、肥薩線の語り部としての積極的な活動が高く評価されたものでございます。市といたしましても、まさにこのような活動を守り、他の活動とも結びつけながら拡大していくことが重要であると考えます。

肥薩線を未来へつなぐ協議会におかれましても、文献調査や現地調査のほか、シンポジウムや講演会の開催、関係団体への祭りや行事への後援などを通じて、肥薩線の世界遺産登録に向けた普及啓発に努めておりますが、仮に肥薩線という言葉は知れ渡ったとしても、肥薩線を理解するすべは、書物やホームページなどに限られ、不特定の人たちにも広く知っていただくためには、その拠点となる場所が必要であるとの認識から、鉄道ミュージアムの建設に至った次第でございまして、肥薩線に興味を持っておられる方に限らず、本市に立ち寄られた皆様、憩いの場として御利用される近隣の子供連れの皆様などにも、広くアピールができるものと考えております。

これらを総合的に勘案し、鉄道ミュージアムは肥薩線の存在や価値を周知し、鉄道の歴史的、文化的価値を理解していただき、保存の必要性について情報発信する地域文化振興の拠点として、またJR人吉駅、くま川鉄道の人吉温泉駅に近接する地の利を生かして、観光客の皆様気軽に立ち寄っていただき、さまざまな情報を提供した上で、人吉球磨地域観光の出発点となる観光振興の拠点の一つとして、さらに鉄道案内観光人会を初め、各種団体の皆様の活動や、情報交換などの場として、地域の連携を図る民間連携の拠点として、大きな役割を担うものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今述べられましたように、この3年間、スチュワート・スミスさんとか、日本ユネスコ協会の未来遺産運動の一環としてプロジェクト遺産に登録されるなどといった、さまざまな取り組みもされてきたと思います。しかし、やはりその価値というか、歴史を知るためには、実際に使用されていたもの、そういうものを展示することも必要だというふうに思います。そういうことによって目からの知識といいますか、そういう部分が入ってくると思いますので、その点についてはどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、実際に使われた品物は、それだけでも十分に説得力があるものと理

解しております、ミュージアムに展示となれば、大変意義深く、鉄道観光案内人会を初め、個人の方からも協力のお話を現在いただいているところでございます。オープンに当たりましては、装飾、展示までをトータルデザインとして水戸岡氏に依頼しております、氏のカラーを前面に押し出した展示で話題性を集め、またこれまでの施設にはなかった駅と子供にも焦点を当てた展示で計画を進めているところでございます。

その中で、ミュージアムの1階には、大きく分けて肥薩線を初めとする鉄道に関する展示のゾーンと、駅と駅前をイメージした子供ためのゾーンによる構成となっております。展示ゾーンの中でも、展示ケース等はさらにスペースが限られてまいります。展示物につきましては、関係各位と協議しながら進めてまいります。当然ながら常設展示、企画展示などの検討や、常設展示につきましても入れかえ等は出てくるものと考えております。また、実際に使われていたものにいたしましても、当時を知る方とか鉄道マニアの方に、言葉はあれですけど受けるようなものと、一般的に誰もが見て理解できるものとかのバランスというの必要かと存じます。他の鉄道博物館とは一線を画したもので、そのようなものを期待して来られる方には中途半端との御指摘もあろうかと存じますが、人吉鉄道ミュージアムにおきましては、より多くの皆様に楽しんでいただけるような展示を、バランス等を心がけながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今述べられたように、やはり実際に使用したものは十分に説得力があるというふうに私も考えております。スペースの問題とか、そういう問題についてはかなり厳しい部分があると。当初、出るときには、やはり水戸岡カラーを出していきたいという形になっておりますけども、やはりこれについてさらなる検討のほうをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に入りますが、やはりこれを運営していくためにかなりの経費が必要になってくると思いますが、入場料を取らないということになっておるといふふうに思います。入場料につきましては少しでも取ることは経費の負担の軽減にもなるとは思いますし、またそれを払うことにより、来館された方の意識の向上にもつながると思いますが、入場料についてはどうして取らないというふうになっているのかについて、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

鉄道ミュージアムは、これまで国内各地に建設されております鉄道博物館や鉄道記念館、鉄道公園などとは一線を画した文化振興の拠点、観光振興の拠点、地域の民間団体との連携を図る拠点の三つのコンセプトを持って建設をしているものでございます。そのコンセプトの実現のためには、何よりもまず子供から大人まで、市民、観光客の皆様を問わず、気軽に何度でも立ち寄っていただき、自然に鉄道に触れ合うことのできる公共の場としての施設を目

指しております。また、近接の駐車場が有料であること、特に市民の皆様には憩いの場として大いに何度でも利用していただきたいとの考えから、入場料は徴収しないとしたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 三つのコンセプトですか、それから子供から大人まで、市民、観光客を問わずに何度でも気軽に入館してもらいたいということから、鉄道に触れ合うこと、公共の施設としてということで、入場料については現在のところ考えていないということですが、また憩いの場としてということでもありますので、これについてはまた後のほうで再度伺いたいと思います。

そういう中で有料であるミニトレインについて、お尋ねをしたいと思います。議案書の中でもちょっと若干出たと思うんですけど、ミニトレインの運行について、どういった構造なのか。また、有人で行うか、無人で行うか、その乗車人員並びにその安全性ですか、安全の確保についてはどのようになっているのかについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

ミニトレインの動力は充電式の電力によるもので、運行自体は運転士一人ですることができるものではございますが、安全確保のため、ミュージアムへの出入りの際は、安全確認補助員等を必要数配置して運行をする予定でございます。また、乗車定員は、平均的な大人の場合ですけれども、最大12名の設計と伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） それでは、「収入面」ですけれども、先ほど述べましたミニトレインのほかに、どのようなものを収入源として考えておられるのか、その点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

歳入の使用料及び手数料に当たるものとしましては、ミニトレインの乗車料のほかに、2階に設置しますレールバイク使用料、事務室及び軽食スペースに当たる部分につきましては、行政財産の目的外使用に係る使用料を想定しております。また、飲食スペースに係る部分の電力使用料など雑入を想定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 済みません、失礼しました。収入でなく歳入ということでのことでしたので、この点については修正のほう、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

今の答弁の中で、飲食スペースという言葉が出てきたと思います。飲食スペースについてどのようになっているのか、どのような方向でやるのかとか、現在の状況についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

初めに、飲食スペースにおける調理の形態と申しますか、こういったところができるかというところからお答えしたいと思います。ミュージアム内での火器使用の制限上、IH調理器の設備となっております。したがって、IH調理器のほか電子レンジなどを使用して提供できるようなものになろうかと存じます。

次に、出店業者のほうの状況でございますけれども、その経過と現状について御報告します。昨年12月1日号の広報ひとよし及びホームページ等で公募し、12月18日に出店募集説明会を開催いたしました。当日は個人、企業を含め5者の参加がございましたが、その後、出店希望の申し出はなかったところでございます。その後の聞き取りで得た理由としましては、先ほど申しましたように、調理器具の使用制限または調理スペース、それにより提供できるものが限られて客単価が上がらないということ。また、営業時間を午前10時から午後9時までとお願いを当初しておりましたので、少人数で回すには時間が長過ぎること。賃料については行政財産の目的外使用ということで、市の基準において算出した額が、閉館時以降は使える面積が広くなるという計算をしておりましたので、試算した額が高くなったこと。これらを統合して判断した場合に、なかなか収益が見込めないのではないかというところの御意見をいただいているところでございます。現在、そういった御意見を参考にしながら、さまざまな運用形態を想定し、出店業者の選定に向けて協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 飲食スペースについて今説明がありましたように、5者の参加があったと。しかし、今のところ出店の申し出については至っていないということであります。しかし歳入の一つにもなると思いますので、今後もさらなる協議を重ねられて、出店業者の確保にも努めていってほしいというふうに考えております。

先ほどから申しておりますように、運営についてはかなりの歳入が必要、収入ですか、歳入が必要になってくると思います。その辺についても厳しい面があると思いますが、これについてはまた再度、後のほうでまた答弁をお願いするとしまして、やはり肥薩線の世界遺産へと進めていく上で必要な施設であるというふうに、拠点の施設であるというふうに考えております。そうした中で、昨年12月の議会の中で、当分の間は市のほうでの直営とし、一部を観光協会に委託するということであったと思います。その観光協会とその後どのような話になっているのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

これまで人吉温泉観光協会とは事務局協議、三役との協議のほか、理事会においても趣旨説明をさせていただいているところがございます。現在のところ、方向性としましては御賛同いただいているところがございます。委託内容につきましては、ミュージアムの開閉及び来館者への案内や対応業務、ミュージアムの備品及び遊具等の管理並びに安全使用の指導に係る業務、ミニトレインの運行及び安全の確保に係る業務、ミニトレインや遊具等の使用料の収納に係る業務、ミュージアム開館時間内の軽微な清掃などを想定しているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 観光協会のほうとは、かなり役員会等の中で趣旨の説明などを行われて、賛同は得て、話が進んでいるというふうに思います。その中で、人吉鉄道観光案内人会とのかかわりとか協議というのはなされているのか。また、なされているのであれば、現在の状況についてはどのような方向になっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

鉄道観光案内人会の皆様には、人吉観光案内人協会の会員としての活動を初め、SL人吉の運行日には、安全確保も兼ねて機関車庫や転車台などにおける語り部としての活動や、児童・生徒の学習の一環としての機関庫見学などの際において、鉄道施設やSLが動く仕組みのほか、御自分の経験や肥薩線、湯前線についてもお話をされていると伺っており、鉄道遺産としての価値や保存の必要性の周知という点において、さまざまな場面で多大な協力をいただいているところがございます。

鉄道ミュージアム建設の計画発表以来、会の皆様からは、何か運営に協力できることがあればぜひ協力したいとの、まことにありがたいお申し出をいただいております。市としましても、その御意向にでき得る限り沿えるように、説明、検討を重ねております。現在の人吉機関車庫等での活動に加え、鉄道ミュージアムでの活動となりますと、やはりSL人吉が機関車庫にいる間に業務が集中するなどの問題点もございますので、時間を区切った業務の調整などを図っているところがございます。さらに、このようなガイダンスの役割を持つ施設は、他の同様の施設においてもそうでありますように、語り部の皆様の生き生きとした活動に頼るところも大きいものでございまして、本市のミュージアムにおきましても、観光案内人の皆様や各種団体の皆様の活動や情報交換など、地域の連携を図る民間連携の拠点として位置づけておりますので、可能な限り鉄道観光案内人会の皆様の活動拠点として御活用いただければと、そういうふうにお願ひ申し上げているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 私も人吉鉄道観光案内人会の一会員であります。私もできる限り協力

についてはやっていきたいというふうに思っております。

それで、最後に市長のほうに伺いたいと思います。先ほどからいろいろ述べましたように、最後のほうでお聞きしますと言いました歳入の確保についても、かなり厳しい面があるというふうに私として考えております。その経費を少しでも抑えるために、いろいろな面で苦勞はされていると思います。それについて、市長としてどのように考えておられるのか。また、市長としてきちんとした名前と呼ばせてもらいます、「人吉鉄道ミュージアムMOZOCA 868」の開館に向けて、市長の今の思いについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○市長（田中信孝君） お答えします。

少しお時間をいただきたいと存じますが、まず申し上げておきたいことは、肥薩線は比類なき価値を持つ鉄道遺産であるということでございます。これを人吉観光の起爆剤の一つとして支援し続けていかなければならないと考えているところでございます。御承知のとおり肥薩線は近代化遺産に御指定いただいておりますし、日本ユネスコの未来遺産というふうにも御指定いただいているところでございます。また、肥薩線を初め人吉球磨地方の文化財、日本遺産に御指定いただくべく、今、最大限の努力をさせていただいているところでございますが、当然のことながら次は3年前から進めております世界遺産、これに押し上げていくということが、非常に人吉球磨地方における、または熊本県における、九州における観光の拠点ということが肥薩線には言われるのではなかろうかと思っているところでございます。よって、肥薩線の世界遺産に押し上げるべく邁進すべく、それをさらに押し上げる施設が鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868のガイダンス施設であり、そして観光振興の重要な拠点となるというふうに思っているところでございます。

また、議員のおっしゃるとおり、水戸岡鋭治氏のトータルコーディネートによるもの、オリジナルプロデュースの備品を考えましても、入場料を徴収するに十分値する施設であるということは認識いたしております。御承知のとおり、平成20年6月に青井阿蘇神社が国宝に御指定いただきました。そして、平成21年3月にはSL人吉が運行開始されているところでございます。この二つの相乗効果が相まって、観光客数は平成19年、私が就任当時は80万でございましたけれども、昨年度は135万、55万人の増加を見ているところでございます。さらにこの肥薩線にも焦点を当てることによって、観光客数をふやしていきたいというふうにも考えております。しかしながら、総務部長が申しあげましたように、コンセプトの実現のためには、何よりもまず子供から大人まで、市民、観光客の皆様方を問わず、気軽に何度でも立ち寄っていただき、自然に鉄道に触れ合うことのできる市営の公共施設を目指しております。その中で、肥薩線を初めとした地域の鉄道遺産を不特定の人たちにも広く知っていただく施設として、既に興味を持っておられる方、またはそうではない方に限ることなく、本市に立ち寄られた皆様、そして憩いの場として御利用される近隣の子供連れの皆様など、全て

の皆様幅広くアピールし、一人でも多くの方に理解していただくことが、ミュージアムの果たす役割の一つと考えているところでございます。

また、市民や観光客の皆様の声で、本市には子供を遊ばせる施設がないということをよく耳にしていまいりました。そのために市長として非常に心苦しく、課題の一つとして感じてきたところでございます。このミュージアムは、遊具等を備えながら、雨の日でも子供たちが楽しく過ごすことができる施設の一つになるものと思っております。また、遊びの中からさらに地域鉄道への興味づけ、理解を深めてもらうことができるものと期待をいたしているところでございます。

人吉鉄道ミュージアムは、これまでも申し上げてまいりましたように、第5次人吉市総合計画の中で比類なき価値を持つ鉄道遺産と位置づけた肥薩線の歴史を後世に伝えていくべき文化遺産として捉え、より多くの市民の方々や観光客の方々に対して、その価値及び保全、保存の必要性を伝えていくための施策の一つの手段としての役割を果たすものであり、かつ市民の皆様方の憩いの場として、また本市観光の一つの起爆剤として、市民の皆様福祉に供する公共施設として市が整備するものでございます。これらを総合的に判断し、入場料につきましては無料とさせていただきたいと考えておりますが、地方創生の第1号にも認定していただいているわけでありまして、国からのさまざまな御支援もいただきたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 済みません、先ほどきちんと呼ばせてもらおうと言った中で、「ステーション」という言葉が抜けておりました。改めて訂正をしておきたいと思っております。済みませんでした。

今、市長のほうから、やはり予算、それに関しては頑張っておられるということでありませぬ。肥薩線を何事にも、やっぱり世界遺産登録に向けて発信していく必要な建物として、また拠点として、その機能を発揮されることをお願いしまして、以上で鉄道ミュージアムの開館に向けての質問については終わっていきたいというふうに思います。

次に、市民の声よりですけれども、乗合タクシー関係と書いておりますけれども、若干、公共交通関係になるかもしれませんが、それについては御了承のほうよろしくお願いをさせてもらいたいと思っております。

まず、まめバスが始まってから約4年半ぐら이가過ぎておりますが、現在の路線ごとの利用状況がどうなっているのか、2年間についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まめバスの運行系統は、人吉産交を起点として4系統ございます。利用状況につきましては、地方バス運行等特別対策補助金での補助の対象となる期間により、輸送人員を正確に把

握することができますので、10月から翌年の9月を1年として、過去2年間の実績数についてお答えいたします。なお、まめバスは週2日、1日3往復の運行となっておりますので、運行曜日と1日当たりの平均利用者数もあわせてお答えいたします。

まずは中神町段経由涼水戸温泉前線でございます。平成25年、472人、平成26年、496人。火曜、金曜の運行で平均利用者数は4.6人でございます。次に、瓦屋町馬草野経由尾曲線でございますが、平成25年、636人、平成26年、655人。月曜、木曜の運行で平均利用者数は6.2人となっております。次に、西瀬団地前経由小柿公民館前線でございます。平成25年、328人、平成26年、241人。火曜、金曜の運行で平均利用者数は2.7人でございます。次に、浪床町公民館前経由人吉産交線でございますが、平成25年、146人、平成26年、180人。月曜、木曜の運行で平均利用者数は1.6人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今、答弁がありましたように、まめバスについては経由路線について、利用者のアンバランスがあるようですけど、大体1日の平均が1.6人から6.2名ということであると思います。それと、年間の利用につきましても、1路線を除いて利用について余り変化がないようですが、それでは、まめバスと違って24年度から導入されました予約型乗合タクシーの路線ごとの年間の利用者数は、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

乗合タクシーの実績につきましても、まめバス同様、過去2年間の同期間でお答えいたします。なお、乗合タクシーは運行開始が平成24年10月からでございますので、開始から2年間の実績となります。運行路線は5路線でございます。まず鹿目線が平成25年、3,451人、平成26年、3,881人。西間経由田野線が、平成25年、2,459人、平成26年、2,531人。東間経由田野線が、平成25年、5,702人、平成26年、6,824人。下田代線が、平成25年、3,238人、平成26年、3,278人。山江線が、平成25年、1,661人、平成26年、1,700人の利用となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今述べてもらいましたように、予約型乗合タクシーについては、やっぱりスクールバスの廃止とか、路線バスの廃止によって、若干きちんとした分で比較はできないというふうには考えております。でも、5路線ともかなり利用されている方々がふえているようです。

それでは、まめバスとか巡回型、予約型乗合タクシーなどが走っているところでなく、公共交通のいわゆる空白地帯についてはどのくらいあるのかをお尋ねをしておきたいというふ

うに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

交通空白地域はバス路線が通らないどの程度の範囲を交通空白地とするか、自治体においてさまざまな定義があるようでございます。本市におきましては、平成15年3月に策定されました人吉球磨公共交通再編整備計画の中で、通称農免道路から北側の上林町や下原田町、上原田町等の原田町ルート及び上永野町及び下永野町の永野町ルートが、公共交通空白地として位置づけられております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 15年に策定されました整備計画の中に2路線、原田町ルートと上下永野町ルートが空白地帯ということでありましたが、ではこの4年間ですか、私たちが議員になってから4年間の中で、公共交通の空白地帯の解消はできたのか、またその解消に向けて努力はどのようにされたのかについて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

原田町ルートへは、平成23年10月から、人吉産交を起点とし、瓦屋町を經由し、馬草野までの路線を開設いたしました。まめバスの運送でございます。その後、下原田町尾崎の道路改良に伴い、より住宅の密集しているルートへと変更を行い、上原田町尾曲地区へは1.4キロの路線の延伸により、公共交通空白地の解消を行ってきております。永野町ルート、永野ルートにつきましては、現在の小柿公民館線が矢黒町にあります永野入口バス停を經由しますものの、このバス停から永野公民館までは1キロほど離れており、公共交通空白の解消には至っておりません。また、昨年は球磨村の公共交通の見直しによる既存路線の廃止に伴う案件がございましたが、中神町の旧国道を經由する黒白線の廃止に伴い発生する公共交通空白地の解消としまして、石水寺入口バス停を人吉市内へ移設し、旧国道を經由する市内完結型路線の設定を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） いろいろな路線の見直し等でやられてきてると。また、一つ原田ルートについて、まめバスの運行としてやっておられるということで、現在では永野町のほうのルートが解消されていないということですが、やはり町内の人もかなり高齢化が進み、高齢者がふえる中で、交通弱者がかなり出てくるものというふうに考えます。公共交通空白地帯の解消については、急務であるというふうに私は考えております。それについてどのような考えがあられるのかをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

国においては、平成25年12月に交通政策基本法が施行され、また平成26年11月には改正地

域公共交通活性化再生法が施行されたところでございます。この法律では、地方公共団体が地域公共交通網形成計画を作成することができるとされており、本市におきましては、平成27年度に、人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、人吉球磨の公共交通の骨格となる部分を策定し、その後、本市の公共交通に関する部分の策定を行うべく協議を進めているところでございます。この形成計画では、まちづくりとの連携が求められておりまして、市の中心拠点となる地域と生活拠点との交通ネットワーク形成及び利用者のニーズの高い施設へのアクセスを確保するため、既存のバス路線の変更やコミュニティバスの導入、乗合タクシーなどのデマンド交通等の多様な交通サービスの組み合わせの検討を、この形成計画によって行うこととしておりまして、人吉球磨地域全体及び人吉市内における公共交通全体の見直しを行うことによりまして、公共交通空白地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 去年ですか、あの中でもドア・ツー・ドアとか、そういう形での検討をお願いしたいということで申し上げてきたと思います。市長も今回の施政方針の中で、人吉・球磨公共交通活性化協議会で27年度にということで市政報告をされております。それで、基本方針を踏まえ、より地域に合ったということでもありますので、市長として今後どのように、空白地帯の解消に向けて頑張っていきたいと思われているのかということについて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ドア・ツー・ドア、デマンド交通に関しましては、平成26年6月議会での宮崎議員、井上議員からの御質問に対してお答えしているところでございます。ドア・ツー・ドアのその導入に当たっては、財政負担や法律上の問題、制度的な課題、民間交通事業者との調整等々、さまざまに課題があるわけでございます。先ほど部長の答弁にありましたとおり、交通政策基本法の制定、また地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、今後、地域公共交通網形成計画の策定に取りかかることとしております。しかし、この公共政策基本法の柱でもございます日常生活に必要不可欠な交通手段の確保、まちづくりの観点からの交通施策の促進、関係者相互の連携等協働の促進を念頭に置いて進めてまいりたいと考えているところでございます。

市の中心部と地域ごとの拠点を結ぶ路線の再編、地域の拠点からはデマンド交通の整備といったように、ニーズの高い路線は大きな車両や運行頻度を高くし、ニーズの少ない路線においては、デマンド交通での対応といった公共ネットワークの再構築を進めてまいりたいと考えているところでございまして、運行形態も産交バスや乗合タクシーなどの既存の事業者にとらわれることなく、コミュニティバスや自家用旅客運送など、多様な方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、計画の中でまちづくりとして検討していきたいと、27年とありますので、27年度中にできるだけ空白地帯がなくなるようお願いをしておきたいと思います。

最後になりましたが、今月3月31日をもちまして退職予定者の皆様方におかれましては、長い間、本当に市政発展のために多大な御尽力をいただき、大変御苦労さまでした。また、多方面におきましても御指導いただき、まことにありがとうございました。今後は、体に十分留意され、市政発展のためによき助言や、また地域に帰られても市政発展のためにさらなる御活躍を期待し、これで私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）
4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） こんにちは。4番議員の大塚則男です。昼食が終わった後の少し睡魔が増すかもしれませんが、おつき合いをいただきたいと思います。

2月28日の夜、県立人吉高校定時制課程の卒業生同窓会入会式に出席させていただきました。今回の卒業生は5名でしたが、大変喜ばしいことに3名の方が大学進学、1名の方が高等看護学校への進路と伺いました。1名の方は国際ソロプチミスト人吉賞を受賞され、鳥取大学に進学でした。全国高等学校定時制通信制教育振興会優秀生徒表彰、そして5名の生徒全員が成績優秀賞などを受ける姿を目にしたとき、参加された同窓会役員の皆様全員感動されていました。昼間の仕事、そして夜学の4年間、つらいこともあり、ときには挫折感もあったかと思いますが、頑張り通しての今回の成果、心を込めておめでとうの気持ちでいっぱいです。これからの人生、自分を信じ、これまでの苦労を糧にしっかり頑張っていたきたいと思います。

それでは、今回通告しました一般質問1点目、教育関係として、ボランティア活動による学校建設支援、2点目、観光振興として、人吉温泉のイメージアップについてお尋ねさせていただきます。

ボランティア活動による学校建設支援についてですが、ことしの1月3日、NHKテレビで放送がありました世界の果ての通学路、ごらんになられた方もおられるかと思います。日本では中学校まで義務教育ですが、かなり高い確率で高校以上に進学する子供たちが多く、それが当たり前のように思っています。しかし、世界には想像を絶する環境で教育を受けて

いる子供たちがたくさんいることを、この放送で再認識しました。少し時間をいただきますが、その子供たちの通学路の一部紹介をしますと、ケニアでは片道15キロ、毎日2時間かけて命がけでサバンナを通過して学校に行く子供たち。ここでは毎年、四、五人の子供たちが象の襲撃で犠牲になっているとのこと。アルゼンチンでは片道18キロ、1時間30分かけてアンデス山脈の人里離れた場所から馬に乗っての通学。インドでは、足に障がいを持つ兄を2人の弟が車椅子に乗せて片道4キロ、1時間15分かけて通学している様子でした。車椅子もかなり使い古したもので、今にも壊れそうなさびついたものでした。この放送を見たとき、ネパールへの学校建設活動支援を人吉市内の学校が行っていたことを思い浮かべ、その活動のすばらしさを広く皆様に紹介したく、今回取り上げました。

田中市長が当時PTA会長で、人吉市立第一中学校新校舎完成の折、ネパールへの学校建設を呼びかけられたのが始まりと伺っています。当時の名称は、セーブ・ザ・チルドレンと言っていたようです。中学校のPTAや生徒の皆さんがアルミ缶の持ち寄りや廃品回収を行い、集めた基金をもとにしてネパールへの学校建設を支援する活動を始められたとお聞きしました。その学校建設もネパール市街地ではなく、バスの終点地から2時間ないし3時間徒歩で行かなくてはならない僻地への支援だったようです。私も縁あって、熊本ナマステの会に加えていただき、10年ほど前にネパールでの現地学校開校式に参加させていただきました。初めての海外体験でしたが、目的地が先進国でなく発展途上国ということもあり、現実を目の当たりにしたとき、カルチャーショックを受けたことが今でも記憶にあります。

開校式では大変すばらしい歓迎を受けたのですが、現状ではまだまだ学校は不足している状態でした。ただ、学校建設ができて家庭の事情、例えば子守、仕事、貧困などで学校に行けない生徒が多くいることも伺いました。そこで、当時PTA会長として中心になって取り組まれた田中市長、当時を振り返ってどのような感想をお持ちかお聞かせください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

平成4年以来今日まで、ネパールへ19校という学校が建設されたわけでありまして、この間、当時の大瀬敏克校長先生を初め、さまざまにかかわった方々の御努力のたまものと、心から敬意を表しているところであります。

まず、運動の発端といいますか、思いつきのきっかけでございますが、おっしゃるとおり当時、人吉市立第一中学校は13億5,000万円で学校が改築されようとしていた時期でございます。運動場に建設をし、そして旧校舎を解体して、そこをまた運動場にするというやり方であったわけですが、たまたま日本青年会議所の理事会で御一緒させていただきました仲間が、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの理事長を務めておられました。セーブ・ザ・チルドレンというのは、御承知のとおり世界的な組織でありまして、当時はイギリスのアン王女が総裁を務めておられたようでございます。その我々の日本青年会議所の仲間が、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの日本代表ということでございまして、どういう活動をしておら

れるのかお伺いをした折に、ネパールを初めとしてアジアの途上国へ学校を建設支援しているというふうなお話でございました。すごいことをやっておられると非常に感心をいたしました。先ほど申し上げましたとおり、一中は13億5,000万円でございますので、一体その1校を建設するのに幾らかかるのかというお尋ねをしたところでございます。その答えとして、山合いの10クラス程度の小さい学校ではあるけれども、約100万円で建設できるというふうにおっしゃったことが非常に衝撃的でございました。もちろん教室数、設備等は違いますけれども、片や13億5,000万円、片やその100万円の学校かということに大変驚いたところでございます。

100万円程度であれば、人吉市立第一中学校の当時の子供たち、生徒たちと力を合わせれば、何とかお金をためることができるのではなかろうかというふうに思いつきまして、まずは校長先生へ御相談申し上げ、そして生徒会の諸君に語りかけたところでございます。生徒会の諸君にこの現実を話しますと、喜んですぐやろうというふうに、役員の皆様方が呼応していただいたところでございます。当然のことながら、校長先生を初め教職員の皆様方、そしてPTAの皆様方の御協力なきにはできなかったこととございますが、この運動が進むにつれまして、一中校区の地域の皆様方の御協力、あるいは熊本県内、九州、そして全国からの支援が集まったことを思い出しているところでございます。

私もこの提案をさせていただいて、ネパールへ事前調査に2回ほど行ったことがございます。なぜネパールなのかといいますと、これはセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの支部がネパールの国にあったということでございまして、よりその連絡、調整がうまくいくというふうに思ってネパール国にしたわけでありましたが、私も初めてネパールという国に参りましたとき、大変な衝撃を受けたところでございます。さまざまな学校建設予定地を訪問するたびに、七、八カ所視察をさせていただきましたけれども、おっしゃるとおり第1校目は、カカニの丘からさらに2時間半から3時間徒歩で、日本で言えば小さな人1人が通るような山道、その山道というのもひょっとしたらはしごをかけなければならないのではなかろうかという、そういう本当に驚くようなアップダウンがある山道でございますが、その道をたどりまして、カカニというところに着いたところでございます。その途中、採石工場等々もありましたが、何とそこで五、六歳ぐらいの幼い子供もハンマーを振るって、石を砕いていた光景がございました。そこでかけらで目を傷めてしまうという子供たちもたくさんいるそうでございます。道すがら出会った子供たちの服装、全員がはだしでございます。余りにもその日本との違いということで、全てが驚きの連続でございましたけれども、ぜひカカニの丘から、約二、三時間到達したこの村で建設をさせていただきたいというふうに、セーブ・ザ・チルドレンの現地スタッフとも決めたところでございます。

それから、約1年間にわたりまして空き缶回収、プルタブ回収、それから廃品回収等々を行ったところでございますが、何と生徒たちが1年間で集めたその回収による金額は、思い

起こしますと当時135万円に達したというふうに思っております。これで学校建設ができるということで、早速そのお金を送金しまして、建設が始まり、平成4年度に建設をし、平成5年の12月には、生徒たち11名、教職員11名、そしてPTAと一緒に開校式に臨んだところでございます。その開校式での出来事でございますが、さまざまに歌を歌ったり、踊ったりしながら交歓をしたわけでありまして、いわゆる夕食時になりました。我々はシェルパがテントを張り、そこで居住するわけでありまして、シェルパがつくっているカレーライス、非常ににおいも遠くまで届くわけですが、そのカカニ村の周辺の子供たちは、その交歓会が終わってもずっと遠巻きに我々の食事を見ていたわけでありまして。

ネパールは、当時1年の年収が1万円程度と、平均すれば、と言われているぐらいの国でございました。子供たちも1日に1食、食べることができれば非常にいいというふうな食事の事情でもございました。ですから、多分夕食はなかったんだろうと思っておりますけれども、11名連れていきました生徒の皆さんたちが、その光景を見て、一緒に食べようよというふうに呼びかけをしてくれて、カカニ村の子供たちを全部自分たちの輪の中に入れて、一緒に食事をしたと。その光景は、もう一生忘れることができない温かみのある光景でございました。本当にこの地域に学校をまず建設してよかったなというふうに、心から思ったところでございます。

今、大塚議員もおっしゃいましたとおり、当時その学校に通ってくる子供は、5キロ、10キロ先からはだして、暗いうちから家を出て、その学校に来るといって、そういう光景も目の当たりにさせていただいたところでございます。当然のことながら、そこには不登校というものはないわけでありまして、5キロ、10キロ先からでも歩いて学びたい。そして、そのカカニ村の子供たちに問いかけまして、将来何になりたいかと。もう小学生のうちから、お医者さんになりたい、看護師さんになりたい、学校の先生になりたいという夢をしっかりと持っている子供たちばかりでございました。あれから平成4年、5年のことですから、二十二、三年たっているわけでありまして、多分、それらの子供たちも自分の夢の実現に邁進し、今は立派な大人になっておられるのではなかろうかと思っております。ここから私自身が大変大きな学びをいただきましたし、そしてその後、熊本ナマステの会に引き継がれ、先ほど申し上げましたとおり19校が既に建設を終えている。そして、これがまた隣のまち、または熊本県、または九州、日本のあらゆるところに影響を与えて、途上国へ学校を送る運動がいまだに展開され続けているということは、大変ありがたいことでありますし、国際貢献の大きな私は礎の一つにもなっているものではなかろうかと思っております。今後、ますます熊本ナマステの会、非常に今、運動がしづらくなっております。当時は書き損じはがき、これが非常に2校目、3校目からは有効でございましたが、誰しもが書き損じはがきを集めるようになりましたので、非常に資金の調達には御苦労されているようでございますけれども、今後とも私もしっかりと支え、見守ってまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長のほうから、当時の思い出等語っていただきました。PTA、児童の皆さん、教職員の方と平成5年には現地に行かれて、開校式に参加されたということで、私も先ほど申しましたように行きましたけど、本当に歓迎されたというんですかね。ただ、行くまでがかなりの道のりで、今でも私も怖いなと思っているんですけど、大変山の中で。ただ思ったのは、ネパールの方は、途中伺ったんですけど、男性は余り働かない、女性の方が働くんですね、すごく。あと、住まいが山の上のほうにあって、畑とか田んぼは下のほうにあるんですね。というのは、やはり食べ物が大事ですよと、住まいは少し高くてもいいということで、そういった生活の中でされてました。ただ、市長も申されましたように、私も子供たちが学校に行けない状態であるということを目の当たりにして、本当にかわいそうだなという気持ちがしてまいりました。

その後も当時の、市長おっしゃいましたけど、大瀬校長先生を中心にして、思いを一つにされた先生方、そして賛同いただいた市民の皆様とともに、ネパールの教育を支援する熊本ナマステの会、ナマステというのは感謝という、ありがとうということなんですけど、会員は80名で国際協力活動の一環として啓発活動に取り組んでいるところです。資金として、書き損じ年賀状、普通のはがき、未使用のもので協力いただき、学校建設資金として書き損じはがきの回収活動に取り組んでいます。平成5年に1校目の建設から始まり、現在まで一、二年間隔で1校ないし2校の学校建設を行ってきておられ、各学校の教室数は、大体6教室から8ないし12教室あります。ちなみにネパールの学校は、小学校が5年間、中学校が3年間、高校が3年間の学制になっています。建設された学校では、現在約7,000名の子供たちが学習に励んでおり、卒業生を加えますと、約1万3,000名になります。ちなみに人吉球磨の小中学校の児童数は約7,500名で、学校数は30校だと思います。今日までの20年間、継続して活動を続け、貧しくて学校に行けない、学校自体もないネパールの僻地に、人吉の学校が取り組んだことは本当に素晴らしいことです。一つの中学校から始まった学校建設支援が、平成26年12月で、先ほど市長おっしゃいましたように、19校目の校舎完成に至っています。19校目は、障がい児のための小学校建設でした。

そこで、教育長にお尋ねしますが、今日までの学校建設支援ボランティア活動について、どのように受けとめられるかお尋ねします。

○教育長（末次美代君） こんにちは。お答えいたします。

少しお時間を頂戴しますことをお許しいただきたいと存じます。世界中で多くの紛争が起こっている現代、一部の人たちの人類愛による崇高な精神の発露によって、発展途上の国に学校や図書館、井戸などの水道施設、農場等が建設されていることは大きな驚きでもあり、何よりも尊敬に値する行為だと感じております。このような精神を多くの子供たちに芽生え

させることができるなら、世界平和という恒久の願いが現実的になるものと、世界中の多くの人々が等しく望んでいるものと考えております。

熊本ナマステの会の活動につきましては存じておりますし、私ごとではございますが、たしか12校目だったかと思えます。12校目の開校式に同行させていただく予定にしておりましたが、政情不安のため渡航を控えることとなり、残念ながら参加はかないませんでした。ただ、映像を通してですが、活動やネパールでの開校式の様子を拝見したことがございます。しかし、ただいま大塚議員、そして市長から直接活動のお話をお聞きし、すごいエネルギーと活動実績をお持ちだなど、改めて感じ入ったところでございます。

教育的な見地からどう考えるのかという御質問だと思いますが、私見ということも含めてお許しをいただきますようお願い申し上げます。ナマステの会がヒマラヤ山脈をいただくネパール連邦民主共和国の学校建設に寄与されてきたこと、その現地を人吉市の子供たちも苦勞の末に目にしたこと。多大な国際貢献ということは言うまでもありませんが、送られた側のネパールの方々、そして送った側のナマステの会の方々、そして子供たち、かかわった全ての人たちの心に、国際貢献のすばらしさとともに学ぶことのとうとさという光をともしたのではないかと想像をしております。学校を送られたネパールの子供たちの勉強ができる喜びようを想像すると、私まで心が温かくなるようでございます。

私たちは日本国憲法によって等しく学ぶ権利ということを保障され、学校があり、学ぶことは当たり前ようになっておりますが、世界中に目を転じれば、学校へ行けない子供たちや、学校すらない状況が日常化している国も数多く見られるようでございます。そして、そういった国の子供たちのほうが、学ぶことに純粋である。そして、真剣に向き合っているということもお聞きしております。先ほど御紹介がありましたが、ケニア共和国では、登校中に象の襲撃に遭い、毎年数名のとうとい命が失われていると言われております。命がけであっても学校へ行きたい、学びたいという純粋な思いがそこにも存在しているのが痛いほど伝わってまいります。世界中の子供たちにとって教育を受けるというのは、未来への大きな第一歩であり、希望でもございます。この学ぶこと、教育を受けることは希望であるということ、ネパールの方々のお喜びはもちろん、熊本ナマステの会の方々、そして子供たちも、活動や交流を通じた体感として持っていらっしゃるのではないかと確信したところでございます。そして、このことは教育における義務、権利というものについて、ともすれば声高になる我々や、例えば学校って面倒くさいと感じている子供たちへ、学ぶ喜びとか教育のとうとさといった、教育の原点みたいなものを気づかせてくれる活動ではないか、また誰にでもできる小さなリサイクル、小さなボランティア活動が、その積み重ねにより大きな国際貢献につながる、有意義な活動ではないかと考えているところでございます。

かの司馬遼太郎氏が、どの日本の都市でも小学校や中学校は、市や町の最も安全な一等地に建っており、現代でも災害の避難場所として学校施設が利用されることを引き合いに出し、

それは明治期の先人たちが、西洋諸国に追いつくためにも教育しかないと、子供の教育をいかに大切に思っていたかのあらわれであると語っていたことを思い出しました。いつの時代にあっても、日本という国が教育に対して並々ならぬ思いを持っていること。現在の熊本ナマステの会の活動の根源にも国際貢献への矜持に加え、その思いが脈々と伝わっているものと拝察したところでございます。ナマステの会の皆様、関係各位の御苦勞、御功績に対し、心から敬意と称賛をお伝えしたいと存じます。また、市内の小中学校とともに、書き損じはがきの回収等、私たちにできるボランティア活動にも寄与したいと考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 教育長から思いを述べていただき、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

当初は県内の小中学校には書き損じはがきの回収活動をしている団体もなく、年間3万枚以上の協力をいただいております。しかし、最近ではユニセフを初め多くの団体がこのような活動を始められ、書き損じはがきの回収が難しくなっているのが現状です。熊本ナマステの会は、今後も20校、21校目と学校建設支援に取り組んでいきたいと考えております。この活動が人吉市を本拠地にして県内全域に広がっており、県内の小、中、高の先生方、そして生徒の皆さんがネパールという国を知り、国際協力に関心を持つきっかけになったことは、大変意義深いことだと思います。人吉球磨郡内の小中学校様にもありがたく御協力いただいておりますが、先ほども申しましたように、書き損じはがきの回収が想像以上に困難な状況で、大変苦勞しております。今後ともネパールの僻地に、ここ人吉市からの発信で学校建設支援が継続できますように、田中市長、そして教育長のさらなる御支援をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

2点目として、観光振興から人吉温泉のイメージアップの取り組みについてお尋ねします。

人吉温泉といいますと、日本三大急流の球磨川、そして球磨川下り、球磨焼酎、アユ、温泉の歴史は定かではないですが、豊富な泉源は70カ所、そして公衆浴場は30カ所ほどあって、非常に豊富であること。そして、近年、国宝に指定された青井阿蘇神社、相良藩の菩提寺、願成寺、武家屋敷など、文化財が数多くあることかと思ひます。さまざまな情報誌、インターネットなどを見ても、人吉市の紹介として球磨川、球磨川下り、湯量豊富な温泉、青井神社が紹介され、中には小京都人吉市、武家屋敷なども記載されています。そこで、実際にお越しいただいた観光客の皆様は、観光名所、温泉などについてどのような感想、要望などをお尋ねされたことがあるのか、あるいは今後の観光振興のためにアンケートなどをとられたことがあるのか、お尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市を訪れていただいた観光客へのアンケート調査につきましては、観光目的やどのよう

な動きをされているか、また本市に対するイメージや御意見を頂戴しますことは、現状を把握し、次の施策を展開する上で重要であると認識いたしております。

本市では、観光キャンペーンや広告等でさまざまなプレゼント企画を実施しておりますが、その際には必ず御意見、御感想をお尋ねするなどのアンケートを実施しているところでございます。日本百名城人吉お城まつりの際には、球磨商業高校の生徒さん方に御協力いただき、イベントに参加いただいたお客様に聞き取り調査を行っております。また、国民宿舎くまがわ荘を初め民間の宿泊施設、観光施設では、御意見ノートやアンケート等で調査を行っておられるとお伺いしているところでございます。アンケートでは、SL人吉の乗車や青井阿蘇神社、ラフティング等の満足度が高いといった結果や、料理の味がよい、宿泊施設全体の雰囲気がいよといったありがたい御意見。また、一方では、誘客促進のためにはもっと情報発信をふやすべき、宿泊施設の質やサービスを向上させるべきといった提言などを頂戴いたしております。これらアンケート等で集められた情報をもとに、本市や各観光施設においてはその分析を行い、今後の観光戦略や商品企画の造成、サービスの向上及び経営改善の材料として活用しているところでございます。また、最近では旅行サイトやソーシャルネットワークサービスの口コミ情報も、苦情やニーズ把握の重要なツールになっております。口コミ情報は即応性が高く、情報提供も非常に広範囲となります。本市におきましては、旬夏秋冬キャンペーン等でソーシャルネットワークサービスを既に活用しておりますが、今後もこういった情報収集と発信にも十分に活用していく必要があると存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁の中で、いろんな形でアンケートをとられておられるようですし、人吉市の観光地、もっともっと広めていただくような努力をいただいているんですが、例えば、私も以前質問したことがあると思うんですけど、観光パンフレットですね、そういったのは福岡とかされてると思うんですけど、もっと人吉市を離れた九州の玄関口である福岡とか、そういったところまでぜひ、もっともっと広げていくべきじゃないかと思えます。例えば、私、何回か高速道路のサービスエリア、宮原サービスエリアにとまったんですけど、あそこを見ますと、鹿児島島の指宿とか温泉のがいっぱい入っているんですよ。人吉のは入ってないんですよ。ですから、事情があって入ってないのかもわかりませんが、そういった意味で、もう少しパンフレットの普及というのでもされてもいいんじゃないかなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

実は、私の友人が神奈川県にいまして、昨年10月31日に、鹿の市街地出沒がありました。その放送を見て電話がかかってきたんですけど、人吉は温泉が有名かと思っていたら、繁華街を鹿が走り回っているねって。よく出沒するのかと、冗談とも言えない本当とも言えない電話がかかってきたんですよ。人吉温泉のことは最近余り聞かないけど、どうなってるのと

いうことだったものですから、その電話口で、私自身寂しい思いと、人吉温泉のイメージアップができていないのかと思ったところです。皮肉にもほんの一時的には鹿出没で、人吉温泉が話題になりました。しかし、今では過去のことであり、お客様がどこの温泉に行かれても、どこの温泉にでもですよ、行かれてもですね、美人の湯人吉温泉でと思っていただくように、イメージアップに取り組んでいただくことが必要に感じます。

そこで、提案として、足湯の設置について考えてみました。九州各地の温泉地を見ても、ほとんどの観光地が足湯の設置を行っておられます。近いところでは鹿児島空港の足湯、日本一長い長崎県小浜温泉の足湯、別府の足湯、湯布院温泉、黒川温泉ですね。私が聞いたところでは、その昔、湯布院温泉とか黒川温泉は、人吉温泉に視察に来られ、参考にされたところと伺っています。ところが、今ではこちらが参考にさせていただきたい状況になっています。菊池温泉に至っては、美術館と隣り合わせに設けてあります。当市においても、民間宿泊地や市内焼酎蔵元の方に5カ所ほど設置いただいています。足湯など設置できたら、人吉温泉イメージアップの一つになると考えますが、この提案についてどのように受けとめられるかお尋ねします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

本市における足湯施設につきましては、議員もおっしゃいましたけども、現在、民間の旅館、ホテル、店舗等におきまして無料で入ることのできる足湯施設を5カ所把握いたしております。議員のおっしゃるとおり、観光客の皆様方が浴衣姿などで足湯に入浴されておられるといった光景は、温泉街として非常に情緒あふれるものがあり、いろいろな条件等がクリアできれば、足湯は温泉地のイメージアップを図るPR効果として、一つの方法ではあると考える次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** 今、松田経済部長がおっしゃったように、あればすばらしいなというふうに受けとめたんですが。過去の議事録を見ますと、足湯についてはこれまでも質問、あるいは意見として各議員から発言があつてあります。平成15年12月には、意見として着船場において足湯につかってもらおうとか、平成16年6月には答弁として、国民宿舎くまがわ荘において、湧出量に余裕があった場合、足湯など検討してまいりたいと述べてあります。平成18年3月議会では、答弁として、からくり時計の横に足湯の設置が強く要望されたが、温泉の湯量と温度不足のため断念した経緯を述べておられますが、一方で、民間宿泊施設に足湯が設置され、観光客の皆様が喜ばれておられることも承知されています。足湯の設置は困難かなと思っていましたら、平成20年3月の田中市長の答弁の中に、足湯または人吉球磨地方を訪れていただく観光客の皆様方へのさまざまなきめ細かなおもてなしを基本とした観光情報提供などを考えているところで、今回、基本計画、基本設計の中で詳細に内容を検討して

まいりたいと述べてあります。当時の建設部長も、駅前広場に魅力ある空間をつくり出し、市民の憩いの場、観光客の皆様の癒しの場として整備したく、整備計画を進めていると述べられ、主な施策の一つに、足湯の整備を掲げ、基本計画、基本設計の中で内容を詰めていくとされています。

そこでお尋ねしますが、平成16年には検討したい、平成18年には駅前の足湯設置については断念の経緯、平成20年には内容を検討してまいりたいと、二転三転しているようにも思います。改めてこれまで足湯設置についてどう検討されたのか、具体的に説明をいただきたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

平成16年6月市議会定例会におきまして、市は、国民宿舎くまがわ荘の温泉掘削工事に関連して、湧出量に余裕があった場合、足湯やその他の温泉施設を検討してまいりたいとお答えいたしております。当時は掘削完了後の湧出量、温度がどの程度になるのか、不確定な部分がある状況において、余裕があればといった前提であったようでございます。実際、掘削完了後の湯量、温度の経過を見ながら判断することとなりましたが、その後、くまがわ荘の経営状況や費用対効果を考慮し、現在まで足湯設置には至っていないところでございます。

平成18年3月市議会定例会では、平成16年に観光協会から足湯設置が要望されたところでございますが、温泉の湯量減少と温度不足により断念したとお答えしております。当時、人吉駅のからくり時計の横に温泉と球磨川下りをモチーフにしたモニュメントを設置しておりました。このモニュメントには、近隣の民間温泉施設から分湯させていただき、時間制限により温泉をかけ流しておりましたが、泉源の湯量が減少した関係で、かなり湯量を絞って流しておりました。この時点では、さらなる足湯への分湯は物理的に不可能であったと聞いております。

その後、平成20年3月市議会定例会において、人吉駅前広場整備事業にかかわる基本構想で、施策の一つとして足湯の設置等を検討していきますと当時お答えしているところでございますが、実現はいたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** それでは、もう1点お尋ねしますが、平成21年9月の経済建設委員会において、足湯については近隣の温泉の湯量が減少しており、分湯または新たな温泉掘削の予定はないと回答があつております。これほどこの場所を指しておられるのか。また、最近オープンした温泉施設もある中、なぜ掘削できないのかお尋ねします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

平成21年度の人吉駅前広場整備事業におきます実施計画の段階では、モニュメントに分湯いただいております近隣の民間温泉施設と協議しましたところ、湯量がかなり減少し、温

度も低下してきているため、新たな足湯施設への分湯には余裕がないとの回答がございました。これを受け、本市では、もう1カ所近隣の民間施設から分湯できないか御意見を伺っておりますが、同様の回答でございました。新規の温泉掘削につきましても検討いたしました。が、工事費にあわせ、施設の維持管理費が相当額必要なこと。当時、近隣の民間施設の温泉枯渇の可能性も大きいと判断されたことから、計画から除外する結果となった次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、湯量が少ない、温度が上がらない、分湯する余裕がない、民間施設の温泉枯渇の可能性があるため掘削できない、費用対効果を考えるとできないということで、ないない尽くしで手も足も出ない。したがってお湯も出ない。何かこう先々寂しい状況に感じてしまうわけなんですね。私は、足湯が全てとは思わなくても、人吉の玄関口として、やはり駅前広場に何とか設置していただきたい。お客様が列車からお立ち、どこに温泉があるのかと思われることなく、目の前に足湯、そこに足を伸ばしたら、温かい癒しの温泉。周りを見たらからくり時計、MOZOCAステーション868、壁には観光名所と市内の温泉施設の紹介など、こういったものを掲げることで、人吉温泉のイメージアップになると考えます。また、くま川下り発船場ですが、以前はペットのお風呂として温泉がありましたので、泉源はあると思います。くま川下りの再生に向けて取り組んでいる現在、おもてなしの一つとして足湯は多くの観光客の皆様に喜んでいただけるものと考えます。乗船をお待ちいただく間、あるいは食後のひとときを過ごしていただくことにより、人吉温泉と球磨川下りのイメージアップにつながると思います。もう一つは、鍛冶屋町通りに設置いただけないかと思えます。いかがでしょうか。なかなか難しいことなんです。検討していただくお考えはお持ちかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

人吉駅やくま川下り、鍛冶屋町などの市の玄関口への足湯設置についてでございますけども、人吉駅前には、先ほど申し上げましたとおり、平成21年の人吉駅前広場整備事業の実施計画段階で、温泉モニュメントの移設並びに足湯施設の設置を断念いたしております。くま川下り人吉発船場は、ペット温泉として営業しておられましたが、温泉の湯量低下によりまして平成16年8月に営業を停止しておられます。泉源が上総掘りであり、復活させるためには新規に掘削する必要があることにより、費用対効果を勘案し断念されている状況でございます。また、鍛冶屋町は10年以上前に民間による温泉が営業されておりましたが、温泉枯渇により休業され、再利用するためには新たに掘削する必要があることから、この場合には人吉駅同様の課題を解決する必要があると存じます。このようなことで、大変厳しい状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、部長から申しただいたように、大変厳しい状況ということは理解はしなくちゃいけないんでしょうけど。私は、3カ所同時に行ってもらいたいと考えていません。それができるなら、それでありがたいんですが、そこには予算が絡んできますので、十分な検討をして計画的に進めていただき、まずは1カ所、何とか設置を行い、状況を見て、次に取りかかっていたくことが、行く行くは観光客の皆様にも大変喜ばれるものと考えます。人吉温泉は湯量豊富で、70カ所もの泉源があると伺っています。できないのではなく、どうしたら実現できるか検討され、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

今回、田中市長は、所信で城下町の風情と定め、にぎわいの創出に向けたまちづくりを進めていると述べられています。また、観光で食べられるまちの実現に向け、おもてなしの心で観光客をお迎えし、地域経済の活性化に努めていくとも述べられています。人吉球磨広域観光事業での銭湯開始など推進されることはすばらしいことです。まずは足湯で足元を温めながら銭湯開始されてはいかがでしょうか。私は、どうしても1カ所設置していただきたいと考えますが、今期最後の質問になりますが、市長は足湯の設置についてはどういうお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

大塚議員と気持ちは御一緒でございます。中心市街地及び人吉温泉を広く内外に知らしめる温泉郷の復活は、私の2期目のマニフェストにおきまして大きな柱でございましたが、以前議員に御説明申し上げましたとおり、他の市町村、自治体における施設規模や経営方式、利用状況及び採算性等を調査研究いたしまして、その財政負担は困難であると判断したところでございます。また、しかも市民の皆様との意見交換の中では、温泉の枯渇といった温泉資源の保護に関する不安とリスクも懸念されたことから、町なかにおきまして、新たな掘削もしくは採掘、再掘削が必要となった場合の周辺温泉施設に与える影響ははかり知れないものがあるとの結論に至り、断念せざるを得ない状況となった次第でございます。

御承知のとおり、本市の中心市街地とその周辺につきましては、昔ながらの上総掘りとボーリングによる温泉源が混在している状況にあり、限られた地域資源であります人吉温泉を大切に保護し、有効に活用していくためには、原則として新たな掘削は認めないことを熊本県温泉協会において取り決めているところでございます。新たな掘削により、既存施設にどのような地底変化の影響が出るのか、甚だ不確実なところでございまして、既存施設の温泉枯渇は経営の死活問題になるとも十分予想、危惧されるところでございます。したがって、現状におきましては、市内に民間施設で設置されております五つの足湯を御利用いただき、人吉温泉のイメージアップにつながるよう、対外的にも、また市民の皆様にもさまざまな観光戦略を展開しまして、観光で食べられるまち、人吉の情報を発信してまいりたいと存

じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長から、かなり難しいと。足湯の取り組み、設置の取り組みについては、かなりハードルが高いようです。しかしながら、将来にわたって、何とか1カ所でも実現できたらいいなというふうに、私はこの気持ちは持っていきたいと思っています。

今回、1期4年目、最後の一般質問でしたが、1度も休むことなく登壇させていただき、毎回丁寧なる御答弁本当にありがとうございました。決して忘れることないでしょう。今期3月末をもって退職される職員の皆様、そして勇退される議員の皆様、本当にお疲れさまでした。これからもますますお元気にてお過ごしいただき、さらなる御活躍を御祈念申し上げます。一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時9分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）
9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永です。

早速、通告に従いまして一般質問を行います。今回は1項目です。学校給食の食物アレルギーの対応食についてです。

これまで、平成23年と25年に食物アレルギー対応食については質問しております。小中学校の9年間で、安全で安心して食べられる給食を提供することは、成長期にある子供たちの成長はもとより、その後の成長にも大きな影響が出ると考えます。この食物アレルギーについては、12月議会で同僚議員も質問されております。質問内容が重複している部分もあろうかと思いますが、御了承いただきたいと思います。今回の質問は、いよいよ新年度4月から学校給食でのアレルギー対応食の準備、そして対応食が始まりますので、何点か確認の意味で質問していきます。

それでは、まず現在までの進捗状況と4月以降のスケジュールについてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、現在までの進捗状況でございますが、平成25年度に市内各小中学校の児童・生徒を対象に、食物アレルギー対応食に係る調査を行い、それを受けまして、希望される保護者に対しまして、個別の面談を実施いたしております。また、昨年7月には、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応のための基本的な考え方及び対応マニュアルとしまして、人吉市

学校給食における食物アレルギー対応の基本方針を策定しまして、関係機関への説明、周知を行ったところでございます。さらに、平成27年4月からの第3期の学校給食調理業務委託を請け負う業者といたしまして、南国フーズサービス株式会社様が決定いたしました。食物アレルギー対応食対応につきましても、現在、業務委託項目として織り込むなど、現在も実施に向けて協議を重ねているところでございます。また、3月には、現小学1年生と新規の食物アレルギー児童・生徒の個別面談を実施することといたしております。また、調理場の改修でございますが、本年3月下旬には給食センター調理場内に食物アレルギー対応食の調理スペースを設置することといたしております。

次に、ことし4月以降のスケジュールでございますが、今回の3月定例市議会に御提案させていただいております人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会を早急に立ち上げ、その中で食物アレルギー対応食のさまざまな内容等について調査研究を行い、具体的な対応について協議をしていくことといたしております。あわせて、新1年生等の各学校での面談及び除去食の調理工程の確認等から、学校における配膳までの流れ、食物アレルギー対応食についての共通理解を深めるための校内研修の実施、それから保護者への説明会の実施、平成27年度の1学期末の試行などを経て、2学期から食物アレルギー対応食の完全実施につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいま答弁いただきました。4月以降の内容につきましては、答弁でもありましたとおり、人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会が今議会で認められたならば、その後の委員会の中で具体的に協議されていくようであります。そういった意味では、まだ何も決まっていない中での質問になりますが、現段階での教育委員会としての考え、また取り組みについて何点か質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平成23年度の質問の中で、アレルギー調査に関する答弁では、毎年アレルギー対象者である児童・生徒に対して調査をされているとの答弁がありました。先ほどの答弁の中でも、調査をされているという答弁があっております。毎年調査はされておりますが、新年度からいよいよアレルギー対応食が始まろうとしていますので、調査方法もこれまでの内容を変更する必要があると考えます。また、家庭との連携についても、これまで以上に詳細に詰める必要があると考えますが、対象児童・生徒の調査方法と家庭との連携についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、対象児童・生徒の調査方法でございますが、全児童・生徒の食物アレルギーについての調査を、各学校を通して保護者に通知し、その調査結果を受けまして、面談を希望される該当児童・生徒、現小学2年生以上については、平成25年度に面談を実施しております。

今後は、現小学1年生に対して本年3月、新規の該当する児童・生徒及び新年度の新入児童・生徒、新1年生です、さらに転入生等について、新学期スタート後に面談を行う予定でございます。

各学校での面談は、対象者本人、保護者、そして各学校の担任、養護教諭、給食センター栄養士等で行うこととなりますが、その面談の中で、保護者や本人からアレルギー症状等について聞き取りをもとに症状確認を行うこととなります。食物アレルギー対応食を保護者から希望される場合には、学校生活管理指導表を提出いただき、また必要に応じて医師の診断書の提出をお願いしていくこととなります。アレルギーの症状や治療、学校生活上の留意点、さらに家庭や主治医の緊急連絡先などについて情報の共有を図り、家庭、学校、給食センター三者で連携することで、重大な事故につながらないよう慎重に実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁でありましたとおり、本人との面談、これはやはり重要だと思います。また、必要に応じて医師の診断書の提出も、対応食を出す根拠にもなるかと思しますので、その点も協議して実施していただければと思います。

さて、2学期から本格実施されますアレルギー対応食、各教室での給食の配膳についてお尋ねいたします。各教室では、各クラスの給食当番が人数分の食器におかずなどをつぎ分けていく作業があると思いますが、アレルギー対応対象児童・生徒にはどうされるのか、つぎ分けるのでしょうか。間違つてつぎ分けられる可能性があると考えます。クラスにアレルギー対象者がいる場合の給食の配膳方法とチェックについての考えをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

学校での給食配膳の方法とチェック体制についてでございますが、まず食物アレルギー対応食を学校へ配送する場合については、安全面、衛生面等々も考慮し、児童・生徒一人一人に対応した個別の保温食缶、これはランチジャー形式でございますけども、保温食缶を使用し、その保温食缶には個人の名前を明記する方向で現在のところ考えております。また、児童・生徒が使用する食器につきましては、現在、使用しております食器と色を変えて、一目で食物アレルギー対応食と判断できる専用の食器を使用することと考えております。

次に、各教室への給食配膳の方法でございますが、詳細につきましては4月に立ち上げます、先ほどの人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会の中で検討されることとなりますが、現在、委員会でイメージしております例としましては、学校給食センターから対応食の入った保温食缶を各学校へ配送し、その後、各学校の給食担当職員が受け取り、それから担任等を通して該当する児童・生徒の対応食が各教室へ運ばれる、そういう流れを予定している、考えているところでございます。さらに確実に本人に届けるために、該当児童・生徒個別の

食物アレルギー対応カード、これは仮称でございますけど、そういうものを活用するなど、確実に対応食が該当者に配膳されるよう、確実なチェック体制を現在検討しているところでございます。いずれにしましても、具体的な方法等につきましては、先ほど申し上げました対応委員会の中で御協議いただき、実施に向け進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 個別のランチジャーでの対応ということで、これならば誤ってクラスでつぎ分けるということはありませんので、誤って食べる誤食も解消するのではないかと考えます。また、確実に本人に届くように対応カードを活用してチェックするというところでございますので、そのように実施していただきたいと思っております。

25年3月でも質問しましたが、欠席した子供の食材で、パンや牛乳、デザートなど余っているものは、担任の判断でおかわりもできるとの答弁がありました。育ち盛りの子供たちとしては、少しでも多く食べたいと思っているのではないかと考えます。特に部活の運動部などの子供たちは、なおさらだと思います。おかわりに対しては統一した取り決めはないとの以前の答弁でしたが、その際紹介した東京での食物アレルギーを持つ女児児童の死亡例は、おかわりをしたことによる事例でした。今回、個別の保温食缶、ランチジャーのもので対応になるようですので、配られるものについては心配ないとは思いますが、おかわりについての考えと、誤食したときの対応の研修についてお尋ねします。アナフィラキシーなどのアレルギー反応を起こした場合などの研修については、12月議会でも同僚議員の答弁でも詳しくあっておりますが、確認の意味でお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、給食のおかわりということにつきましては、他の自治体におきまして、おかわりしたことによる誤食で子供の命がなくなるという痛ましい事故が発生しております。そのようなことを考えますときに、本市におきましても絶対に誤食があってはならないわけでございますので、対応食該当者の児童・生徒につきましては、基本的にはおかわりをさせない方向で考えておりますが、育ち盛り、食べ盛りの子供たちですので、配食量を調整するなど、細やかな対応をしたいと考えております。

次に、誤食等につきまして、万が一があってはならないこととございますが、危機意識、危機管理の観点から、エピペン使用等を含む研修関係についてお答えいたします。まず、アレルギー疾患の研修会等につきましては、学校における養護教諭、保健主事に向けたアレルギー対応についての研修会。また、給食調理にかかわる栄養教諭、学校栄養職員に向けた食物アレルギーの対応への研修会。さらに市町村教育委員会給食担当者、学校給食センター長に向けた学校給食におけるアレルギー対応についての研修会。さらには学校におきましては、エピペンに関する校内での研修会を行うなど、年間を通して全職員が実効的な知識を身につ

けるよう、各担当職務に応じた研修会や教育が計画され、実施されているところでございます。平成27年度から本市におきましても、食物アレルギー対応食を本格実施することになります。各学校におきまして、食物アレルギー対応が一部の教職員だけに責任、負担が及ばないよう、校内委員会を設置するなど万全の体制で対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） おかわりは基本的にはアレルギー対象者にはさせないというのが、今の答弁でわかりました。この件については、各教室で担任の先生がその辺はチェックをしていただくことになろうかと思っておりますので、その辺についてもよろしく願いいたします。また、学校では教職員の研修会、アナフィラキシーについての対応も研修されているようでございます。

それでは、給食センター、今度新しく業者による調理業務が始まりますが、食物アレルギー対応食についても実績があるようでございます。給食センター内での対応食への研修などの対応はどのようにされるのか、現段階での考えをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

学校給食センターでの対応としましては、平成26年度の学校給食終了後、これは3月24日が最終日になっております、それを待ちまして、食物アレルギー対応食の専用スペースに専用の調理器具を設置する予定でございます。また、食物アレルギー担当の栄養士を学校給食センター内に配置することといたしております。さらに、4月からは調理業務を委託いたします南国フーズサービス株式会社様におきましても、常時栄養士を配置していただくこととなっております。南国フーズサービス株式会社様は、管内の自治体でもう既にアレルギー対応食の提供をやっていらっしゃるということで、十分にノウハウ、実績があるということで、その辺は私たちもしっかり現在、信頼しているところでございます。

あわせてまして食物アレルギー対応食に係る担当調理員、それから配送員を初め、全ての給食調理業務従事者に対しまして、研修会を計画しているところでございます。いずれにしましても27年2学期からの確実な実施に向けて、これは教育長もさっきから何回も申し上げておりますけども、全ての面でしっかりした体制をつくって臨みたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 実績のある業者でございますので、万全の体制をもって事故がないように取り組んでいただきたいと思います。

保護者の方数人から同様の御意見、御要望がありました。給食費についてあります。食物アレルギーを持つ児童・生徒は、おかずなど食べられない日もある、除去して食べる日もあ

るが、アレルギーのない児童・生徒と同じ給食費を徴収するのは不公平ではないか、どうにかならないか、減額も考えてほしいとの御意見、御要望がございました。今回のアレルギー対応食の開始によって、これまで食べられなかった児童・生徒も給食が食べられるようになりますので、そういった御要望も減少するかとと思いますが、そのまま質問いたします。給食費について減額などの対応はできないかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問が、これ非常に難しい問題でございまして、現在、給食費の減額対象としましては、牛乳停止の児童・生徒についてのみ、その分を差し引いた額を給食費としていただいております。また、今後アレルギーに係る除去食を実施した場合でも、例えばおかずの一部、これは食材を自分で取り除いた場合について、取り除いた食材分の単価を、これは現状では算出するのは非常に難しい。結果、給食費の一部を減額するという事は、現状ではできないというふうに言わざるを得ないということでございますが、ただそれでも大きなおかず、これは主食ですね、そういうものが食べることができない場合とか、例えばデザートなど単価がはっきりしているやつ、例えばヨーグルト等々がもう食べられないとか、そういうものもございまして、これは今すぐにお答えすることはできません。現状ではさっき言いましたように難しいと、できないということをお願いするを得ないんですけども、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） この給食費の件につきましては、新年度からアレルギー対応食が始まりますので、先ほど述べましたとおり、これまで食べられなかった児童・生徒も給食が食べられるようになりますので、そういった御要望も減少するのではないかと思います。しかし、課題としてこの給食費については、先ほど述べられましたように、今後検討していただきますよう御要望しておきます。

もう1点お伺いいたします。給食業務とは関係ございませんが、部活をしている児童・生徒で、試合など遠征先での食事について心配されている保護者の方もおられます。これについては、家庭と部活の顧問の先生など、引率される方との連携が必要だと思っておりますが、現在はどうかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

食物アレルギー対応は、議員御質問のとおり、家庭、学校給食だけではなく、あらゆる状況での対応が考えられるわけでございます。ただ、対応という生易しいものではなく、危機意識を持ち、あらゆる状況を常に予想し、危機管理を怠らないことが重要であると考えます。御質問の学校教育関係の部活での遠征試合等で、特に特化して宿泊という面でお答えしてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。小学校においては、該当する場合は、宿泊

を伴うものはございませんので、中学校の部活動についてお答えさせていただきます。

まず、中学校の部活動等で宿泊を伴う遠征の場合、これは市内の中学校へ確認しましたところ、原則として部活動顧問から関係保護者に対して食物アレルギー対応の必要があるかどうかの確認を行います。その後、対応の必要がある場合は、部活動顧問から該当する生徒たち一人一人のアレルギー状況について、宿泊する施設に情報を伝え、食物アレルギーに該当する生徒の食事が安全に提供されるよう、学校では手配し配慮されているようでございます。宿泊を伴わない、例えば部活動の遠征で、お弁当とかいう場合も考えられますが、そこにつきましても十分な配慮と家庭との連携をとりながら、間違ったことがないように対応しているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 事前に聞き取りをして対応しているということでございました。遠征先での食事について、その保護者の方も、先生がちゃんとそういう知識を持っておられるのかどうかを心配されていた点もございましたので、今回ちょっと質問させていただきました。

学校給食は子供たちの成長には欠かせない食事であり、栄養源であり、楽しみでもあります。2学期から本格実施されるアレルギー対応食では、事故が絶対ないように、万全の体制で取り組んでいただきますよう要望しておきます。

最後に、3月末で退職されます職員の皆様、大変お疲れさまでした。退職されてからは、健康に留意され、これからも一市民として本市発展のために御尽力いただければと思っております。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。12番議員の西信八郎でございます。本日最後の質問者となりました。お疲れのところと思いますけども、もう少しおつき合いをいただきたいと思っております。

まず、議長のお許しを得まして、通告書の項目、要旨の御訂正をお願いしたいと思います。第3項目でございます。防災関係、その中にごございます「町内会への加入促進の再編成について」でございますけども、これは「町内会への加入促進と再編成について」ということで、「の」を「と」に改めていただきたいというふうに思っております。

去る2月19日、第58期人吉市立教育研修所研究発表会に参加させていただきました。先生方が各部会に分かれ、熱心に研究されたことを発表されました。外国語教育部会では、コミュニケーションの場面に応じた自己表現力の育成を目指して、タスク活動を中心とした小中連携のあり方を通してと題され発表され、英語は小学校においては会話等を中心とした楽しい科目であるが、中学校では文法等が入り難い科目となる。その中でいかに小中連携をと

っていくのが課題であるということでありました。ほかに情報教育部会、社会科部会の発表があり、先生方の日ごろの研究に対する努力が理解できるものでありました。こういうふうにまとめてございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をします。項目は1に教育関係としまして、学校規模のあり方について。2に農業関係としまして、アイガモ農法におけるアイガモの利活用について。3に防災関係としまして、町内会への加入促進と再編成についてであります。

では、1項目め、教育関係、学校規模のあり方についてでございます。このことにつきましては、2014年12月27日の日本農業新聞に、学校区範囲拡大へ、文部科学省が1月に手引、統廃合加速のおそれという見出しで記事が掲載されており、その内容は、概略でございますが、文部科学大臣は小中校区の範囲をより広域に見直す、学校規模のあり方に関する手引を作成することを明らかにしました。徒歩圏内とする通学距離の現行規定、小学校4キロ以内、中学校6キロ以内にスクールバスを想定し、通学時間1時間以内などの指針を加える方針で、これにより学校の統廃合が加速されるおそれがあります。農山村では学校が地域の核として存在しており、範囲の見直しに地域創生に逆行するとの懸念が考えられます。全国で1学校当たり12ないし18学級とする現行の基準を下回る学校が9,523校と、全体の半数近くあることなどが問題視されています。学校区の範囲を広げる新たな指針と統廃合を進める支援策を示したい考えです。小規模校の教育上の課題を挙げ、教育の質の確保を意識し、適正化で生じる財源は教育条件の向上に活用すると説明し、同省による見直しが実現すれば、1956年以来58年ぶりとなるというものでした。そして平成27年1月19日、中央教育審議会初等中等教育分科会におきまして、「公共小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～(案)」がまとまりました。こういうような6章45ページにわたるものでございます。

ここで教育長にお尋ねします。中長期的視点も含め、この手引に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えします。

まず、議員が触れられた公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引についてでございますが、平成27年1月27日付文部科学事務次官名で、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定についてという通知文が、各県教育長宛てに出されているところでございます。その内容でございますが、県教委に確認しましたところ、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてというサブタイトルにありますよう、公立小学校、中学校の設置者である各市町村において、それぞれの地域の実情に応じて教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を、継続的に検討実施していくことを求めているようでございます。

主なポイントは、先ほど議員も述べられましたけれども、次の2点です。重なりますが、

申し述べさせていただきたいと思います。1点目は、学校規模の適正化としてクラスがえが
できるがどうかを判断基準に、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については、
速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとしたこと。2点目は、学校の適正配置として、
従来の通学距離について小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準は、引き続き
妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合はおおむね1時間以内
を目安とするという基準を加えたこと。以上の2点のようでございます。また、公立小中学
校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否または小規模校を存置する場合の充
実策等を検討する際などについての基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた
内容となっております。

御質問の本市としての中長期的な学校のあり方についてでございますが、今回、国から新
たな方向性が示されたものの、これまで市長が本議会におきまして御答弁させていただきま
したとおり、当面は九つの小中学校で学校運営を継続していきたいという方針に変わりはご
ざいませぬ。ただ、今後予想されますこの地域の人口減少、少子化問題を考慮いたしますと、
教育行政の責任として、実態に即した運営方針の見直しをも想定する必要があり、本市の学
校のあり方、適正配置につきまして、本市各小中学校の状況、また地域コミュニティの核と
しての学校、さらに延長上にある地域とともにある学校づくりという考え方を踏まえながら、
今後も引き続き検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） この手引は、現時点で国から県におりたところで、まだ市まで来てな
いということございました。御答弁をいただきましてありがとうございます。教育長答弁
にありましたように、この手引が発表されたから、ここ数年でどうこうあるというものでは
ないと考えますが、中長期視点に立ちますと、人口減少、少子化等の中、不安が残るところ
であります。しかし、この手引を逆に教訓としまして、まず第一中学校区、それぞれの学校
のコミュニティスクール、第二中学校区の学校支援地域本部事業、第三中学校区の策定中の
大畑型コミュニティスクールなど、地域に根差した協力関係の展開と、その協力者以外の方
にも学校に関心を持っていただき、コミュニティの核としての学校の位置づけの認識をさら
に強めていただけるような、魅力ある学校づくりを行わなければならないというふうに分
かるところであります。その魅力ある学校に、他の地域から子供たちが集まってくるような施
策づくりも大事であるというふうに感じたところでありました。あえてこの質問をしまし
たのは、改選前でございます、次回の質問の機会があるかどうか保障されませぬので、前倒
しをして教育長の御意向をお聞きしたところでございます。これでこの質問は終わります。

次に、農業関係、アイガモ農法におけるアイガモの利活用についてであります。ことし1
月に人吉において開催されました全国合鴨フォーラム熊本大会はどのようなものでありまし

たか。また、人吉のアイガモ農法とアイガモの利活用はどのような現状であるかお尋ねをいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

ことしの1月10日と翌11日の2日間、第25回全国合鴨フォーラム熊本大会が人吉市において開催されました。このフォーラムは、全国のアイガモ農法に取り組んでいる生産者が年に1度集まり開催されるもので、今回の大会では熊本大学文学部の徳野教授による基調講演や、本市において農村レストランひまわり亭を経営されている本田様による特別講演が行われ、また実践報告では、命の教育としてアイガモ農法による食農教育をされている錦町の一武小学校の生徒さんらによる発表や、本大会のホストでもあるひとよしアイガモ農法研究会の杉本会長による、医食同源米の生産から販売までに関する報告がございました。このような講演や報告を通じて、アイガモ農法の技術向上を図り、またアイガモ米の焼酎やお酒を楽しむ大交流会では、全国各地から参加された約150人の会員が親睦を深めるなど、大変盛況のうちに幕をおろされました。

本市におけるアイガモ農法の現状でございますが、平成4年から、ひとよしアイガモ農法研究会の方々が、アイガモ農法による米づくりに取り組まれております。現在、同研究会の会員は10名で、作付面積は合計4.6ヘクタール、生産量にして約10トン、約400羽のアイガモによる生産をされております。同研究会では、会員相互の技術向上のための現地検討会や、アイガモ米を購入いただいている市内のお客様への会員による配達、また春には山菜狩り体験交流会を開催し、お客様との交流を深めるなど、さまざまな活動をされております。昨年11月には、熊本県主催のくまもとグリーン農業推進大会において、環境に優しい農業に取り組む生産者として表彰されるなど、その活動は高く評価されております。

同研究会におけるアイガモの利活用でございますが、以前はアイガモのひなを仕入れている業者が引き取られていたとのことでございますが、現在は別の業者に引き取っていただいているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 12番。西信八郎議員。

○**12番（西信八郎君）** 第25回全国合鴨フォーラム熊本大会は人吉市の地で大成功であり、またひとよしアイガモ農法研究会の活動も高く評価されているということでもあります。関係者の方々の日ごろの御苦勞に感謝を申し上げます。

では、ほかの地域のアイガモ農法生産者によるアイガモ活用事例にはどのようなものがあるかお尋ねをいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

まず、人吉市におきましては、中原小学校のアイガモ農法による米づくりで仕事を終えたアイガモを、浄水苑の最終沈殿池に放鳥しておりまして、トラフに発生した藻を食べさせた

り、足で攪拌することにより、トラフの清掃に活用しております。また、今回の全国合鴨フォーラム熊本大会にて実践報告をされた中に、山鹿市のアイガモ農法に取り組む相良あいがもん倶楽部のアイガモ活用事例に関する発表がございましたので、他地区でのアイガモ活用事例として、こちらの取り組みを紹介させていただきます。

相良あいがもん倶楽部では、当初、熊本県内でアイガモ肉の販路を探したものの、食肉加工に1羽当たり2,000円かかってしまうために、なかなか販売先が見つけれなかったことから、高級料理店が多い首都圏に販路を求めたところ、東京の有楽町にある高級フレンチレストランへの納入を実現することができたとのことでございます。レストランからは、フランス産より脂身が少なく、肉本来の味がすると評価されているとのことで、相良あいがもん倶楽部では、都会からアイガモのおいしさを発信してもらい、県内の消費増につなげたいと、さらなる販路開拓に期待をされているとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） アイガモの肉は非常に評価が高いようであります。従来、成長したアイガモは、アイガモのひなを仕入れている業者が引き取られていたものが、現在は無理を言って他の業者に引き取ってもらっているということをお聞きします。地域おこしも念頭に置き、アイガモの利活用としての処理場の建設を初め、市としての支援策についてのお考えを市長にお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

アイガモ農法によって育ったアイガモを食肉加工し、ブランド肉として販売することで、アイガモ農法に取り組む生産者の所得向上につなげ、さらには地域の活性化につなげていくという考えは、大いに共感するところでございます。先ほどの部長答弁にもございましたとおり、山鹿市でアイガモ農法をされている生産者グループにおかれましては、東京の高級フレンチレストランへの納入が実現し、さらなる販路の開拓に前向きに取り組んでおられるという、大変参考とすべき事例が既にあったわけでございます。しかしながらその一方で、アイガモを含む食鳥の処理施設の設置については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律や食品衛生法による規制があるため、さまざまな条件をクリアしていく必要がございます。さらに、処理施設の設置のみならず、その後の維持管理などにかかるコスト、処理するアイガモの羽数やその肉の販路、販売価格などについても慎重に精査し、処理施設を設置した場合の費用対効果を十分に検討しなければならないと考えております。また、人吉産アイガモ肉をブランドとして売り出すには、他のアイガモ肉とは違う何らかの特徴を持った商品でなければ、ブランドとして市場に認知されるのは難しいとも考えているところでございます。本市では、ハラール促進区への取り組みが開始されたところでございますが、例えば人吉産アイガモ肉をハラール食品として商品化し、ほかにはない特徴を持ったアイガモ肉と

してブランド化の実現に向けて取り組む、そういう工夫も考えられるのではないかと考えているところでございます。アイガモ農法で育ったアイガモの商品化、ブランド化が生産者の所得向上となり、また地域の活性化にもつながっていくというお考えには賛成するところであり、さきに述べさせていただきましたさまざまな課題もございまして、市といたしましても、アイガモ農法に取り組んでおられる生産者の皆様方とともに、よりよいアイガモの利活用について、今後検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁いただきました。処理施設に関しましては、市の自営ということではなくて、補助をやって民間で村おこしも含めてやっていただく方向性もあると思っております。また、市長がお話されましたハラルに則した事業でまた農家の方の所得向上になればと思います。また、この辺については御検討のほどをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、防災という観点からの、町内会への加入促進と再編成であります。町内会への加入促進につきましては、村口議員が今期におきまして、平成23年6月議会、平成25年9月議会に質問をされております。また、昨日は笹山議員が見直しと整理ということで質問をされております。村口議員の質問以後の状況を踏まえ、笹山議員に対する答えと重なるところがあるかとも思いますが、質問させていただきます。また、今期でございまして、村口議員に答弁されています事項は、再度質問することをやめまして、この議事録の事項を参照させていただきますながら質問させていただきます。

まず、町内会の現状はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

町内会の現状ということで、町内会数やその規模というところでお答えをさせていただきます。本市における町内会は92団体でございます。平成27年2月末現在の加入世帯数を規模として捉えますと、加入世帯数が50世帯未満は29町内、50以上100世帯未満は22町内、100以上150世帯未満は14町内、150以上200世帯未満は8町内、200以上250世帯未満は3町内、250以上300世帯未満は6町内。あとは100単位でいきます。300以上400世帯未満は2町内、400以上500世帯未満は3町内、500世帯以上の町内会は5町内でございます。加入世帯数の平均値は140世帯でございます。最も大きい町内会は953世帯で瓦屋町内会、最も小さい町内会は5世帯で西大塚町高仁田町内会でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 近年、核家族化、単身世帯、共稼ぎ世帯の増加や生活様式の変化、少子高齢化などによって、地域のつながりが希薄化し、町内会活動への参加者が減っている地

域もふえています。地域における人と人とのつながりが希薄になると、それに伴い地域での防犯や災害、ごみの問題等、地域が抱える課題に対する人々の不安が大きくなっています。住民同士の助け合いの意識が災害時の被災者支援において有効に機能したり、住民による防犯活動が地域の治安向上に成果を上げたりしているといったことがございます。同じ地域に住んでいる者同士が仲よく助け合い、協同意識を高めるために、町内会の果たす役割はますます大きくなっていると思います。このような状況の中、各町内会において、会長を初めとする役員を中心に取り組まれているさまざまな活動が、自治会活性化や加入促進に成果を上げている事例もたくさんあります。このことについては、市長も前回御答弁をされております。また、村口議員の質問におきまして、未加入世帯は平成25年、おおむね約2,200世帯、平成25年8月が約2,500世帯という答弁がございました。また、加入率におきましては、平成20年3月末で87%、平成21年3月末で87%、平成22年3月末で86%、平成23年3月末で86%、平成24年3月末で85%、平成25年3月時点で85%ということで、加入率も徐々に下回っているということになっております。こういうことを見まして、加入促進のため町内会長に対する活動支援や研修の取り組み等が必要ではないかと考えますが、町内会の加入促進策をどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員が御質問で御指摘のとおりだと存じます。少子高齢化、生産年齢人口の減少、町内会への加入率の低下、さらに地域のつながりの希薄化といった問題は、本市特有の問題ではなく、全国各地で起きている問題だと存じます。昨日、笹山議員の御質問に対してもお答えしましたように、町内会は全世帯加入が原則であると存じます。それは、地域と地域住民の協同の問題に対処するのが、町内会の役割であると思うからでございます。家族や親族間で生活を支え合いながら、同じ地域に生活する人々とも力を合わせるが大変大事なことであります。

本市における町内会への加入促進の現状としましては、市民課窓口へ転入手続のために来庁される方々へ、町内会長の名前と連絡先を記載した書類及び町内会加入のお願いのチラシをお渡ししております。また、都市計画課へ建築確認に来られる業者の方を通じ、施主の方にも同様のチラシをお配りしております。さらに、熊本県宅地建物取引業協会人吉支部の御協力により、借家契約時に町内会加入を勧めていただいているところでございます。ただ、こちらのほうはその業者によりまして扱いが非常に異なっておりまして、あるところではもう家賃の中に町内会費も含めてもらっているところもございまして、お声かけだけで終わっているところもあるところでございます。

議員御承知のとおり、町内会とは行政の下部組織ではなく、住民の自主的な意思でつくられる自主組織でございます。それゆえ町内会への加入を促進するということは、コミュニティを活性化させる上で非常に大事なことでございますが、一方で加入を強制できるもの

でないこともまた事実でございます。今後の加入率の向上につきましては、これまで同様、町内会長嘱託員連合会の皆様と一緒に研修等を通じて、また他市町村の町内会、自治会のいい事例のほうを参考にさせていただきながら、市としてできる限りの協力をしていく考えてございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁にありましたように、町内会は任意の団体で、加入に関しましても再編成につきましても、強制はできないということであります。先ほどチラシ等の配付というようなこともございましたが、ライフスタイルがそれぞれ違うということで、それぞれの世帯に対するデメリットということも、それぞれ違ってくるものであるとは思いますが、未加入世帯に、未加入による想定できるようなデメリット、そういうものを具体的に、漫画とか、市民である以上は加入者であろうが、未加入者であろうが、行政サービスを受ける権利はあるわけでございますので、その辺をソフトな表現で御紹介したり、町内会長が加入に行かれる場合に、なかなかおられないという事例もよく聞くところでございます。その加入のチラシをやられるときに町内会長の御協力をお願い等の文章も添えるとか、そういうのも必要ではなかろうと思っているところでございます。

また、ちょっとお話を聞いたところによりますと、ある町内では公職を持ってる人間が、アパートには寝に帰るだけだから、町内会を外れますというようなことを言われた町内があるそうでございます。こういうことを考えますと、やっぱり地域では公務員等はある程度見本となるべきものではなかろうかというようなことも考えますので、官公庁とか、学校とか、そういう公務員の方々に、転勤された場合の加入促進とか、現在入っておられない方がおられましたら、そういうふうに地域に貢献できるというか、地域とともにそういう仕事を進めていただくようお願いするような文章も、また必要じゃなかろうかというところも感じたところでございます。

今回の市長の施政方針の中にも、平成23年度から取り組んでまいりました向こう三軒両隣による声かけネットワーク組織化につきましては、民生委員・児童委員を初め、高齢者相談員、シルバーヘルパーなどの福祉関係者が中心となり、各町内会単位において声かけ等の見守りネットワークの構築が進められております。また、町内会単位で作成していただく避難行動用要支援者支え合いマップにつきましても、本年1月末現在26町内で作成されるなど、災害時における支え合い体制が整備されているところでございます。市としましては、安全安心地域づくりとして、地域における支え合いの輪が広がりますよう、引き続き町内会に対し、出前講座など必要な支援を実施してまいりたいと存じますと述べられております。現在、町内会はどこも高齢化が進行しており、また非常に、先ほど答弁いただきましたように戸数が少ない、行事的なことも行うことができないような町内も多数見受けられる状況にありま

す。ここは、やはりある程度の町内の再編成支援と、町内会の連携の支援ということが必要ではないかと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

町内会の再編につきましては、昨日、笹山議員に対する答弁で総務部長が申し上げましたとおり、地理的または歴史的なこともございますので、まずは地域住民の皆様で、今後の町内会のあり方を議論していただくことが大事であろうと考えているところでございます。近年、地域で暮らすためのインフラ整備が進み、各家庭には便利な電化製品や道具、設備などが普及し、公的な社会保障や保険制度が充実してくると、隣近所に依存しなくても、とりあえずは生活できるというようになってきております。しかし、これは同時に地域での孤立化を意味しておりまして、その結果、孤独死や地域における防災や安全対策について問題も生まれてきておるところでございます。

地域での子供の安全や災害時のひとり暮らしの高齢者の安心の確保といった問題は、地域の役割として期待されてきており、そのためにはどんなことでも協力し合える住民の組織が必要であります。町内会の活動とは、多様な価値観を持った人々が共通の課題を見出し、お互いに役割を担っていく、自分たちのための活動であり、それは共益性のある仕事を担う組織であると存じております。そのためにどのようにして地域の共益性を考えていくか。高齢化社会の中で、重なり合う大きな課題となっている福祉と防災という観点から、それを乗り越えるための生きたつながりをどこまでの範囲として捉えるか。これが町内会の再編を考えるに当たっての重要なことではないかと考えているところでございます。もちろんそのために市がどのような手助けができるのか、皆さんと一緒になって考え、研究してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 御答弁をいただきました。町内会の再編、あるいは連携ということ、市も任意団体ではありますけれども、進んで方向性を示し、そして機能できる町内会と申しますか、本当に一人一人に手を差し伸べられるような体制づくりが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたが、今年度退職されます職員の方々の長年にわたります市政発展への御尽力に対しまして、心より感謝を申し上げます。これからも体に気をつけられ、活躍されることをお祈り申し上げます。

これをもって、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時15分 散会

平成27年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成27年3月6日 金曜日

1. 議事日程第5号

平成27年3月6日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 村 口 隆 君
2. 犬 童 利 夫 君
3. 井 上 光 浩 君
4. 森 口 勝 之 君

日程第2 議第36号 平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）

日程第3 議第37号 市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第38号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第5 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----|-----|---------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 8番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 | 信 八 郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 | 美 千 子 君 |

17番 森 口 勝 之 君

18番 永 山 芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	中 村 明 公 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	田 中 幸 輔 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞 二 郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	愛 甲 泰 士 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。一般質問終了後、3月4日に追加提案されました議第36号から議第38号までの3件に対する質疑を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） おはようございます。3番議員、村口隆でございます。

きょう朝ちょっとびっくりしたことがあって、質問の前にトイレに行ったら、市長とばったり会って、お願いしますと言うたところでした。早いものできょうで最後の一般質問を迎えることになりました。4年前、私は町内会長から議会改革を掲げて当選させていただきました。当選してから心に刻んできた言葉が二つあります。「義を見てせざるは勇無きなり」、「保身を考えたときは議員としての終わりのとき」という言葉を忘れることなく活動してきましたが、この4年間、政務活動費は受け取らなかったものの、私を議会へと押し出してくれた当時の人たちにとっては、私の活動は満足いくものではなかったのではないかと反省をしているところでもございます。

しかし、4年間、2月9日に辞職した松岡隼人元議員と36回の市民の皆様との意見交換会、議会ごとの約5万部の会報配布、そしてSNS、インターネットで積極的に情報を流し続けたことで市民の皆様と多くの議論ができたため、4年間住民の目線で物事を捉えることができたと思っております。時には理解者である先輩と深夜まで口論になりながらも本気で未来の人吉について議論をしてきました。

また、4年前、右も左もわからない議員なりたてのころ、先輩議員の田中哲議員が私にこう言いました。一般質問は遠慮せずに自分の思いのたけを述べろと。きょうは最後の一般質問、田中哲議員の言葉を胸に遠慮せずに住民目線で思いのたけを述べさせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

まず、職員のモチベーションについてです。自治体にとってこれからは人口減や収税減、社会保障費の増大など厳しい状況が増す中で、勝ち組になるためには、その目標を達成して

いく上で私は職員がモチベーションを上げて働くことは重要な条件になると考えています。これからはどんなに聞こえのいい政策を打っても、職員のモチベーションを引き出すことができなければ十分な成果を得ることができず、モチベーションをいかに維持し高め続けることが重要だと考えます。私も野球という小さな組織ではございますが、監督時代は勝つチームをつくり上げていく上で一番重要視したのは、選手のモチベーションをいかに上げたまま試合に臨む環境をつくるかでした。人間ですから当然調子のいいときもあれば悪いときもあります。モチベーションを上げたまま維持するのは簡単ではございませんが、地方創生元年において勝ち組になるために職員のモチベーションは重要だと考えますので、このことについて質問をしていきたいと思えます。

まず、現総合計画において職員のマナーが向上したという市民の割合の目標は、平成27年度で75%とありますが、現在の集計中のアンケートでは何%かをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

御質問にありました現在集計中のアンケートとは、昨年末から実施をいたしました人吉市総合計画策定に関する市民意識調査のことかと存じます。本調査は、第5次人吉市総合計画の前期計画が来年度で終了するに当たりまして、その検証と後期計画に反映させるために実施したものでございます。1月中旬までを調査票の回答期限としまして市民の皆様にご協力をお願いし、現在、調査結果の集計中でございますが、本調査におきましては、総合計画の施策項目を大別した調査内容となっております。職員のマナー向上に特化した調査項目は設定していないところでございます。

したがって、現時点での明確な数値結果は持ち合わせていないというのが実情でございますが、庁内に設置しております市民サービス推進委員会が1年置きに実施をしております窓口アンケートによりますと、平成25年10月実施のアンケート結果では、窓口の対応全般に関しまして87.7%の方が満足をしているという結果をいただいているところでございます。

職員のマナー向上につきましては、平成24年度から今年度までの3カ年計画で全職員を対象としたおもてなし力向上研修を実施し、意識啓発とマナー向上の実践に努めてきたところでございまして、来年度におきまして、その検証を行ってまいる予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 平成25年10月の調査で87.7ということは、非常に職員の方も頑張っておられるのではないかなと思っております。

次に、職員のマナー向上は、職場での規律を高めると同時に、職員みずから公務に対するみずからの動機づけが必要になると思えますが、人吉市では2005年度の人材育成基本方針において方向性が形成されております。約10年が経過しますが、その成果についてお尋ねいたします。また、その中で職員みずからの動機づけは、現在どんなことを行っておられるの

かをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員の御質問・御指摘のとおり、職員のマナー向上には、職場内の規律を高めると同時に、公務に対する職員みずからの動機づけが必要不可欠であるというふうに認識をしております。

まず、職員みずからの動機づけに関しまして、2005年度に策定しました人材育成基本方針も踏まえて10年後の成果はという御質問でございますが、人材育成基本方針の中では、具体的な取り組みとしまして、人材育成型人事異動の実施と、人材育成組織活性型人事評価制度の導入を項目とする人事制度の確立、管理・監督職の職員に対し、人材育成の重要性と職場での教育的役割についての理解を進めるための職場の教育力の向上、目指すべき職員像に求められる能力の取得と組織の活性化を図ることを目標とした研修制度の再構築の3本の大きな柱としてまいりました。その中でも人事評価制度を導入する過程において、職員の目標による管理を行うために、能力向上取組目標シートを作成させ、管理職による年度始めの期首面談と年度終わりの育成面談により、職員みずからの気づきや動機づけに対する指導・助言等を実施してきたところでございます。

この能力向上取組目標シートの活用による管理職の面談を通して組織目標の共有化や職場内のコミュニケーションの活性化が図られ、ひいては市民サービスの向上へつながるものであると考えておまして、人材育成基本方針策定後、10年経過した現在において、シートの内容の見直しや面談のあり方等の改善の必要性も検討を進めているところでございますが、一定の成果はあったものと認識をしております。

また、一方で研修制度の再構築を図る中で、内閣府や経済産業省といった国への派遣など派遣研修の充実や、自己啓発を行うための自主学習グループなどへの支援、能力開発研修においても自主性を重んじての公募制度などの導入、多様な研修制度の導入による職員みずからの動機づけになるような自主性・自発性を誘引させる研修等も実施をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 研修等も、私もSNS等を見ておれば、職員さんも頑張っておられる姿も見受けられることもあります。本当にさっき一定の成果が出ていると言われましたが、成果が出ているのかなと感じるところでございます。

次に、総務省から本年度、地方公共団体における人事評価の導入について指針が出ていると思いますが、人吉市としては今後職員の能力評価・業績評価に対してはどのように行っていくのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人事評価につきましては、議員御質問のとおり、昨年の地方公務員法の一部改正に伴い

まして、平成28年4月1日から地方公共団体において人事評価制度の導入が義務づけられたところでございます。

本市におきましては、平成18年度に能力評価の試行を行い、19年度から本格導入を行っているところですが、業績評価については現時点では導入までには至っていない状況です。能力評価につきましても、導入から一定期間を経過しているということもあり、評価内容の見直しを行うとともに、業績評価の導入についても検討し、平成28年度から新たな人事評価制度の導入に向け取り組んでいく予定にしております。人事評価の導入に際しましては、その目的を明確にすることが重要で、その導入目的によって評価項目や評価の内容等に大きく影響が出てまいります。現在実施をしております本市の能力評価は、職員一人一人の能力を高め、組織と職員を活性化することでより質の高い市民サービスを提供する市役所となることを導入目的として位置づけております。

したがって、職員間に差をつけたり、人間性を評価したりするものではなく、人材育成と組織と職員のやる気を高めることに主眼を置いた人事評価としております。

本市の人事評価制度は、評価結果を個別面談により評価者から職員にフィードバックすることで職員の気づきと、それに基づく自発的な能力開発、また評価者からの直接的な助言・指導による職場内の教育のシステム化、コミュニケーションの活性化、仕事と能力を認められることでやる気を高める仕組みづくりにより、市民の皆様に質の高いサービスを提供するための制度として構築してきたところでございます。今後、導入を予定しております業績評価につきましても、同様の考え方を基本としながら制度設計を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） これから制度設計をされていくということでしたので、しっかりモチベーションが上がるような制度設計をしていただければと思います。

ここまでは現在市としての役割や経過等をお尋ねしましたが、ここからは現場の現状をお尋ねしたいと思います。

市では、市が主催や共催するさまざまなイベントが開催されていますが、イベントのときによく思うのが、職員がたくさん動員されているなど思うことが多々あります。実際、現在職員が休日、土・日・祭日を返上して動員されている年間のイベント日数をお尋ねいたします。また、実数で何人動員されているのか。それと、一番多い職員で年間に何日動員されているのかをお尋ねいたします。

申しわけないんですけど、ちょっと書きながら聞きますのでゆっくりお願いします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

職員が土・日の休日などに動員されている年間のイベント日数及び動員数でございますが、

各課に照会をいたしました結果、平成26年度でこれまでで41日、動員数は1,449人でありまして、もちろん同じ日に重複しているイベントもありますので延べ日数として御理解いただければと存じます。また、一番多い職員で年間何日動員されているかということでございますが、おおむね10日程度となっております。

なお、ここで今お答えしております数値の動員という定義につきましては、イベントの担当所管課としての域を超えて他部署の職員に業務従事を要請した場合の他部署の職員を対象として集計をいたしております。ですから、イベントの担当所管課となる職員につきましては、動員ではなく所管業務という取り扱いで集計をいたしておりますので、先ほど申し上げました数値、平成26年度で41日、動員数が延べ1,449人という中には所管課の業務の担当者の方の人数のほうは入っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 平成26年度、今ですね、現在で41日、1,449人、一番多い職員で10日間ということですが、所管課は入っていないということですよ。私たちが見るときは、範囲はわかると思ってるんですけど、市民の方が見られるときは、多分、所管とか所管じゃないかと、動員とか動員でないとか、そこはちょっとわからないのかなと今聞いていたんですけど、この数字1,449人は部長とすればこの数字は多いと思われるのか、少ないと思われるのか、どうでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先ほどの数字を別の視点から見ますと、年間で41日のイベント数と申しますのは、単純に考えますと、イベントが毎週土・日に5カ月間続けて開催されているというような数値にもなります。そういう意味ではイベントが多いのかなという思いはあります。

また、延べ動員職員数が1,449人という状況につきましては、これも単純に現在の職員数333人で割ってみますと、1人当たり4.4となるようでございます。これも先ほどの答弁で申し上げましたとおり、動員の定義に基づくものでございまして、担当所管課の所管業務は除いているところでございます。この平均的な4.4回を多いと見るか少ないと見るかというのは、意見が分かれるところだと思います。

動員の多い職員で年間10日程度動員されているという状況につきましては、担当所管業務としての休日出勤を考慮しますと、職員に負担を強いているところもあろうかと感じているところでございます。ただ、この地域におきまして、私たち公務員、非常にある意味恵まれた労働環境にあるかと思えます。なかなか厳しい経済情勢の中で、いろいろ何かと御指摘を受けることも公務員は多いんですけども、こうやって村口議員から休日の労働状況について多いのではないかと御指摘を受けるというのは、非常に逆にありがたい御質問になるかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 毎週土・日出て5カ月間と考えれば、ちょっと多いのかなという気がします。生きがいというか、やる気を持って望んでいるのであるならば、私は問題ないと思うとですけど、例えば大体土・日ですよ、動員ですからね。例えば子供のスポーツの大会とか家族ごととか、そういったのにも大分影響が出ているのではないかなというふうな気はします。

それでは、次ですが、そういった環境で職員から改善の声とか、そういったのはあるのか、またそういった把握はされているのか、またそういう把握をする場はあるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

職員の声というところでは、そういった把握をする場としましては、先ほど申しましたように、今、人事評価におきまして、期首面談、また育成面談を行っております。また、職員の希望によるんですけれども、総務課長面談というのも行っております、数にしますと、正確ではないかもしれませんが、60名ほどの職員が総務課長の面談を希望しております。直接担当の上司に言えること、そうでないこといろいろありますので、いろいろ相談窓口のほうは職員組合の方も含めて設けているところがございます。ただ、日数に関しまして、それぞれ子育て中の方とか、あるいは御両親の介護をなさっている職員の方もいらっしゃいますので、そういった部分では実際大変だろうなというのは思っておりますが、正直、私のところまではまだ直接その声は聞こえていないところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） そういう把握をする場はないということですか。60人の方が部長に面談に来られたということですよ。そういった例えばなかなかそういうことで言いつらいと思うとですよ。ですから、今度、評価を変えられるときに、やっぱりそういったのも必要なのかなという気はします。

次に、休日に動員された職員は、休日出勤手当なのか、それとも代休なのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 村口議員最後の御質問ということで非常に緊張しております、大変申しわけありません。

今の御質問にお答えする前に、先ほどの相談のことなんですけれども、総務課長の面談でございまして、あと自己申告書というのをとります。そのときに最後に自由にいろんな家庭の状況でありますとか、職員の意見を書いてもらうんですけれども、そういう中では議員御指摘のとおり、イベントが多いんではありませんかというような御意見はあります。今後、

そういった声を定量的に把握できるように工夫をしていきたいと思いをします。

今の御質問です。休日に動員された職員の手当関係でございますけども、土曜・日曜及び祝日等の休日に業務に従事した場合は、当該イベントの内容や規模、動員数等、時間外勤務等の予算措置状況を勘案しながら対応している状況ですが、基本的に定例的なものや多くの職員の動員を必要とするものなどは、振替休日または代休といった形での対応を行っているところでございます。これはもちろん体を休めるということも大変大事なことで、まずは休んでくださいということをお願いしているところでございます。市長のほうからも、しっかり職員のほうには休日を取るようというのをお言葉をいただいております。

なお、振替休日の場合、同一週内にその取得ができなかった場合は、規定により1時間当たり給料の100分の25の時間外勤務手当を支給することとなっております。これは1週間の勤務時間が規定の時間を超えた場合ということで、休みがその週に取れないときには100分の25の時間外手当を支給するということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 代休の場合には、そのイベントのあった場合、予算には人件費は計上されてないと思いますが、もしその人件費を予算計上するならば、さっきの1,449人ということを考えれば、私はイベントの事業費というのはまだまだ大きく膨らむのではないかなと考えます。

また、平日に休みを振りかえることで、代休の日に、その日に休まれた方に用件があり訪ねて来た市民の方には不利益を与えるとも思いますが、その件についてはどう考えておられますか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

休日等イベントの動員により平日に振替休日等を取得することで本来の業務への影響はないかということにつきましては、正直全くないとは当然言えないと思いをします。しかしながら、そういったイベントの業務も必要な業務であると認識しておりますし、全庁的に応援体制をとり対応していることもあります。動員職員の本来的業務につきましても、市民サービスの低下や市役所を御利用いただく皆様に、御迷惑がかからないように職員同士でカバーし合っ対応させていただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） イベントについての考え方なんですけど、イベントは私は悪いとは思いませんが、やはり私もずっといろんなイベントをしてきまして、疲れが残っているんですね、どう考えてもイベント疲れというのが。結局盛り上がり成功したときはわあっと言ったりよかですけど、例えばマンネリ化したときとか、人が来なかったときとか、そういっ

たときには気を使ったり、イベント疲れしたりすると思うとですよ。ですから、なかなかイベントでのまちおこしというのは成功してないんじゃないかなと私は思うとですけど、モチベーションが高まれば、人はより積極的に行動し、その結果、仕事の成果も高まることが期待できると思います。

自治体が持つさまざまな資源の中で人という資源は、私は非常に重要な資源だと思っております。モチベーションをうまく引き出し、仕事への心理的エネルギーを高めるように促すことが重要でもあります。モチベーションにはもちろん個人差もあり、同じ仕事をしていても人によってはモチベーションの高さが異なるのも事実です。

さらには、同じ人であっても同一状況下で常に同じようなモチベーション、気持ちが維持できるわけでもございません。モチベーションを高めようと思っても、単純、簡単にはいかないものであり、モチベーションを引き出すことも私はこれは大きな施策の一つではないかなと考えております。

また、これ動員は全く関係ないんですけど、気なることが私一つあります。議会報告会とか市長の“かがやき”づくりトークとかは職員の出席が非常に多いんですよ。ちなみにうちの町内で“かがやき”づくりトークがございましたが、町内会の役員、職員、職員の家族以外の町民は本当にわずかな人でございました。もちろんそこに集めきれなかった私たち、私役員ですので役員の責任も当然あるんですが、そのときに参加された職員の中には、隣の町内の職員の方もいらっしゃいました。率先してそういう参加することが私はいけないと言ってるんじゃないで、逆に熱心な方だなと関心すらしますし、議会報告会や“かがやき”づくりトークには、職員は市民の声を聞くために参加しているということも聞きましたが、私はふだんから町内会活動をしておるならば、逆に町内のそこには参加人数が少ないので、議会報告会と“かがやき”づくりトークですね。ですから、町内の活動しとったほうが私は市民の声というのがダイレクトに聞けるんじゃないかなと思うとです。本音をですね、飲みながらとか、そこで話したりとか。そういったふうに私は考えます。知らず知らずにそういうふうな環境になっているのではないかなと私自身が感じるのも事実でございます。ちょっと甘いかもしれませんが、休日は家族と過ごす時間も必要ですし、また自分の趣味や特技を生かす時間も私は大切だと思います。

モチベーションとストレスの関係は私は深いと思います。ストレスがたまればモチベーションを引き出すどころか、これは不祥事に私はつながると思います。何度も言いますが、今までの一般質問でも言ってきましたが、私が4年間成功してきている自治体を見てきた中で、成功の法則は人です。政策があつて人ではなく、人がいて政策です。人が先です。ですから、その人がやはりモチベーションを上げてストレスなく働く環境にないと私は政策も成功しないと思うんです。私はこれが成功の法則だと思います。例えば土・日イベント疲れして月曜日仕事へ行って力が発揮できるかと言え、私はちょっと違うと思うんです。中にはそうい

うこともあると思います。

さっき声の中ではちょっと多いのではないかという声も出ているということでしたが、そういうことだと思っております。やはりぜひモチベーションが高まり、職員がかがやく、人がかがやく職場づくりをしていただき、これからの厳しい時代、地方創生元年を勝ち組になっていただきたいと、そういう計画をつくっていただきたいと思います。

これでこの項目の質問を終わります。

続きまして、もう何度もやっておりますが、鉄道ミュージアムについてです。この件は、6月議会、9月議会、12月議会と続けて質問してきましたが、内容が明らかになるどころかほとんど変わらない状況でした。また現在、市民の方が大きな関心を持っておられるのも私は間違いないと思います。今回、2カ月後の5月に開館を控えた鉄道ミュージアムについて、私議員として最後のお尋ねをしたいと思います。

きのう宮崎議員が同様の質問をされていますが、重複している質問もあるかと思いますが、そこは私なりの視点で聞き、再質問もあり得ますのでよろしくお願いします。

まず、議案第9号でのミュージアムの管理委託料、これについてはどこまでの作業が含まれているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

お尋ねの委託料は人吉鉄道ミュージアム管理委託料、いわゆる運営に係る委託料のことと理解いたしましてお答えさせていただきます。

人吉鉄道ミュージアム管理委託料は、ミュージアムの開閉及び来館者への案内や対応業務、ミュージアムの備品及び遊具等の管理並びに安全使用の指導に係る業務、ミニトレインの運行及び安全の確保に係る業務、ミニトレインや遊具等の使用料の収納に係る業務、ミュージアム開閉時間内の軽微な清掃などを想定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） その管理委託は、12月議会で出ていました観光協会がされるんでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

正式な手続のほうは、まず予算措置がされまして新年度に入りまして一定の契約手続のもとに進めていくものだと存じます。ただ、その前段階としまして観光協会のほうとお話をしているというのは事実でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 次に、カフェ、きのう宮崎議員の質問もあったと思いますが、12月18日に説明があつて、5者説明を聞きに来られたけど、みんな手を下げられたということでは

たが、カフェの内容についてお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今御質問の中にもありましたとおり、ミュージアムの軽食・喫茶の経過等につきましては、宮崎議員の御質問にお答えしましたとおり、昨年12月1日の広報ひとよし及びホームページで公募し、12月18日に出店募集説明会を開催いたしまして、当日は個人、企業を含め5者の参加がございましたが、その後、出店の希望はなかったところでございます。そういう中で聞き取り等を行いまして、使用できる機器の制限でありますとか、あるいは営業時間、また使用賃借料、そういったものもいろいろ業者の方には課題があるというところの認識に至ったわけございまして、現在はそういった御意見を伺いながら、参考にしながら、運用の形態も今協議を進めているところでございます。

今御質問の具体的にどういうものかということに関しましては、軽食・喫茶を提供できるものとしか現段階ではお答えできないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 説明会をされるに当たって事業計画じゃないですけど、例えば予測としてどれだけ売りが上がるとか、営業時間とかから考えて。そういった売りの予測とかはそちらではされてないんですか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

取り扱う品物にもよるかと思えますけども、明確なところでの積算は私どものほうではしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 5者が手を下げられたということで、私はそこだと思っんです。例えば出してもうかるのであるならば、出されると思っんです。やはり厳しい、もうけが出ない、だからこそ5者は引かれたんじゃないかなと思っんです。私も商売やっていますが、普通そこですよ、一番大事な。ですから、やっぱりそういったところが例えば何も見えてないじゃないですか。そういった中で私は募集をされてもなかなか入らないんじゃないかなと思っんですよ。確かに器具の問題だとか、そういった問題はあるかもしれんです。しかし、誰も出店して好きこのんで赤字のところに店を出す人は誰もおらんと思っんですよ。ですから、そういったある程度の積算というか、そういったのは当然私はやるべきじゃないのかなと思っんです、市の施設であるならば。

今からその質問を続けていきますが、私が当初から言ってるのは、鉄道ミュージアムがだめじゃないんですよ。そういった事業計画がない、計算が甘い、だからこそだめなんじゃないんですよかというのをずっと5月の臨時議会から言ってるんです。結局そこなんですよ。

次の質問に行きますが、実際に5月の開館までに間に合うんですか、そのカフェの出店は。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

間に合うように今協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 間に合うように進めておられると、それは当然でしょうね。仮に5月までに間に合わなかった場合、決まらなかった場合はどうされるんですか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

仮に間に合わないということは現在想定はしていないとこですので、非常に何と答えていいのかかわからないとこですけども、間に合うように協議を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 協議を進められるということなんですが、さっきも言ったように、黒字、もうけが出ないと恐らく誰もせんと思うんです、わざわざ。例えば自動販売機を置いてくだけとか、今、自動販売機もいろいろあるじゃないですか。例えばそういう軽食が出てくる自動販売機もあるし、ジュースとかコーヒーとか、そういうのは普通ありますよね、今。ですから、そういったのを置くとか言うならわかるんですけど、例えば人件費とか当然絡んできますよね。こういったときに、いまだに売り上げの予測も立ってないときに、実際間に合うように協議はされると思いますが、本当にそこで黒字を出せ出店が可能なのかというのは私はちょっとどうかと思います。もしそれが可能であるならば、もう今決まっているんじゃないですか、もう2カ月前ですよ。例えば普通に考えてください。商売するとき、私が5月に出店するとしたときに、今何も決まったらんと言えどできんでしょう、普通に考えてですよ。やっぱり前から、例えば1年前、半年前ぐらいからここに出店をして、ここで何をつくって、幾らで何を売るという計画して、何人ぐらいの顧客を見込んでどれぐらいの売り上げを上げて、そして仕入れがどれぐらいでというのは私は当然だと思ってるんですね。それが2カ月前でもまだ決まってない。今までずっとそうだったじゃないですか、私ずっと聞いてきたけど。すいません、今、議事録なかけんちょっとろ覚えなんですけど、半年前までにはきっちりとした計画を出すか何か、そういった答弁がなかったですかね、たしかあったと思うとですよ。

ですから、それなのに2カ月前できちんとしたまだ計画が出てないのに大丈夫なんですかという話なんです。だから、市民が疑問を持っているんですよ。私も好きこのんで反対しているんじゃないんです。そらもうできるって決まったんですから、これは今からとめるわけにはいかんとですから、協力していくのは議員の役目ですよ、成功するために。しかし、成功する材料が何も示されてない。それに協力しろと言われても、逆にそこを正すのが私らの

役目なんですよ、議員の役目なんですよ。ですから、開館を2カ月前に控えて今の状態ですよ。これ本当に大丈夫かなと思っとるんですよ。

ちょっとくどいかもしれんですけど、本当にここでもうかるという企業ならば、もう決まっていますよ、絶対。私は商売人として、もう3月ですから2カ月前ですね。2カ月前に今から準備して今からぱっと出して今からしてということは私は厳しいと思います、普通に考えれば。赤字でもいいという方なら出されるかもしれませんが、そこなんですよ、私がずっと言ってきたのは。

次に、これもまだ今までちょっとはっきりしていなかった年間の収入とランニングコストについてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず収入でございますが、平成27年度の当初予算上げておりますので、13款使用料及び手数料にミニトレインの利用料239万4,000円、行政財産の目的外使用料32万円、20款雑収入に軽食スペースの電気料として10万円、計281万4,000円を計上いたしております。

次に支出でございますが、イベント経費を除きまして合計で1,777万3,000円でございます。内訳でございますが、オープンに伴う事務補助員6カ月分で81万4,000円、事務用消耗品、リーフレット、ポスターの印刷費、電気、上下水道などの光熱水費などの需用費が361万5,000円。電話料、火災保険料などの役務費が25万円。あと委託料でございますが、合計が1,239万4,000円です。内訳としましては、先ほどの管理委託料とミュージアム館内及び館外の清掃等の委託料、あと警備委託料、あといろいろ機器をそろえますので、そういったものの施設設備等保守点検の委託料と緑地の維持管理委託料、そういった委託料を合わせて1,239万4,000円でございます。すいません、まだ使用料、賃借料がございました。NHKの受信料とか、あとJRから倉庫をお借りするようにしておりますので、そういった賃借料で56万6,000円。あと職員を配置するようにしておりますので、そういったパソコンの整備費等で13万4,000円でございます。

なお、委託料の1,239万4,000円につきましては、一昨日、国の補正予算の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応した本市の補正予算案を提案させていただいておりますが、その中で見られているかと思っておりますけれども、該当するものとして計上させてもらっております。平成26年度地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の二つございますが、地方創生先行型として上げております。地方創生先行型とは、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関する優良施策等の実施に対し国が支援するものでございまして、鉄道ミュージアムの委託する業務に関しましても、新たなる仕事づくりに該当するものとして、委託料を先ほど申しました1,239万4,000円に対し、そのほとんどであります1,200万円を交付金で充てるよう補助申請を行っており、国との事前協議におきましては、内諾を得ているところでございます。

したがいまして、現在のところ今後5年間は委託にかかわる部分につきましては、ほとんど持ち出しがないものと見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） すいません。数字がいっぱい出てきてちょっとわからんごとなったんですけど、1,200万円が5年間ということですよ。それを引いたランニングコストは年間幾らなんですか。

○総務部長（中村則明君） 支出の合計が1,777万3,000円でございますので、そこから1,200万円を引きまして577万3,000円ということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 6年目からはどうなるんですか。

○総務部長（中村則明君） 現在のところではしかお答えできないんですけども、地方創生の今の先行型というところで2年間、その後、総合戦略をつくったところでその総合戦略に基づく交付金ということですけども、現在のところ合わせて5年間ということです。ただ、そのときの状況にもよるかと思いますが、なるべく有利な補助等があれば、そういった支援のほうを積極的に取りにまいっていきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 5年、10年って過ぎたころが、私は修繕費とか、またそういった維持管理費が出てくると思うとですよ。ですから、ただ単に577万3,000円、これがずっといくわけじゃなかと思うとですよ。必ずそこでは絶対老朽化していきますので、修繕とか、それは当然出てくると思うとですよ。ですから、1,200万円来るならそれにこしたことはないんですけど、5年後以降これは非常にまたそういうのがかかってくるのではないかなと思います。

それでは、映像は何年ごとの更新なのか、それに係る費用の試算は幾らなのかをお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

映像につきましては、前回12月の議会でもお答えしましたように、全て新規映像で作成いたしますと多額の経費がかかりますので、水戸岡氏に御尽力いただいております。既存の映像の使用許可、その編集ということで伺っておりますが、去る1月末に水戸岡氏が本市に来られた際の協議では、水戸岡氏の関係者が所有している映像等も含めて作成していただくと伺ったところでございます。

映像の更新についての御質問ですが、肥薩線の歴史や全線の紹介に係るいわゆる概要版に

については、経年により映像は古くなりますが、内容については数年では大きく変わらないものだと思えます。例えば人吉温泉観光協会さんが作成している肥薩線に係る映像や、水戸岡氏が出演されている映像等も御提供いただけると伺っておりますので、そういった基本になる映像とほかの幾つかの映像を組み合わせしていくという形になるかと思えます。

また、いずれは個人でお持ちのSLが実際走っているときの映像や、また肥薩線の研究が進んでいきますと、貴重な鉄道施設といったテーマごとの映像の作成といったことも必要になるかと思えますけれども、今のところどれくらいの年数で更新していくというところを具体的に試算までは行っておりません。ただ、平成24年に人吉温泉観光協会が作成された15分強の肥薩線に係る映像制作費の経費につきましては、ほかの1本の映像と合わせてオリジナル映像として作成しておられますけれども、単純計算で1本当たり45万円というふうに伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） きのう宮崎議員の質問のときに、何度も何度も来てもらえる施設という答弁だったと思うんです。何度も何度も来れば、映像って飽きていくと思うんです。何度も何度も来て何度も何度も同じのを見るわけないと思うんです、普通。ですから、私はそういう映像というのは、恐らく進んでいくにつれて更新をせんといかんとし、やっぱり人を呼ぶにはそれは必要だと思うんです。ですから、やっぱりそういったところの試算がなされてないというのちょっと甘いんじゃないかなと思うんですよ。あればあるにこしたことはないです、本当に。ただ、これはその577万円、そして6年後のまた約1,800万円、そして途中でかかる改築費とか修繕費とか、これは一般財源やっけん市民の税金ですよ。ですから、やっぱりちゃんとせんといかんと私はずっと言よつとですよ。これだけの費用があるなら、私はまだまだ何かほかにもできると思うんですよ。例えば子育て世代にいろんな施策を打ったりとか、そういったのが私は市民の幸福につながるのではないかなと思えます。

時間がないので次行きますが、具体的にどんな広報、宣伝をされるのかをお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

どういったPRをしていくかということでございますけれども、幸いにも現在までにJR九州様を初め大手旅行雑誌など5社から無料掲載のお話をいただいております。その時点で公表できる内容につきましては、既に対応をさせてもらっているところです。このほか広報ひとよし、本市ホームページは当然のことながら、市内外は問わず御協力いただける機関へはポスターの掲示をお願いしてまいりたいと考えております。また、内部展示の準備が整いましたらば、オープン前にプレスリリースを行う計画で調整をしているところでございます。

今のところミュージアム単独でのCM等は考えておりませんが、関係機関とのタイアップなど、オープン時に限らず可能な媒体での息の長い周知を続けてまいりたいと考えておりま

す。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 最初はそういった無料掲載とかいろんなテレビとか出ていくと思うんですけど、やはり私は、さっき言われたように息長くしていかなばと思うとですよ。それには口コミとか、口コミが一番だと思うんですけど、やはりそういった例えばSNS等、今ちよっと出ませんでした、そういったのも利用されたいいのではないかなと思います。

次に行きますが、子供の文化的教育の場とあるが具体的にどういう活用されるのかをお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

これまでの議会におきましても御説明してまいりましたが、ミュージアムのコンセプトの中に地域文化振興の拠点、民間連携の拠点がございます。また、ミュージアムの1階には子供用のミニシアター、2階にはミニ教室の設置を計画しております。これらを総合的に勘案し、今後を見据えた運用として、このミュージアムを最大限に活用する意味においても子供のための教室という構想が生まれたものでございます。

これまで習い事教室、地域の文化・遊びの伝承教室、鉄道に係る学習教室などさまざまな想定の中で、例えば鉄道ミュージアムの開設趣旨に十分沿ったところでの校区コミュニティセンターの出前講座や寺子屋的なもの、あるいは子供が集えるイベント的な形態など、時間帯も含めて検討を続けているところでございます。しかしながら、本分はミュージアムであり、開館後しばらくはかなり多くの来場者の方が見込まれますので、またそういうふうになければならないと思っておりますが、2階自体がオープンスペースという構造にもなっております。2階のミニ教室の実際の活用につきましては、オープン後の施設の状況、利用者の動線等を見ながら、子供に対してどれだけの活動を許容できるか、こういった子供の対象事業が適切なのかを見きわめながら、関係部署でもあります教育委員会と協議を重ねて可能なものから順次取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 私はこの子供の教育の場、文化的教育の場というのを聞いたときに思ったのは、例えば土・日はやっぱり観光客とか来られると思うとですよ。そこで子供の教育の場ってできるのかなとまず思ったんですよ。それと、平日は学校ありますよね。そこに来れるのは近所の子しか来れないのではないかなと思ったんですよ。西校区のですね、あそこら付近の近所の子しか来れないのではないかなと思ったんですよ。だげんどぎゃんふうにしなっとなって思ったんですよ。どぎゃんふうにどういうことをされるのかなって。さっきも言いなつたように、開館当初は多かけんがなかなかできないだろうということやった

と思うとですけど、土・日は恐らく最初ずっと多かと思うんけんできんと思うし、だげんどぎゃんふうにされるのかなということでお尋ねしました。今から検討されるということですので、そこはしっかり目的が変わらないように検討していただければと思います。

この項目の最後の質問になりますが、世界遺産登録推進運動の拠点とありますが、世界遺産になった場合のメリット・デメリットについてお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

世界遺産とは、人類全体のための世界遺産として顕著な普遍的価値を有するものについて、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するという観点から、国際的な組織体制の中で協力、援助していくことを目的とする世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の各締結国において、顕著な普遍的な価値を有すると推薦された文化遺産または自然遺産であって、ユネスコの世界遺産委員会により世界遺産一覧表に掲載されているものでございます。

メリット・デメリットについての考えでございますけども、他自治体の例等を参考に本市に置きかえて考えてみますと、まずメリットとしましては、世界遺産という、文字どおりグローバルな世界的なネームバリューにより、国内外からの観光客の増加が見込まれ、地元の活性化や雇用の増大など経済への相乗効果が期待されることとあります。また、地元のみならず、国を挙げての保護活動となるために財政面や施策面での相乗効果も期待できると思います。それから、行政と住民が一体となって活動を行っていくことですので、今後のまちづくりに関しても相乗的な効果が期待できるかと思えます。

以上のようなことが考えられますが、一番重要なことは、肥薩線の保護に関して世界的に必要と認められるということになるかと思えます。

次に、デメリットでございますが、認定されますと登録施設の改修や補強が容易にはできないこと、観光客の増加に伴う対応の面で人的対応、施設等の拡充を迫られる可能性があること、観光客が増大することによって、屋久島とか富士山とかで問題になっておりますけども、ごみやいたずらなどマナーに関する問題や、市民の日常生活への影響というのが懸念されるところでございます。

いずれにしても、このような件は常に表裏一体、メリット・デメリットがあるかと存じますが、最大の目的は、繰り返しになりますが、保存と活用であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今言われたように、メリットとデメリットで表裏一体ということで十分理解できます。私が今ちょっと1点気になったのが、認定されたら、世界遺産に登録されたら改修が思うようにいかないと言われたと思うとですけど、ここら付近はJRは大丈夫なんですか。JRの協力とか、そういったのは大丈夫なんですか。

○総務部長（中村則明君） 当然、世界遺産を進めていくためには、鉄道敷きの所有はJR様ですので、十分JR様のほうと話を進めていかないとまず遺産のほうの認定にも進んでいきませんので、そこは十分協議を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今何で私がそういったことを聞いたかと言いますと、12月議会でも言ったかと思いますが、跨線橋はなくなったんですよ。ですから、あれこそ世界遺産に必要だったんじゃないかなと思うんです。ですから、実際なってしまうと、そういうのはどうなるのかなって、例えば古くなって危ないとか、そういうのは財産面は期待できるかもしれませんが、どんどん今、なる前に例えば危ないのを撤収されたりとか、そういうふうにならないのかなというちょっと危惧あったもんですから、そこは今から協議されていくと思いますので十分検討していただきたいと思います。

2月に実は観光でずっと自治体とか町とか、そういったのを押し上げてきておられる方がちょっと知り合いがおりまして、人吉市に来られたんですよ。そのときにずっと私連れて回ったんですけど、その方が言われたのが、今言われたように、世界遺産になったら確かに来るって、観光客が。海外から、国内からも来ると。しかし、どこか次の世界遺産ができたとき、ここが一番怖いんですよと言われたんですよ。例えば肥薩線が世界遺産になった、次またどこかが世界遺産になった。こっちに流れるそうなんです。ですから、ぐっ行ってがたっと落ちるそうなんです。ですから、落ちたときに次打つ手が、また箱物とか、そういったのにならないようにしないと、世界遺産になるのはそら当然いいけど、そういったデメリットもありますよみたいな話をされて、ああなるほどと。ですから、世界遺産になったけん手放しで喜べるんじゃないんだなとちょっと思ったとこなんです。

私もきょうで最後ですので、この鉄道ミュージアムについては結局これ以上聞けないんですけど、きょう思ったのが、やはり市民が納得するのかなって正直思いました。確かに補助金があるかもしれんけど、5年って決まった補助金であり、そしてなおかつ修繕費とか、そういったのを考えるのであるならば、私はそこに今から少子化になって人口減になって税収が減っていく中で、そういったものに税金をつぎ込むことによって市民の生活が豊かになるのかと考えるなら、私はちょっと厳しいのかなって。ただ、言われるように、世界遺産を目指すための支援的な部分というのは前から言われてますので、それは十分わかるんですけど、今のやっぱり市民の現状から考えるならば、私は納得しないんじゃないかなと思います。

私の質問がちょっとつたなかったから、そこまでちょっと行けなかったのかなと思うんですけど、6、9、12、3、5月臨時会入れて5回議論してきましたが、結局2カ月前まではっきりとしたことが決まらなかったと、全てが決まらなかったというのは、これだけが事実として残ったなという思いでございます。

この項目については、これで終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 最後の項目です。市長の政治姿勢について、4年間を振り返って市長の考えをお尋ねします。

まず、市長にとって議会の存在とはをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

まずもって議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の最終意思決定機関でありまして、我が国の地方自治制度におきましては、市長は議会の議決を経た上で諸々の事務を執行することとされ、独断専行できない建前がとられております。それは同時に議会の地位の重要性を示すものでありまして、市長と議会がよく言われますところの車の両輪であり、ともにそれぞれの役割の中で住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断していかなければならないと認識をいたしているところでございます。

また、市長、議会ともに市民の直接選挙により選ばれておる機関でございますので、互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるということも十分理解しているところでございます。

ついては、これまで4年間、また2期8年間を振り返りましても、議会が持たれている二つの使命、すなわち具体的な政策と最終決定と行財政運営の批判と監視が完全に達成されますよう、市長である私を初め執行部におきましては、全ての具体的な政策を議会の議決によってお認めいただくという形で常に最終判断を仰いでまいったところでございます。

また、本議会、各種委員会等において、行財政運営に対する厳しい御指摘を議会からいただきましたときには、真摯に受けとめさせていただき、それを糧としてさまざまな改革、改善を図ってきたところでございます。

また、議員各位におかれましては、案件によりましてはそれぞれ執行部との意見の相違もあられますことから、時にはその違いをお互いに尊重しつつも、大いに議論させていただくこともありました。しかしながら、我がまち人吉をともによくしていくという共通の目的のためには、良好な関係を築きながらも、よい緊張感を持って互いに切磋琢磨していくことも必要であり、御理解を賜りたいと存じます。そこも含めて市長にとって議会の存在は対等の関係であり、議会の意思決定をもって市政をともに推進してまいりますのがあるべき姿であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 2月12日にカミチクと施設建設の覚書が締結され、来年度の16年度に着工し、17年度に操業開始、約50人を地元から雇用するということが非常に人吉にとっては明るいニュースで喜ばしいことだと思います。しかし、気になる点がちょっと1点あります。

翌日の新聞報道に「カミチクを主体とした新会社設立を想定しており、人吉市も出資を検討する」と書いてありました。私の記憶違いなのかわかりませんが、2月9日の全員協議会では、人吉市が出資を検討していると、そのような説明は私はなかったのではないかなと思っております。この新聞報道を見た市民の方からは、第三セクターなんですかというような問い合わせも実際ございました。この本市の出資を検討するという件についてお尋ねします。

○市長（田中信孝君） 今回の株式会社カミチクの進出は、単に本市への企業進出という枠組みではなく、肥育や繁殖など畜産農家を初め、飼料用稲や飼料用米への波及など、農畜産業への再生にも大きな期待が寄せられているところでございまして、国・県ともに大いに注目されている事業であると認識いたしております。

また、本市がことし1月に国の地域創生に向けた地域再生計画の第1号認定を受け、その計画の実現に向け早くも核となる企業と進出の覚書が締結することができたことで、国も本計画がよりスピード感を持って推進できるようハード・ソフトの両面から後押ししていただくこととなっております。

このような状況を踏まえ、本市といたしましても、今回の株式会社カミチク進出に当たっては、できる限りあらゆる面から支援を行いたいと思っております。そこで、あらゆる面の方法の一つとして出資というのも選択肢の一つと考えているところでございますが、今後、具体的に話が進んでまいります折には、当然のことながら議会にも御相談申し上げながら、より進出していただきやすい環境を模索していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今の答弁を聞いて思ったのは、市が出資する可能性もあるということだと思います。仮に市が出資をするようになった場合に議会の議決は必要ないのでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今御答弁申し上げたとおり、その出資をするというふうに決めたときは議会へ当然ながら上程をさせていただくということだと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 当然ですよ、議会の議決は必要だと思います。

そこで何でこれをお尋ねしたかと言いますと、市長の後援会報には、企業進出決定と書いてあるんですね、決定と。議会の議決が必要な可能性がある案件で議会の議決もまだ決まってないのに、決定とはどういうことなのかなと思ったんですよ。また、議会の議決がなされてないのに、市長の個人的な後援会報に決定と掲載されていることについて私はちょっと違和感を覚えるんですけど、それについて市長の見解を伺います。

○市長（田中信孝君） お答えします。

覚書を交わさせていただいたということで決定でありますし、議会にもそのように御報告をさせていただいたと思っております。

御指摘のあった後援会報は、市長選立候補予定者としての討議資料でございます。よって、記載内容につきましては、立候補予定者である私が有権者の皆様に政策を訴えていく中で御説明申し上げ、その審判を仰ぎ、その結果については立候補予定者である私が責任を持って対処していくべきものと考えております。

いわば政務としての活動の範疇に入るものと認識しておりますので、例えば現職市長といえども市長の公務とは一線を画すべきものというふうに思っております。しかも一般質問の場合は、市の行政一般に対して議員が質問され、それに市の執行部が答弁申し上げるところでございます。そういう場でございます。

答弁の中で私の政治活動における討議資料の内容や立候補に当たっての政治的主張などをこの場におきまして御説明申し上げますことは、私自身の選挙活動との公私混同につながるおそれがあると考えているところでございます。

また、この本議会はインターネット中継もされておりますし、議場で政務に関するそのような発言をすることは、ひいては公平・公正な選挙を阻害するものであると思っておりますので、厳に慎むべきと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 企業誘致決定と書いてあるんですね。討議資料かもしれませんが、誘致決定と書いてあるから私言ってるんですよ、決定なのですかということ。だってこれ市民に全部配布してありますよね。それで、例えばそこに説明していくと言っても、市民はこれを企業誘致決定と見れば、企業誘致決定と思うんじゃないですか、実際。それを討議資料だからと言ってここで答弁できないとか、今そういう答えだったと思うんですけど、私は市長の政治姿勢についてお尋ねしています。ですから、これ市長の政治姿勢ですよ。企業誘致決定と書いてあるんですよ。じゃあ議会の議決がここで、もし議会が反対したら決定じゃないんですよ。だから、私最初聞いたんです、市長にとって議会とは何ですか。最初に聞いたでしょう、市長にとって議会とは何ですか。市長言ったじゃないですか、さっき最終の判断を仰ぐ機関ということを言われました。ですから、ここで討議資料だからという

ことと言われますけど、私はこれは全戸に配られているんですよ。それで企業誘致決定とすれば、見た人は企業誘致決定だと思いますよ、普通。議会の議決が必要な案件なのに。それでも答えられませんか。

○市長（田中信孝君） 企業誘致決定は、紛れもない事実でございます。これは例えば出資の案件に関してはまた別問題でありまして、またさまざまな株式会社カミチクに関する支援策、それを議会に上程するというときも当然議会の判断を得なければいけません。これは決定は決定でありまして、この決定を議会の判断ということではないというふうに私は思っているところでございます。討議資料は、私が責任を持ってその討議内容については有権者の皆さん方に御説明をしていくものでありまして、討議資料につきましては、この場合は行政一般の質問でありますのでお答えはできません。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今、市民に説明していくということでしたが、果たして全員に伝わるでしょうか、説明が。これだけしか見てない人は、私はこれ企業誘致決定と思われたと思いますよ。じゃあ、そこで議会が否決したらどうするんですか、決定じゃないじゃないですか。だから言ってるんですよ。じゃあ議会が否決した場合ですよ。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 森口議員。

○17番（森口勝之君） 村口議員には済みません。やる気には非常に敬意を表しますけれども、我々は地方自治法という法律に基づいて活動しております。この法律を見ますと、第132条に、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないというふうになっています。それで、後援会の討議資料、個人後援会の討議資料、後援会報ですよ。これは公務ではないんです。市長の公務ではないと思います。公務に関して大いに質問されるのは私は大変結構だと思いますけれども、法にこう書いてある以上はやはりどうかなという気がしましたので、今、議事進行させていただきました。議長の御判断を仰ぎたいと思いますけど。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後0時33分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き継ぎ再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時34分 休憩

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き継ぎ再開いたします。

先ほどの森口勝之議員からの地方自治法第132条に留意した一般質問となるよう取り計らわたい旨の議事進行がありました。一般質問におきましては、公務に関する質問となるようお願いします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 申しわけございませんでした。

132条ということでは言われたんですけど、私は市長は会員以外の全戸に配布されるところで、インターネット、フェイスブックでも全世界に向けて発信されていると思うんです。これが後援会の会員だけに発行して、それが討議資料として、それが後援会だけに説明するのであれば、市長が言いなっとも私は納得できます。しかしながら、ほとんど市内全戸に配布して、そしてインターネットにも載せて全世界に発信していて、そしてさっき言われましたけど、その討議資料として説明していくと言いなったんですけど、ネットで見た人はどうやって説明するんですか、私はそう思います。

それで、それを私的な資料と言われても、私は、これは市長と議員とは、市長は全然重みが違うと思うんですよ。私はこれは私的な会報じゃなく、私は政治的な政治活動の会報に、厳密に言えば公的じゃないと言われるかもしれませんが、明らかに公に近い、私は会報だと思いませんか。だから、市民が私に訪ねてきた、新聞を見て。これ出資が書いてありますけどどうなんですかということを訪ねてこられた。それが会員の人ならいいですよ、市長が説明すれば。でも明らかに会員じゃない人にも配ってるじゃないですか。それを個人的な後援会報と言われても、私はこれは通用しないと思います。そういうのが、私12月議会でも議事進行かけられましたけど、あのときは恐らく数字がひとり歩きするからということではかけられたと思うんですよ。私は、こういうことこそがそういう記事がというか、そういうことがひとり歩きするんじゃないかなと思うんです。

私はこの企業誘致に関しては、全然大賛成です。こういうことがあっていいと思うし、市民のためにもなるし、これはもう全然大賛成です。ただ、私が言うのは議会軽視じゃないんですかというのを言いたいんです。だから最初に聞いたじゃないですか、市長にとっての議会は何ですか。議会の議決が必要なのに後援会報は決定と出た。じゃあ議会で否決されたら、それは決定じゃないじゃないですかというのを私が言った。そしたら市長は、後援会報は私的な会報だから、それに答えるつもりはないって言われたと思うんですよ。ですから、それで森口議員も私に議事進行かけられたと思うんですよ。私的なこと。でも私は私的なことと全く思ってません。なぜかというのは、繰り返し言いますが、これは市内の全戸に配布されています。そして、インターネットで全世界に発信されています。これを政治活動じゃないならば、何でも書いていいと思います、はっきり言うて。そして、これは私的な会

報ですから、討議資料ですから、これ全部説明して回りますって言えば済む問題だと思います。私はそれはいかんと思うとですよ。それは首長という市長の機関誌ですから、後援会のですね。そこについて市長の見解を伺います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

企業誘致はまだ決定していないという御指摘がございましたけれども、協定書、覚書を締結したときに進出協定は決定しているわけでありまして。それは御指摘の熊日新聞にも進出決まるというふうに書いてございます。それと出資を検討するということは別問題でありまして、覚書を締結するということは議会の議決を要しないということでございます。よって、出資の問題は別でございます、これはもし出資に関して上程をするということであれば、それは当然議会の御議決を要するものということでございます。しかし、株式会社カミチク様と出資をしなければ進出しないという必須条件でもございませぬし、今後あらゆる支援策を検討していくということでございます。

いわゆる今度は討議資料についてでございますが、これはあくまで討議資料でございますので、しかもこの討議資料については、公職選挙法にもかかるというふうな懸念を抱いておりますので控えさせていただきたいということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 議会の議決は関係ないと、決定は私はよかですけど、だけん例えば覚書締結とか、そういう文言なら何も問題なかったと思うとですよ。私が言いたいのは、市民が迷うじゃないですけど、惑わされる文言を書いていいのですかということがまず一つ。それと、じゃあ議会が否決した場合に、まだ今から決めるということですから、仮に否決をされた場合、決定がなくなるじゃないですか。だからそこを聞いたかったんです。決定がなくなるというか、企業誘致がですよ。ですから、そこに関して市民の方が新聞報道に出資という言葉が出てきましたので私に聞かれたから、そうじゃないんですかということなんです。

今言われましたけど、じゃあ今回のこれに関しては、公職選挙法にかかるから答えられないということであっていいんですか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

惑わされるという御発言がございましたが、覚書、協定を締結した時点で決定でございます。これは先ほど言いましたように紛れもない事実でございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、万が一出資を上程させていただいて否決とされた場合に進出がなくなるということはございませぬ。これが必須条件でもない先ほど申したところでございます。進出決定はそのまま決定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 進出決定は決定ということで、ただ議会の議決はまた別ということで、そういうことですね。わかりました。

ですから、私はさっきも言ったように、市民がそういうふうに分かれました、私に実際ですね。新聞にはこういうふうに分かれています、もしかしたら第三セクターになるのって聞かれました。ですがわからんです、私たちが当然聞いとらんし。それとやっぱり思うのは、2月9日の全協で出資が新聞報道に書いてあるようなことは一切説明がなかったと思うんです。ですから、私が言うのはそこなんです、さっきから言ってるのは。議会軽視じゃないですかというのを。議会でも説明してないことを新聞にも報道載る。おかしいんじゃないですかということを私は言ってるんです。全協で説明はなかったですから。ですから、全協でちゃんと説明があつてれば、私たちがそういう説明ができたと思うんです。そこが私が今回言いたかったところです、この件に関して言うならば。じゃあ市長が言いなす決定というのはわかりました。出資の件もわかりました。わからんからこそこういうふうに分かれますから、これは一般質問だと思うんです、私は。そこはわかりました。

ただ、ちょっともう1点聞きたいことがあるんですけど、この会報に関しては答えはできない。もう1回聞きます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

出資を検討というふうに分かれていますところでございます。上程するときにはきちんと議会で御説明、全協でも御説明をするところでございます、現在検討という段階でございます。

もう少しおっしゃるとおり、検討をするというのが全協の後になってしまつて、カミチクとのやりとりの中で出た話でございます、新聞の報道で検討というふうに分かれていますところでございますが、先ほど言いましたように、もう一度検討の結果上程するということには、全協でも御説明をし、そして議会の御判断をいただくということでございます。

討議資料に関しましては、お答えは控えさせていただきたいと思つています。

以上でございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 討議資料ですよ。さっき私言いましたよね、これ全戸に分かれていますよね。そしてネットにも配信してありますよね、全世界に向けて。これは誰も見れる状況ですよ。後援会に向けた後援会報じゃ私はないと思うんですけど、これは政治活動に当たらないんですか、その見解をお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

会報という討議資料でございます。それから、これは私個人の立候補予定者としての討議資料でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今の答弁を聞いてもう恐らくこれ以上聞いてもお答えにならないと思いますので、私はこれこそが市長の政治姿勢だと受け取ります。

もう答えはいいですので、例えば市庁舎建設にしても26億円としか書いてありません。これは33億円って発表があつてるにもかかわらず、それも本体工事が26億円とも何も書いてなく、ただ26億円と試算と書いてあります。例えば本体工事が26億円、ほかに事業費がかかりますというならわかります。ただ、本体工事とも何も書いてなく、身の丈に合った新市庁舎を目指します、26億円と試算。これも市民の方が聞いてこられました。33億ね、26億ね、40億ねと。40億というのは私が言った言葉じゃなく、市長が12月議会で“かがやき”づくりトークで公民館で言われて、私聞いていますので、公民館で。そのときに言われた、12月議会の議事録を読みます。市長の答弁です。「新市庁舎の建設に当たり、過去の議会答弁や各町内を回る“かがやき”づくりトークの場におきまして、建設事業費の一つの目安として約40億円程度かかるのではないかと御説明しているところでございます。しかしながら、この数値は事業費として確定した数値ではございません。いわゆる腰だめの数値でございまして、県内ほかの自治体の事例も参考にしながら、平成16年に策定しました市庁舎移転候補地比較検討内容調査業務報告書において公表済みの想定事業費を準用し、根拠資料といたしまして説明させていただいているところでございます」ときっちり答弁されてるんですよ。ですから、これは私が40億と言ったんじゃないくて、40億と言っておられますけど、市長は“かがやき”づくりトークにおいても、県内の新市庁舎建設をされた他市の建設費を例に挙げられながら、およそその40億円と同程度の金額を出されて説明していますが、現時点でこの市庁舎の規模はそういう話をまとめますと大体それぐらいと捉えていいのですかという私の質問にさっきの答弁なんです。ですから、40億というのは市長が言ってるんですよ、これは。市長が言ってるじゃないですか。40億円程度かかるのではないかと御説明しているところでございますというのは、市長が言ってるんですよ。私が言ってるんじゃないくて。それで33億が出てきた、これには26億しか書いてない。だから、市民が惑わされたんですよ。

すいません。あと10秒しかありませんので、ちょっと中途半端で終わるんですけど、もう答弁もらえませんが、これで私の一般質問を終わります。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の犬童利夫でございます。きょうは啓蟄でございます。春の気配を少しずつでございますが、感じているところでございます。

早いもので議席を与えていただきまして4年がたとうとしております。この間いろいろの経験や勉強をさせていただき、御指導いただきました皆様全ての方に感謝申し上げます。

また、3月末日をもって退職されます職員の皆様に感謝とお礼を申し上げます。これまで

の長い間市政発展と市民の皆様の幸福向上に御尽力をいただきましてまことにありがとうございました。そして、大変お疲れさまでございました。これからも健康に十分注意され、お元気で過ごしていただきたいと思います。そして、今後も御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。今回は防災について1項目を通告しております。地理空間情報を活用した防災訓練と改正されました土砂災害防止法についてでございます。

まず、地理空間情報を活用した防災訓練についてでございます。測位衛星システムを活用した地理空間情報の取り組みについては、全員協議会での説明や笹山議員の一般質問で、いろいろ議論や執行部の説明を聞き勉強させていただいたところでございます。また、一昨年の10月7日と昨年の12月5日に「地理空間×ICTシンポジウム2014in人吉」ということでカルチャーパレスでシンポジウムが開催されました。両日とも参加させていただいたところでございます。当初は、雲をつかむようなスケールの大きい話で、また目に見えないところの話でありましたが、話や説明を聞くうちに現状が見えてきたところでもございます。社会実証実験に積極的に取り組むことで、地域経済効果や雇用の場などさまざまな社会効果や、安全・安心なまちづくりが進められるということで非常に期待もしているところであります。

そのような中、自然災害に対応する取り組みとして、地理空間情報技術を防災に活用するための実証事業として、本年1月25日に大塚町で防災訓練が行われております。また、2月8日には下青井町方面で球磨川の浸水被害を想定した訓練が行われております。その訓練の概要につきましては、市長の市政に対する所信の中で申し述べられましたので理解はしているところでありますが、訓練の目的とされた項目をお尋ねいたします。また、地元の住民の方々がスマートフォンやタブレット端末を利用して参加されたとのことでございます。初めて取り扱いされた方もおられたのではなかろうかと思ったところでもございます。参加された住民の方々の感想であったり反応についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

地理空間情報技術を活用した防災訓練についてでございますが、議員の御質問の中でも御紹介いただきましたように、災害区分ごとに2日間に分けて実証事業を実施いたしました。去る1月25日には、大雨による土砂災害が発生したと想定し、本市の大塚地区と鹿児島県伊佐市及び湧水町とともに県境を越えた広範囲における防災訓練、さらには2月8日には本市の球磨川右岸の浸水被害を想定し、下青井町ほか3町内を訓練エリアに設定し、住民の皆様や従事した職員を含め2日間で延べ260人の関係者の方に御参加いただいた訓練を実施いたしております。

訓練の目的、概要としましては、主に山間地や過疎地等における豪雨、洪水の迅速な把握及び情報伝達のためにこれまでの気象予報警報等に加え、実証事業の過程において開発され

ました地理空間情報技術を集積したシステムを活用し、気象等の観測データや住民がスマートフォンやタブレットといった端末機器を用いて、実際に投稿された災害現場の画面の一元化と可視化、見える化でございますが、可視化を可能とし、さらに災害予測シミュレーションも行い、地理空間情報が災害対応に与える効果の検証を行うものでございます。また、避難に必要な車両の動きといった道路交通情報も可視化し、見える化し、避難者に対して安全な避難経路を提供することで、避難支援に与える効果も同時に検証を行っております。

訓練後にアンケートを実施しておりまして、参加された方の反応や感想としまして、まず肯定的な意見としましては、どこで災害が起きたのかを端末等の画面で把握することができるのはよかったと思う。また、情報を受けるだけでなく、災害情報を発信することが大事なので、実証後に早くシステムの実現化に取り組んでもらいたい。特に、各家庭で災害時の情報を見ることができるインターネットテレビは、すぐにでも普及してもらいたいといった御意見をいただいております。

インターネットテレビと申しますのは、平常時はふだんのテレビ機能に加えまして、気象情報や自治体のホームページでのイベント情報が見れる画面ですが、災害時には避難準備情報や避難勧告情報等をインターネットを通じて画面に流すことができる機能を備えております。比較的簡単な操作で、相互通信により安否確認を判断することも可能であり、また災害時に電源が入ってなくても、遠隔地から電源を自動的にオンすることができる機能も備えております。

一方で、システムの操作になれるのに時間がかかる、誰もが確認できるシステムは有効であるが、操作や投稿された情報を確認する手間について、市職員が担う点については、今後職員が減っていく自治体においては難しい。また、災害が発生し、緊急を要する場面で実際にスマートフォンの専用アプリケーションを開いたり、投稿する時間が持てるかどうかは疑問といった御指摘もいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 今、答弁いただきましたけど、感想として、災害の情報を家庭で見ることができるインターネットテレビ等については、すぐにでも普及させていただきたいとか、システム化を早目にさせていただきたいという希望があったということでございます。また、緊急的な災害の現場で、落ちついて写真でも撮れるだろうかという疑問とか、あるいはシステムの操作になれるの問題とか、いろいろ疑問もあったとこのようでございます。

次に、このシステムについてでございますが、参加型情報収集システムを開発したとのことですが、どういうシステムなのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回の実証事業において開発しましたシステムの一つに、参加型情報収集システムがござ

います。このシステムにつきましては、実証に参画いただいております産学官の団体が共同で開発したシステムでございまして、インターネットやスマートフォン、タブレット型パソコンを活用したSNS等と連携した住民参加型の災害情報の収集や画像データ等を蓄積するためのシステムでございます。

具体的には、住民の方や行政職員がスマートフォン等の携帯端末やタブレット型パソコンに内蔵されておりますGPSの測位機能を用いて、自分の現在の位置情報とともに、リアルタイムな災害現場の情報を画像や文字で投稿することが可能となります。集められた情報は、防災における地理空間情報として、災害対策本部においてデータが集約されまして、データをもとにシミュレーションした結果、開設すべき避難所、避難すべきエリアを特定することが可能となるものでございます。

その結果、システムに参加された全員が、どこで、どのような災害が起こっているのかをリアルタイムに情報を共有することができるシステムでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 災害の情報の画像などのデータを蓄積するシステムということでありました。災害本部において、それらの画像を集約して、参加された人に情報を共有することができるということでもございました。これからいろいろ実証実験も重ねられて検証されると思いますが、今回の訓練を通じて、その効果といたしますか、いろいろ見えてきたと思いますが、どのような効果があったのかお尋ねします。また、そのシステムで誤った認識といたしますか、例えば、投稿された情報が誤報であったりした場合など、コンピュータの集約等に誤ったことが認識されるようなことなどが考えられないか、お尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、実証を通じた防災訓練の効果としましては、地理空間情報技術を用いて、浸水、土砂災害のシミュレーション結果や気象予報等の想定情報と住民や市民からのリアルタイムな投稿情報、加えて避難を要する方の位置や輸送車両の位置、さらには通行どめといった道路交通情報等の防災対策に資する情報が一元的に管理され、かつ同一の画面に表示できることで、容易に現況把握と災害対策の立案が可能になり、早期の災害対応に寄与するシステムが開発されたことが最大の効果と考えております。

また、地理空間情報を初めとした多種多様な情報が、パソコンやスマートフォンといった多層的かつ多様な媒体を通して迅速に流通することで、災害対策に従事する関係者が円滑に災害の状況を共有でき、災害における意思決定がスムーズに進むことが可能となった効果もでございます。

さらに、主に山間地において、実際の距離は離れていても、デジタル情報は現実の距離を縮める役割を果たすことが実証でき、住民の方へ早期かつ的確な情報伝達ができれば、防災

対策の一助となることが実証できたと存じます。

同時に、実証を通じての検討課題についても浮き彫りになっております。従来の防災対策の仕組みとは全く異なりますため、地理空間情報技術に対する知識の向上やシステムを使いこなすための訓練、教育が必要となります。特に担当者だけでなく、いざ有事の際に使いこなせるように、平時から職員を初め住民の方がシステムに使いなれておく環境整備が必要と考えます。また、高齢者宅におかれましては、ほぼインターネット環境が整っている状況にないため、誰もがネットワークに接続できる環境整備も必要となってまいります。

今回は、パソコンやスマートフォン等があれば、使えればという条件下での災害発生時の対策、活動の効率化、利便性の向上、安全・安心の確保に資する効果が実証できましたが、今後は、あらゆる住民の方の参画が可能となる情報流通基盤の確立も課題として上げられるところです。さらに、システムを確立した後に住民の方の参画がふえれば、当然比例しまして、投稿情報もふえてくるものと推測します。多くの投稿情報に対しての職員の回答や災害等に関係のない誤った情報の投稿等に対するルール化も今後の課題かと存じます。

そのほかにもさまざまな課題がございますが、整理集約し、来年度以降の実証事業の継続と課題解決に向けての予算獲得につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 災害情報などに対するルールづくりは、今後の課題ということでございました。また、最大の効果は、災害に対応するシステムが開発されたということが一番大きいという話であったようでございます。また、的確な情報を伝達できることが実証されたということで話があったようでございます。さまざまな課題を検討し、次年度以降、継続に向けての予算獲得につなげたいと答弁をいただきました。

シンポジウムの中で、地域連携型防災まちづくり実証事業の説明がありました。その中で専門部会を設置し、事業の継続及び普及に向けて検討を行うということでありました。その専門部会の設置がなされているのか、またどういう機関の人たちで構成されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

次年度以降の事業継続と今年度開発しました基盤やシステムを九州全体に普及、展開を図るための運営モデルとなるべく、平成26年4月に立ち上げました九州G空間実践協議会のメンバーを中心に議論を重ねているところでございます。

現在、議員御質問にありましたように、協議会におきまして、二つの専門部会が設置されております。一つが防災G空間シティ専門部会、もう一つが森林G空間システム専門部会でございます。今回の防災訓練に関連する専門部会は防災のほうでございまして、九州大学大学院の三谷泰浩教授を部会長として、産業界から5社参画していただきまして、産学官が連

携し、実証実験に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 実践協議会の中に防災G空間シティ専門部会が設置され、大学の教授を部会長に産学官が連携されて、実証事業に取り組んでおられるということであります。

次に、今後の防災訓練について伺いたいと思います。実証事業の継続が可能であるなら、地理空間情報を駆使した総合防災訓練や伊佐市や湧水町と合同の広域的な防災訓練を考えておられるのかお尋ねします。また、検討する課題はいろいろあったとのことですが、今後、さらに地理空間情報技術を防災に活用される仕組みづくりに向けての取り組みに期待をしているところでもございます。今後に向けての方向性について、あわせて伺います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回の実証事業に伴う防災訓練におきましては、全市ではなく、対象町内を指定し、比較的小規模なエリアでの防災訓練を実施したわけですが、これが範囲を広げまして総合防災訓練となりますと、先ほどの答弁においても課題として上げておりますが、職員を初めとした地理空間情報技術に対する知識の向上やシステムを使いこなすための訓練、教育などが別途必要となります。そのほかにもクリアすべき課題がございますので、実証を継続しつつ、まずはシステム等の基盤が確立されたものから順次導入を図り、他の自治体とも連携を図りながら、徐々に訓練エリアの対象を広げ、これまでの災害対応をより強化していきたいと考えております。

また、今後の方向性という点におきましても、実証事業の成果を踏まえまして、災害時における人的災害ゼロ、人的被害ゼロを目指し、実証で浮き彫りになった課題の解決、基盤となる地理空間情報の収集やデータの更新、集約、地方自治体同士の連携、産業界や学会との産学官連携の枠組み強化を進める一方で、より一層災害時における国や地方自治体、住民の方との役割分担を明確にする必要があるかと存じます。

そのためにも、国の単年度予算事業といった既存の枠組みにとらわれない制度的な工夫を行い、実証の成果、仕組みを地方創生に絡め、九州を初め全国各地に展開、普及することにより、持続的な社会経済の発展、さらには健全な国土の維持・保全の推進に寄与するような展開を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 訓練についても、いろいろなエリアを検討しながら拡大していきたいという答弁であったと思います。

カルチャーパレスで行われましたシンポジウムの中で、東京大学空間情報科学研究センターの柴崎教授の講演の中で、日本科学未来館の紹介がありました。ぜひ空間情報社会を体験

したいということで、市政クラブで視察をさせていただきました。情報社会の空間を体験するコーナーがありました。自分の体の動きであったり、あるいは声であったり、パネルにタッチすることで情報が認識され、その全ての情報が影みたいになって、どこでもついてくるような、そしてモニターで見ることができる、そんな空間の体験でございました。言葉ではなかなかちょっと説明しづらいところがあるんですけども、シンポジウムの中での説明では、人や車がどこにいるのか、災害がどこで起こっているのか、物がどのように移動しているかなどを情報として扱うことで、私たちが支援するのが地理空間情報ということでございました。その人や物の動きをデータ化し、そのデータの力をまちづくりのエネルギーにするなど、データを活用したまちづくりや防災・減災に役立てることができるとのことでございました。

現時点ではいろいろクリアすべき課題もあるようでございますが、今までにないよりよい住民の方々の体験的で、参加型の防災訓練も期待できるのではなかろうかと思っているところでもあります。先ほども話しましたが、地理空間情報技術の活用に向けて、大きな期待をしているところでもございます。継続に向けて、ぜひよろしくお願い申し上げまして、地理空間情報についての質問を終わります。

次に、土砂災害対策についてでございます。災害対策防止法の改正につきましては、平成26年11月26日に、治水・防災に関する特別委員会の中で、熊本県知事公室危機管理防災課の職員の方から説明があったところでございます。また、平成26年12月定例会におきまして、治水・防災に関する特別委員会委員長より、改正点の内容につきまして報告があったところでございますが、その土砂災害対策等についてお尋ねいたします。

まず、土砂災害とは、土石流、地すべり、崖崩れの種別があるとのことでありましたが、本市における土砂災害の発生のおそれのある危険箇所の種別と件数及び指定されている件数についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

昨年8月に広島市北部で発生しました土砂災害等を踏まえまして、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成27年1月18日に施行されておりまして、都道府県には土砂災害危険箇所の基礎調査を早急を実施して、土砂災害警戒区域等の指定を行うことにより、住民に土砂災害の危険性を正しく認識してもらうための情報提供が義務づけられたところでございます。なお、昨年の9月議会におきましても、田中哲議員のほうから、この法律の改正の動きについて御質問をいただいているところでございます。

土砂災害危険箇所と申しますのは、土砂災害の発生のおそれがある箇所について、地形図をもとにして抽出したものでございまして、現在、人吉市には土石流危険溪流が70カ所、急傾斜が130カ所、地すべりが4カ所、合計204の土砂災害危険箇所がございます。これらの土

砂災害危険箇所のうち、既に基礎調査が実施されているものとしたしましては、62カ所の土石流危険渓流について基礎調査が実施されておりまして、平成20年7月に土砂災害警戒区域として75区域が指定されております。また、3カ所の急傾斜地についても基礎調査が実施されており、平成25年3月に土砂災害警戒区域として7区域が指定されております。

熊本県におかれましては、平成26年度に基礎調査が未実施の土砂災害危険箇所について、全県的に調査が行われておりまして、本市におきましても、現在8カ所の土石流危険渓流と124カ所の急傾斜地について調査が完了しているところでございます。

これらの基礎調査が完了した土砂災害危険箇所につきましては、今後、土砂災害警戒区域の指定の進められることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 土砂災害危険箇所は204カ所ということでありまして。また、警戒区域として75区域が指定されているようでございます。また、基礎調査が完了した土砂災害危険箇所につきましては、区域の指定の進められているとのことでありまして。

本市の地域防災計画書の土石流危険渓流指定の中で、砂防指定とあります。この砂防指定地はどこが指定するのか。また、土砂災害警戒区域との違いと砂防ダムについてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、砂防指定地についてでございますが、土砂災害を防止するために、砂防設備が必要な土地、または一定の行為の制限を行う土地として、砂防法第2条に基づき、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域でございます。砂防指定地におきましては、土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、竹木の伐採などの行為が制限されるとともに、砂防ダムなどのハードの面の整備が推進されることとなります。なお、砂防指定地の管理につきましては、都道府県が実施することとされておりまして、人吉市の砂防指定地につきましては、球磨地域振興局が管轄いたしております。

次に、土砂災害警戒区域についてでございますが、平成13年に施行されました土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき、都道府県知事が指定するものでございます。この法律では、土砂災害から住民の命を守るために、土砂災害の危険がある区域を周知することにより、警戒避難体制を整備することや区域における住宅等の新規立地を抑制し、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することが目的とされておりまして、土砂災害警戒区域の指定によって、直接的に砂防ダムなどのハード面の整備に結びつくというものではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 砂防については国土交通大臣が指定し、砂防ダムの整備が推進されるということでございました。土砂警戒区域については、都道府県知事が指定するというところでございます。また、警戒区域の指定と砂防ダムの設置については、整備に結びつくものではないということでありました。

次に、基礎調査について、5年以内に調査完了を目指すとの報道がっております。各市町村に具体的な計画などについて説明があったのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

熊本県におきましては、平成26年度に大部分の基礎調査が完了したことによりまして、現在、人吉市において基礎調査が実施されていない土砂災害危険箇所は、急傾斜が3カ所、地すべりが4カ所でございます。熊本県におかれましては、平成27年度以降も引き続き基礎調査を実施することとされておりますが、土地の所有者が現地への立ち入りを拒否されるケースもございまして、基礎調査が100%完了しない場合もあるとのことでございます。

また、開発等により土地の形状が変わり、新たな土砂災害危険箇所があらわれてくる場合も想定されますので、本市におきましても、県との情報交換を行いながら、危険箇所の把握を行い、市民の皆様に対する危険箇所の周知を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 基礎調査が実施されていない土砂災害危険箇所は、急傾斜地で3カ所、地すべり危険箇所4カ所、計の7カ所があるということでございます。また、27年度以降も調査を実施していく予定ということでございました。土地の所有者が立ち入りを拒否するケースも考えられるということで、100%の完了は望めないこともあり得るという答弁でございました。

今回の改正法では、基礎調査の済んだものから公表を行うと義務づけられたということがあります。その公表の方法として、地域住民への説明会であったり、あるいはその計画の説明あるいはどのような内容で公表されるのかお尋ねいたします。

また、災害時の情報伝達について、県は市町村に通知するとともに、地域の住民の方々へ周知することが義務づけられております。熊本県では新たな情報の伝達手段としまして、Lアラートが整備されているとのことでありまして、Lはローカルの略ということでございますが、Lアラートの概要についてお尋ねします。

それから、本市で整備されております防災行政無線設備の戸別受信機につきまして、土砂災害のおそれのある山間部の地域などに設置していただいているところがございますが、今後の計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回の法改正におきましては、住民の皆様に対して、土砂災害の危険性を早期に周知する

ために、基礎調査を実施した段階で調査結果を公表することとされております。熊本県におきましては、第1回目の基礎調査の結果の公表といたしまして、平成27年3月ですから、今月中の開始に向けて準備を進められているところでございます。

公表する内容といたしましては、今後、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域として、指定の手続を進める区域が確認できる図面等が公表されることになっております。公表の方法につきましては、地域振興局や市町村の庁舎における図書の閲覧に加えまして、熊本県のホームページに掲載されることとなっております。また、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域として、指定の手続が進められる区域がある町内につきましては、住民の皆様に対する説明会が開催されることとなっております。現在、関係機関において準備が進められているところでございます。

次に、災害時の住民に対する情報伝達についてでございますが、熊本県におきましては、平成26年度に新たな情報伝達手段といたしまして、公共情報コモンズ、いわゆるLアラートが整備されたところでございます。このLアラートと申しますのは、災害の際に市町村が発令する避難勧告や避難指示のほか、避難所などの情報をテレビやラジオなどの報道機関を初めインターネットのサイト運営会社などに一斉に配信するシステムでございます。全国的には3年ほど前から運用が開始されているものでございます。

今回、熊本県が整備を行われたことによりまして、県内の市町村におきましては、熊本県の登録メールや携帯電話のエリアメール、テレビ局やラジオ局などに対する情報発信が、一度の入力作業で行うことが可能となることにより、住民の皆様に対して、より多様な手段を利用して、より迅速に災害情報を発信することができるようになります。また、Lアラートにつきましては、平成27年1月から運用が開始されておりまして、現在、防災安全課の職員が情報配信訓練を行っているところでございます。

次に、戸別受信機の整備計画でございますが、現在、土砂災害のおそれのある山間部の地域などに、合計248台を設置しているところでございます。先ほどのLアラートを初めとして、情報伝達のための技術や手段は日々進歩しているところでございますが、携帯メール等を利用できない高齢者の皆様も多くいらっしゃるものと存じておりますので、特に屋外スピーカーが聞こえづらい世帯や災害時に確実な情報伝達が必要な世帯などに対しましては、今後も引き続き戸別受信機の整備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 調査結果、指定されたことについては、振興局や市町村において区域の図面の閲覧であったり、あるいはホームページに記載されるということとございました。また、住民説明会も予定されているとのこととございました。災害時の新たな情報の伝達手段として、Lアラートの運用も開始されるとのこととあります。きめ細やかな情報に期待し

ているところであります。

しかし、先ほど答弁がありましたように、携帯メールなど利用できない方々も多くおられることから、今後、引き続き戸別受信機の整備を進めたいとのことであります。大変ありがたいことだと思っているところでございます。

先般、新聞報道がなされておりましたが、熊本県は土砂災害特別警戒区域の住民が、区域外に移転する際の費用を一部助成する事業を始めたとのことであります。区域外に一戸建てを建てて引っ越すなどの一定の条件はあるようでございますけれども、1世帯当たり300万円を助成するとのことであります。土砂災害防止対策法は、国民の生命を守るため、警戒避難体制の整備、住宅等の新築などの抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進する法律であるということは認識しているところでございます。しかし、土砂災害の被害を軽減するためには、ソフト対策とともに、砂防施設や情報伝達の手段などの整備によるハード対策も同時に進めていく必要があることは言うまでもありません。

熊本県が基礎調査を実施し、土砂災害防止法に基づき指定がなされた区域などには、全戸に戸別受信機を設置するなどの対策を県に要望していただきたいと思っているところでございます。また、土砂災害情報を市町村単位でなく、局地的なゲリラ豪雨などに対応するような一定の範囲や狭い範囲での発表ができるよう、国・県は検討すべきであろうと思っております。戸別受信機の設定とあわせて検討されて、要望していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、地域防災計画において、避難場所及び避難経路に関する防災計画書の見直しについては、住民と行政が一体となって、その地域で起こる災害を認識し、その災害に適応する具体的な避難行動計画を立てることが重要であると思っております。そのことにより、住民の土砂災害に関する理解が進み、具体的な避難に結びつく仕組みづくりができるのではなかろうかと思っているところでございます。

災害の備えは、自助・共助の取り組みが最も大切であります。そして、行政の指導、支援も必要であると思えます。今後とも市民の安心・安全な暮らしのため、御指導をお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時38分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の井上光浩でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。簡潔に質問を続けてまいりますので、執行部の御答

弁よろしくお願ひいたします。

今回の質問項目は、本市において人口減少が及ぼす影響について。もう1点は、中山間地等において不可欠な生活サービスについてであります。この件につきましては、同僚議員の宮崎議員が質問されました部分に重複するかもしれませんが、私は私なりの視点で質問させていただきます。

例年、このまちでは新春の恒例行事であります、子供山の神という行事が行われております。由来につきましては割愛をさせていただきますが、江戸時代から続く伝統行事であります。本年もお邪魔をしました際に、町内会長の御挨拶の中で、本来、子ども会主催で行ってきたが、少子化が進み、存続が難しくなっている。そのために、ことしの町内会の総会において、町内会行事に切りかえていきたいというような要望をしたいという趣旨の御挨拶がありました。改めて人口減少の大きな要因である少子化問題が及ぼす影響を実感したところでもあります。

そこで、国立社会保障人口問題研究所の平成24年1月の推計では、日本の将来推計人口によると、全国で2020年代初めは、毎年60万人程度の減少、これが2040年になると、毎年100万人程度の減少スピードまで加速すると予想されております。また、有識者でつくられた民間研究機関、日本創成会議では、全国約1,800の自治体のうち、49.8%に当たる全国計896自治体が、2040年までに消滅可能性都市になるというふうな独自の試算を公表されております。

そこで、人吉市においても、人口減少という波が押し寄せている実情を踏まえ、地域経済社会等に及ぼすさまざまな影響について、今、分析をされているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。ちょっと声が出にくくなっております。申しわけありません。

人口減少が本市に及ぼす影響についての御質問でございますが、我が国の総人口は、2008年を境に減少局面に入ったと言われており、本市の人口減少につきましても、今後ますます加速することが予想され、人口減少への対応は待ったなしの課題であると認識をしているところでございます。

国におかれましては、平成26年12月に人口の現状と将来の展望を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5カ年の政府の施策の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。

これを受けまして、地方公共団体におきましては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョン及び地域の実情に応じた今後5カ年の施策の方向を提示する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に努めることとなっております。

本市におきましては、今後これらの策定を進めていくこととなりますが、現在、策定に向け人口動向についての分析段階でございますので、現時点で人口減少が地域経済に与える影

響については分析はしていないところがございますが、市場規模が縮小してまいりますので、当然その影響は大きいものと考えます。地方人口ビジョンにおいても、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析、考察、目指すべき将来の方向性等を提示することが望まれると示されておりますので、まずは人口の現状分析を行い、把握した課題を踏まえつつ、地域住民の結婚・出産・子育てや移住・定住に関する意識等を把握し、自然増減や社会増減に関する将来人口の見通しを立てた後、策定いたします地方人口ビジョンの中で分析する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今から地方人口ビジョンに向けて、その中で分析を進めていきたいということでございます。今回のこの要旨の中の一番最初で、こういう言葉で答えが出たわけですが、さまざまな影響があると思われ、人口減少については。先ほども、まち・ひと・しごと創生総合戦略等々が国におかれては示されておりますけれども、これにつきましても、ちょっと読みましたところ、経済建設委員会で高松市の丸亀商店街、執行部の皆さん方も行かれた方がいらっしゃいますけれども、やはり国の施策に乗った、またそれに提案型として今回は乗っていると思っておりますけれども、さまざまな商店街の活動が。ですので、その方のところに研修に行きました際に印象に残った言葉が、自分のまちをよく知らないという活性化にはつながらないというような趣旨を説明されました。人口だけではなくて、さまざまな人口動態も必要になってくるのではないかと思います。

先ほど冒頭に申し上げました消滅可能性都市の中に、残念ながら人吉市も60.5%の可能性があるということで公表されました。実は、これにつきましては公表されておりますけれども、2011年の東日本大震災のきっかけに進んでいるふるさと回帰、また田園回帰等々の流れを加味されてない。または、ある一定の世代の女性の方の人口で推計を出しているということで、短編的であるという批判もあることは実情であります。

そういった中で、先ほど、まち・ひと・しごと創生総合戦略をまとめて、まち・ひと・しごと創生法第8条に基づき、2015年が初年度となることとございますが、今後、5カ年の目標や施策を進めなさいというような国からのそういった戦略で進んでいくと思われ、

東京一極集中を是正する。若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する。また、地域の特性に即して、地域課題を解決するという大きな要旨があるようございますけれども、そこで、今後そういったことを踏まえて、人吉市としてはどのように進めていくのかお尋ねをしておきます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。先ほどの答弁と重なる部分がありますが、答弁の構成上、お許しいただきたいと存じます。

先般制定されました、まち・ひと・しごと創生法では、国民一人一人が夢や希望を持ち、

潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること、また地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することを、国を初め各自治体においても一体的に推進することが目的とされており。

そこで、本市におきましても、国が策定しました総合戦略と人口ビジョンを勘案しつつ、本市の人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、これを踏まえまして、今後、5カ年の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた人吉市の総合戦略を策定すべく、鋭意準備を進めているところでございます。

地方が策定する総合戦略に求められている内容といたしましては、全国画一的で横並びのものではなく、各自治体が従来の取り組みにとらわれない効果の高い施策を集中的に、かつ自主性・主体性をもって発揮し、地域の実情に沿った地域性のある戦略であることが重要であるとの方針でございます。

この方針を受けまして、現段階での本市の総合戦略の骨子としましては、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するために、国が示す、まち・ひと・しごと創生の自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視といった政策5原則に基づき、効果的に施策を推進することで、本市の自立につながるよう、本市みずからが考え、責任を持って総合戦略を策定、推進する必要があると考えております。

そのためにも、本市における地域経済、社会の実態に関する分析を十分に行い、同時に中期的な視野で検証、改善を図っていくためのPDC Aサイクルのさらなる確立が不可欠であると考えております。また、総合戦略に盛り込む施策の大きな柱としましては、仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりにかかわる施策であり、特に仕事づくりに関しては、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であるため、重点的な位置づけが必要と考えております。

以上、現段階での市の考えのほうをお答えいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）
8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、部長の答弁の中で、まち・ひと・しごと創生政策5原則ということで、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視ということでもあります。さまざまな中で、この5原則に沿って国も動いているようでございますし、本市としましては、各省庁に出向かれて、予算獲得に向かわれていらっしゃると思います。

その中で先ほどPDC Aサイクルとございましたけども、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）ということをとめて、PDC Aサイクルということで、新しい取り組みがなされるわけです。

そこで市長の施政方針の中で、こういった地域再生計画の取り組みを今後本市が策定する

地方版総合戦略における地域の特性を生かした重要施策の一つとして位置づけ、特に安定した雇用の創出を最大限の目標とし、スピード感をもって具体的な成果を導き出していく所存でございますと、施政方針の中で述べられております。

これが一つの地域資源を生かした人吉ハラル促進区を実現するため、先ほど認定をされて、今、一步一步実現に向けて進んでいることだと、私は認識しておるところでございますけれども。その中で、よく産学官と、先ほども同僚議員の質問の中でも出ましたけれども、国においては、新たな取り組みも必要ではないかということで、行政機関、そして産業界、大学、ここまでは一緒ですけども、このほかに金融機関、また労働団体が連携した総合戦略推進組織の整備に向けて進めていくべきだというふうにあります。

地方版総合戦略を策定するに当たっては、地域金融機関及び政府系金融機関等との知見などを活用するというふうにありますけれども、こういったことについてのお考えは執行部としてはどうお持ちでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉市の総合戦略策定につきましては、今回の追加補正予算でもお願いをしております。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型を活用し、平成27年度中に計画策定を行う予定としているところでございます。

国は地方版総合戦略を策定する体制といたしまして、地方における縦割りや重複を排除し、地域における産業、雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に推進する組織として、議員がおっしゃいましたように、産官学金労に加え、住民代表から成る総合戦略推進組織を整備することが望まれ、特に地域経済分析など、地域金融機関等の地域に特化した知見なども活用し、取り組むように位置づけしているところでございます。

さらに、まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則の一つに、先ほども御紹介しましたが、結果重視という項目がございまして、これまでの効果検証の仕組みを伴わないばらまき型の施策は採用せず、明確なPDCAサイクルのもとに、短期、中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な手法により検証し、必要な改善等を実施していくというもので、そのような検証や改善提案の役割も総合戦略組織が担っていただくことになるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから人吉市の総合戦略を策定していくという段階でございますので、組織についてはこれからの立ち上げということになりますが、今後、計画策定におきまして、国の方針や考え方も盛り込みながら、金融機関等を初め各分野からの意見も集約できる形として、総合戦略組織も検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 先日、テレビを見ておりましたら、石破茂地方創生担当内閣府特命担

当大臣が討論のテレビに出ておられました。九州では鹿児島鹿屋市、また島根県海士町というふうに、そういった頑張っている地域については応援するんだというような趣旨のところございました。

これも強いて言えば、今、総務部長言われましたけども、頑張っているところには手厚くといいますか、大いに応援をしようというような考えのようでございます。地方再生ではなくて、地方創生であると、つくり上げていくんだというような御挨拶もあっているようでございます。先ほど言われました産業界、大学、金融、労働団体、そして行政と。また、そして住民団体、これは直接的につながってくると言われております。また、ばらまき型の施策ではなくというところは結果重視、これをこういったふうに施策を打つならば、こういった結果を残すんだというような動きであります。

人口減少についてでしたので、もう1点は、よく世間では、U・I・Jターン、Jというのは、私も先ほどちょっと調べたところがございますけども、大都市に就職をされて、そして自分の故郷の近くの都市に帰ってこられるというのがJターンだそうでございます。

国においては、Jターンを含めたUターン、Iターン、Jターンの助成制度の創設を検討していると言われております。また、平成27年度プロフェッショナル人材センターの窓口機能等を整備しなさい、整備してもいいですよというような考えがあるようでございますけれども、本市においては、そういったことについて検討をされておるのか、この助成制度を創設されるのか。全協のいただいた資料の中では記入されておりましたけども、今後、そういったことに対する助成制度の創設はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

先ほどの御質問の中でも答弁をさせていただいておりますが、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の大きな柱が、いかに東京一極集中を是正し、地方において安心して就労し、希望どおり結婚し、子育てができる社会の実現により、人口減少を克服しようとするものでございますので、移住、定住、さらには交流人口の増加につなげる施策は、地方の生き残りかけた重要な課題と認識をしているところでございます。

議員がおっしゃいましたプロフェッショナル人材センターの整備につきましては、平成27年度に国におきまして制度構築がなされる計画とされているところでございますので、現時点では詳細な内容もつかめていない状況でもありますので、本市におきましては、まだ検討してないところでございます。また、地方での人材確保、育成につきましては、これまでの地域おこし協力隊や田舎で働きたいという者もございまして、これらの制度活用と今後制度構築が進められているプロフェッショナル人材バンクがどうマッチングしていくかというのも見据えながら、地方にとって有効な施策がどういうものなのかを検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、全国津々浦々抱えております地域課題はさまざまでございます

ので、本市におきましても地域課題をしっかりと把握しながら、将来にわたって心豊かな地域を残していけるように、移住、定住、さらには交流人口の増加に取り組んでいかなければならないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり答弁の中にありました、全国津々浦々、さまざまな地域によって抱える課題は違いますし、この人吉市においても、各校区においても抱える課題は違うようでございます。今後、どう人口減少が人吉市において進んでいくのか、また、このハラル促進が、先ほどお話がありました企業誘致が成功して、人口流出がとまることが一番ですけれども、減少というのはなかなかとまりにくいものであります。先ほど冒頭の中で答弁がありましたけど、2008年というのは、国においては人口貯金と言われるものが使い果たされた年と言われております。

そういったことも踏まえながら、地域によって、さまざまな課題が違いますけれども、そういった、先ほど、地方人口ビジョン等々の分析を急いでいただいて、それを機軸にして、新たな人口減少時代の到来を待たない人吉市になってほしいなと思っています。この点につきまして、市長の御答弁を求めたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先般、総理官邸で行われました地域再生計画認定証授与式のおきましても、地方版の総合戦略の策定に向け、地域再生計画の認定を受けた自治体が地方創生の先駆けとなって、全国の地方自治体、共同体をリードしていくことを期待しているというメッセージを受けたところでございます。

本市も人吉市版の総合戦略の策定に向けて、鋭意準備をただいま進めているところでございます。そこで、策定に際しまして、私の思いと方針でございますが、本市の実態を俯瞰してみると、企業収益の悪化、高齢化の進展等に伴い、扶助費が増加するなど、市財政に占める社会保障費の伸びが顕著でございます。

産業面では、商工業において、中心市街地活性化のための空き店舗利活用や安定的な雇用の確保が課題であり、特に若年層の雇用減少が生産年齢人口減少の大きな一因となっておりますことから、企業誘致や企業促進による持続可能な雇用の場の確保が、今後の施策においても必要不可欠と認識をいたしております。

このような本市の現状分析を踏まえ、人口減少に歯どめをかけるとともに、かつ大都市圏への人口の過度の集中を是正し、本市を初めとした地方で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことは喫緊の課題であり、特に本市の発展なくして、熊本県南の発展はないと考えているところでございます。

このように非常に大きな課題を解決するために、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いの

ある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成と、それを担う個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要となってくるわけでございます。このことに鑑みまして、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、本市が人口流出を阻止するダム機能を果たす拠点都市となるべく、本市の総合戦略を策定する必要があると考えているところでございます。

先般、消滅可能性都市の一つに数えられた本市が、安定した人口構造を保持し、特に若い世代が将来にわたって安心して働け、結婚・出産・子育てをすることができる社会の構築を着実に実行することで、消滅可能性否定都市、言葉を変えますと、復活可能都市を目指すための羅針盤となるべく、総合戦略の策定を推進していく所存でございます。

具体的な方針としまして、本市を初め地方においては人口減少を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少をさらに加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高いと言われております。そして、そのまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流出が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力を弱めることは必須であるとも言われております。

そこで、まず方針において重要視する点は、負のスパイラルに歯どめをかけ、好循環を確立する取り組みを確立することでございます。具体的には、大都市への人口流出の流れをとめるべく、まずは若い世代を中心に、人口流出を食いとめることを最大の目標として掲げるものでございます。

都市部には仕事などの条件がかなえば、地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もあり、悪循環を断ち切るためには、本市においても確立した仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立し、新たな人の流れを生み出すことで、まちに活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み、育てられる社会環境をつくり出すことが急務であると考えているところでございます。また、長期的には、本市で人をつくり、その人が仕事をつくり、まちをつくるという流れをつくっていく必要があるとも考えているところでございます。

そこで、当面の基本目標としまして、本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出することに力点を置き、地域再生計画の認定を受けましたハラル関連の企業集積、また地理空間情報技術を活用したICT技術を推進することで、新たな雇用の創出を目指し、地域産業の雇用創出力向上に努めるものでございます。

次の目標としましては、本市へ新しい人の流れをつくるため、こうした雇用創出の向上といった取り組みにより、確実に大都市集中の是正に結びつけるため、潜在的な移住希望者の移住を的確に支援するための環境整備に取り組み、仕事と人の好循環の確立に結びつける必要がございます。このためには、大都市圏からの移住促進に向けた環境整備に取り組みとともに、企業の地方拠点強化や大学など教育機関との連携のもと、地域ニーズに対応した人材

育成など、移住以外の側面からも、本市への人の移動・定着の促進を図る必要があると考えているところでございます。このような仕事と人の好循環に向けた取り組みが、次の世代に引き継がれることにより、初めて本市における真の持続的な好循環の確立につながっていくわけございまして、そのための目標として、若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・育児をしやすい社会を実現することが重要であり、結婚から子育てまでを切れ目なく支援する体制の整備、特に若い世代の安定的な経済基盤の確保や男女ともに子育てと就労を両立させる働き方の実現等を推進する取り組みが必要であると存じます。

最後に、こうして生み出された仕事と人の好循環が、しっかりと本市に根づかせていくことを目指してまいりたいと存じているところでございます。そのため、中山間地域における小さな拠点の形成、公共交通網の再構築を初めとする新たな交通ネットワークの形成など、安心な暮らしの環境の充実を図り、活気にあふれるまちの創生を実現することにより、まち・ひと・しごと全体の好循環実現を目指すといった方針で、総合戦略の策定に取り組むものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 同僚議員からもよくありますけども、人づくりが大事であると。まず人、そして人材育成があるならば、その後その方が仕事をつくり、そしてそれがまちづくりにつながるという趣旨であったと思います。

また、総合戦略についても、今後取り組まれていくと思いますが、この施政方針の中にありましたように、スピード感をもって進めていかれることだと思えますし、国からの支援もあるように聞いておりますし、実際、補正予算のほうでも上がってまいりました。ただし、人口減少については、静かなる危機と呼ばれるように、日々の生活において実感がしづらいものでもあるというふうに国は認識をしているようであります。そういったことも踏まえながら、今後、早急に取り組んでいただきたいと思えます。また、総合計画策定のときにもありました。これが前期が終わりまして、来年度は後期に入ります。こういったこともあわせながら進めていかれると思えます。

今、市長のほうの答弁の中に、中山間地の交通体系ということに触れられましたので、次の要旨に進みたいと思えます。

国においては、先ほど市長が申されました、小さな拠点、多世代交流、多機能型の形成ということでビジョンが示されておりますけれども、この中に必要な対応ということで、課題としましては、中山間地等において生活に必要な各種の機能、サービスや周辺集落との交通ネットワークの適切な維持、確保ということであります。必要な対応としましては、買い物に困難を抱える住民に対する買い物支援サービスを提供する事業モデルの構築や、過疎地等における事業者とNPO等の共同による宅配サービスの維持・改善、また買い物難民支援等

に役立つ新たな輸送システムの構築を促進すると。これにちょっと通院という病院に通う部分が入っておりませんが、こういったふうに取り組みを進められようとしております。

昨日、宮崎議員のほうは、交通空白地帯についての質問でございましたけども、私の場合は、この後は乗り合いタクシーについての質問に入りたいと思っております。

まず最初に、買い物困難を抱える住民に対する買い物支援サービス、過疎地域等における事業者、宅配サービスの現状、大変失礼ですけども、昔は行商と言われる方も来られておりました。行商についての把握はどんなふうになっているんですか。分析はされておるのでしょいかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

本市における買い物支援サービスといたしましては、社会福祉協議会が平成23年度から実施しております買い物交流支援えがおのふれあい事業がございます。この事業は、買い物や見守りが必要な方、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して宅配事業などの支援を行うもので、大塚・矢岳地区などを初めとする中山間地域へも宅配を行っております。また、訪問の際には、ごみ出しや電球の取りかえなど、日常生活で生じるちょっとした困り事にも対応することで、誰もが安心して暮らせるまちにつなげることを目的としておりまして、市は事業費助成を行っているところでございます。

なお、過疎地域等における宅配サービスの現状という御質問でございましたけども、市内の商店の中には、高齢者世帯などへの宅配を行っておられるケースが数件あるようでございますが、正確な数字の把握はいたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 先ほどの質問の中でも、地方人口ビジョンと、そういった戦略についての分析をお願いしますよと申しましたけども、やはりそちらに、買い物難民等々の皆さん方にサービスを行っている方、事業者の方、いらっしゃると思うんですよ。そういったことについても目配りをしていただいて、把握をしていただきたいと思います。

そういった方たちの要望等々は上がってくると思うんです。そういった中で、私は乗り合いタクシーについて、また今から質問を続けたいと思いますが、乗り合いタクシーの導入したことにつきまして、私どもが聞くことにおいては、バスがなくなったというような意見がございます。いや、バスはあるんですよ。予約制のタクシーがあるんですよと申しました。そういうときに、やはり補助金の減額、県からの減額等々があるんですよ。あったことが要因でもあるんですが、大変財政負担もありましたのでということと言っても、10人お話しても、9人ぐらいはほとんど受け入れてもらえないというような状況でもあります。

そこで、大変言いにくいことを申し上げますが、県の補助金の減額が一因でありましたけども、県の考え方はどうなっているのかお尋ねをしておきます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。県の補助金の現状等、そういったところをお話ししたいと思います。

県補助金の現状につきましては、平成26年度熊本県市長会秋季定例会における決議事項の県への要望に対し、平成26年11月21日付で回答されております。その中で、地方バス等の公共交通維持に対する財政支援についてでの項目で、県企画振興部は、県としても市町村がバス等の公共交通維持に苦心していることは認識していると回答されており、県も財政状況の厳しい中、平成25年度、26年度と同水準の補助額を確保されておるところです。また、交付金については、より地域の実情や特性に応じた移動手手段の確保への取り組みを促すため、県から市町村への配分方法の見直しが行われております。平成23年度からは、国の補助制度が、これまでの幹線路線バスだけから乗り合いタクシーや幹線路線以外の路線等に補助対象が拡大されており、各市町村がこの制度を有効に活用できるよう引き続き助言や支援等を行うとの回答がございます。

国におきましては、公共交通に関する法律の改正に伴いまして、公共交通に対する助成制度も見直しがなされてきておりますので、国の助成に即した、いわば利用する賢い公共交通のあり方を検討していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 先日いただきました第2次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、人吉市、人吉市社会福祉協議会のこれは素案でありますけれども、これを目を通させていただきました。先ほど言われましたけど、津々浦々あるわけですけども、どうしても交通空白地帯の方、また今回は、私どもは大畑・矢岳校区社協のほうでございますので、目を通しますと、やはりバスが通らなくなった。バスではなくて、乗り合いタクシーはあるんだけどもというふうに、まちまで車で40分かかる。汽車は日に2回しか来ない。路線バスの廃止で病院へ行けなくなった。乗り合いタクシーの帰りの予約がとりづらいというような記載がございました。

そこで、利便性等々について、成果に乗り合いタクシーとかありますけども、これは宮崎議員もお聞きされましたけども、改めて利便性等々についてお尋ねをしておきます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

乗り合いタクシーの利用状況につきましては、宮崎議員の質問の中でも、運行当初から2年間の乗車数をお答えしたところでございます。どの路線におきましても、前年比で見ますと若干の伸びが見られているところですが、東間経由田野線、鹿目線につきましては、乗り合いタクシー運行後、半年を経てからの平成25年4月からスクールバスとしての利用も開始したこともあり、利用頻度は高くなっております。

利便性につきましては、地区によつての差はないものと考えておりますが、路線によつて

乗車率に差があるという部分もございますので、その部分はしっかり分析をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） この第2次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画のほうから抜粋してお聞きしましたが、さまざまな会合がございます。もうすぐ各町内の総会もございますけれども、この交通体系には、恐らく質問が、また異論が間違いなくあるだろうと、私どもの地区では思っています。同僚議員の西議員いらっしゃいますけれども、これについて、やはり非常に評判が悪いということは申し上げておきたいと思っております。

そこで、今後進めていく中で、市長におかれましては、今後こういったこういう評判の悪い地区について、また交通空白地帯にはお答えになっておりますので結構でございますけれども、私どもとしては非常に評判が悪いと、このことについて市長はどうお考えですか、お尋ねをしておきます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

大畑地区におきまして、さまざまに住民の皆様方から、その評判の悪いお話を何度も何度も私も聞かせていただいているところでございます。やはりさまざまなお声の中で、先ほど井上議員も御指摘になりましたとおり、バスがなくなったと。これは非常に地域的な格差ということを感じておられるようでございまして、非常に私自身もお話をお伺いさせていただきながら、心苦しく思っているところでございます。

さまざまな公共交通空白地等を含めまして、全て網羅する定時運行路線を張ると利便性は確実に上がるわけでございますが、運営する事業者、補助を行う自治体は多大な負担がかかるわけでございまして、たちまち維持不能と陥るのは火を見て明らかではなかろうかと思っております。

そこで、持続可能な交通システムをどうつくっていくのかということ、ここ1年ほど研究をさせていただいているところでございます。きのう宮崎議員の御質問にもお答えしましたとおり、いわゆる公共交通政策の基本法等々にもものとりまして、そしてまたそれを支える法律にも鑑みながら、どうしたら、例えば大畑地区の住民の皆様方を初め人吉地区の中山間地の皆様方が、なるほどと、これだったらと言っていただけのような、しかも低廉な運行経費になるように、今知恵を絞っているところでございます。

今までは路線バスの乗車率を高めたり、乗り合いタクシーのデマンド交通の乗り合い率を高めたりということが必要不可欠だったわけでありましてけれども、やはり定時運行というのは、非常に大きなキーワードであるというふうに私自身もさまざまなお声を聞きながら、その定時運行というのが、どうしたら費用対効果において実現できるのかということ、先ほど申し上げましたとおり、執行部職員の皆さん方と研究をしているところでございます。

今後策定を予定しております人吉市地域公共交通網形成計画の策定に当たりまして、このように十分な調査を行う中で、声をしっかりお聞かせいただき、コミュニティバスの運行など試行的な取り組みも行いながら、定時運行路線バスの比較検討も行っていきたいというふうに考えております。近いうちに地域にお邪魔をいたしまして、再び御相談申し上げたいというふうにも思っているところでございます。

鉄道、バスといった公共交通の利用促進の啓発を行いながら、地域に残そうといった取り組みも、これまで以上に少子・高齢・人口減少社会を真っただ中にある人吉市においては、重要なものでございます。今後とも地域の皆様方の御意見、御協力を賜りながら、利便性、公平性、運行経費のバランスのとれた公共交通網の構築に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 公共交通体系につきましては、これも地域によって望まれる形というのが違っているわけですが、やはり低廉な定時運行というのが望ましいわけですが、財政的に厳しいというのはわかっております。しかしながら、地元の要望はこういう声であるということをお願いをしておきたいと思っております。

私も2期8年でございますが、最後の登壇でございました。執行部におかれましては、懇切丁寧に御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。また、この議場にいらっしやいます、今期3月31日をもって退職されます皆さん方に、長い間の御苦勞に敬意を表したいと思っております。これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時29分 休憩

午後4時41分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）
17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君）（登壇） 17番の森口です。どうぞよろしくお願いいたします。

お疲れさまでございます。今期最後の一般質問でございます。本日は、今期中にぜひとも訴えて提案をしておきたいという思いで通告いたしておりますので、執行部におかれましては、超前向きに御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

項目は2点、人口減対策、これは私なりの提案ということでございます。交流人口拡大に向けて～次の一手を放つ千載一遇のチャンス到来～、「歴史文化基本構想」策定の進捗状況について、人吉・球磨の観音様たちと東京・上野の東京国立博物館へ行こうということでございます。2点目は、交通安全対策、これは私の恐怖体験に基づきましたところからの横断

歩道の安全対策ということでございます。

それでは、早速1点目でございますが、項目を人口減対策としておりますけれども、今さっき、直前、まさに井上議員の一般質問ございまして、まち・ひと・しごと創生法に基づいて総合戦略をつくるんだということで、おおよその具体的な中身も市長のほうからお話がございました。

私は、そこで、私なりの具体的な提案を、きょうはひとつさせていただきたいと思いますが、人口減少対策として、いろいろ策があると思います。その中でも、これは市長の施政方針にもありました。交流人口をいかに拡大させていくか。国内外を問わず、あまたの観光客の皆さん方の足をいかにして、この人吉球磨へ取り込んでいくか。これもまた大きなテーマの一つではないかなと思っております。人様がどんどん入ってくれば、それだけ商いのチャンスもあるわけでございますから、いろんな創意工夫を凝らして、商いをして、定住化を図っていく、そういう策にもつながっていくのかなという思いがあります。

そこで、いわゆる観光振興をどのようにして図っていくかということでございますけれども、これは村上議員の、きのう質問もございました。あつたとおり、入ってきていただいた方々をいかに御案内して、おもてなししていくか。これは大事なテーマでございますが、それと同時に、どうやってこの人吉球磨をよそにPRを打っていくかというのも、私はこれは非常に大事なことではないかなと思っております。

そこで、じゃあどうやって、我々人吉球磨をPRしていくかということでございますけれども、まずこの人吉球磨というのは、まだまだ全国的には知名度が低いと、そのようにまずは自覚するところから始めなくちゃいけないのではないかと、私はそう思っております。そもそも熊本県は宣伝下手、中でも人吉球磨は宣伝下手と、よく以前言われました。私も若い時分、10年間東京に住んでおりましたけれども、こっち出身の人は別にして、ほとんどの方が知りませんね、熊本県の人吉球磨地方といったものを。

最近はその当時とももちろん大きく違ってまいりました。インターネットでございますとか、メディアの普及、それから高速道路が開通したり、交通網が整備されたり、当時とは随分、確かに違ってまいりました。しかし、前々副市長ですね、林さん、経産省からお見えいただきましたけれども、あの方が着任されたときに、私は1回目の一般質問、ここで質問して、あえてお聞きしたんですよ。林さん、あなたは、こちらから話があるときまでに、熊本県球磨郡って知ってましたか。知りませんでした。字を見たときに球磨郡と読めましたか。読めませんでした。じゃあ、球磨焼酎は知ってましたか。知りませんでしたという答弁だったんです。千葉県のお出身ですけども、東京の大学を出てですよ、経済産業省に入って、30幾つでしたか、その年まで熊本県の球磨地方なんちゅうのは知らん、球磨焼酎も知らなかったというお話でございまして、改めて知名度の低さを痛感しました、そのとき。

その後は、もちろん最近ではくまモンの活躍によって知名度がぐっと、熊本県上がってま

いました。でも、くまモンのほっぺ赤いですから、どうしてもイメージとして火の国阿蘇地方になっちゃう。いろんな方々の御努力で、当時からすれば、五、六年前からすれば、この人吉球磨地方も随分知られてきたのかなという思いはありますけれども、それでもまだまだだと思っております。別にこれ自虐的な話ではなくて、そうではないかなと思っております。

さて、じゃあ、どのような方法で、この人吉球磨を国内外へアピールしていくかということですが、それが通告書に書いております、次の一手を放つ千載一遇のチャンス到来ということでもあります。

その一つが、12月議会でも質問いたしました。文化庁の新規事業であります、日本遺産魅力発信推進事業であります。詳細につきましては12月議会で聞いておりますので、本日は省略をいたしますけれども、私は全くの個人見解でございます。市長も最大限の努力をすると、今議会、きのうだか、おととい答弁されてましたけれども、私は全くの個人的見解ですけれども、27年度の第1次認定をいただくんじゃないかなという思いがしております。

ただ、さきの12月の御答弁で、かなりハードルが高いんだという部長の御答弁でございました。でも、それはそれで結構だと思うんです。ハードルが高ければ高いほど価値が上がっていきますので、それは結構だと思いますが、ただ、そのときに審査をクリアしていくための最低条件として、その地域の歴史文化基本構想を策定していなければならないということでしたけれども、12月時点はまだできてなかった。もう3月、27年度直前でございます。この時期を控えまして、歴史文化基本構想策定状況はどうなっていますかというのを1回目にお聞きしたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆さん、こんにちは。

それでは、まず御質問に直接お答えする前に、歴史文化基本構想の概要ですね、それにつきまして少し御説明をさせていただきたいと存じます。

各地方公共団体におきまして、歴史文化基本構想を策定するという考え方は、平成19年に文部科学大臣の諮問機関である文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において提言されたものでございます。報告書の中で、歴史文化基本構想は、社会の変化に応じた文化財の保護、それから活用に関する新たな方策としての総合的文化財保護と、それを活用したまちづくりの手段を示すものであり、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず、幅広く捉まえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想、そういうものでありまして、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものとされております。要は、日本遺産のためにこれをつくるんじゃないなくて、もともとこういうものを備えておかなければならないということでございます。

全国における策定状況でございますが、平成26年8月時点で38の市町村が策定済みとなっております。本市では、個々の文化財についての調査や保存管理計画の策定などは、あらか

た行っているところでございますが、要は、人吉城跡の保存管理計画、そういうものはあるということでございます。

今回の歴史文化基本構想につきましては、策定はしておりませんでしたので、本年度、先ほど議員がおっしゃったように、12月の定例会でお話しましたけども、策定作業に着手したところでございます。昨年、これは10月から始めまして、ことしの2月中旬に完了を目指しておりまして、教育委員会、それから市の政策決定機関、最高政策決定機関である行政経営会議に現在報告をし、今のところ御承認をいただいているというところでございます。

御質問の進捗状況、現在、承認をいただいているところまでいっておりますけども、最終的な校正作業などを現在も鋭意続けているところでございまして、できるだけ早い時期にホームページなどで市民の皆様にお知らせしたいとも考えております。もちろん今会期中には議会への説明も、概要版もしくは完成版、どういう手法をとるかわかりませんが、内容の説明もさせていただきたいというふうに考えております。

ここで、人吉市歴史文化基本構想の構成、骨組み、そういうものについて、全部はちょっと時間がございませんので、簡単にでございますが御紹介をさせていただきたいと思っております。

構想は、第1章から第6章までの構成となっております。第1章は、歴史文化基本構想策定の目的と位置づけ、それから第2章が、人吉市の歴史文化の特徴と題しまして、旧石器時代から現代に至る歴史的特徴、そういうものを記述をいたしております。第3章は、人吉市の文化財保護活用の現状と課題、それから第4章は、第3章で上げた課題に対しまして、文化財保護活用の施策の方向性を記述しているところでございます。それから第5章、これが本題になるわけですが、本基本構想の中心となる部分でございます。本市における数多くの文化財や文化遺産は多岐にわたっておりまして、保護・活用のあり方も多種多様であると考えられること、また現代においても目にすることができる文化財や文化遺産は、相良700年の統治により培われ醸成されたものが圧倒的な多数を占めていることに鑑みまして、本市における文化遺産の保護・活用の骨格となるテーマとして、相良700年が生んだ保守と進取の文化と設定し、特に七つの特色ある文化遺産郡に分類、整理して、記述をいたしております。そして最後に、第6章は、歴史文化基本構想の推進につきまして、そういうことで、今後の文化財保存・活用の推進をどうしていくのか、そういうことを記しているところでございます。

以上、歴史文化基本構想の策定状況とその概要について、お答えさせていただきました。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(永山芳宏君) 17番。森口勝之議員。

○17番(森口勝之君) 2月に完成をして、定例教育委員会及び行政経営会議で承認されたということでございまして、安心をしたところでございます。日本遺産に認定されますと、これは文化庁やら官公庁、要するに国を挙げて、国内外にこの地域の魅力を発信しますよとい

うことでございますから、これは大いに期待していいんじゃないかと思います。この人吉球磨の交流人口が飛躍的に私は拡大していくと、そのように思っております。まさに千載一遇のチャンス到来ということでもあります。大いにこの件は期待しておきたいと思います。

さて、そこで人吉球磨魅力発信のPR大作戦のもう一つの次の一手でございます。これも12月議会の続きでございますけれども、慈悲深い観音菩薩のような教育長の御答弁がございました。熊本県立美術館における人吉球磨のお宝展開催が決定したということでございます。そのときに、私は、次は九州国立博物館だ。そして、東京上野の東京国立博物館だ。さてはルーブルだということを申し上げましたけれども、恐らくそのときに、何、この本会議場で夢みたいな話しているんだと思われた方が、多分たくさんいらっしゃったと思いますけれども、これは決して夢ではないと思います。現に、今、東京国立博物館で何をやっているか。みちのくの仏像展というのを今やっております。しかも、1月4日から4月5日までのロングラン開催、これは2月中旬の読売新聞の全国紙でも大きく紹介されておりました。

先越されましたけれども、収益金は東北大震災で傷ついた文化財の保存修理に充てるんだというようなことでございますので、これは大いに活況呈していただきたいと思っておりますが、私がなぜこのような展覧会にこだわるかということでございますが、神社、仏閣とか歴史上の宝物に足が向くというのは、これは私は日本人の、いや、今、海外の人もよく訪問されているようでございますが、日本人のDNA、何か組み込まれているんじゃないかなと思います。そして、私どもは、人吉球磨を紹介するときに、たびたび、この人吉球磨は文化財の宝庫です。文化財の宝庫です。そう言ってますよね。それじゃあ、せっかくあるそのお宝を本当に活用してるのかなという思いは、ずっと私はしているんです。というのは、よそではこれはできないんですよ、ないんですから。熊本県の約8割があるわけですから、ここでしかできないんですね。それをもっともっと活用する手はないのかなというのをずっと思ってきたわけです。

じゃあ、どのようにしてそれを活用するかということですが、まずは私は狭い盆地ですよ、山に囲まれて、ここに集中しているわけですが、この盆地からこれを一回外に出ていただくと。そして、広く国民の前に展覧して、さあごらんください、これが国民のお宝、文化のお宝でございますよ。国民のお宝ということは、皆さん方のお宝ですから、どうぞごらんください。そして、うちの地方には皆さん方のお宝がぎっしり詰まっていますよ。どうぞ一回はお見えてくださいませと言って、これは宣伝するのは、私は大いに結構なことじゃないか、こちらのPRになるのではないかなと、かねがね思っております。

さて、そこで通告いたしております「人吉・球磨の観音様たちと東京・上野の東京国立博物館へ行こう」ということではありますが、2020年の節目の年を考えますと、もう九州国立博物館、間に合いません。飛ばして東京まで行かないと間に合わないんです。恐らく館としては、向こう3年ぐらいの稟議書というんでしょうか、企画書は多分回っているはずで

すから、今アピールすると、2019年か2020年ぐらいへの企画書として俎上に上がる可能性は、私は大いにあると思っております。

そこで、じゃあどうやってアピールするのということなんですが、ここで一つ提案をさせていただきますが、ありがたいことに、ことし秋、熊本県立美術館で初めて人吉球磨のお宝展開催されます。そこへの招待状を博物館の館長にぜひとも送っていただきたい。すてきなパンフレットも写真集もありますから、そういうのを添えて、心を込めて館長に御案内状を差し上げると。そしてその中には、当然、もしお暇があれば、この人吉球磨へお運びください、御案内しますということで、歴代の館長が、この人吉球磨に入ったかどうか知りません。知りませんが、ぜひともそれを出していただきたい。必ず稟議回りますから、館長の目に触れると思います。その間に、その間というか、もうすぐなんですけれども、日本遺産認定内示の一報でも入れば、そういう話題も書いておけば、館長のほうがびびっとくるのは間違いのないと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

お金は幾らもかかりませんよね。お金かけずに、いかに最大限PRしていくかということでございますから、やっていただきたいんですが、そういうことで、絶好のチャンス到来、県立美術館の次は東京国立博物館での人吉球磨の仏像展という大きな夢を目指してほしい。ぜひとも、これ教育長に訴えたいと思います。

○教育長（末次美代君） 皆様、こんにちは。質問にお答えいたします。慈悲深い表情で答えられればいいんですけども、一応お答えさせていただきたいと思います。

1872年、明治5年設立という東京国立博物館において、今回、熊本県立美術館で催されるような特別展、人吉球磨の仏像展を日本、アジア、いや世界中に向けて発信できたら、何とすばらしいことでしょうか。これは私もそう思います。森口議員の御提案を伺いながら、夢はパリのルーブル美術館やロンドンの大英博物館にまで、果てしなく広がるようでございます。

東京国立博物館は、議員も御存じのとおり、貴重な文化財を大切に守りながら、未来へ、そして世界へ紹介していくという保存と公開という命題を調和させながら、日本の伝統を継承していくという使命を掲げている我が国最大の文化施設の一つでございますので、議員御紹介の、現在開催中のみちのく仏像展、平成27年1月から4月、ロングランの開催でございますが、に類似するような、人吉球磨の仏像展を目指して、東京国立博物館の館長、銭谷眞美館長への人吉球磨の歴史と美への心ある御招待や、その他の要請活動について、関係の皆様にも御相談を申し上げながら、一步一步進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 今、一步一步というお話でございました。まさにそうだと思います。交渉事は、粘り強く、一回出してだめだったじゃ何も先進みませんので、粘り強く交渉をし

ていただきたいと思います。

東京国立博物館、皆さん行かれたと思いますけれども、入ったらどーんと縄文時代の火焰土器、本物が飾ってありますからね、それ見るだけでびっくりしますけれども、そういうものと同じ館に、こちらのお宝が展示されれば、それはありがたいなと思っております。

ちなみに、みちのくの仏像展は、ちょっと調べましたら、福島県以北の東北6県から寄せ集めているんですよ。それだけ集中した地域がないですから。ところがこの人吉球磨はここに1点に集中して、東北以上のものがあるわけですから、これはそういうのをお知らせしたら、まさに館長もびっくりじゃないかなと思います。

そして、これは以前にも言いましたけど、特別展開催するときには必ず特設ショップというショップが開店されますね。その地域にちなんださまざまなグッズ等々販売、パンフレットを置いたりしますので、これは宣伝効果もかなりあるのかなと。それから、大抵ロングラン開催のときには、NHKの「日曜美術館」で1回ぐらい取り上げますね。みちのくの場合は、民放の「ぶらぶら美術館」でもやっておりまして、これは、もうあそこで展示されるということは、かなり宣伝効果があるのではないかなと思っております。

そして、最後に申し上げておきますけれども、このような案件は、人吉球磨一体となって、やっぱり取り組むべきだろうと思いますので、平成24年に設立されました球磨地域文化財広域連携協議会、こういう協議会があるのは文化庁も評価しているそうなんですけど、新たな目標設定として、ぜひとも進めていっていただきたいと、そのように強く申し上げておきたいと思います。開催でも決まれば、これはもう人吉球磨の子供たちを連れていけば、またとないう郷土愛を育む教育の一環にもなると思いますので、よろしく願いしておきたいと思ひます。

それでは、次に交通安全対策の一環として、横断歩道の安全対策について、執行部の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

道路行政につきましては、私はこれまで12年のうちで、ほとんどというか質問してまいりませんでした。そういうものはふだんの政治活動の範疇かなという思いがあったもんですから、ただ1回だけ、4年か5年か前に、東間赤池線、離合箇所やらしていただきましたけれども、それが聞くところによると、今度発注いただいたということで、ありがたいなと思ひていますが、今回は交通安全の観点から、自分自身、非常に怖い経験をしましたので、それをもとにちょっとお願いをしておきたいと思ひます。

交通事故の報道は、毎日のように載ってます。特に横断歩道を渡っているときですね、横断歩道とか、そうでないところを渡っているときもそうなんですけど、道路横断中のはねる事故というのは非常に多いと思ひております。そこで、私の体験でございますけれども、市内のある国道を夜間です、夜、場所はちょっと控えますけれども、走っておりました。制限速度50キロですから、雨降ってましたので、それぐらいだったと思ひます。対向車ありますので、

ライトを落としてばあっと走っておりましたら、いきなり目の前に横断歩道があらわれたんですね。周り暗いんですよ。ダイヤモンド型の目印もちよっと気づかなかったものですから、横断歩道をまさに横切ろうとしたその瞬間に、左側に人影が見えまして、本当にびっくりしまして、その様子からして、今まさに踏み出そうとされてたような状況だった。時間差にして、コンマ何秒の世界だと思えますけれども、さっと通り過ぎて、その後、本当に肝を冷やしたというのはああいうことでありまして、運がよかったのかなと思ったところでございます。そのときは、それでよかったということで済んだんですが、その後しばらくしてから、実は宮崎県的小林方面から人吉方面に帰ってきますときに、間もなく加久藤のほうへ上るよというあの付近なんですけど、こちらから行くと、左側に森岡城が見えますね。小林方面に行くと、1キロか2キロぐらい直線ありますね、ざあっと。あの道路を小林方面から帰ってきました、夜。そしたら、ずっと先方200メートルぐらい先に、ばあっと運転していたら、ぼうっと何か見えるんですよ。あれ何かかなと思って、ぐうっと近づいてきましたら、100メートルか50メートルぐらい近づいたら、あっ、横断歩道だというのを確認できまして、それが確認できた途端に、その瞬間、さっきの恐怖体験が蘇りまして、ああなるほど、こういうのがあれば、これは夜のそういう事故なんかも未然に防げるのではないのかなと思っただけでございます。

少し長くなりましたけれども、そういうことで、今般質問させていただきましたが、お聞きしますけれども、市内で信号機のない、要するに横断歩道、そういう対策を講じてあるところが、照明ということになるんでしょうけど、あるのかないのか。ないとしたら、これは事故を未然に防ぐという観点から、ぜひともここは危ないよねというようなところを調査していただいて、1カ所でも2カ所でもいいですから、少しずつ対策を講じていていただきたいというので質問いたしました。執行部の御見解をお聞きしておきたいと思います。

○建設部長（田中幸輔君） 皆さん、こんにちは。最後の大トリの答弁者となりましたけども、そして私自身、3月退職しますので、最後の答弁ということになりますので、よろしく願います。

まずは、道路管理者としましては、夜間に歩行者が安全かつ円滑に横断できるような良好な視環境の整備、いわゆる視覚の環境でございますけども、その整備とともに、運転者側からも路上の人や障がい物等が目で確認できる視環境の整備は重要なことであると認識しているところでございます。

そこで、横断歩道で夜間の照明があるところとといいますか、ないのかということでお尋ねでございますけども、人吉警察署交通課にお尋ねしましたところ、人吉管内で横断歩道の設置箇所数が、国道、県道を含めまして約200カ所ございます。その中におきまして、信号機を設置されていない横断歩道は約140カ所でございます。国・県道では一、二カ所あるかと思えますけども、市道の横断歩道には照明を設置している箇所は、現在のところはございま

せん。

今後、市道の照明につきましては、現状調査をいたしまして、人吉警察署とも協議しながら、運転者、歩行者の安全な通行が確保できるよう検討してまいりたいと存じます。

次の部長には超前向きに検討するように伝えておきたいと思います。また、国道、県道につきましては、道路管理者であります熊本県と、それから熊本県の球磨地域振興局に要望してまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 私もめったに御答弁の後、ありがとうございますとは言わないんですけど、ありがとうございます。

国道の管理は県だと思えますけれども、宮崎県というところは、意外と交通安全意識高いのかなと思うんですね。というのは、カラーラインも小林が先行でやってみました。あれはいいよと言ったら、すぐどなたか見に行っていていただいて、対応が早かったですね、人吉もばあっと施していただきましたけれども、宮崎県という国はそうなのかなと思います。私はいいところはどんどん取り入れていっていいと思うんですよ。

ちなみに、えびのの今、小学生、ヘルメットかぶって登下校していますね。あれは新燃がばあんとあって、そのときに配って、落ちついたら廃止になったんだそうですけど、よくよく考えたら、交通安全対策いいよねということで、今、児童は全部ヘルメットかぶって登下校しております。意識が高いのかなと思ったところでございます。

横断歩道の、先ほどの件につきましては、今、部長、本当にありがたい、超前向きという言葉がございましたので、事故を未然に防ぐという観点から、ぜひとも少しずつでも進めていっていただきたいと思います。

最後でございますが、当月をもって退職される職員の皆様方、来月の任期満了をもって御勇退される議員の皆様方、本当にお世話になりました。それぞれの方々に御慰労を申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議第36号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第3 議第37号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第37号市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第4 議第38号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第38号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） ないようですので、質疑なしと認めます。

本件についての質疑を終了いたします。

日程第5 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第2号から議第38号までの35件を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成27年3月第2回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、3ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算につきましては、4ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）につきましては、5ページの〔別記3〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第2号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	各委 [別記1]
議第3号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第4号	平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第5号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第6号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第7号	平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	厚生
議第8号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	厚生
議第9号	平成27年度人吉市一般会計予算	各委 [別記2]
議第10号	平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第11号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第12号	平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第13号	平成27年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第14号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第15号	平成27年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第16号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第17号	平成27年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第18号	平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議題19号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第20号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第21号	人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	総文
議第22号	人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の制定について	総文
議第23号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第24号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総文
議第25号	人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	総文
議第26号	人吉市学校林条例を廃止する条例の制定について	総文
議第27号	人吉市教育支援委員会設置条例の制定について	総文
議第28号	人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について	総文
議第29号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第30号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	厚生
議第31号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準	

	を定める条例の制定について	厚生
議第32号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第33号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第36号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	各委 [別記3]
議第37号	市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第38号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建

[別記1]

議第2号 平成26年度人吉市一般会計補正予算(第8号)	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正(全款)</p> <p>第4条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費(2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く)</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 繰越明許費の補正(10款 教育費)</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費(2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費)</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>第2条 繰越明許費の補正(3款 民生費)</p> <p>第3条 債務負担行為の補正</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費</p> <p>第2条 繰越明許費の補正(8款 土木費及び11款 災害復旧費)</p>

[別記2]

議第9号 平成27年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算（全款）</p> <p>第3条 地方債</p> <p>第4条 一時借入金</p> <p>第5条 歳出予算の流用</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 債務負担行為（2款 総務費（1項 総務管理費）及び10款 教育費）</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>5款 労働費（1項2目 シルバー人材センター費）</p> <p>11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）</p> <p>第2条 債務負担行為（2款 総務費（2項徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）及び4款 衛生費）</p>

○経済建設委員会	第1条	歳出予算 5款 労働費(1項1目 人吉球磨地域技能振興費) 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費(2項 農林水産施設災害復旧費 及び3項 公共土木施設災害復 旧費)
----------	-----	--

[別記3]

議第36号 平成26年度人吉市一般会計補正予算(第9号)		
○予算委員会	第1条	歳入予算の補正(全款)
	第3条	地方債の補正
○総務文教委員会	第1条	歳出予算の補正 2款 総務費 14款 予備費
	第2条	繰越明許費の補正(2款 総務費)
○厚生委員会	第1条	歳出予算の補正 3款 民生費
	第2条	繰越明許費の補正(3款 民生費)
○経済建設委員会	第1条	歳出予算の補正 6款 農林水産業費
	第2条	繰越明許費の補正(6款 農林水産業費)

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時 20 分 散会

平成27年3月第2回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成27年3月18日 水曜日

1. 議事日程第6号

平成27年3月18日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議第19号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議第20号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議第21号 | 人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第4 | 議第22号 | 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の制定について |
| 日程第5 | 議第23号 | 人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議第24号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議第25号 | 人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議第26号 | 人吉市学校林条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第9 | 議第27号 | 人吉市教育支援委員会設置条例の制定について |
| 日程第10 | 議第28号 | 人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定について |
| 日程第11 | 議第37号 | 市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第29号 | 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第30号 | 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議第31号 | 人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議第32号 | 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議第33号 | 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設 |

総文

厚生

		備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について	—	
日程第17	議第38号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につい て	—	経建
日程第18	議第2号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	—	各委
日程第19	議第36号	平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	—	各委
日程第20	議第3号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第5号）	}	厚生
日程第21	議第4号	平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）		
日程第22	議第5号	平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）		
日程第23	議第6号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算 （第5号）		
日程第24	議第7号	平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）		
日程第25	議第8号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算 （第5号）		
日程第26	議第9号	平成27年度人吉市一般会計予算	—	各委
日程第27	議第10号	平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	—	総文
日程第28	議第11号	平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	}	厚生
日程第29	議第12号	平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算		
日程第30	議第13号	平成27年度人吉市介護保険特別会計予算		
日程第31	議第14号	平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計予算		
日程第32	議第15号	平成27年度人吉市水道事業特別会計予算		
日程第33	議第16号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	—	
日程第34	議第17号	平成27年度人吉市国民宿舎特別会計予算	}	経建
日程第35	議第18号	平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算		
日程第36	議第34号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて		
日程第37	議第35号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第38		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第39		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第40		人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第41		人吉下球磨消防組合議会の報告		

日程第42 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第42まで議事日程のとおり
 - ・ 追加日程
 - 議第39号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第40号 平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - ・ 追加日程
 - 発議第4号 人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 発議第5号 人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - 意見第8号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
-
-

3. 出席議員（17名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長 田中 信孝 君

副市長	坂崎博憲君
監査委員	篠崎國博君
教育長	末次美代君
総務部長	中村則明君
市民部長	中村明公君
健康福祉部長	松岡誠也君
経済部長	松田知良君
建設部長	田中幸輔君
総務部次長	迫田浩二君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	中川一水君
経済部次長	大淵修君
経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
建設部次長	木村秀敏君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	愛甲泰士君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
農業委員会 事務局長	舟戸幸弘君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
次長	山本繁美君
庶務係長	椎葉千恵君
書記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第19号から日程第11 議第37号まで

○議長（永山芳宏君） まず、日程第1、議第19号から日程第11、議第37号までの11件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教委員会に付託されました日程第1、議第19号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議第37号市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの11件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第19号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の制度に倣い、これまで常勤の一般職の職員だけが対象だった部分休業の取得について、1年以上の在籍期間があり、かつ一定の勤務日、勤務時間などの条件を満たす非常勤職員にもその範囲を広げるため、条例を改正するものです。

昨年、非常勤職員も育児休業が取得できる条例改正を行っておりますが、今回の改正により、3歳までの子を養育する場合において、公務に支障がないと認められる範囲、1日の勤務時間から5時間45分を引いた時間を超えない時間で、部分休業が取得できるようになるとの説明を受けております。また、対象職員は男女で約150名であるが、これまでにおいて、常勤職員が部分休業を取得した例はないとの説明もを受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第20号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の病気休暇について、結核性疾患に係る特例を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

結核性疾患の場合は、特例で1年以内の期間病気休暇が認められていましたが、現在は治療法も確立されており、国においては、既に特例が廃止されているとの説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第21号人吉市土地開発基金条例を廃止する条例の制定については、この基金は昭和46年3月に設置され、当時の高度経済成長時には、土地の価格が上昇していた

ことから、道路新設改良や施設の建設が計画された場合、事業開始時の地価よりも安価な価格で土地を先に取得しておくことにより、財政負担の軽減や事業の円滑な執行を図る目的で設置されていたものです。

近年は土地の価格も下落しており、道路の大規模改良や施設の新設も少なくなっており、所期の目的は果たされたと判断し、条例を廃止するものです。基金財産のうち、現金預金分は人吉市庁舎建設等基金に繰り入れ、また土地等については、西瀬コミセン用駐車場は社会教育課、能力開発センターの敷地は契約管財課、中核工業用地は商工振興課へそれぞれ移管されるとの説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第22号人吉鉄道ミュージアムMOZOKAステーション868条例の制定については、地方自治法第244条の2第1項の規定により、地方公共団体は、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めることになっているため、新たに条例を制定するものです。

執行部より各条文の説明を受け、質疑に入りました。第5条の入館料等について委員から、第2項のミニトレインが1乗車につき100円、第3項のレイルバイクが1回につき100円との使用料金になっているが、それぞれ「1人」を入れたほうがわかりやすいのではないかとの質疑に、執行部からは明確な答弁が得られませんでした。暫時休憩を挟み、執行部から、例えば保護者と同乗する3歳児未満の子供は無料と想定しており、1人の定義についての詳細は施行規則に入れていく旨の説明を受け、再度質疑に入りました。

委員からは、施行規則に詳細に入れるのはわかるが、条例は基本となるので「1人」は入れるべきだと考える。ミニトレインは1乗車につき12人乗れるので、1乗車とは1人であるとの解釈がわかりづらいのではないか。万人が見てわかりやすい条文にできないかなどの質疑があり、執行部から時間をいただきたいとの申し出があったため、再度暫時休憩に入りました。

再開後に提出された施行規則案の資料をもとに説明を受け、質疑を再開しましたが、レイルバイクについての規則が盛り込まれておらず、詳細は今後の協議の中で決定し書き込んでいくとの執行部の答弁がありましたが、条例に規定しておかないと、後々不都合なことが起こるのではないかということから、本条例案については翌日の11日に引き続き審査するとし、この日の審査は保留としました。

翌日11日の再開前に村上委員から、会議規則第67条の規定に基づき、修正案の提出が委員長になされたので、まずこの修正案について審議することについて、委員の了承を得て審査に入りました。

まず、村上委員に修正案の提案理由の説明を求め、上程されている第5条第2項及び第3項の使用料の部分が具体的に明記されていないため、修正案を提出するものであるとの説明

がなされました。修正案に関する資料はお手元に配付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

条例案の修正案は次のとおりであります。第5条第2項を「ミニトレインの使用料は、1人（3歳未満の者と同乗する場合を含む。次項において同じ。）1乗車につき100円とする。」、第3項を「レイルバイクの使用料は、1人1回につき100円とする。」。

委員会としては、まず提案があった修正案について委員に諮り、全員異議なく修正案について認めることに決しました。次に、修正箇所を除く原案について諮り、全員異議なく修正部分を除く原案について認めることに決しました。

次に、日程第5、議第23号人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、機能別消防団員の増員に伴い、団員の定数等を変更するため、条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対し、居住は球磨郡内で、勤務は市内の団員が現在12人いる状況である。地域防災体制の充実強化の観点からも、昼間の団員確保対策として機能別消防団を設置しており、今回、基本団員定数を各部20名と設定させていただいているが、まずは基本団員定数確保のために、職場や地域へ積極的に勧誘していくとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第24号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の位置づけが一般職から特別職へ、また教育委員の互選から長の任命となり、教育委員長が廃止となるため、関連する条例において、それぞれ所要の改正等が必要になったため、条例を改正するものです。

この条例は平成27年4月1日施行ですが、経過措置として、現在の教育長の任期中は、改正前の条例を適用することとなるとの説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第25号人吉市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長の職務専念義務が定められたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議第24号と同じく平成27年4月1日施行ですが、経過措置として、現在の教育長の任期中は、この条例の規定は適用しないこととなるとの説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第26号人吉市学校林条例を廃止する条例の制定については、近年では環境教育に使われることもなく、手入れもされていないことから、昨年度、整理計画を策定し、地元協議を行ってきた結果、所期の目的は果たされたことにより条例を廃止するものです。

委員からの質疑に対し、以前からの地元要望への対応については、条例により伐採処分による収益は、市の一般財源に受け入れられることになっており、この件に関しては御理解をいただいている。今後、地元要望に応じて実現できるものに関しては、歳出予算を編成し対応するとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第9、議第27号人吉市教育支援委員会設置条例の制定については、教育上特別な配慮が必要な児童及び生徒に対し、適正な就学指導及び教育支援を行うことについて、教育委員会の諮問機関として人吉市教育支援委員会を設置するため、新たに条例を制定するものです。

児童・生徒の入学や進学に関し、就学基準に該当する障がいのある子供は、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするとの説明を受けております。

委員から、現在の委員の構成について質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第10、議第28号人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会設置条例の制定については、食物アレルギー対応の学校給食の調査等を行うことに伴い、教育委員会の附属機関として人吉市学校給食食物アレルギー対応委員会を設置するため、新たに条例を制定するものです。

資料をもとに説明を受け、委員会委員の構成や会議の回数、守秘義務の規定などについて質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第37号市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市役所の位置を変更するため、地方自治法第4条第1項の規定により、条例の一部を改正するものです。この件については、現地調査を行っております。

執行部からの説明で、附則に「この条例は、規則で定める日から施行する」とあるのは、通常は公布の日が施行日となるが、市庁舎建設に関しては、条例の附則に施行期日が規定できない。要するに、条例を施行するために必要な準備期間が明らかでない場合は、規則委任という方式をとる。新庁舎は、工事期間等もあるため、正式に開庁する日が施行日となる。その時点で、規則で定めた条例の改正を提案し、施行することになるとの説明がっております。

委員からの質疑に対し、今回の条例の提案時期については、今後の基本設計等を作成する上で、新庁舎建設予定地の住所が必要になるための提案。住所の字名に関しては、市内では地番が重複する町内があるため、公の施設を建てる場合には、正確な位置を特定させるため条例上では統一し、字名を明記させていただいているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ちょっと1点、議第37号市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、委員会の中で、財源等そういった議論は行われたのかをお尋ねいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 委員会の中で、財源等の質疑等はしておりません。

以上です。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第37号につきましては、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

3番、村口隆議員の発言を許可いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） 議第37号市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本市の本庁舎は昭和37年に建設され、50年以上が経過しております。本庁舎周辺は、国の史跡指定区域による移転の必要性和耐震性と老朽化の問題を抱え、早急に移転する必要があります。市は、平成12年11月に移転に向けた市庁舎移転建設研究委員会を設置し、議会も平成13年12月に特別委員会を設け、移転候補地や資金調達の方法などの検討を重ねてきました。

平成19年3月に議会から出された最終報告では、移転候補地の絞り込みは見送られ、また資金調達と事業資本については、厳しい財政状況のもと44億円から86億円と、いずれも高額な建設費が見込まれることから、必要な一般財源を確保することが厳しいということで、結論を先送りされた経緯がございます。

田中市長も2011年6月16日の読売新聞の記事によりますと、財源の確保が一番の課題だとおっしゃっております。また、2012年11月24日の人吉新聞でも、建設資金のめどをつけるのが急務の課題だとおっしゃっています。私も全くもってそのとおりだと考えます。

移転は必要です。しかし、財源の確保が厳しいということで、市庁舎に関する問題は先送りされてきたと思っております。前委員会委員長が報告された平成19年の本市の財政状況は、財政力指数が0.49、市税収入が40億3,168万3,000円でした。平成25年度の決算では、財政力指数が0.42、市税収入が36億6,189万1,000円と縮小しており、庁舎の建設を見送られたときよりも、財政状況が好転したと言える状況ではありません。

人口の推移にいたしましても、平成19年は3万6,631人でしたが、2015年2月末は3万4,319名です。また、25年後の2040年は、国立社会保障人口問題研究所の予想によりますと、本市の人口は2万3,608名と推測されているところでございます。

本市の資産老朽化比率も、平成25年度で49.3%と年々悪化していますので、今後も継続して維持補修をしていく必要があると考えます。

これまで、執行部及び議会において、市庁舎移転建設について議論を重ねてこられたことに対しましては敬意を表し、その過程をむげにするものではありませんが、社会情勢はどんどんどんどん変化しております。そして今後最も大きく変わっていくと予想されます。そのような厳しい社会の中、本市が生き抜くためには、なるべく費用をかけず、負担を将来に先送りすることなく、移転を進める必要があると考えます。

現在は、市庁舎を新設するという前提で議論が進んでいますが、全国的に見ますと、今ある公共施設のリノベーション、利活用が進んでおり、今ある建物をどう使うかが自治体の知恵の絞りどころで、実際に少ない負担で大きな成果を上げている自治体も見られます。そのような中、新設という手法だけにとらわれず、リノベーション、利活用、公設民営などの柔軟な発想の転換も必要ではないかと考えます。

また、これまで議論が進まなかった大きな理由である財源に関しても、財源の確保や長期財政計画、その後の市民に及ぼす影響や将来に対する負担、広域圏でのまちづくりのあり方などを考えますと、行政として、これまで同様市民に対してサービスを続けられるのか、サービスをふやしながら市民の負担を少なくすることができるのかなど、しっかりと議論すべきであり、位置条例の制定は、それが示されてからでも遅くはないと考えます。

このような理由から、市庁舎の位置を今決めてしまうのは時期尚早であると考え、この議案について反対いたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、分割して行います。

まず、議第19号から議第21号までの3件について採決いたします。

お諮りいたします。議第19号から議第21号までの3件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第19号、議第20号、議第21号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第22号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

議第22号に対する総務文教委員長報告は、一部修正がありますので、まずその修正にかかわる部分について議事を進めます。

お諮りいたします。総務文教委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立全員。よって、総務文教委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決されました部分を除く原案についてお諮りいたします。修正議決されました部分を除くそのほかの部分について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立全員。よって、修正議決されました部分を除くそのほかの部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議第23号から議第28号までの6件について採決いたします。

お諮りいたします。議第23号から議第28号までの6件について、総務文教委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第37号について採決いたします。

本件は、地方自治法第4条第3項の規定により、特別多数議決を要する案件でありますので、その表決については、議員定数の半数以上の議員が出席し、その出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。また、この場合は、議長も表決権を有します。

採決は、起立採決といたします。

議第37号についての総務文教委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。議第37号について、総務文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） ただいまの出席議員数は17人であり、その3分の2は12人であります。ただいまの起立者は16人であり、所定数以上であります。よって、議第37号につきましては、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第29号から日程第16 議第33号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第12、議第29号から日程第16、議第33号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第12、議第29号から日程第16、議第33号の5件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第12、議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の条例改正は、介護保険法第129条の規定による平成27年度から平成29年度までにおける第1号被保険者の保険料の改定等を行うため、及び同法第115条の45に規定する介護予防日常生活支援総合事業等について、事業開始の猶予期間を定めるため条例の一部を改正するものであります。

第6期計画の第1号被保険者の介護保険料基準額を、介護保険事業計画等策定委員会からの答申に基づく6,112円、前期と比較して217円、3.7%の増とするもので、所得段階別負担区分については、8段階区分を介護保険法施行令に定める標準の段階区分9段階に改めております。

地域支援事業の見直しについては、介護予防給付要支援1、2の訪問介護、通所介護が新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、多様化が図られています。施行期日は平成27年4月1日となっておりますが、条例で定める場合は実施の猶予ができるもので、事業の円滑な実施を図るため、その実施時期を定めるものであります。附則第8条第1項は、要支援1、2の方に対する訪問介護、通所介護を予防給付から新しい日常生活支援事業に移行する時期を、平成29年4月1日とするものであります。第2項は、在宅医療・介護連携の推進の実施時期を平成28年4月1日とするものであります。また、今回の介護保険制度改正については、低所得者に対する軽減強化が含まれておりますが、その財源を消費税増税分としておりましたので、軽減強化も2段階の実施となり、最終的には、消費税が10%に引き上げられる平成29年4月に延期されたところであります。

その内容は、まず平成27年4月に第一弾として、第1段階の被保険者に対し、改正後負担割合の0.5から0.45に引き下げを行いますが、これにつきましては国の平成27年度予算成立ができており、政令の改正が4月以降にずれ込む見込みでありましたが、その後、国の対応が早まるとの情報もありますので、専決にて対応したいとの説明があっております。第二弾であります。平成29年4月に第1段階を0.45から0.3に、第2段階を0.75から0.5に、第3段階を0.75から0.7に引き下げを行うもので、現行保険料と比較すると、保険料の改定はありますが、平成29年度には1から3段階の方については、現行保険料よりも減額となる見込みとの説明があっております。

審査の過程で委員からの質疑に、介護給付費をふやさないためには、要支援になる前の介護予防が大切であり、現在、温泉を使ったデイサービスを行っているが、男性の参加が少ないので、男の生き方塾などを行っている。段階において必要なサービスを必要な方に提供していきたいと考えているが、いろいろな市民の方のボランティアなどを活用していければと考えている。今回の介護保険料3.7%アップの根拠は、平成26年の人口3万4,450人、高齢者数1万1,058人、高齢化率32.1%。平成28年は人口3万3,653人、高齢者数1万1,275人、高齢化率33.5%で見込んでいます。平成37年には人口2万9,759人、高齢者数1万1,138人、高齢化率37.4%を見込んで検討したところである。介護給付費については、施設の整備は行わな

いと考えている。アンケートをとったところ、約7割の方がサービスはこのままでいいので、保険料はこのままで上げないでほしいと望んでいる。国の報酬改定の2.27%を勘案しても、どうしても在宅の高齢者数は伸びてくるため、そのようなことも勘案して今回の保険料を算定したところである。県下の保険料の改定状況は、まだ流動的ではあるが、県平均で5,688円、10.7%増の改定となっているといった答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第30号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法による介護保険法の一部改正等に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。地域包括支援センターの役割の一つに、要支援者に対するケアプランの作成等ケアマネジャーとしての支援がありますが、その基準を定めるものであります。根拠法令は、介護保険法第115条の22及び第115条の24で、厚生労働省令等から市町村の条例と改正がなされています。条例制定に当たっては、項目により従うべき基準、参酌すべき基準に分かれております。従うべき基準は、従業者の員数、管理者、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密の保持、事故発生時の対応、そして申請者の法人格の有無についてであり、ほかの基準は参酌すべき基準とされております。

本市の考え方は、国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、原則国の基準と同じであります。独自基準として暴力団排除条例の趣旨にのっとり、暴力団員が役員となっている法人、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する法人は指定をしないこととしております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、議第31号人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法による介護保険法の一部改正に伴い、人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。根拠法令は、介護保険法第115条の46で、厚生労働省令等から市町村の条例と改正がなされています。条例制定に当たっては、項目により従うべき基準、参酌すべき基準に分かれております。従うべき基準は、職員の職種や員数に関する基準、参酌すべき基準は、基本方針であります。

本市の考え方は、国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、原則、国の基準に基づき条例案としております。

審査の過程で委員からの質疑に、第4条の職員の基準は、人吉市の場合は、高齢者数は約1万1,000人でそれぞれ2名配置となるが、現在は保健師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員はいないが、介護支援専門員の資格を持っている保健師が兼務をしているところ。今回、社会福祉士、主任介護支援専門員の採用をお願いし、募集までは至ったところであるが、主任介護支援専門員については厳しく、現在、内部での要請を検討しているところであるといった答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第15、議第32号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、地域主権一括法の第一弾として平成25年3月議会において議決され、平成25年4月1日から施行されておりますが、介護保険法第78条の4の規定により、厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

本市の考え方は、国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、国の基準に基づき一部改正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第16、議第33号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、地域主権一括法の第一弾として、平成25年3月議会において議決され、平成25年4月1日から施行されておりますが、介護保険法第115条の14の規定により厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本市の考え方は、国の基準と異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、国の基準に基づき一部改正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第29号から議第33号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第29号、議第30号、議第31号、議

第32号、議第33号は、原案可決確定いたしました。

日程第17 議第38号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、議第38号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第17、議第38号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、審査の結果を報告いたします。

本案件は、平成27年2月12日の第1回臨時会において議決しました議第1号工事請負契約の締結について、対象工事は人吉中核工業用地調整池改築工事に対する契約内容の変更を行うものです。契約の相手方は、味岡・双栄建設工事共同企業体でありまして、当初の契約金額2億1,654万円を242万4,135円増額し、変更後の契約金額を2億1,896万4,135円とするものです。

契約変更の理由としましては、昨今の労務単価及び物価の急激な変動に伴い、平成27年度の新労務単価が平成27年2月1日から適用されることになり、国土交通省が特例措置を定めため契約内容を変更するものです。

審査の過程において、委員から、旧単価との比較などについて質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第38号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第38号は、原案可決確定いたしました。

日程第18 議第2号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、議第2号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。報告をいたします。

日程第18、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、予算委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正につきましては、主に国・県の補助事業の確定や最終見込みによるもので、歳入予算の総額から6,645万円を減額し、補正後の額を159億5,499万円とするものです。地方債の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業債など11件の補正と、農業基盤整備事業債1件の廃止がなされております。

審査の過程において委員から、熊本放送株式配当金において出資した時期や累計額について、長寿社会づくりソフト事業交付金の不採択となった理由について、緊急雇用創出市町村補助金の大幅な減額の理由についてなどの質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第18、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

1款議会費は、452万円の減額となっております。普通旅費などの不用額や会議録作成及び委員会録反訳委託料の減額などであります。

2款総務費は、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費を除き3,041万1,000円の増額となっております。

1項総務管理費、1目一般管理費の増額は、希望退職等3名分や産交バスの運行に対する地方バス運行等特別対策補助金と、くま川鉄道株式会社の経営安定化を図るためのくま川鉄道経営安定化補助金などであります。4項選挙費、3目県議会議員選挙費の減額は、投開票は4月ですが、本年度中に準備を行う経費がほぼ確定したことによる減額であります。

9款消防費は、2,391万5,000円の減額となっております。1項消防費、2目非常備消防費の減額は、消防団員退職者報償金21人の確定による減額、また3目消防施設費の減額は、防災行政無線の保守点検業務の一部見直しや防災基盤整備事業における防火水槽築造工事の要望がなかったことによる減額、また消防団ポンプ積載車購入の入札による減額などです。

10款教育費は、1,194万6,000円の減額となっております。

1項教育総務費、2目事務局費の減額は、外国語指導助手ALT1名の雇用が5月からの雇用となり、一月分が不用となったためなどです。4項、1目幼稚園費の減額は、私立幼稚園就園奨励費交付金の交付対象者が見込みより少なかったことによる減額です。5項

社会教育費、3目図書館費の増額は、図書購入寄附金による図書購入費であります。

委員からの質疑に対し、過去5年間の寄附においては、図書を購入していただいていた寄贈をしていただいている。図書等購入については、図書券での寄附はいただいている。今回は現金で寄附をいただいたとの答弁がっております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費の減額は、学校プールの水質検査手数料や児童・生徒及び教職員の各種健診手数料の執行残による減額。また、2目体育施設費の減額は、長崎国体カヌー競技に使用した中川原公園の復旧整備工事の執行残によるものです。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費の減額は、蒸気配管改修工事の入札残によるものです。

12款公債費は、1,496万1,000円の減額となっております。10年前に借り入れた起債の一部が借入利率を見直す契約があり、新たな利率で借用したことにより、支払い利子が減となったためであります。

13款諸支出金は、2億6,196万3,000円の増額となっております。基金運用利息などの積み立てが主で、3目人吉市庁舎建設等基金費は、任意積立金として今年度末をもって廃止予定の土地開発基金の資産のうち、現金預金分を加え2億6,000万円となっております。また、8目人吉応援団基金費に、くまもとふるさと寄附金交付金と、古都人吉応援団寄附金を積み立てるものであります。

第2条繰越明許費の補正は、10款教育費のうち、5項社会教育費のカルチャーパレス改修事業は、経年劣化した非常用電源装置充電器及び蓄電池取りかえ工事で、いずれも特殊な装置のため、調達に日数を要することから、年度内完了が見込めないために繰り越すものであります。

委員の質疑に対し、小中学校の屋内運動場非構造部材耐震化事業については、体育館の照明器具とバスケットボールのゴール部分の調査設計を実施するものとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第18、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果、主なものを報告いたします。

3款民生費は6,969万3,000円を減額し、補正後の額を63億4,745万4,000円といたしております。

1 項社会福祉費は1億845万7,000円の減で、臨時福祉給付金の確定による減額、介護保険特別会計繰出金等への減額、扶助費の障害者医療費ほか各給付費等の減額、増額など、決算見込みによるものが主なものであります。2 項児童福祉費は1,013万9,000円の減で、軽度障害児保育事業補助金の増額、子育て世帯臨時特例給付金の減額、児童手当等の最終見込みによる減額等であります。3 項生活保護費は4,890万3,000円の増で、医療扶助費の増額等であります。

4 款衛生費は938万2,000円を減額し、補正後の額を17億567万3,000円といたしております。むし歯予防対策事業補助金、指定ごみ袋販売委託料、浄化槽設置整備事業補助金等の決算見込みによる減額などであります。

審査の過程で委員からの質疑に、障害者住宅改造助成事業補助金は、課税世帯60万円、非課税世帯90万円上限の2件分150万円を計上しているが、今年度は申請がなかった。平成25年度は1件申請があっており、年に一、二件あるかないかといったところである。就労継続支援給付費は、当初見込み件数よりも279件も上回るなど件数が伸びている状況があり、昨年2カ所新しい事業所ができており、今まで在宅の方が就労の継続の機会を近くの事業所で受けることができ、ふえてきている状況にある。臨時福祉給付金については、最初の対象者の把握について、国からの通達も遅く、県からの説明会も12月後半であり、当初予算編成の締め切りも過ぎており、概算で最高値で計上させていただいた。まずは全員に送付し、申請された分について、税務課の課税状況、年金機構からの情報等に基づいて、その都度調査し確定をしていった。申請の締め切りが11月末日までであったため、最後まで額の確定は厳しい状況にあったといった答弁がっております。

委員会としては、今回の臨時福祉給付金の大幅な減額については、基礎給付の対象者が3,170人の減少、加算給付対象者が5,099人の減少となりましたが、このように大きな差異が生じるような事案については、補正予算に計上する前に、事前に委員会にその理由等を報告していただくよう要望したところであります。

また、委員からの質疑に、心理判定員の報酬減額の理由は、2名お願いしているが、1人は月16日勤務でお願いしているが、予算上は17日勤務で計上していたため減額するもの。もう一人は相談があるときのみで、月9日勤務でお願いし、1日勤務で予算計上していたが、本人の都合等もあり、半日勤務となったためであるといった答弁がっております。

次に、第2条繰越明許費の補正であります。3 款民生費、2 項児童福祉費、保育所等緊急整備事業、繰越額は4,729万5,000円であります。中原保育園の改築事業に対する補助金で、当初は年度内竣工の予定でありましたが、途中で園舎全体を解体する計画から一部園舎を残すことへの設計変更があり、建築確認申請などに不測の日数を要したため、建設の着工がおくれ年度内竣工が困難となり、補助金を繰り越すものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正であります。土地情報管理システムリース料は、限度額

を407万2,000円としておりましたが、入札により限度額が確定しましたので、限度額を342万8,000円に変更するものであります。家屋評価システムリース料は、限度額を1,779万8,000円としておりましたが、入札により限度額が確定しましたので、限度額を1,468万8,000円に変更するものであります。第3次戸籍電算システム機器使用料は、限度額を7,509万6,000円としておりましたが、入札により限度額が確定しましたので、限度額を3,823万5,000円に変更するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第18、議第2号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、経済建設委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、6款農林水産業費につきましては、1,375万3,000円減額し、補正後の額を4億2,401万2,000円とするものであります。

1項農業費の主なものは農業委員会費で、農業委員会委員報酬及び備品購入費等の123万2,000円の減額、農業振興費で下球磨地区農業用廃プラスチック類処理対策協議会等への負担金、補助及び交付金の補助事業費の確定や、最終見込みによる300万9,000円の減額であります。2項林業費の主なものは、下刈り、新植、防護柵設置等の委託料620万2,000円の減額で、いずれも事業量、事業費の確定によるものであります。

次に、7款商工費につきましては、35万9,000円減額し、補正後の額を3億4,939万4,000円とするものであります。主なものは、九州自然歩道管理委託料19万7,000円の減額で、これは昨年度まで人吉市と鹿目町内会で契約されておりました契約を、今年度から県が直接町内会と契約を締結されたことにより減額するものであります。

次に、8款土木費につきましては、2億6,811万円を減額し、補正後の額を13億3,382万1,000円とするものであります。

主なものは、1項土木管理費では、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金633万2,000円の減額、2項道路橋梁費では、工事請負費5,312万6,000円の減額、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業の確定などによる委託料4,446万円の減額、用地購入費1,100万円の減額。3項住宅費では、団地外壁改修工事などの工事請負費1,006万7,000円の減額。4項都市計画費では、街路事業費において、社会資本整備総合交付金事業の交付決定による用地購入費用に1,717万円の減額、補償費8,697万8,000円の減額などであります。

審査の過程において委員から、戸建木造住宅耐震診断事業及び改修事業補助金については、

人命がかかわることであり、もっと利用者がふえるよう啓発や広報をさらに進めてほしいとの意見がありました。

次に、繰越明許費の補正につきましては、土木費が13件、災害復旧費が1件となっており、いずれも用地交渉や関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難になったことで繰り越すものであります。

審査の過程において委員から、年度内完了に努めてほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第2号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第2号は、原案可決確定いたしました。

日程第19 議第36号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第19、議第36号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第19、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、予算委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正につきましては、平成27年2月3日に成立いたしました国の補正予算に伴うもので、内容としましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策における国庫補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が主な内容となっております。

歳入予算の総額に2億8,163万2,000円を増額し、補正後の額を162億3,662万2,000円とするものです。地方債の補正につきましては、保育所等整備交付金事業債が1件追加されております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第19、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費は、1億2,802万3,000円の増額となっております。13目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費の主なものは、人吉市版総合戦略策定のための検討部会開催時において、大学教授等を招聘し、助言、指導をお願いするための謝礼金など、また本年度実施したハラルツーリズムモニターツアーで得られた意見、要望などを盛り込んだ人吉流ムスリムフレンドリーおもてなしガイドブックの作製と、人吉市版総合戦略のリーフレット等の印刷経費などであります。人吉鉄道ミュージアムに関しては、ミュージアム内の定時清掃に係る清掃委託料、公衆無線LANのシステム保守委託料、管理運営に係る管理委託料及び緑地維持管理委託料などあります。また、人吉市版総合戦略の策定委託のほか、本市で取り組んでいる地理空間情報技術推進事業の一環として、新しい事業をコンテスト方式にてさまざまな方面から提案いただき、すぐれた事業の幾つかを実施、検証する地理空間情報技術推進事業委託料などが計上されています。

委員からの質疑に対し、人吉市版総合戦略はシンクタンク等に委託し、まち・ひと・しごとに関して策定していただくことになる。また、G空間については、今後は森林資源の有効活用などの検証にも取り組んでいくことになるが、九州情報G空間実践協議会の中で協議されるとの答弁がっております。

また、企画募集型旅行事業委託、地域活性化商品券取扱業務委託、公衆無線LAN（Wi-Fi）設備工事、人吉市商店街活性化事業、住宅リフォーム促進事業、プレミアム商品券事業、ふるさと旅行券事業について、所要の予算が計上されております。Wi-Fi設備の設置場所は、人吉城歴史館、人吉鉄道ミュージアム、カルチャーパレス、スポーツパレスの4カ所。商店街活性化事業は、空き店舗などでの開業を支援する補助金の平成27年度分を前倒して予算計上するもので、21件分との説明がっております。

委員からの質疑に対し、企画募集型旅行業務の委託先は、旅行業務取り扱いをしているところでの対応になるため、地元のそういう業者との協議になる。地域活性化商品券取扱業務は、住宅リフォーム促進事業をきじ馬スタンプ協同組合にお願いしているので、そのままお願いしたいとの答弁、また、プレミアム商品券事業については、補助金として、人吉商工会議所ときじ馬スタンプ協同組合による実行委員会を編成し、商工会議所を窓口として、一括交付を考えているとの答弁がっております。今回のプレミアム商品券については、市内の中小店舗の活性化となるように運営していただきたい旨の要望がっております。

第2条繰越明許費の補正は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る二つの事業は、いずれも国の補正予算に対応した事業であるため、本年度内での事業完了が見込めないため繰り越すものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第19、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

3款民生費は、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を1億5,052万8,000円増額し、補正後の額を5億470万4,000円といたしております。保育所等整備交付金事業補助金で、こばと保育園整備事業に対する補助金であります。委員会として現地視察をしております。

次に、第2条繰越明許費の補正であります。3款民生費、2項児童福祉費、保育所等整備交付金事業1億5,052万8,000円は、こばと保育園の整備事業に対する補助金で、平成27年度に建設計画を予定しておりましたが、保育所等整備交付金が創設されたことを受け、平成26年度補正予算において一部前倒しされたことにより、平成26年度事業として整備することから、繰り越しをするものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、隣接の民間所有地の購入については補助対象外となっており、法人、個人で購入される。補助金を申請する段階で、協議した上で確認されているので、年度内竣工は間に合うものと思っているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第19、議第36号平成26年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、経済建設委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

6款農林水産業費につきましては、1,137万6,000円を増額し、補正後の額を4億3,538万8,000円とするものであります。内訳は、経営体育成交付金312万6,000円、これは農地の受け手となる担い手の農業用機械等の導入を支援するもので、トラクター2台の購入費用に対して交付するものであります。また、みずから独立して農業を開始する方への交付金、青年就農給付金事業交付金825万円は、平成27年度分の給付対象期間の期首が到来する時期に応じ、半期分（一部は1年分）を前倒しして給付するもので、10名分を交付するものであります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、国の補正予算に伴うこれらの事業2件を、平成27年度に繰り越すものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第36号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第36号は、原案可決確定いたしました。

日程第20 議第3号から日程第25 議第8号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第20、議第3号から日程第25、議第8号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第20、議第3号から日程第25、議第8号までの6件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第20、議第3号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、決算見込みによる補正で、歳入歳出をそれぞれ1億5,305万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億7,491万2,000円とするものであります。

歳入は、国民健康保険税は、収入実績に基づく決算見込み、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金は、交付決定に伴うもの、繰入金は決算見込みによるものであります。

歳出は、一般被保険者療養給付費は、1人当たり費用額の対前年度比を8%増と見込んでおりましたが、3月診療から11月診療までの給付費実績をもとに見直しを行い、9%増に修正。一般被保険者高額療養費も、4月支給決定から12月支給決定までの給付費実績をもとに見直しを行い、1人当たり支給額の対前年度比を14%増から15%増に修正し計上しております。特定健康診査委託料等の決算見込みによる減額、会計検査院の指摘による国庫返還金の増額等を計上しております。

次に、日程第21、議第4号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、決算見込みによる補正で、歳入歳出予算をそれぞれ1,655万2,000円減額し、総額を4億8,569万1,000円とするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料は、被保険者の死亡や転出に伴う資格喪失によるもの、一

般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定に伴うもの、諸収入は、受診者の実績見込みによる後期高齢者健康診査事業に係る広域連合からの委託費の減額であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、後期高齢者健康診査受診者の実績見込みに伴う委託料の減額が主なものであります。

次に、日程第22、議第5号平成26年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、決算見込みによる補正で、歳入歳出にそれぞれ2億623万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ42億3,776万5,000円とするものであります。

歳入は、第1号被保険者保険料を収納額、調定額を勘案し、決算を見込んで補正するもの、国庫補助金及び支払基金交付金は、交付決定額に応じて補正するもの、基金繰入金は、財源不足の補填として準備していた基金積立金を減額するものであります。

歳出は、本年度の保険給付費の総額としては、39億5,000万円を見込んでおり、前年度に比べ約1.3%の伸びとなります。介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた方の介護サービス利用に係る給付費、介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の認定を受けた方の介護予防サービス利用に係る給付費、特定入所者介護サービス等費は、サービスにおいて居住費や食費が利用者の負担となりますので、所得の低い方の負担軽減として限度額を超えた分を支給するもので、それぞれ決算見込みによるものであります。地域支援事業費は、それぞれの委託料等の最終見込みによるものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、介護予防事業はくまもと健康支援研究所に随意契約で委託契約をしており、運動の指導等をしていただいているが、人数にかかわらず1回当たりの単価で算定している。一次事業も二次事業も同じで、同じ会場で行っているといった答弁がっております。

次に、日程第23、議第6号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ505万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,722万4,000円とするもので、決算見込みによる補正であります。

次に、日程第24、議第7号平成26年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出のうち、収入の1款水道事業収益を513万5,000円減額し、5億6,719万6,000円とするものであります。

収入は、給水人口の減少、消費税の5%から8%へのアップ、下水道使用料の値上げに伴う節水意識や夏場の天候不良に伴う使用水量の減少等の影響による水道料金の減額、日本水道協会機械設備損害保険金の増額であります。

次に、日程第25、議第8号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出にそれぞれ5,547万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,814万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、受益者負担金の増額、天候の不順により雨が多かったこと、また使用

料改定により各家庭での使用水量の減と、大口利用者の節水対策、さらに人口減による下水道使用料の減額、社会資本整備総合交付金の減額等であります。

歳出の主なものは、事業費は公共下水道事業計画変更業務委託料や、下水道事業法適化支援業務委託料の減額、平成26年度社会資本整備総合交付金事業の平成25年度前倒し事業による内示額の減額に伴う工事請負費の減等であります。維持管理費は、人吉浄水苑等運転管理委託の入札残などによる減額。公課費として、消費税及び地方消費税の増額等であります。

第2条地方債の補正は、公共下水道事業管渠工事等の減に伴い、起債借入額の減額を行うもので、限度額を1,660万円減額するものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、マンホールふた更新工事の減額は、26年度要望した分が25年度に一部前倒しで交付されたため、及び内示額の減額によるものである。下水道事業法適化支援業務委託料の減額は、職員で業務を行ったため、委託をしなかったことによるものである。その他の委託料は、入札残であるといった答弁がっております。

以上、6件につきまして、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第3号から議第8号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第26 議第9号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第26、議第9号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第26、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入予算の総額は144億5,895万5,000円とするもので、骨格予算ということもあり、前年度と比較しまして2億2,727万8,000円の減となっております。平成27年度歳入予算の特徴としまして、執行部から、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額を期待していたが、全国的な個人消費の大幅な落ち込みから、国が示した地方財政計画までの伸びには至っていない。また、市税においては、固定資産税の3年に一度の評価見直しの年となっており、減収が見込まれる。さらに、扶助費等の社会保障費の増額に対応すべく、現時点では普通交付税等の動向が見えない状況なので、財政調整基金等の繰り入れに対して対応をしているなどの説明がありました。

審査の過程において委員から、交通安全対策特別交付金の積算根拠について、鉄道ミュージアムの使用料について、固定資産税償却資産が昨年度より増額された理由についての質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第26、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

1款議会費は2億1,553万8,000円で、前年度と比べ1,222万9,000円の増額となっております。主なものは、市議会議員共済会給付費負担金の負担率が、前年度と比べ高くなったことによる負担金の増と、議会運営委員会の行政視察が隔年実施となっており、平成27年度が実施年度となっていることによる増額などであります。

2款総務費は、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費を除き11億7,499万円が計上されています。

1項総務管理費は10億5,085万1,000円で、前年度と比べ4,642万7,000円の減額となっております。主なものは、本年度8名分の予算を計上していた退職手当が、来年度は定年退職者分が3名となることによる減額、マイナンバー制度導入に伴う個人情報取扱支援委託料や、データ等を管理する中間サーバー等を共同利用する自治体の負担金、LED型防犯灯設置工事として140基分などが計上されています。また、本年10月からの年金一元化により、保険料の算定が変更となるための保守委託料の増、紙代などの原材料が値上がりしていることにより、広報ひとよしの印刷製本費が増となっております。

委員からの質疑に対し、LED型防犯灯の設置状況については、25年度に148基、26年度に142基を設置している。現在、約200基の要望があつているとの答弁があつております。

13目肥薩線世界遺産推進関連施設費は、平成27年度から新設される目の予算であります。本年度までは、1目一般管理費の中に鉄道ミュージアム関連の予算が計上されていましたが、新年度には鉄道ミュージアムの施設が完成することから、一般管理費にはなじまないとの判断で、新しい目を設け、予算計上がされております。

4項選挙費は6,866万4,000円で、前年度と比べ5,126万3,000円の増額となっております。主なものは、来月4月実施予定の県議会議員選挙及び市長・市議会議員選挙、本年5月に実施予定の藍田財産区議会議員選挙、来年3月に実施予定の県知事選挙に要する経費であります。

9款消防費は5億277万3,000円で、前年度に比べ1,107万5,000円の増額となっております。主なものは、消防救急デジタル無線整備に伴う起債の償還元金に対する人吉下球磨消防組合負担金の増、防災消防航空隊の編成に対する県内全市町村で負担する熊本県防災消防ヘリコプター運行連絡協議会負担金、消防詰所の改築に対する消防施設設備費補助金の増、また年次計画で更新しているポンプ積載車3台の購入経費などが計上されております。

委員から、山間地での出動で四駆対応の積載車購入について、オートマ限定の免許証保持者について、戸別受信機についての質疑がっております。

10款教育費は、11億3,987万円が計上されております。

1項教育総務費は2億196万円で、前年度と比べ2,105万6,000円の増額となっております。主なものは、隔年で開催されます九州地区市町村教育委員研修大会が、平成27年度は沖縄県での開催となることからの増額、子ども・子育て相談員、学校教育専門指導員、外国語指導助手、特別支援教育支援員、人吉っ子アドバイザー、学力充実支援員等の報酬、人吉市花まる教室委託料などがあります。

2項小学校費は1億6,153万円で、前年度と比べ2,962万2,000円の増額となっております。主なものは、小学校教科書改訂に伴う教師用指導書及び教材購入費の増によるものであります。そのほか、小学校配分の消耗品費や小学校事務及び用務の嘱託職員、学校運営協議会委員の報酬、小学校の機械警備など施設の維持管理業務委託料、日本スポーツ振興センター保険負担金などが計上されております。

委員からの質疑に対し、日本スポーツ振興センター保険の負担割合は、1人分が945円で、保護者が460円、市は485円であるとの答弁がっております。また、教科書改訂による教師用指導書についての質疑もっております。

3項中学校費は8,600万3,000円で、前年度と比べ342万8,000円の増額となっております。主なものは、中学校の電気料や上下水道代、各種処理などの手数料、各種業務委託料などの中学校管理運営費、各中学校に配分する消耗品費や中学校事務及び用務の嘱託職員、学校運営協議会委員の報酬などがあります。

4項幼稚園費は2,595万8,000円で、前年度と比べ43万1,000円の減額となっております。

これは、対象園児の減少によるものです。

5 項社会教育費は 3 億 7,538 万 2,000 円で、前年度と比べ 8,923 万 8,000 円の減額となっております。主なものは、矢岳町内に委託する S L 展示館清掃等の業務委託、人権教育、学校支援地域本部事業などに要する経費や社会教育委員、社会教育指導員、学校支援地域コーディネーターの報酬など。また、人吉市人権教育推進連絡協議会、人吉市子ども会育成連絡協議会、人吉市青少年育成市民会議、人吉市 P T A 連絡協議会、球磨の民謡全国選手権大会実行委員会への補助金などであります。5 目文化財保護費には、文化財保護一般事業、歴史的庭園群保存活用事業、人吉城歴史館管理運営費、史跡大村横穴群保存修理事業、埋蔵文化財本調査など、文化財保護に要する経費が計上されております。また、スマートインターチェンジ整備予定地にある赤池原遺跡の発掘調査について、現地調査を行っております。

委員から、埋蔵品の管理について、球磨の民謡全国選手権大会の実績状況について、プラネタリウムについての質疑がっております。

6 項保健体育費は 1 億 3,625 万 2,000 円で、前年度と比べ 532 万 2,000 円の減額となっております。主なものは、虫歯予防うがい実施に伴う消耗品費等の増や、学校保健事業や生涯スポーツ活動の推進などに要する経費。学校医、学校歯科医、学校薬剤師及びスポーツ推進委員、体育施設事故防止対策審議会委員の報酬などが計上されております。

委員からの質疑に対し、学校プールの消毒剤については、機械で管理している。定期的な水質検査を行っており、状況に応じて入れかえはするが、シーズンの初めに入れかえを行うのが基本となっているとの答弁がっております。

7 項学校給食センター費は 1 億 5,278 万 5,000 円で、前年度と比べ 781 万円の増額となっております。主なものは、非常勤職員と食物アレルギー対応委員会委員の報酬や、昨年度に引き続き主要な施設である蒸気配管の改修工事費が計上されております。

11 款災害復旧費、4 項文教施設災害復旧費は、1,230 万 4,000 円が計上されております。昨年 7 月に発生した城跡三の丸南側斜面の崩落復旧の補助事業で実施するものであります。

委員から、史跡人吉城跡保存整備専門指導会議について質疑がっております。

12 款、1 項公債費は 15 億 1,214 万 2,000 円で、前年度と比べ 2,991 万 9,000 円の増額となっております。起債の元利均等償還のうち、償還期間の経過とともに、償還額のうち元金の割合がふえ、利子の割合が減少したことによるものなどであります。

第 2 表、債務負担行為の第 4 次電算システム導入事業機器使用料は、端末が老朽化及び保守部品の生産終了に伴い、故障時のメンテナンスに支障が出るおそれがあることから、端末を更新するために設定するもの。また、後期高齢者医療システムパッケージ使用料は、社会保障・税番号制度導入に伴い、システムを更新するために設定するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第26、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果、主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税費は2億2,693万3,000円で、前年度比854万8,000円の増額であります。市税等過誤納金の還付金、ふるさと納税業務委託料、固定資産土地評価システム業務委託料等が主なものであります。

3項戸籍住民基本台帳費は8,415万7,000円で、前年度比65万7,000円の減額であります。

審査の過程で委員からの質疑に、ふるさと納税業務委託料は、ポータルサイトの開設と返礼品の配送は一括して受託できる業者がいるので、そちらの業者を検討している。また、寄附の支払いについては、大手のポータルサイトのシステムを使用することになり、別途使用料に予算を計上している。返礼品の贈呈基準は、寄附金額の下限を定め、県と同様に年度中1人1回限りとし、過去の寄附の統計をもとに返礼品の基準を定めることとしているが、具体的な内容は議会の議決をいただいた後に検討する。なお、年間の寄附ポイントを累計して返礼品を贈呈するやり方は、今後の検討課題としたいといった答弁がっております。

3款民生費は58億6,964万3,000円で、前年度比2億199万5,000円の減額であります。

1項社会福祉費の主なものは、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金、人吉市社会福祉協議会補助金、4件の特別会計への繰出金、障害者医療費等を計上しております。新規事業として消費生活センター備品に、ハイリスク消費者（高齢消費者等）の被害防止のため、警察署との連携での取り組みに使用する警告つき電話録音機200台の購入経費、また市民後見推進事業委託料は、10市町村で人吉市社会福祉協議会に委託をするもので、人吉市の負担額166万9,000円を計上しております。

2項児童福祉費の主なものは、子どものための教育・保育給付費負担金、子ども医療費、児童手当等を計上しております。

3項生活保護費は、生活保護費等を計上しております。

審査の過程で委員からの質疑に、消費生活センター備品の警告つき電話録音機については、熊本県で実施している事業であるが、今回、県の補助を受けての新規事業である。多大な被害をこうむっているハイリスク消費者宅の固定電話機に会話を録音する旨の事前案内を告知することにより、悪質業者等から不審な勧誘を遮断し、トラブルに巻き込まれることを防ぐことが目的である。設置に関しては、まず人吉球磨地域で消費生活相談業務に関する協定を締結しているため、人吉市で町村分を含む200台を備品として購入し、消費者に貸し出すこととする。消費者の情報に関しては、県警からの提供が困難であるため、町村、包括支援センター、社会福祉協議会等との連携の中で、適切な対象世帯を協議させていただこうと考え

ている。なお、備品購入費のほかに、警察との連携チラシ等の予算も計上している。議決を
いただいてから、事業の周知に努めたい。

市民後見推進事業委託料については、成年後見センターを人吉市社会福祉協議会に設立す
る。人吉球磨の市町村が、それぞれ人吉市社会福祉協議会と委託契約を締結し、人吉球磨地
域の住民が利用できるようにする。業務内容は、後見業務、後見制度の普及・啓発、市民後
見人の育成を図ることなどである。予算措置の状況としては、人吉市に係る経費を障がい者
と高齢者の予算に振り分けて計上している。なお、市民後見人については、所定のカリキュ
ラムを受講した者を後見の支援員として、非常勤の職員として雇用する予定である。通帳の
引き落とし、身上監護等に当たっていただくことにしている。その上に社会福祉士を置き、
センター長も置くこととし、常勤職員を2名体制とする。ただし、人吉市以外は身近にいる
支援員に依頼することとする。国の努力義務として市民後見人の養成があるが、家裁のほう
では、市民後見人に直接指名することはないということであるので、市民後見人を養成して
も行き場がないというのが現状である。そういった状況を踏まえ、支援員として活躍してい
ただきたいということである。支援員の養成については、今年度については、各地区の社会
福祉協議会職員を対象に養成しているところである。基本的には人吉市社会福祉協議会が後
見センターとして受けるが、各地区の社会福祉協議会の協力なしには進められない事業であ
るので、町村の住民については、その地区の社会福祉協議会職員が支援員としていろいろな
ところでお手伝いをさせていただくということになる。今後、一般市民も支援員になれるよう
広報していきたいと考えている。

就労継続支援給付費について、件数の考え方は、医療費の診療報酬と同じく、一月1人1
枚の請求書の件数である。1年間の請求枚数を件数として計上している。施設には、自立支
援給付費から国保連等を通じて支払いが行くことになる。病院等と同じシステムである。市
内には、就労契約を締結できる方が対象となり、生産につながる作業を行うA型事業所が2
施設、就労契約が困難な方を対象に、社会参加を目的として簡単な作業等を行うB型事業所
が3施設ある。近隣町村にも同様の施設があるため、人吉市民でそちらを利用される方もい
る。利用者については、それぞれ作業時間によって賃金が支払われるが、A型、B型事業所
とも、収益に基づいたものについては、利用者に還元されることになる。なお、運営費の請
求に当たっては、施設の規模にも応じた報酬単価に利用者の通所日数を乗じ、また送迎や食
事の加算分によって算定されることになり、人件費、建物、送迎代、食事代等に充てられる。
予算の計上に当たっては、A型を457件、B型を1,105件として積算している。

児童福祉総務費の予算額が前年度比大幅に減少している理由は、昨年度実施した子ども・
子育て臨時特例給付金に係る費用の分が減額されているためであるといった答弁があってお
ります。

4款衛生費は16億895万9,000円で、前年度比8,216万5,000円の減額であります。1項保健

衛生費は、個別接種委託料、妊婦健康診査委託料、各種検診委託料、指定ごみ袋販売委託料等を計上しております。

2項清掃費は、人吉球磨広域行政組合（し尿ごみ処理施設及び葬祭場）負担金、浄化槽設置整備事業補助金、一般廃棄物収集運搬委託料等を計上しております。

審査の過程で委員からの質疑に、一般廃棄物収集運搬委託料は、随意契約を予定しており、今年度増額した理由は、今まで据え置いていた事務費、人件費分を見直したことにより、今回増額となったものであるといった答弁がっております。

5款労働費、1項労働諸費、2目シルバー人材センター費は1,352万円で、人吉市シルバー人材センターへの補助金であります。

次に、第2条債務負担行為は、固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料は、期間を平成27年度から平成29年度までとし、限度額を1,175万6,000円と定めるものであります。平成30年度固定資産評価がえに向けた不動産鑑定業務等の委託に伴うものであります。

固定資産土地評価システム業務委託料は、期間を平成27年度から平成29年度までとし、限度額を2,159万4,000円と定めるものであります。平成30年度固定資産評価がえに向けた路線価及びその他の地区等の評価業務の委託に伴うものであります。

第3次戸籍電算システム機器使用料（第2期）は、期間を平成27年度から平成32年度までとし、限度額を2,573万7,000円と定めるものであります。戸籍電算システムの更新により、新システムに対応する機器の導入に伴うものであります。

健康管理システムリース料は、期間を平成27年度から平成32年度までとし、限度額を5,242万8,000円と定めるものであります。市民健診、予防接種事務等を行うための電算システムリプレースに伴うものであります。慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第26、議第9号平成27年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

5款労働費につきましては、人吉球磨能力開発センター補助金125万円で、前年度と同額となっております。

次に、6款農林水産業費につきましては、3億3,633万6,000円で、前年度と比較しまして199万9,000円の増となっております。

1項農業費の主なものは、農業委員会委員20名分の報酬808万円、農家振興組合長84名分の報酬168万1,000円、梅園管理委託料461万円、中山間地域等直接支払交付金事業の制度変

更に伴う傾斜測定のための測量設計委託料183万9,000円、負担金、補助及び交付金4,321万9,000円などであります。畜産業費に355万6,000円、農地費に3,783万5,000円は、多目的機能支払交付金事業交付金が主なものであります。

2項林業費の主なものは、人吉市鳥獣被害対策実施隊70名分の報酬126万6,000円、有害鳥獣の捕獲に伴う報償費283万円、市有林の下刈委託料など6件分の委託料4,097万8,000円です。

3項水産業費は、球磨川漁業協同組合への補助金95万円です。

審査の過程において、人・農地問題解決加速化支援事業交付金について質疑があり、営農生産組合の法人化については、法人化後のメリット、デメリットを農家の方によく周知して進めてほしいとの要望がありました。また、優良子牛保留奨励事業補助金については、新たな牛舎の改築の補助についても、今後補助対策を検討してほしいとの要望がっております。

次に、7款商工費につきましては、3億861万8,000円で、前年度と比較して207万8,000円の減となっております。

1項商工費の主なものは、商工業振興費では、人吉商工会議所が地元企業への経営指導等を図る小規模事業指導事業補助金、商店街への支援・助成により市街地活性化を図ることを目的とする人吉市商店街活性化事業補助金などを含む7件の補助金2,547万1,000円、中小企業の経営安定を図るための預託金7,500万円などです。観光費では、花火大会、観光産業案内所業務など9件分の委託料1,190万3,000円、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会への負担金、熊本県観光連盟負担金など11件分の負担金1,120万円、人吉温泉観光協会補助金、日本百名城人吉お城まつり実行委員会への補助金など8件分の補助金2,254万1,000円などです。

次に、8款土木費につきましては、13億8,896万1,000円となっており、前年度と比較して1,728万1,000円の減となっております。

主なものとしましては、1項土木管理費の主なものは、平成27年度が見直しとなっております建築物耐震改修促進計画策定のための委託料801万6,000円、住宅リフォーム促進事業費補助金500万円、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金2,786万2,000円などです。

2項道路橋梁費の主なものは、道路維持費3,536万2,000円、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業関連予算を含みます道路新設改良費7,911万6,000円、水ノ手橋補修工事、曙橋ほか4橋補修工事、鶴田橋ほか27橋補修工事などの橋梁新設改良費2億4,868万7,000円などです。

3項住宅費の主なものは、住宅管理費では、団地の修繕料1,124万5,000円、清掃委託料など5件の委託料1,209万2,000円。住宅建築費では、鶴田団地4号、5号、6号、7号棟外壁及び避難ハッチ改修工事、原田団地給水設備改修工事、米山団地浄化槽改修工事などの工事

請負費 2 億1,864万9,000円などであります。

4 項都市計画費の主なものは、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金400万円、公共下水道事業特別会計繰出金 1 億9,000万円、公園・街路樹維持管理委託料7,651万円、村山公園施設改築工事2,950万円、下林願成寺線の用地補償費 1 億5,100万円などであります。なお、村山公園では、現地視察を行っております。

次に、11款災害復旧費につきましては、2 項農林水産業施設災害復旧費に22万8,000円、3 項公共土木施設災害復旧費に23万9,000円が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第9号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第9号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第27 議第10号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第27、議第10号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） それでは、総務文教委員会に付託されました日程第27、議第10号平成27年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172万4,000円であります。

歳入は、1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目基金運用利息が171万9,000円で、前年度と比べ1,000円の増額となっております。基金の運用利息で171万9,526円の見込みとなっております。

歳出は、1 款、1 項、1 目基金費172万3,000円で、前年度と比べ1,000円の増額となって

おります。これは、歳入の基金運用で発生した利息を基金に積み立てるものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第10号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第10号は、原案可決確定いたしました。

日程第28 議第11号から日程第33 議第16号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第28、議第11号から日程第33、議第16号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第28、議第11号から日程第33、議第16号までの6件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第28、議第11号平成27年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ52億1,911万4,000円とするもので、前年度比6億5,319万8,000円の増額であります。

まず、平成27年度における制度改正等について、4点説明を受けております。1点目、国民健康保険税賦課限度額の見直しは、国保税賦課限度額を4万円引き上げるものであります。2点目、低所得者の保険税軽減措置の拡充は、2割軽減、5割軽減の対象世帯の適用範囲を拡大し、所得基準額を引き上げるものであります。3点目、保険者支援制度の拡充は、保険税軽減の対象となる被保険者数に応じた財政支援制度を拡充するものであります。4点目、保険財政共同安定化事業の拡大は、県内市町村の医療費の平準化を行う事業について、対象となる医療費を80万円以下の全ての医療費に拡大するものであります。これにより事業規模が2倍以上になり、対応する歳入歳出予算項目も大幅な増額となっております。なお、1点目の国民健康保険税賦課限度額の見直しと、2点目の低所得者の保険税軽減措置の拡充の改正については、今後、平成27年度税制改正に伴う条例の改正が必要となります。

当初予算編成における特色につきましては、1点目に、被保険者動向と予算額の影響で、被保険者数は減少を続けており、27年度も300人程度の減少を見込んでいます。なお、平成20年度からの高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は廃止されていますが、経過措

置としての資格の適用が26年度までで終了となるため、27年度以降の5年間で退職被保険者がいなくなる予定であります。この被保険者数の減少と、あわせて所得の状況も要因と思われませんが、国保税総額も当初予算比で3,000万円余り減少する見込みです。

一方で、医療費の状況は、1人当たり保険給付費に一般被保険者分で5.1%の伸びが見込まれるため、被保険者数の減少にかかわらず、保険給付費総額は1億2,000万円以上増加しております。

2点目に、収支状況として、平成27年度当初予算においては、税率改定を行うことなく、全体としての収支がとれているため、財政調整基金からの繰り入れは行っておりません。しかしながら、後期高齢者支援金、介護納付金は、支出すべき額を賄うべき国保税が不足しているため、前年度繰越金で補う形となっております。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税は一般被保険者、退職被保険者の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分合わせて8億1,762万3,000円を計上しております。

3款国庫支出金は、11億9,045万9,000円を計上しております。4款県支出金は、2億7,706万8,000円を計上しております。5款療養給付費等交付金は、1億8,984万5,000円を計上しております。6款前期高齢者交付金は、10億2,165万4,000円を計上しております。7款共同事業交付金は、11億927万8,000円を計上しております。9款繰入金は、3億2,743万2,000円を計上しております。10款繰越金は、2億8,000万1,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものは、2款保険給付費に32億1,369万4,000円を計上しております。療養諸費は、医療費の支払いに要するもので、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、それに審査支払手数料を計上しております。高額療養費は、医療費の負担が高額になったとき、収入等により定められた自己負担額を超える分を高額療養費として保険者が負担するものです。出産育児諸費は、出産育児一時金、1子当たり42万円の50人分を計上しております。葬祭費は被保険者が死亡された際、葬儀執行者に2万円を支給するものです。

3款後期高齢者支援金等は、4億9,111万2,000円を計上しております。75歳以上の後期高齢者医療費を保険者として負担するものであります。

6款介護納付金は2億252万4,000円を計上しております。介護保険第2号被保険者の保険料に相当する分を保険者が負担する納付金で、介護給付費に対する被保険者負担率が29%から28%に引き下げられることと、前々年度の負担超過分の控除額のため、納付金額が減少しております。

7款共同事業拠出金は11億1,910万3,000円を計上しております。2目保険財政共同安定化事業拠出金は、県内市町村国保の保険税の平準化と保険財政の安定化を図ることを目的とした共同事業における拠出金であります。27年度からは1件当たり80万円以下の全ての医療費を対象とするため、事業規模が2倍以上に拡大しており、予算額が10億2,996万1,000円と、前年度と比較して5億3,179万8,000円の大きな増額となっております。

8 款保健事業費は4,362万5,000円を計上しております。平成27年度は、特定健診受診率50%を目標値とした特定健康診査委託料、被保険者の健康の保持増進事業に係る費用等が主なものであります。

次に、日程第29、議第12号平成27年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,971万9,000円とするもので、前年度比204万7,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料は3億2,487万8,000円を計上しております。3 款繰入金は、1億4,618万9,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を一般会計から繰り入れるものであります。5 款諸収入は1,857万8,000円を計上しております。受託事業収入の75歳以上の健康診査事業に係る広域連合からの委託費が主なものであります。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は4億6,489万7,000円を計上しております。被保険者保険料負担金、保険基盤安定負担金で、それぞれ歳入の保険料、延滞金と保険基盤安定繰入金を広域連合に支出するものであります。3 款保健事業費は1,845万5,000円を計上しております。後期高齢者の健康診査に係る経費が主なものであります。

次に、日程第30、議第13号平成27年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,395万6,000円とするもので、前年度比8,378万9,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、1 款保険料は特別徴収と普通徴収を合わせて7億2,953万2,000円を計上しております。3 款国庫支出金は11億1,755万9,000円を計上しております。介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金及び地域支援事業に対する交付金であります。4 款支払基金交付金は11億4,309万9,000円を計上しております。5 款県支出金は6億383万8,000円を計上しております。7 款繰入金は6億4,740万4,000円を計上しております。介護給付費及び地域支援事業に対して繰り入れるものであります。

歳出の主なものは、2 款保険給付費は40億3,000万円を計上しております。介護サービス等諸費は、要介護1から5までに認定された方を対象とするサービスに係る費用、介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2と認定された方を対象とするサービスに係る経費、高額介護サービス等費は、介護サービスの利用者負担の上限を超えた場合、その超えた分を支給するもの、特定入所者介護サービス等費は、施設サービスにおいては居住費や食費が利用する方の負担となりますので、所得の低い方の負担軽減として、限度額を超えた部分について保険から支給するものであります。5 款地域支援事業費は9,622万4,000円を計上しております。介護予防・日常生活支援総合事業費は、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者に対する介護予防事業費及びやや虚弱な高齢者に対する介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営に係る経費であります。

審査の過程で委員会から質疑に、緊急通報体制等整備事業は、体に急変等があった場合に、家庭内の電話機に緊急通報装置を取りつけて、それを押すとコールセンターにつながり、急変に対応するものである。これまでは一般会計で対応していたが、今年度から介護保険特別会計で対応することになったもので、一般家庭を対象として既に100件ほど普及している。要件があり、ひとり暮らしの高齢者、心臓疾患のある方等に限定しているが、申し込みは高齢者支援課で受け付けているといった答弁がっております。

次に、日程第31、「議第41号」平成27年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,017万2,000円とするもので、前年度比103万5,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、1款サービス収入は900万4,000円を計上しております。2款繰入金は2,066万7,000円を計上しております。歳出の主なものは2款サービス事業費の1,260万7,000円で、ケアマネジメントを行う事業所への委託料が主なものであります。

次に、日程第32、議第15号平成27年度人吉市水道事業特別会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数を1万5,736戸、総給水量を369万8,969立方メートル、1日平均給水量を1万134立方メートルと予定しており、建設改良工事は配水管改良工事等を予定しております。

収益的収入及び支出の主なものでありますが、収入は、第1款水道事業収益は5億5,580万5,000円を計上しております。支出は、第1款水道事業費用に5億3,698万1,000円を計上しております。新規として上水道施設遠方監視装置再構築業務委託料、テレメーター予算3,000万円が計上されております。委員会として、現地調査を行っております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、第1款資本的収入に4,000万3,000円を計上しております。支出は、第1款資本的支出に2億5,928万3,000円を計上しております。一般改良工事、起債対象工事、委託料として人吉市水道事業基本計画及び水道施設更新計画策定業務委託、永野配水区施設整備検討業務委託などを計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,928万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,226万円、当年度分損益勘定留保資金1億6,896万5,000円と繰越利益剰余金処分量3,805万5,000円で補填するものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、上水道施設遠方監視装置再構築業務委託料は現在の中央監視方式をやめ、クラウド網を利用したASP方式へ再構築を行うもので、インターネットを利用してパソコン、スマートフォンを用いて監視する方法である。新たな構築をすると旧庁舎のテレメーターは不要となるが、資材等も保管しており、また訓練等も行っているため、旧庁舎については、今後どうするのかは検討していきたいといった答弁がっております。

次に、日程第33、議第16号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、平成27年度より企業会計に移行となることから、貸借対照表について説明がっております。

平成27年度人吉市公共下水道事業予定開始貸借対照表は企業会計開始時における財政をあ

らわすもので、平成27年4月1日現在における資産と負債及び資本を計上しております。

資産の部に有形固定資産148億2,631万8,000円、流動資産1億5,200万円とし、資産合計149億7,831万8,000円を計上しております。負債の部に固定負債53億1,702万2,000円、流動負債5億174万3,000円、繰延収益61億6,900万5,000円とし、負債合計119億8,777万円を計上しております。資本の部に資本合計29億9,054万8,000円を見込んでおり、負債資本合計149億7,831万8,000円を計上しております。

平成27年度人吉市公共下水道事業予定貸借対照表においては、平成28年3月31日時点における平成27年度の貸借対照表の見込みを計上しております。平成27年度中に発生する見込みの取引を推計の上、加減した金額を計上したもので、先ほどの予定開始貸借対照表の内容と基本的に同じで、減価償却費累計額や貸倒引当金等を新たに計上したものであります。

資産の部では、固定資産合計として143億969万1,000円、流動資産合計として1億793万6,000円、資産合計144億1,762万7,000円を計上しております。負債の部では、負債合計114億1,226万6,000円で、資本の部の資本金29億9,054万8,000円と、平成27年度利益剰余金1,481万3,000円を見込んでおり、負債資本合計144億1,762万7,000円を計上しております。業務の予定量としては、接続戸数を1万1,600戸、年間総処理水量を417万2,000立方メートル、1日平均処理水量を1万1,399立方メートルを予定しており、建設改良工事は九日町汚水中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事委託等を予定しております。

収益的収入及び支出の主なものでありますが、収入は、第1款下水道事業収益は11億6,795万9,000円を計上しております。

支出は、第1款下水道事業費用に11億5,663万6,000円を計上しております。委託料に人吉浄水苑等運転管理業務委託料、人吉浄水苑汚泥運搬処分委託料、下水道使用料徴収委託料、生活排水処理アクションプラン策定業務委託等、工事請負費に人吉浄水苑汚泥貯留タンク改修工事、また建物、構築物、機械及び装置など資産の減価償却費を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、第1款資本的収入に1億8,311万1,000円を計上しております。支出は、第1款資本的支出に6億4,496万3,000円を計上しております。工事請負費に防災・安全社会資本整備交付金事業によるマンホールふた及び管渠並びにマンホール改築更新工事等、委託料に九日町汚水中継ポンプ場機械電気設備改築更新工事委託料等を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億6,185万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,160万円、引継金5,000万円、当年度分損益勘定留保資金3億9,084万3,000円と、当年度利益剰余金処分数額940万9,000円で補填するものであります。

以上、6件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

申しわけありません、訂正をお願い申し上げます。「日程第31、議第14号平成27年度人吉

市介護サービス事業特別会計予算」と言わなければならないところを、「日程第31、議第41号」と言ったようであります。議第14号に訂正方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第11号から議第16号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号は原案可決確定いたしました。

日程第34 議第17号及び日程第35 議第18号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第34、議第17号及び日程第35、議第18号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第34、議第17号、日程第35、議第18号の2件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第17号平成27年度人吉市国民宿舎特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21万円とするもので、前年度と比較して1,181万9,000円の減となっております。

歳入の主なものは、繰越金19万円、歳出の主なものは、予備費19万6,000円であります。

次に、議第18号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,708万6,000円とするもので、前年度と比較しまして3億1,420万円の増となっております。

歳入の主なものは、1款財産収入の梢山工業団地土地建物貸付収入138万2,000円、これは共栄精密熊本株式会社に1区画を貸し付けていることによる土地貸付収入であります。3款繰越金に150万円、5款市債3億1,420万円は、人吉中核工業用地造成工事等に対する地方債であります。

歳出の主なものは、1款工業用地造成事業費のうち、歳入で述べました人吉中核工業用地の造成事業費3億1,462万4,000円であります。本事業費では、中核工業用地新設道路と接する国道221号の交差点に右折レーンの設置が義務づけられたことに伴い、買収が必要となる用地測量委託料及び詳細設計委託料440万円、中核工業用地造成の本体工事費、排水施設整備工事など、計5本の工事請負費2億9,560万円、中核工業用地内に上水道管を布設するための水道管敷設工事負担金1,420万円などが主なものであります。

なお、国の平成26年度補正予算である地域再生戦略交付金を現在申請中であり、交付金が決定した場合は、平成27年度当初予算案を平成26年度補正予算として組み替えを行いたいとの補足説明がっております。

慎重審査の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第17号及び議第18号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第17号、議第18号は原案可決確定いたしました。

日程第36 議第34号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第36、議第34号を議題といたします。

お諮りいたします。議第34号は、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第34号は、選任同意することに決しました。

日程第37 議第35号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第37、議第35号を議題といたします。

お諮りいたします。議第35号は、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第35号は、選任同意することに決しました。

日程第38 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第38、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 日程第38、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行

います。

今回、第16回となる特別委員会を去る2月25日に開催いたしました。実質的には14回目の審議になりますが、審議事項は、1番目に基本構想案と審議会から提出されました答申書案、そしてその後、1月19日から2月17日まで、約1カ月間に行われましたパブリックコメント（意見募集）の実施結果について、そして前回委員から要望が出ました附帯設備事業の内容についてであります。

先に執行部よりこの3件についての説明がありました。基本構想案に関しては、前々回の第14回の本委員会でも審議を行い、その後、12月定例会において委員長報告を行っております。

第1章が現状の市庁舎の課題と、新市庁舎建設の必要性、第2章が市民アンケートを踏まえた新市庁舎の目指す基本理念と基本方針の検討、第3章では市民アンケートを踏まえた新市庁舎に導入する機能の検討、第4章で新市庁舎の規模の検討、第5章で移転建設計画の検討という構成になっております。この基本構想案で最終的に重要な部分は、新市庁舎の規模と敷地の利用計画であります。

まず、新市庁舎の規模として、将来人口の想定は第5次の総合計画の想定や近年の人口推移から平成32年には3万2,500人程度とし、想定職員数では人吉市第3次定員適正化計画や基本理念や基本方針、求められる機能を実現するために、新市庁舎に配置する部局を本庁舎、別館、水道局及び保健センターに配置されている部局として、新市庁舎の想定職員数は正規職員と再任用職員、非常勤職員全てを含めて380人と想定し、総務省の起債許可標準面積算定基準に基づく算定と、他の自治体における庁舎建設事例による算定の二つの方法によって導き出された面積を平均しますと、新市庁舎に必要な全体規模というのはおおむね9,750平米ということになります。また、敷地の利用計画では六つの整備パターンが想定されていますが、それぞれメリット、デメリットを考慮した中で、本庁舎と別館、水道局、そして保健センターを一つにまとめた総合庁舎方式で保健センター側に建設する案が最も利点が多いとされております。

次に、事業費についてでございますが、基本構想の段階においては、先進の他市の建設事例によって1平米当たりの建設平均単価を34万2,000円として算定しております。よって、想定面積の9,750平米を前提として、既存の別館を残すという基本方針に基づき、別館の面積約2,110平米を除いて平均単価を掛けますと、本体工事費は約26億円という概算になります。また、総事業費は概算33億円とされていますが、その根拠となる勤労青少年ホームの解体費と移転建設費、保健センターの解体費、保健センター側の市道のつけかえ、現本庁舎の解体費用、市道青井西間線の拡幅改良費など、その他の附帯設備事業の説明も受けました。

次に、人吉市庁舎等移転建設審議会の示した答申書案について説明を受けました。その内容は、基本構想案をコンパクトにまとめたダイジェスト版のようなもので、最初に審議会の役割、そして次に新市庁舎の目指す基本理念と基本方針ということで、基本構想案にもある

四つの基本理念と11の基本方針が記されています。そして、新市庁舎に求められる機能について、新市庁舎の規模について、新市庁舎の機能及び規模を踏まえた配置（ゾーニング）についてのまとめがあった後、審議会委員からの意見等を集約した結果、審議会としては、六つの整備パターンのうち、新本庁舎は保健センター側に配置し、既存の別館を残し、将来的に利活用する方針案を新市庁舎の移転建設にふさわしい整備パターンとして提案するとしています。また、この案には現在ある別館側を主な来庁者用駐車場とし、保健センター側との間にある小永野第1雨水幹線に2カ所の、人も車も往来できる橋梁を設置する計画となっています。そして、答申書案の終わりに、新市庁舎の移転建設は本市にとって将来のまちづくりの方向性を定める最も重要な事業の一つということで認識しており、防災・災害対策拠点機能の充実を初め、ワンストップサービスの充実ということで、市民の利便性ということに重点を置いて審議を行ってきたとあります。

その上で、情報の受発信拠点として市民が気軽に憩え、親しまれる透明性の高い開かれた市役所を求められており、将来の変化にも対応できる柔軟性を兼ね備えた設計をお願いしたいとあります。また、中心市街地一面に庁舎が立地しないことの緩和策として、中心市街地のにぎわい創出を初めとした代替的な促進案を引き続き講じていく必要があるとし、そして最後に、本市の財政状況を踏まえ、建設費や維持管理費のコストの抑制に十分配慮し、将来的な人口動態も視野に入れながら、広く市民に利用され、親しまれる新市庁舎の早期建設に向けて最大限の努力を傾注されますことを切に望みますと締めくくっております。

次に、この基本構想案と審議会の答申書案を公開して行われたパブリックコメント（意見募集）の集計結果について説明を受けました。

公表、提出場所としましては、市ホームページを初め、市役所ロビーと各校区コミュニティセンターを含め、11カ所の公表場所で、平成27年1月19日から2月17日までの約1カ月間行われました。意見の提出方法は、投函箱への投函と郵送、電子メール、ファクスです。全部で8名の方から13件のパブリックコメントの意見がありました。内訳は男性が3名、女性が5名という結果になっております。その主な意見ですが、分庁舎を川北につくってほしい。新市庁舎の広さについて、身の丈に合ったコスト意識のしっかりとした庁舎にしてほしい。エレベーター設置の要望。木造で2階建ての要望。保健センターについての御要望で、歯科医院にあるようなチェア式の設備をつくってほしい。利用頻度の多い市民課などは1階にお願いしたい。現在ある本庁舎とか別館とかの備品は、極力新庁舎でも使ってほしい。現在の本庁舎が移転した後の跡地利用として、市民が憩える公園を望むなどの意見でございます。

市庁舎建設に関する特別委員会は、平成24年9月25日の設置から県内他市の先進地視察を行うなど、さまざまな研究を行ってまいりました。そして昨年、平成26年3月定例会では、移転候補地を市役所別館地一帯に決定し、その後基本構想策定という道のりで、実質14回の会議を重ねてきました。

本委員会は今回で今期最後の委員会でありました。ここで、基本構想案、答申書案、パブリックコメント等をもとに審議を行った結果と内容を報告させていただきます。

結果から申し上げますが、市庁舎建設に関する特別委員会としては、提示された基本構想案と答申書案並びに建設パターンにつきましては、全会一致で支持するということになりました。ただし、質疑や意見等が出ておりますので、主なものを報告させていただきます。

市庁舎本体の耐震・免震・制震構造の場合のコストの違いはどうか。中心市街地のにぎわい創出についてはどのように考えているのか。高齢者社会において地域公共交通計画の見直しはしっかりと進めていってほしい。人口重心を考えると、川北において住民票等が発行できる簡易支所的なものが必要だとの声が多い。勤労青少年ホームはあり方も含めて検討する段階に来ているのではないか。保健センターについては、必要面積や利用のしやすさも含めてしっかり検討していただきたい。災害時には保健センターは重要な位置づけになる。防災拠点として、しっかり機能を備えた庁舎にしてもらいたいというものであります。

新市庁舎建設は、本市にとって半世紀に一度の一大事業であります。今後は、基本設計、実施設計へと進み、想定スケジュールによれば、平成31年度着工、32年度完成を目指すスケジュールになると思いますが、私たちとしては、本事業に対して単なるチェック機関としてだけではなく、住民の意見を反映する意思決定機関として最大限に機能することが私たちに課せられた責務だと感じております。

以上、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了しました。

日程第39 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第39、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第39、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

今期で最後となります第14回本特別委員会を去る、2月25日水曜日午前10時より開催いたしました。今回は、1、ダムによらない治水を検討する場について、2、活動のまとめの2項目について審議を行っております。

まず1、ダムによらない治水を検討する場についてでございますが、第11回、第12回の検討する場が平成26年12月19日、平成27年2月3日にそれぞれ開催されており、協議されました議会説明・住民説明会の概要、ソフト対策の充実に向けた取り組みについて及び検討する

場で積み上げた対策についての概要説明を受けたところでございます。

また、蒲島熊本県知事の検討する場の終了提案を受けての関係市町村長のダムによらない治水を検討する場共通認識と、平成27年1月に蒲島熊本県知事宛てに提出されました関係12市町村長の球磨川治水並びに水源地域の振興対策についての要望についても説明を受けたところでございます。

次に、2、活動のまとめでは、本特別委員会も今回で最後となりますので、これまでの取り組み等について、再度振り返り意見を集約いたしました。

この治水・防災に関する特別委員会は、平成24年9月第5回人吉市議会定例会最終日に設置されまして、これまで2年間半にわたり、計14回の審議を行ってまいりました。本特別委員会の目的を球磨川水系の治水対策と災害対策に関する諸問題の調査とし、その調査内容は、1、球磨川水系の治水対策について、2、ダムによらない治水を検討する場について、3、球磨川水系の防災対策（危機管理）について、4、広域的災害の防災対策について、5、関連機関との意見・情報交換会、こういったことを活動項目といたしまして発足したところでございます。ここで、これまでの主な活動につきまして、項目ごとにその概略を報告いたします。

1番目の球磨川水系の治水対策については、球磨川の市内重要水防箇所への現地視察を行い、改めて委員の共通認識を図り、また国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に出向き、ダムによらない治水を検討する場の第5回幹事会で示されました、直ちに実施する対策と追加して実施する対策案について説明を受けました。

その際の質疑応答での国の回答といたしまして、人吉橋下流左岸の掘削、築堤に関しましては、現在用地交渉中である。追加して実施する対策案の人吉地区における遊水地の検討箇所についてはまだ公表できない。河川敷内や堤防敷地内に繁茂している樹木については、巡視を行い対応していく。河道断面不足及び堤防高不足の箇所については、まだ有効な対策という意味では結論が出ていないが、引き続きダムによらない治水を検討する場で議論を重ねていくということでございました。

また、県管理河川の御溝川、福川につきましても、浸水被害地区の確認と未改修部分について現地確認を行うとともに、球磨地域振興局の土木部より、御溝川の三次放水路について説明を受けたところでございます。その際の県の回答といたしまして、地元説明会後の進捗状況は、平成25年1月から地権者の方に戸別訪問と事業説明を行っている。現在は用地測量への同意をとっている状況である。工事日数はおおむね5年を見込んでいたということでございました。

2番目のダムによらない治水を検討する場については、平成26年4月に2年7カ月ぶりに第10回ダムによらない治水を検討する場が開催されました。開催に至るまでには、人吉市から国土交通省へダムによらない治水対策に係る要望書が提出され、後日回答が提出されてお

り、また人吉球磨10市町村長連名による早期開催の要望書も提出されました。また、流域市町村の要望を踏まえ、検討する場における検討状況の説明会が市町村議会及び住民に対して行われております。本特別委員会としては、検討する場や幹事会で何らかの動きがあった際には、随時執行部に説明を求め、状況把握に努めてきたところでございます。

3番目の球磨川水系の防災対策（危機管理）については、国土交通省川内川河川事務所に外向きまして、平成18年7月に鹿児島県北部を中心に発生しました豪雨の被害状況とその対策、川内川河川整備計画について説明を受けました。また、平成24年7月に発生しました九州北部豪雨災害の概要と防災対策につきまして、阿蘇市へ外向きましてその説明を受けました。また、湯前町の防災備蓄倉庫にも視察を行っております。

4番目の広域的災害の防災対策については、熊本県危機管理防災課の職員の方に2回にわたっておいでいただき、人吉盆地南縁断層等について及び土砂災害防止法の改正を受けた防災対策についてという項目で説明をいただいております。

人吉盆地南縁断層での地震発生確率は、30年以内とした場合1%以下、想定地震規模がマグニチュード7.1、また南海トラフが引き起こす地震によっても、少なからず建物被害、人的被害が発生するということをごさいます、改めて日ごろからの備えや啓発活動の重要性を認識したところでございます。

5番目の関連機関との意見・情報交換会は、現地視察を5回、関連機関との意見・情報交換会を4回実施してまいりました。

以上の活動を通しまして、本特別委員会といたしましては、執行部に対し、次の項目について要望、または関係機関に働きかけていただくように求めました。

1、ダムによらない治水を検討する場での共通認識で示されました新たな枠組みでの協議会、（仮称）球磨川治水対策協議会を早急に開催すること。2、球磨川の人吉地区につきまして、直ちに実施する対策及び追加して実施する対策案をできるところから、可能な限り早急に実施すること。3、御溝川改修につきまして、引き続き努力をしていただくこと。土砂災害危険箇所の防止施設の整備を急ぐこと。広域的災害の防災対策といたしまして、防災倉庫、備蓄倉庫の整備を進めること。4、防災無線のさらなる整備と、避難勧告等は空振りを恐れず出すこと。市民の防災意識の向上のために啓発に努めること。以上を意見の集約とさせていただきます。

執行部におかれましては、この要望事項を真摯に受けとめていただき、さらなる取り組み強化に努めていただくよう改めて要望し、今期最後の本特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第40 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第40、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第40、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成27年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が2月27日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定については、平成27年2月9日付で人吉市議会議長から、4番松岡隼人議員の議員辞職の通知があり、それを受け、組合議会においても失職となったため、平成27年2月12日付で新たに選出された大塚則男議員を議会会議規則第4条の規定により、議席を4番に指定されました。また、全議員で委員構成する組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会に欠員が生じたため、議会委員会条例第3条の規定により、同議員が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名については、26番、徳永正道議員（あさぎり町）と、29番、溝口峰男議員（あさぎり町）が指名されました。

日程第3、会期の決定については、2月27日開会、2月28日から3月26日までを休会とし、3月27日までとすることに決定しました。

日程第4、行政報告については、理事会代表理事から平成26年12月定例理事会から平成27年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第5、議案第1号平成26年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）、日程第6、議案第2号平成26年度人吉球磨広域行政組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第3号平成26年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）、日程第8、議案第4号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第9、議案第5号平成27年度人吉球磨広域行政組合ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第10、議案第6号平成27年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第11、議案第7号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第12、議案第8号人吉球磨広域行政組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第9号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第10号人吉球磨広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての10議案を一括し、執行部の提案理由の説明を受け、その後、日程第5、議案第1号から日程第7、議案第3号までの3議案について補足

説明を受け、議案ごとに質疑・採決を行い、議案第1号から議案第3号の3議案については、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第41 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第41、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 平成27年2月20日に行われました第1回人吉下球磨消防組合議会定例会の結果を報告いたします。

議事日程は、日程第1、会議録署名議員の指名、日程第2、会期の決定、日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第2号平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第3号平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計予算について、日程第6、一般質問という議事日程でございました。

議案第1号でございますが、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成26年11月の議会で人事院勧告に基づき、給与改正を行いました。単身赴任手当の基礎額についても、民間における同種手当の支給額を参考に、公務内部の適正な給与配分の観点から踏まえ、見直しとなるため改正を行うもので、月額2万3,000円の基礎額を3万円とするものであります。また、加算額についても上限額の4万5,000円を7万円に改め、現行の年間9回の帰宅回数相当を年間12回相当の額に引き上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情を踏まえ、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、規則により段階的に引き上げを実施するものであります。

議案第2号でございますが、平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に540万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,769万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、4款諸収入、3項雑入の消防学校派遣教官人件費等688万5,000円の増と5款組合費の水槽付消防ポンプ自動車整備事業の入札による合計220万円の減額。歳出の主なものは、2款総務費503万2,000円の増額で、1項総務管理費、財政調整基金の500万円の増額などでございます。

議案第3号平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億7,416万1,000円とするもので、前年度比7,343万9,000円の増額。これは消防救急デジタル無線整備費用に係る市町村振興資金からの助成金8,817万5,000円を歳入の諸収入とし、歳出を総務費の財政調整基金積立金として計上したことが増額の主

な要因でございます。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金の8億6,496万8,000円、4款諸収入9,448万1,000円、8款繰入金1,000万円、8款繰越金400万円。歳出は、1款議会費82万3,000円、2款総務費9,205万7,000円、3款消防費8億2,679万6,000円、4款公債費5,248万5,000円、5款予備費200万円などでございます。

以上、3議案は全て原案可決いたしました。

その後、一般質問が行われ、人吉市選出の仲村勝治議員からの質問がありました。その内容でございますが、消防力の整備指針について、常備消防力の施設及び人員の充足率についてなどの質問が行われました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第39号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）及び議第40号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）の2件を日程に追加し、直ちに一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加し、直ちに一括議題といたします。

追加日程 議第39号及び議第40号

○議長（永山芳宏君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 大変お疲れのところを、貴重なお時間いただきまして、まことにありがとうございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第39号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第3号）は、去る2月3日に国において成立いたしました平成26年度の補正予算における地域再生戦略交付金の交付決定に伴う追加補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,472万3,000円

とするものでございます。

議第40号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、平成27年度当初予算に計上しておりました事業費が、平成26年度の国の補正予算に伴い、前倒しになりましたことから、その事業費分について減額補正をお願いするものでございます。

歳入歳出をそれぞれ3億円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,708万6,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○**経済部長（松田知良君）** 議第39号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明させていただきます。

今回の補正は、本市が本年1月22日に地域資源を生かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画が改正地域再生法の第1号として認定を受けることができましたことから、国が平成26年度補正予算にて予算化しております地域再生戦略交付金を、今回の人吉中核工業用地の造成費用の一部として活用するべく国に申請しておりましたが、交付決定をいただきましたので、平成27年度当初予算を平成26年度補正予算として編成し直し、議会に上程させていただいたところでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,472万3,000円とするものでございまして、詳細につきましては事項別明細書にて御説明申し上げます。第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正にて、また第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正にて御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正で、まず繰越明許費の追加でございますが、今回の補正予算にて追加させていただきました地域再生戦略交付金事業にて実施を予定しております委託料及び工事請負費、合計の3億円の全額につきまして、年度内の完了、竣工が困難なことから、全額を平成27年度に繰り越して執行させていただくものでございます。次に、繰越明許費の補正でございますが、平成26年12月議会に議第106号、人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）にてお認めいただきました人吉中核工業用地調整池改築工事の繰越明許費につきまして、請負業者、請負金額が決定し、前金払い額として6,490万円の請求がありましたことから、今後、万一、当初設計に盛り込んでいない項目等の発生による設計変更による増額が生じた場合に、十分に対応できるように、現行、繰越明許費として計上しております1億6,100万円を現在調整池改築工事のために予算計上しております2億3,000万円のうち、前金払い額の6,490万円を差し引きました1億6,510万円に変更し、平成27年度に繰り越させていただくものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございますが、歳入の限度額を1億5,000万円追加し、3億8,000万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更等ございません。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容につきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、5款、1項市債、1目、1節工業用地造成事業債に1億5,000万円を追加いたしまして3億8,000万円といたしております。6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目、1節地域再生戦略交付金を新たに1億5,000万円追加補正いたしております。これは、地域再生戦略交付金を中核工業用地造成事業に活用するもので、事業費3億円に対する交付率2分の1の1億5,000万円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費に3億円を増額補正し、5億3,105万9,000円といたしております。内訳といたしまして、13節委託料440万円は、中核工業用地新設道路と接する国道221号の交差点に右折レーンの設置を義務づけると県の公安委員会から指示がありましたことから、新たに買収が必要となると見込まれる用地の測量委託及び同工事を行うに当たっての詳細設計委託料でございます。次に、15節工事請負費でございますが、2億9,560万円を計上してございまして、5本の工事請負費でございます。

続きまして、議第40号平成27年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明させていただきます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,708万6,000円とするものでございまして、詳細につきましては事項別明細書にて御説明申し上げます。第2条、地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正にて御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、借り入れの限度額を3億円減額し、1,420万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更等ございません。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、5款、1項市債、1目、1節工業用地造成事業債で3億円を減額しまして、1,420万円といたしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費から3億円を減額補正し、1,462万4,000円といたしております。内容といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、13節委託料440万円、及び15節工事請負費2億9,560万円を平成26年度予算として組み替えさせていただくもので、減額させていただいております。

以上、長くなりましたが、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第39号及び議第40号の2件に対して質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議第39号及び議第40号の2件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、分割して行います。

まず、議第39号について採決いたします。

お諮りいたします。議第39号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第39号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第40号について採決いたします。

お諮りいたします。議第40号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第40号は、原案可決確定いたしました。

日程第42 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第42、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成27年3月第2回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（永山芳宏君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

発議第4号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第5号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び意見第8号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）の3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 発議第4号

○議長（永山芳宏君）　まず、発議第4号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇）　発議第4号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出し、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提案理由、発議第4号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、さきの第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたため、本条例第19条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものです。

あわせて、現在の教育長の任期満了日が施行日以降となるため、附則において経過措置を設けるものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

平成27年3月18日

人吉市議会議長 永 山 芳 宏 様

提出者 人吉市議会議員

田 中 哲 西 信八郎

村 上 恵 一 村 口 隆

三 倉 美千子 仲 村 勝 治

森 口 勝 之 高 瀬 堅 一

犬 童 利 夫 豊 永 貞 夫

井 上 光 浩 宮 崎 保
大 塚 則 男 笹 山 欣 悟
平 田 清 吉 川 野 精 一

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議第4号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

発議第4号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

追加日程 発議第5号

○議長（永山芳宏君） 次に、発議第5号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 発議第5号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出し、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提案理由、発議第5号人吉市議会会議規則の一部改正案は、標準市議会会議規則において、委員会での少数意見の留保については、他に1人以上の出席議員の賛成がある場合にできるとされており、これに合わせるために規則の一部を改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

平成27年3月18日

人吉市議会議長 永 山 芳 宏 様

提出者 人吉市議会議員

田 中 哲 西 信八郎

三 倉 美千子 村 口 隆

村 上 恵 一 仲 村 勝 治
森 口 勝 之 高 瀬 堅 一
犬 童 利 夫 豊 永 貞 夫
井 上 光 浩 宮 崎 保
大 塚 則 男 笹 山 欣 悟
平 田 清 吉 川 野 精 一

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議第5号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

発議第5号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

追加日程 意見第8号

○議長（永山芳宏君） 次に、意見第8号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第8号

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話も培っ

てきた。

しかしながら、ろう学校では手話を使うことが制限され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年8月に一部改正された障害者基本法第3条第3号では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけており、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向けた法整備を実現することが必要である。

よって、国におかれては、上記内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月18日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	町 村 信 孝 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
文部科学大臣	下 村 博 文 様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 様

意見第8号

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月18日

人吉市議会議員 永 山 芳 宏 様

提出者 人吉市議会議員

三 倉 美千子	豊 永 貞 夫
村 上 恵 一	高 瀬 堅 一
犬 童 利 夫	田 中 哲
川 野 精 一	宮 崎 保

大塚 則 男 村 口 隆
井 上 光 浩 仲 村 勝 治
平 田 清 吉 笹 山 欣 悟
西 信八郎 森 口 勝 之

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第8号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第8号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第8号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、今期をもって勇退される議員並びに3月31日付で退職される職員から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可します。

3番、村口 隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） 3番議員、村口です。一般質問が途中で終わりましたので、ちょっと3分ぐらい時間をいただければと思います。

1期4年でしたが、市長を初め執行部の皆様、また議員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。一昨年5月に体調を崩し入院をしましたが、気力は十分にあるんですが、どうしても体調の好不調の波が激しく、今の体調を考えると苦渋の決断ではございますが、今回出馬を見送ることを決断いたしました。

4年を振り返ればさまざまなことがありましたが、最後の1年間は毎回鉄道ミュージアムについて一般質問を行ってきました。建設に至るまでのこれまでの過程は、私は今でも決して納得はしていません。しかし、最後の一般質問を終え、執行部とはこの議場にてたくさん

の議論をし尽くしてもきました。建設が進み、5月にオープンすると決まった以上、最後は成功を祈る気持ちを込め、条例、予算を認めさせていただきました。

今後は一市民として戻りますが、この4年間、全国を回り、たくさんの政治家の友達もできましたので、これまでの人脈と経験を生かし、今後は若手の育成やまちづくりに尽力を尽くしていきたいと考えています。

3月で退職される職員の皆様、また今回勇退される川野議員、お疲れさまでございました。また、総務部長と北島企画審議員には一番対応いただいたと思いますが、丁寧な御対応、ありがとうございます。

最後に応援をいただきました市民の皆様へ、期待にそえられなかったことに対しまして深くおわびを申し上げますとともに、感謝申し上げます。

たく短い4年間でしたが、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 10番議員の川野でございます。2期8年間、大変お世話になりました。

先週、家内と最後のお弁当をつくるという約束を交わしまして、ああそうなんだなと思い、きょう朝、お弁当はと聞くと、あしたじゃなかったんねと。ああ、そういうものなのかなというふうに思ったところでございます。本当に身内ネタで申しわけないんですけども、8年間の間に2回選挙をさせていただいて、そのときに一番苦勞をかけたのが家内でございます。家内の協力なくしては、この議職8年間ではできなかったというふうに思っていますし、また私を支えていただきました支援者の皆さん、それから御指導をいただきました執行部の皆さん、諸先輩方、8年間がかかわりを持たせていただきました全ての人たちに心からお礼を申し上げたいと思います。

身内ネタ第二弾でございますけれども、私の父も市議会議員でございました。父の部屋には1枚の大きな写真が張ってありまして、その写真は、今と同じく議員を辞するとき、ここに立って御挨拶をするときの写真でございます。傍らには、当時総務部長だったと思いますけれども、篠崎現監査委員が座ってらっしゃるお写真がしっかりと写っておりまして、また今回も写真を撮っていただきましたら、篠崎監査委員がしっかりと写っていただくことでしょうし、親子二代、まとめて見送っていただいた、本当にそういう間柄も大変感謝しております。

今後は、観光業に民間として頑張っていきたいと思います。観光で食べられるまち、これを大きく前進させるために、民間として一生懸命頑張っていきたいと、そう思って今回議職を辞させていただきます。

皆様方には本当にお世話になりました。先ほど発議のときに皆様方のお名前を呼ばせていただいたときに、本当に感慨が深く出てまいりました。来る4月には市長を初め市議会議員

の統一地方選挙がございます。皆様方の御当選を心から祈念申し上げまして、そして民間に戻っても皆さんと一緒に人吉のまちをつくっていくことをお誓い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、笑顔で議場を去らせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（永山芳宏君） 次に、執行部のほうからお願いいたします。

○市民部長（中村明公君）（登壇） 皆様、こんにちは。

これまで35年間、皆様には大変御指導いただきましてありがとうございました。これからも自分の足でゆっくりとしっかりと歩いていきたいというふうに思います。お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○建設部長（田中幸輔君）（登壇） 皆さん、こんにちは。中村部長の挨拶が短かったので、少し長めに。というのは冗談でございますけれども。大変お疲れのところ、挨拶の機会をいただき、ありがとうございます。

私は昭和53年に、水道局に土木技術者として入庁いたしました。当時、水道局では井ノ口の第三水源の建設中でありまして、土木技術者が必要だということで、入庁後すぐに、右も左もわからない中で、その水源の配水池の建設現場に張りつけさせられました。今でも鮮明に覚えております。その後は都市計画課、それから下水道課に配属され、技術職の現場監督員として勤務しておりましたけれども、先ほど挨拶しました中村市民部長の後任といたしまして、中小企業大学校に出向いたしました。この中小企業大学校の出向が私の市役所生活の大きな転機になったのではないかなというふうに思っております。

作業着からスーツに着がえまして、それまではもう現場で泥まみれになっておりましたけれども、中小企業大学校では研修生募集のために、いろんな企業さんを回らせていただきました。そういう中で、人脈もできましたし、あるいは中央から来られる講師の方や本部役員の方などの接客などでたくさんの人脈を得ることができました。この人脈を通しながら、その後、商工振興課ということで配属になったわけでございますけれども、企業誘致というのはなりませんでしたが、いろんな企業に出向かせていただきまして、その人脈の中で仕事をさせていただきました。

私自身は、そういう中で非常に楽しいといえますか、役所生活を送らせてもらいました。先輩、後輩にも恵まれましたし、いろんな遊びごとでも、いろんなことで楽しい役所生活でございました。

退職後は、一市民として地域に根差し、まちづくりに邁進したいと思っております。少しでも市政の力になればというふうに思っております。

最後になりますけれども、今期をもって勇退されます議員の皆様、大変お疲れさまでございました。今後は体に留意され、それぞれのステージで御活躍をされることを期待しております。

また、市長を初め統一地方選挙に臨まれる皆様には、ぜひ御当選を果たされますよう御祈念を申し上げて、退職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○建設部次長（木村秀敏君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ、引き続き御挨拶の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は昭和48年に入庁いたしまして、42年間市職員として勤務をさせていただきました。ただいまの心境でございますが、やっと肩の荷がおろせると、安堵感でいっぱいでございます。

入庁とともに都市計画課のほうに配属をされまして、最後がまた再び都市計画課という勤務になりました。この在職期間、ほとんどが土木行政に携わってきたという形になります。このうち、都市計画勤務というのが一番長いわけございまして、延べ22年間都市計画業務に携わらせていただきました。そのほか、昔は土木課と言っておりましたけれども、道路、河川等を所管いたします土木行政業務に17年、それから人吉球磨広域行政組合のほうへ3年間の派遣期間がございました。

この間、いろいろな事業に取り組みをさせていただき、公園、道路、橋梁と、現存する施設を見るたびに、当時のことを思い出す、よみがえってまいります。自分が仕事をしたことが形になって残るということは、私は幸せ者じゃなかったのかと思っております。

この在職期間の長きにわたり、大過なく務めることができましたのも、議会を初め市長並びに職員の皆様方の御指導、御鞭撻があったものと、心から感謝申し上げます。また、議員の皆様から退職職員に対しましてねぎらいのお言葉をいただき、ありがとうございます。

私ごとで申しわけございませんが、昨年8月から腰痛を治療してまいりましたけれども、最後のこの議会の開会前にさらに悪化いたしまして、歩行がちょっと困難となりましたことから、議会を欠席し、また現地視察への同行に御配慮いただき、本当にいろいろ御迷惑をおかけいたしましたことに申しわけなく思っているところでございます。また、議員の皆様及び職員の皆様方から励ましのお言葉やいたわりのお言葉などを頂戴し、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

この人生の区切りとなります大切なこの時期に、患ってしまったということが、私自身残念で悔しくてたまりません。退職後はまずこの治療に専念いたし、体力づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、今限りで御勇退されます議員各位におかれましては、大変お疲れさまでございました。また、次期統一選挙に出馬されます市長並びに議員の皆様方におかれましては、ぜひ当選を果たされることを御祈念申し上げまして、退職の御挨拶とさせていただきます。

長い間、大変お世話になりました。（拍手）

○会計管理者（椎葉幹夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。貴重なお時間を頂戴いたします。退職に当たり、御挨拶を申し上げます。

皆さんも御存じと思いますが、人吉市職員は毎朝職員綱領を唱和いたしております。私はこの綱領はとてもよくできたすばらしい内容だと思っております。

一つ、笑顔挨拶 おもてなしの心で接します。私の笑顔はいかがだったでしょうか。おもてなしの心は通じていたでしょうか。評価は皆様方にゆだねたいと思います。

一つ、行動基本 時間を大切にし、規律を守ります。時間につきましては、可能な範囲で早目の行動を心がけてきました。規律につきましては、自分の身は律してきたつもりでございましたが、私自身の管理能力の欠如から、退職までの8年間の間に訓告2回、戒告2回を受けてしまいました。公務員生活の汚点として、私に重くのしかかっております。

一つ、積極思考 「どうしたらできるか」を考えて行動します。私が環境課長のときでございました。上戸越町の集落から、簡易水道の水源地の管理について、高齢化が進み困難となってきたことから、地域の上水道化を望む要望書が提出されました。水源地を視察しますと、確かに急峻な山肌の中腹にあり、これを管理するのは高齢者でなくても困難だろうと判断いたしました。早速水道局と協議しましたが、中継ポンプ場の建設や配水管の布設など多額の経費を必要とし、費用対効果から判断して困難とのことでございました。誤解を生みそうなので言うておきますが、私がもし水道局職員でしたら、きっと同じ結論に至ったことだと思います。いろいろ画策をし、一般会計から一部繰り出し可能との判断を局に伝えましたが、それでも頭が縦に振られることはありませんでした。

そこで、ここはもう首長による政治的判断しかないと思ひまして、たしか4年前の3月議会のさなかだったと思ひます。市長にお願いして現地を踏んでもらいました。その結果、上水道化を実現していただいたのです。きっと現地の住民の方々は市長に感謝をしておられると思ひます。

一つ、能力向上 専門性を高め、幅広い知識を身につけます。私の苦手な分野です。特に年を重ねるにつれ、そういった感覚がありました。新しい仕事がなかなか身につけません。そういった意味では、部下職員に多大な迷惑をかけたと思ひています。職員の皆さんに助けをもらいながら職責を全うできたと思ひております。この場をおかりしまして、私を支えてくれた全ての職員にお礼を申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

一つ、郷土貢献 地域に根ざし、まちづくりに取り組みます。ここに宮崎議員もいらっしゃいますが、地域におきましては、地域の御堂の整備と夏祭りの復活、あわせて町内会役員を引き受けるなど、幾らかの貢献ができたと思ひております。市全体のことを考えますと、税務、納税、会計などを渡り歩いてきた経歴から、即座に思い起こすことができません。退職いたしますと、時間が余るほどあると思ひますので、じっくり振り返ってみたいと思ひます。

一つ、感動共感 あなたの喜びを私の喜びとします。これも環境課長のときで恐縮でございましたが、矢岳簡易水道組合の施設が災害と老朽化により大規模改修が必要となりました。

市では補助金を交付し、事業実施いたしました。その完成祝賀会に地元議員とともに出席したときのございます。矢岳町内の高齢の御婦人の方が、あなたのお父さんが役所におられたときに、矢岳の道を広げてくださった。そして今度はあなたが水道を改修してくれたと、たいそう喜んでいただきました。このときほど、「あなたの喜びを私の喜びとします」を実感したことはありませんでした。このような仕事に巡り合えて本当によかったと今でも思っています。

ここまで、挨拶というより思い出話というふうになってしまいましたが、最後に、今後の人吉市民の安全・安心な生活を深く祈念し、あわせて田中市長を初め執行部の皆さん、永山議長を初め議員各位、そして全ての職員に感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。42年間という本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○水道局次長（愛甲泰士君）（登壇） 大変お疲れのところ、貴重な時間をいただきまして、大変恐縮しております。少し高いところからでありますけれども、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆さん、また市長を初め職員の皆さん、長い間大変お世話になりました。これまで多くの諸先輩、それから職場の皆さん、そして仕事でかかわっていただきましたたくさんの皆様方に対し、深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これからは、健康に十分気をつけて過ごしていきたいというふうに考えております。議員の皆様も市民の代表として、市政発展のために御尽力いただきまして大変お疲れさまでした。今回、御勇退されます議員の皆さん、それから4月には来る重要な日が控えておられます市長を初め議員の皆さん、ますます御活躍されますことを祈念申し上げまして、甚だ簡単ですが、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○農業委員会事務局長（舟戸幸弘君）（登壇） 私で最後です。シンプルに行います。

退職に当たり、挨拶の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

お世話になりました42年間のさまざまな思い出とともに、退職を迎えます。市職員の皆様を初め在職中かかわっていただきました多くの方々の御配慮に心より感謝を申し上げます。

また、議員の皆様におかれましてもお元気で、ますます御活躍されることを祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（永山芳宏君） 次に、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○市長（田中信孝君）（登壇） 私が最後でございます。

この4年間、さまざまに議員の皆様方、そして執行部の皆様方、市民の皆様方に大変お世話になり、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

今期で勇退されます議員のお二方、4年間、まことにありがとうございました。それから、本年度で退職をされます職員の皆様方、本当に長い長い間、市民の皆様方の幸福向上のため

に御尽力を賜りましたこと、この場をおかりいたしまして心から厚く、本当に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さまざまな御苦労もおありになったことと思いますが、椎葉会計管理者が申されたように、本当に市民の皆様方から感謝されたとき、そのときこそが本当に報われると、全てのことが忘れることができると、そういう思いではなかろうかと、私自身も感慨深く皆様方のお話を聞かせていただいたところであります。

2期目4年間、さまざまに走ってまいりました。が、集大成として本年度、さまざまなことがございました。やはりこの5年間、ダムによらない治水対策会議、これ12回開催されたわけであります。途中2年7カ月の空白の時間もございました。そういう中で、国そして県、蒲島知事を初め12の流域の市町村長が一堂に会し、さまざまな議論が交わされたところがございます。12回目におきましては、この川辺川ダムという新設ダムを除くダムによらない治水対策というものが上程されて、それを推進すると決まったところがございます。さらに新たなまた検討の場を設けるという一定の区切りがついたところがございます。大変この課題におきましても、平成20年9月2日に白紙撤回を表明させていただきまして以来、感慨深いものがございます。

それから本年度は子ども・子育て条例をつくらせていただきましたけれども、6月には大変残念なことに、球磨工業高校生の荒川真侑子さんが大変悲痛な事件に巻き込まれるということが起こりまして、大変驚愕をするとともに、その深い深いその人生の重みというものを感じたところでもございます。改めまして、この場をおかりしまして御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それから、おかげさまで1月22日には総理大臣官邸で、地方創生第1号としてハラル促進区並びに肥薩線利活用、人吉鉄道ミュージアム、地方創生第1号としてお認めをいただきまして、本当に総理大臣から認定書をいただきましたときは、ここまで歩いてよかったという思いに浸ったところがございます。さらに2月12日には、進出企業株式会社カミチクも協定書を交わすことができまして、一安心したところがございます。

本当にこの4年間、議員の皆様方、そして市職員の皆様方、そして市民の皆様方の御協力なしには、また御指導、叱咤激励なしには歩いてこられなかったところがございます。この2期目の任期を終わるに当たりまして、心から皆様方に御礼を申し上げ、御挨拶にかえさせていただきます。お世話になりました。（拍手）

○議長（永山芳宏君） 以上をもちまして、平成27年3月第2回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後3時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 仲 村 勝 治

人吉市議会議員 三 倉 美千子